## 【表紙】

 【提出書類】
 有価証券報告書

 【提出先】
 関東財務局長

【提出日】 平成27年8月26日

【計算期間】 第27期(自平成26年12月1日 至平成27年5月31日)

 【発行者名】
 平和不動産リート投資法人

 【代表者の役職氏名】
 執行役員
 東原
 正明

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋兜町9番1号

【事務連絡者氏名】 平和不動産アセットマネジメント株式会社

取締役業務企画本部長兼業務管理部長 平野 正則

【連絡場所】 東京都中央区日本橋兜町9番1号

【電話番号】 03-3669-8771

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

- 1 【投資法人の概況】
  - (1) 【主要な経営指標等の推移】
- a.主要な経営指標等の推移

期別	W.11.	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	単位	平成22年11月	平成23年5月	平成23年11月	平成24年5月	平成24年11月
営業成績						
営業収益	百万円	3, 374	4, 337	4, 110	4, 223	4, 295
営業費用	百万円	1, 888	9, 127	2, 289	2, 412	2, 501
営業利益又は営業損失	百万円	1, 486	△4, 789	1,820	1,810	1, 794
経常利益又は経常損失	百万円	842	△5, 523	1, 096	1,073	1, 049
当期純利益又は当期純損失(注4)	百万円	10, 868	△5, 626	1, 095	1,073	1, 049
1 口当たり当期純利益又は当期純 損失(注4,5,11)	円	18, 620	△8, 085	1, 574	1, 541	1, 507
事業収支						
不動産賃貸事業収益	百万円	3, 374	4, 337	4, 110	4, 223	4, 295
不動産賃貸事業費用	百万円	1, 401	1,906	1,734	1,840	1, 938
減価償却費	百万円	584	732	702	719	741
賃貸NOI(注6)	百万円	2, 558	3, 164	3, 077	3, 101	3, 099
資本的支出	百万円	155	188	279	296	289
FFO (注7,15)	百万円	1, 426	1,760	1, 798	1,792	1, 790
1口当たりFFO (注8,11)	円	2, 050	2, 529	2, 584	2, 575	2, 573
財産等の状況						
総資産額	百万円	153, 390	138, 538	137, 985	139, 919	139, 890
有利子負債額	百万円	70, 263	62, 189	62, 038	63, 948	63, 858
期末総資産有利子負債比率(注9)	%	45.8	44. 9	45. 0	45. 7	45.6
純資産額	百万円	77, 687	71, 103	71, 120	71,077	71, 035
1口当たり純資産額(注11)	円	111, 636	102, 175	102, 200	102, 138	102, 077
期末自己資本比率(注10)	%	50. 6	51.3	51. 5	50.8	50.8
出資総額	百万円	59, 412	59, 412	59, 412	59, 412	59, 412
分配金の状況						
発行済投資口の総口数 (注11)	П	695, 897	695, 897	695, 897	695, 897	695, 897
分配総額	百万円	956	1, 078	1, 095	1,078	1, 085
配当性向(注12)	%	8.8	_	99. 9	100. 5	103. 5
1 口当たり分配金額 (注4,11)	円	1, 375	1,550	1, 574	1,550	1, 560
うち1口当たり利益分配金額 (注4,11)	円	1, 375	1,550	1, 574	1, 550	1, 560
うち1口当たり利益超過分配金額	円	_		_	_	_

期 別	景体	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	単位	平成22年11月	平成23年5月	平成23年11月	平成24年5月	平成24年11月
経営指標						
総資産経常利益率 (注13)	%	0.7	△3.8	0.8	0.8	0.8
年換算(注13)	%	1.3	△7. 6	1.6	1.5	1. 5
自己資本利益率(注13)	%	15.8	△7.6	1.5	1.5	1.5
年換算(注13)	%	31. 5	△15. 2	3. 1	3.0	2. 9
DSCR (注14, 15)	倍	3. 9	3.8	4. 1	4. 1	4. 1
ポートフォリオ						
当期運用日数	П	183	182	183	183	183
不動産等の帳簿価額 (注16)	百万円	143, 311	128, 223	127, 834	130, 369	129, 916
期末投資物件数(注16)	件	90	87	87	88	88
期末総賃貸可能面積 (注16)	m²	200, 706. 15	180, 469. 92	180, 511. 50	187, 983. 28	187, 983. 30
期末テナント数 (注16,17)	件	3, 551	3, 384	3, 567	3, 591	3, 614
期末稼働率(注16)	%	93. 5	94. 4	95. 1	95. 6	96. 6

期別		第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	単位	平成25年 5 月	平成25年11月	平成26年5月	平成26年11月	平成27年5月
営業成績						
営業収益	百万円	4, 610	4, 615	5, 059	5, 052	5, 415
営業費用	百万円	2, 731	2, 611	2, 891	2, 903	3, 654
営業利益又は営業損失	百万円	1, 878	2,003	2, 168	2, 148	1,760
経常利益又は経常損失	百万円	1, 211	1, 335	1, 445	1, 502	1, 112
当期純利益又は当期純損失(注4)	百万円	1, 210	1, 335	1, 444	1, 501	1, 111
1 口当たり当期純利益又は当期純損失(注4,5,11)	円	1, 535	1,678	1, 653	1, 703	1, 169
事業収支						
不動産賃貸事業収益	百万円	4, 610	4, 595	5, 051	5, 046	5, 414
不動産賃貸事業費用	百万円	2, 148	2, 019	2, 267	2, 269	2, 421
減価償却費	百万円	774	777	836	838	898
賃貸NOI (注6)	百万円	3, 236	3, 353	3, 620	3, 614	3, 891
資本的支出	百万円	273	337	324	509	353
F F O (注7, 15)	百万円	1, 984	2, 093	2, 281	2, 340	2, 569
1 口当たりFFO (注8,11)	円	2, 495	2,632	2, 587	2, 655	2, 701
財産等の状況						
総資産額(注18)	百万円	146, 857	146, 791	157, 016	157, 382	165, 397
有利子負債額	百万円	64, 938	65, 211	69, 011	69, 011	71, 311
期末総資産有利子負債比率(注9,18)	%	44. 2	44. 4	44. 0	43. 8	43. 1
純資産額	百万円	76, 479	76, 192	82, 115	82, 033	87, 508
1口当たり純資産額(注11)	円	96, 146	95, 785	93, 160	93, 067	92, 002
期末自己資本比率 (注10,18)	%	52. 1	51. 9	52. 3	52. 1	52. 9
出資総額	百万円	64, 652	64, 652	70, 527	70, 527	76, 372
分配金の状況						
発行済投資口の総口数 (注11)	П	795, 447	795, 447	881, 447	881, 447	951, 147
分配総額	百万円	1, 304	1, 315	1, 472	1, 501	1, 656
配当性向 (注12)	%	107.8	98. 5	101. 9	100.0	149. 0
1口当たり分配金額(注4,11)	円	1, 640	1,654	1,670	1, 703	1,742
うち1口当たり利益分配金額 (注4,11)	円	1, 640	1,654	1,670	1, 703	1,742
うち1口当たり利益超過分配金額	円	_	_	_	_	_

期 別	从什	第23期	第24期	第25期	第26期	第27期
決算年月	単位	平成25年5月	平成25年11月	平成26年5月	平成26年11月	平成27年5月
経営指標						
総資産経常利益率 (注13)	%	0.8	0.9	1.0	1.0	0.7
年換算(注13)	%	1.7	1.8	1.9	1.9	1.4
自己資本利益率(注13)	%	1.6	1.7	1.8	1.8	1.3
年換算(注13)	%	3. 3	3. 5	3. 7	3.6	2.6
DSCR (注14, 15)	倍	4. 9	5. 1	5. 5	5. 7	6. 2
ポートフォリオ						
当期運用日数	日	182	183	182	183	182
不動産等の帳簿価額 (注16)	百万円	135, 608	135, 157	144, 197	143, 868	150, 804
期末投資物件数 (注16)	件	91	89	92	92	95
期末総賃貸可能面積(注16)	m²	200, 248. 73	196, 809. 84	216, 609. 53	216, 608. 56	228, 331. 01
期末テナント数 (注16, 17)	件	3, 665	3, 602	3, 678	3, 722	3, 809
期末稼働率(注16)	%	96. 9	96. 8	96. 2	97.3	96.8

- (注1) 平和不動産リート投資法人(以下「本投資法人」といいます。)の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までの各6ヵ月間です。
- (注2) 記載した金額は、特に記載のない限りいずれも記載した単位未満の桁数を切り捨て、百分比については小数点第2位を四捨五入しています。
- (注3) 消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっています。
- (注4) 第18期の当期純利益には特別利益として計上した負ののれん発生益10,026百万円が含まれています。この負ののれん発生益から、安定的な分配の維持・向上を目的として、第19期に6,705百万円、第21期に5百万円、第22期に36百万円、第23期に93百万円、第25期に27百万円、第27期に545百万円を分配金に充当しています。なお、第24期においては不動産等売却益相当額19百万円を内部留保しています。
- (注5) 1 口当たり当期純利益又は当期純損失は、当期純利益又は当期純損失を期間の日数による加重平均投資口数で除することにより算出しています。
- (注6) 賃貸NOI=不動産賃貸事業収益-不動産賃貸事業費用+減価償却費
- (注7) FFO=当期純利益-不動産等売却損益+減価償却費
- (注8) 1口当たりFFO=FFO÷期末発行済投資口の総口数
- (注9) 期末総資産有利子負債比率=期末有利子負債額÷期末総資産額×100
- (注10) 期末自己資本比率=期末純資産額÷期末総資産額×100
- (注11) 平成22年10月1日を効力発生日として投資口1口につき4口の割合による投資口分割を行っています。
- (注12) 配当性向については、記載した単位未満の桁数を切り捨てて表示していましたが、第22期から小数点第2位を四捨五入しています。 配当性向=分配総額÷当期純利益×100
- (注13) それぞれ以下の算式により算出しています。

総資産経常利益率=経常利益÷ { (期首総資産額+期末総資産額) ÷ 2 } ×100

(年換算) 総資産経常利益率=経常利益÷ { (期首総資産額+期末総資産額) ÷ 2 } ÷運用日数×365×100

自己資本利益率=当期純利益÷ { (期首純資産額+期末純資産額) ÷ 2 } ×100

(年換算) 自己資本利益率=当期純利益÷ {(期首純資産額+期末純資産額)÷2}÷運用日数×365×100

- (注14) DSCR=(金利償却前当期純利益-不動産等売却損益)÷支払利息(投資法人債利息を含みます。)
- (注15) 第18期のFFO及びDSCRの算定に使用する当期純利益には、負ののれん発生益を含めていません。
- (注16) ポートフォリオの詳細については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの」をご参照下さい。
- (注17) 期末テナント数については、本投資法人、信託受託者及びマスターリース会社を賃貸人としたエンドテナントの総数を記載しています。但し、固定賃料型の物件については、「1」としています。
- (注18) 第25期より、デリバティブ取引に係る科目の表示方法の変更を行っているため、第24期については、当該表示方法の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しています。

#### b. 当期の資産運用の経過

本投資法人は、基本理念である「運用資産の着実な成長」及び「中長期的な安定収益の確保」並びに「平和不動産グループ(平和不動産株式会社(以下「平和不動産」といいます。)及び平和不動産の子会社を総称していいます。以下同じ。)の活用」により、投資主価値の極大化を目指すことを目的として資産運用を行っています。

#### (イ) 投資法人の主な推移

本投資法人は、平成17年3月8日に、その発行する投資口を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の不動産投資信託証券市場(J-REIT市場)に上場しました(銘柄コード8966)。

その後、前期までに複数回に亘る公募増資若しくは第三者割当増資による投資口の発行を、また平成22年10月1日には、ジャパン・シングルレジデンス投資法人(以下「JSR」といいます。)との合併(以下「本合併」といいます。)に伴う投資口分割及び投資口の割当交付を行っています。当期においては平成26年12月に公募増資を行い、その資金等によりオフィス3物件、レジデンス1物件を取得しました。この結果、当期末現在の発行済投資口の総口数は951,147口、出資総額は76,372百万円となっています。

#### (口) 運用環境

当期における国内経済は、政府による経済対策や日本銀行による量的・質的金融緩和の拡大等を背景として、期を通じて企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続きました。個人消費は消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減からしばらくは前年同期比で減少が続きましたが、ようやく持ち直しの傾向が見られてきました。このような環境下、東証REIT指数については、平成26年10月31日の日本銀行による追加金融緩和の効果から、前期末の1826.72ポイントから、当期末には1866.06ポイントと期中を通じて1800ポイント超の水準で推移しました。

#### ① オフィスビル賃貸マーケット

三鬼商事株式会社の最新オフィスビル市況によれば、都心5区(千代田区、中央区、港区、新宿区、渋谷区)のオフィスビルの平均空室率は、前期末(平成26年11月末)の5.55%から、当期末(平成27年5月末)には新築ビルの空室率は大規模ビル竣工の影響等により上昇しましたが、既存ビルの空室解消が着実に進み、平均では5.17%まで低下してきています。オフィスビルの賃貸マーケットは、景況感の改善による企業のオフィス需要の増加により、着実に改善傾向が見られているといえます。平均賃料についても、前期末の16,950円/坪から当期末は17,320円/坪とこちらも着実に上昇しており、賃料相場の回復傾向が顕著になってきています。

#### ② レジデンス賃貸マーケット

IPD/リクルート住宅指数によれば、平成27年5月の首都圏のマンション賃料指数は、前年同月比0.94%上昇する等、首都圏への継続的な人口流入超過や小世帯層の増加傾向により賃貸住宅への需要は堅調であり、一方で新設住宅着工戸数(貸家)は対前年比でほほ横ばい水準で推移しており、供給は限定的な水準にとどまっていることから、レジデンスの賃貸マーケットの需給動向は底堅く推移しました。本投資法人の運用資産においても稼働率は期中を通じて高稼働で推移し、賃料水準も上昇の傾向を示す物件数が増加する等、収益性は改善しつつあります。その先行きについては、景気回復による雇用や消費の改善が更に進展することが期待され、レジデンスの特性ともいえる安定的な推移を示すものと予想されます。

#### ③ 不動産市況

平成27年3月に発表された平成27年1月1日時点の地価の公示価格においては、三大都市圏平均では住宅地、商業地ともに昨年に引き続き上昇しました。その内訳を見ると、東京圏と名古屋圏において、景況感の改善による住宅需要の拡大を背景に住宅地が2年連続で上昇し、商業地は東京圏、大阪圏、名古屋圏ともに2年連続の上昇となりました。住宅地については、低金利や住宅ローン減税の実施により住宅需要が堅調であり、商業地は低金利等により資金調達環境が良好なことや主要都市の中心部ではオフィスの空室率低下傾向や一部地域では賃料の改善が見られたことで、投資用不動産等への需要が強まったこと等が主な変動要因と考えられます。

一方で地方圏については、住宅地、商業地ともに依然として下落となっていますが、住宅地、商業地ともに下落率は縮小しています。

#### (ハ) 運用実績

#### ① 外部成長

本投資法人は、ポートフォリオの質の向上及び収益性の向上を目的として、平成26年12月4日付でオフィス3物件(0f-33 台和上野ビル(信託受益権、取得価格:3,400百万円)、0f-34 麹町HFビル(信託受益権、取得価格:1,350百万円)、0f-35 HF九段南ビルディング(信託受益権、取得価格:2,720百万円))及びレジデンス1物件(Re-75 HF仙台レジデンスEAST(信託受益権、取得価格:

1,630百万円))を取得しました。一方で、平成27年3月10日付でオフィス1物件(0f-14 KCAビル (不動産、取得価格:1,730百万円))を売却しました。この結果、当期末時点での運用資産は、オフィス30物件(取得価格の総額:68,006百万円)、レジデンス61物件(取得価格の総額:82,853百万円)、ホテル4物件(取得価格の総額:4,180百万円)の合計95物件(取得価格の総額:155,039百万円)となっています。オフィス及びレジデンスの区分の詳細については、後記「2 投資方針 (1)投資方針 a. 基本方針 (ロ)東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資」をご参照下さい。

(注) 「取得価格」は、不動産売買契約書又は信託受益権売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額及び取得に要した諸費用は含みません。) を記載しています。

#### ② 内部成長

本投資法人は、従来から稼働率の維持向上に注力することにより、収益の向上に努めてきました。前期末の高稼働を維持すべく、当期においても、空室期間の短縮化に努めたテナントリーシング活動、及びテナントニーズや物件毎の特性を踏まえた計画的なバリューアップ投資に取り組みました。こうした取組みによって物件の競争力の維持向上に努めた成果もあり、全運用資産合計の稼働率は、当期末時点で96.84%となりました。前期末時点の97.31%から低下しているものの期中を通じて高稼働で安定的に推移させることができ、期中月末平均稼働率は97.27%と高水準となりました。

また、従来から継続して取り組んでいる運用資産の名称変更についても、当期首から本書の日付現在までに下記2物件において実施し、その目的である既存テナントへの安心感の提供、テナント候補者への訴求力の向上、より効率的なリーシングを目指しています。

本書においては、これら名称を変更した物件については変更後の名称を記載しています。

平成27年1月5日付名称変更物件

物件番号	旧物件名称	新物件名称
0f-31	日本橋浜町セントラルビルディング	HF日本橋浜町ビルディング
0f-32	仙台グリーンプレイス	HF仙台本町ビルディング

#### (二) 資金調達の概要

本投資法人は、物件取得資金等に充当することを目的として、平成26年12月1日に公募増資(発行投資 口数:66,400口、発行価額の総額:5,567,772千円)及び平成26年12月24日に第三者割当増資(発行投 資口数:3,300口、発行価額の総額:276,711千円)による資金調達を行っています。また、公募増資に 併せ、平成26年12月4日にタームローン25トランシェA(借入金額:1,300百万円)、タームローン25 トランシェB(借入金額:1,300百万円)、タームローン25 トランシェC(借入金額:900百万円)の 新規借入れも行い、物件取得資金の一部に充当しています。更に平成27年5月29日に元本返済期日を迎 えたタームローン13 トランシェB(借入残高:480百万円)、タームローン18(借入残高:1,520百万 円)及びタームローン22 トランシェA(借入残高:2,800百万円)の返済資金に充当するため、同日付 でタームローン26 トランシェA(借入金額:700百万円)、タームローン26 トランシェB(借入金 額:480百万円)、タームローン26 トランシェC(借入金額:3,620百万円)の借入れを行いました。 かかる借入れの概要は以下の通りであり、これにより借入期間の長期化・償還期限の分散化を図る一方 で、借入コストの低減をも図ることができました。その一方で、オフィス1物件の売却に伴い、平成27 年3月25日と平成27年4月3日に借入金の一部期限前弁済を合計で1,200百万円行っています。平成26 年12月22日と平成26年12月24日には、既に借入れを行っている2つのタームローン(借入残高:4,931 百万円)を対象として金利スワップ契約を締結することにより利率を固定化し、将来の金利上昇による 支払利息の増加リスクをヘッジしました。

## [タームローン25 トランシェA]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	使途	摘要
株式会社三井住友銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社福岡銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社七十七銀行	1,300百万円	平成30年 5月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金等	無担保無保証

## [タームローン25 トランシェB]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	使途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社あおぞら銀行 三井住友信託銀行株式会社 株式会社福岡銀行 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式会社七十七銀行	1,300百万円	平成30年 10月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金等	無担保無保証

## [タームローン25 トランシェC]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	使途	摘要
株式会社日本政策投資銀行	900百万円	平成34年 10月31日 (注)	期限一括返済	物件の取得資金等	無担保無保証

## [タームローン26 トランシェA]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	使途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社あおぞら銀行	700百万円	平成31年 5月31日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保無保証

## [タームローン26 トランシェB]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	使途	摘要
オリックス銀行株式会社	480百万円	平成33年 10月31日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保無保証

## [タームローン26 トランシェC]

借入先	借入金額	元本返済期日	元本返済方法	使途	摘要
株式会社三井住友銀行 株式会社りそな銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 株式会社新生銀行 株式会社みずほ銀行	3,620百万円	平成35年 5月31日 (注)	期限一括返済	既存借入金の返済 資金	無担保無保証

<sup>(</sup>注) 同日が営業日でない場合には、直前の営業日とします。

これらの結果、当期末時点での借入総額は、71,311百万円(期末総資産有利子負債比率:43.12%)となりました。

なお、本書の目付現在における本投資法人の格付の状況は、以下の通りです。

信用格付業者	格付内容		
株式会社格付投資情報センター(R&I)	発行体格付: A - 、格付の方向性: 安定的		
株式会社日本格付研究所 (JCR)	発行体格付: A、格付の方向性: 安定的		

#### (ホ) 業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績として、営業収益は5,415百万円、営業利益は1,760百万円となり、借入金に係る支払利息等を控除した後の経常利益は1,112百万円、当期純利益は1,111百万円を計上しました。

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第137条に定める金銭の分配(以下「分配金」といいます。)については、投資法人規約(以下「規約」といいます。)第32条第1項に定める方針に基づき、当期未処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法(昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。)(以下「租税特別措置法」といいます。)第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期純利益1,111,834,917円に前期繰越利益から545,063,157円を充当し、1,656,898,074円を利益分配金として分配することとしました。この結果、投資口1口当たりの分配金は1,742円となりました。

#### c. 今後の運用方針及び対処すべき課題

本投資法人は、基本理念である「運用資産の着実な成長」及び「中長期的な安定収益の確保」並びに「平和不動産グループとの連携活用」により、投資主価値の極大化を目指すことを目的とし、東京23区に所在するオフィス及びレジデンスを中心に、質の高いポートフォリオを構築・運営してきました。次期以降も、上記方針に従い、ポートフォリオの安定的な運用を行いつつ、着実な成長戦略の推進によって、更なる投資主価値の極大化を目指します。

#### 外部成長

本投資法人は、特にポートフォリオの質の向上及び財務基盤の強化に努めてきており、当期にも公募増資を行い、それら調達資金により良質な物件を取得する一方で、収益性の低下していた物件を売却したことで、ポートフォリオの質の向上と財務基盤の強化の双方を進めることができました。今後も、継続的な資産規模の拡大を図る一方で、資産の入替えの検討等も行い、中長期的なポートフォリオの質の向上を図り、投資主価値の極大化を目指していきます。良好な資金調達環境や景気の回復に伴う物件価格の上昇から、各社とも物件の取得意欲が旺盛であり、物件の取得環境は引き続き厳しい環境が続くものと考えられます。そのために、平和不動産のパイプラインの活用及び本投資法人の資産運用会社である平和不動産アセットマネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)独自の情報ルートの強化により、優良物件情報の早期入手に努めます。基本戦略として、平和不動産が保有・開発する物件取得や、他のデベロッパーが保有・開発する物件取得等、取得機会の増加に努め、中長期的な安定収益の確保に貢献するポートフォリオの拡大を目指します。

#### ② 内部成長

本投資法人は、平和不動産グループ及びプロパティ・マネジメント会社(以下「PM会社」といいます。)が培ったデータベースや情報ネットワークを活用することにより、賃貸マーケットの動向を迅速に把握し、きめ細やかなプロパティ・マネジメントを行うことで、運用資産の稼働率及び賃料水準の維持・向上を図ることが可能になると考えています。稼働率維持・向上のために、退去者数の低減に重点を置いたテナント対応や退去者発生から新規入居者獲得までの期間短縮のため、原状回復工事期間の短縮等のリーシング管理を行っていきます。更に、物件競争力強化のために、運用資産の修繕・改修工事については、物件毎の築年数や設備水準等を勘案し、中長期的な資産価値の維持・向上を図るためのバリューアップ投資を引き続き積極的に行っていきます。これらの施策を行うことで、高位安定している稼働率の維持及び更なる向上を目指します。

#### ③ 財務戦略

本投資法人は、財務基盤の安定化を図り、持続的な成長を可能とすることを目的とした施策に鋭意取り組んでいます。借入金については適切なLTVをコントロールしながら、引き続き借入期間の長期化・ 償還期限の分散化を図る一方で、今後の金利上昇リスクの低減や金融コストの低減を推進していきます。また、金融機関とのリレーション強化を行いながら、更なるバンクフォーメーションの強化を進めていきます。これら施策、取組みを継続して行うことで、資金調達環境に左右されない健全な財務体質の構築に努めていきます。

#### ④ 一層の適時開示の推進

東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」その他の適時開示に関する諸規則及び関連諸法令等を遵守し、正確、公平かつ適時に情報開示を行います。新規物件の取得等の決定事項については、原則として役員会等の機関決定をした時点で、運用資産等に生じた偶発的事象に起因する損害発生等の発生事項については、発生を認識した時点で開示を行います。情報開示の方法については、原則として、東京証券取引所のTDnetによる開示、東京証券取引所内記者クラブ(兜倶楽部)及び国土交通記者会等へのプレスリリース並びに本投資法人のホームページによる開示を行います。

#### d. 決算日後に生じた重要な事実

該当事項はありません。

#### (参考情報)

投資法人における規約の一部変更及び役員選任の予定

本投資法人は、平成27年8月28日に開催予定の投資主総会に、規約を一部変更する議案及び役員を選任する議案を提出する予定です。詳細については、下記<規約の一部変更の予定>及び後記「第二部投資法人の詳細情報 第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照下さい。

<規約の一部変更の予定>

(下線は変更箇所を示します。)

Ŧ	現 行	規	約	変	更	案
	第1	章 総 則			第1章 総 則	

#### 第2条(目的)

この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等(第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券(第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下「不動産対応証券」といいます。)等の特定資産(投信法第2条第1項に定める特定資産をいいます。以下同じ。)に対する投資として運用することを目的とします。

### 第2章 投資口

第6条(投資主の請求による投資口の払戻し、 自己投資口の取得)

1. ~ 2. (記載省略)

#### 第3章 投資主総会

第10条(招集の公告、通知)

(新設)

投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の 2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を発します。

#### 第2条(目的)

この投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。)に基づき、投資法人の資産を主として不動産等資産(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。)に定めるものをいいます。以下同じ。)のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に対する投資として運用することを目的とします。

#### 第2章 投資口

第6条(投資主の請求による投資口の払戻し、 合意による自己投資口の取得)

1. ~ 2. (現行通り)

#### 第3章 投資主総会

第10条 (招集の公告、通知)

- 1. この投資法人は、平成29年8月5日及び その日以後、遅滞なく投資主総会を招集 し、以後、隔年毎の8月5日及びその日以 後、遅滞なく投資主総会を招集します。ま た、この投資法人は、必要があるときは随 時、投資主総会を招集することができま す
- 2. 投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、各投資主に対して書面をもってその通知を発します。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25ヵ月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しません。

現 行 規 約

54章 執行役員、監督役員及び役員会

第18条(執行役員及び監督役員の任期)

- 1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。但し、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします。
- 2. (記載省略)

第5章 資産運用の対象及び方針

第24条(資産運用の基本方針)

この投資法人は、主として不動産等<u>及び不動産対応証券等の特定資産</u>に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。

第25条(投資態度)

- 1. ~ 6. (記載省略)
- 7. この投資法人は、この投資法人の有する 資産の総額のうちに占める不動産等(不動 産(「投資法人の計算に関する規則」(平 成18年内閣府令第47号、その後の改正を含 みます。以下「投資法人の計算に関する規 則」といいます。)第37条第3項第2号 イ、口及びホに掲げる資産をいいます。以 下本項において同じ。)、不動産の賃借 権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役 権並びにこれらの資産を信託する信託の受 益権をいいます。)の価額の割合を、100 分の70以上とします。

変 史 案

執行役員、監督役員及び役員会

第18条(執行役員及び監督役員の任期)

- 1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年とします。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長し又は短縮することを妨げません。また、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします。
- 2. (現行通り)

第4章

第5章 資産運用の対象及び方針

第24条(資産運用の基本方針)

この投資法人は、主として不動産等<u>資産のうち、不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権に投資し、また、不動産等資産以外の不動産等(第26条第2項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)及び不動産対応証券(第26条第3項各号に定める資産をいいます。以下同じ。)等の特定資産(投信法第2条第1項に定める特定資産をいいます。以下同じ。)に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。。</u>

第25条(投資態度)

1. ~6. (現行通り)

(削除)

現 行 規 約 数 更

第26条 (資産運用の対象とする資産の種類、目 的及び範囲)

- 1. ~ 3. (記載省略)
- 4. この投資法人は、第2項及び第3項に定める特定資産のほか、次に定める資産に投資することができます。
  - (1) ~(12) (記載省略)
- (13) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号、その後の改正 を含みます。)に基づく算定割当量その 他これに類似するもの又は排出権(温室 効果ガスに関する排出権を含みます。)

(新設)

- (14) 第1号から第13号までに定めるものの ほか、不動産等の投資に付随して取得が 必要となるその他の運用資産
- 5. (記載省略)

第31条 (借入金及び投資法人債発行の限度額)

- 1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を 図るため、資産の取得資金、貸付けを行う 不動産及び信託の受益権その他の資産の裏 付けとなる不動産に係る工事代金及び運転 資金、又は債務の返済(敷金・保証金の返 還並びに借入金の返済及び投資法人債(短 期投資法人債を含みます。以下同じ。)の 償還を含みます。)、その他の一時的な支 出のために必要となる資金の調達を使途と し、借入れ又は投資法人債の発行を行います。
- 2. ~ 4. (記載省略)

第26条(資産運用の対象とする資産の種類、目 的及び範囲)

- 1. ~3. (現行通り)
- 4. この投資法人は、第2項及び第3項に定 める特定資産のほか、次に定める資産に投 資することができます。
  - (1) ~(12) (現行通り)
- (13) 「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。)に基づく算定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。)
- す。) (14) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号、その後の改正を含みます。)第2条第3項に定める再生可能エネルギー発電設備(但し、不動産に該当するものを除きます。)
- <u>該当するものを除きます。)</u>
  (<u>15</u>) 第1号から第1<u>4</u>号までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の運用資産
- 5. (現行通り)

第31条(借入金及び投資法人債発行の限度額)

- 1. 資産の効率的な運用及び運用の安定性を 図るため、資産の取得資金、貸付けを行う 不動産及び信託の受益権その他の資産の裏 付けとなる不動産に係る工事代金及び運転 資金、又は債務の返済(敷金・保証金の返 還並びに借入金の返済及び投資法人債(短 期投資法人債を含みます。以下同じ。)の 償還を含みます。)、その他の一時的な支 出のために必要となる資金の調達を使途と し、借入れ又は投資法人債の発行を行いま す。但し、短期投資法人債の発行により調 達した資金の使途又は目的については、法 令に定める範囲に限るものとします。
- 2. ~4. (現行通り)

行 規 約 案 第6章 計

第6章

#### 第32条 (金銭の分配の方針)

- 1. (記載省略)
  - (1) (記載省略)
  - (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15 に定める投資法人の課税の特例(以下 「投資法人の課税の特例」といいま す。) に規定されるこの投資法人の配当 可能利益の額(以下「配当可能利益の 額」といいます。) の100分の90に相当 する金額(法令改正等により当該金額の 計算に変更があった場合は、変更後の金 額とします。)を超えて分配するものと して、この投資法人が決定する金額とし ます。但し、税務上の欠損金が発生した 場合、又は欠損金の繰越控除により税務 上の所得が発生しない場合はこの限りで なく、この投資法人が合理的に決定する 金額とします。なお、この投資法人は、 運用資産の維持又は価値向上に必要と認 められる長期修繕積立金、支払準備金、 分配準備積立金並びにこれらに類する積 立金及び引当金等<u>を積立てる</u>ことができ ます。
  - (3) (記載省略)
- 2. 利益を超えた金銭の分配

この投資法人は、以下の場合、それぞれに 定める金額を、出資の戻しとして分配可能 金額を超えて金銭で分配することができま す。但し、一般社団法人投資信託協会の規 則等において定める額を限度とします。

- (1) ~(2) (記載省略)
- 3. ~ 4. (記載省略)
- 第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般 事務受託者

第32条 (金銭の分配の方針)

- 1. (現行通り)
  - (1) (現行通り)
  - (2) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15 に定める投資法人の課税の特例(以下 「投資法人の課税の特例」といいま す。) に規定されるこの投資法人の配当 可能利益の額(以下「配当可能利益の 額」といいます。) の100分の90に相当 する金額(法令改正等により当該金額の 計算に変更があった場合は、変更後の金 額とします。)を超えて分配するものと して、この投資法人が決定する金額とし ます。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務 上の所得が発生しない場合はこの限りで なく、この投資法人が合理的に決定する 金額とします。なお、この投資法人は、 運用資産の維持又は価値向上に必要と認 められる長期修繕積立金、支払準備金、 分配準備積立金並びにこれらに類する積 立金及び引当金等<u>のほか必要な金額を分</u> 配可能金額から積立て、又は留保その他 <u>の処理を行う</u>ことができます。
  - (3) (現行通り)
- 2. 利益を超えた金銭の分配

この投資法人は、以下の場合、それぞれに 定める金額を、出資の戻しとして分配可能 金額を超えて金銭で分配することができま す。但し、一般社団法人投資信託協会の規 則等において定める額を限度とします。<u>ま</u> た、この投資法人は、この投資法人における課税負担の軽減を目的として役員会にお いて適切と判断した場合、役員会が決定し た金額により利益を超えて金銭で分配する ことができます。

- (1) ~(2) (現行通り)
- 3. ~ 4. (現行通り)
- 第8章 資産運用会社、資産保管会社及び一般 事務受託者

現 行 規 約 変 更 案

第37条 (資産の運用、保管及びその他事務に係 る業務の委託)

- 1. (記載省略)
- 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債権者に係る事務(「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。)第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。)は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。

附 則

#### 第39条(改正の効力発生)

第6条第2項の新設については、投資法人が自己投資口を取得することができる場合として、新たに、予め規約にその旨を定めた場合を追加する投信法の改正の施行目に効力を生じるものとします。また、自己投資口の取得に別途の規約の定めが必要となる場合は、当該改正後の投信法の規定に沿って第6条第2項の規定を読み替えるものとします。

第37条 (資産の運用、保管及びその他事務に係 る業務の委託)

- 1. (現行通り)
- 2. この投資法人の成立後に委託する一般事務のうち、発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債権者に係る事務(投信法施行規則第169条第2項第4号及び第5号に定める一般事務のことをいいます。)は、適宜、一般事務受託者を役員会で定め、一般事務委託契約を締結するものとします。

附則

(削除)

#### (2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

#### a. 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、投信法に基づき、投資法人の資産を主として後記「2投資方針 (2)投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」に記載する不動産等及び不動産等を主たる投資対象とする資産対応証券等の特定資産(以下「投資対象不動産等」といいます。)に対する投資として運用することを目的とします(規約第2条)。

#### b. 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、投資法人の資産を主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行うことを資産運用の基本方針としています(規約第24条)。また、本投資法人の投資する不動産及び信託財産である不動産の用途は、主にオフィスビル及び居住用マンションとし、投資対象地域は、我が国の都心部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市とします(規約第25条第3項)。本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しが認められないクローズド・エンド型です(規約第6条)。本投資法人の資産運用は全て、投信法上の資産運用会社に委託してこれを行います。

(注1) 投資法人に関する法的枠組みは、大要、以下の通りです。

投資法人は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)(以下「金商法」といいます。)上の金融商品取引業者等の一定の資格を有する設立企画人により設立されます。投資法人を設立するには、設立企画人が規約を作成しなければなりません。規約とは、株式会社における定款に相当するものであり、投資法人の商号、発行可能投資口総口数、資産運用の対象及び方針、金銭の分配の方針等を規定する投資法人の根本規則です。投資法人は、かかる規約に沿って運営されます。なお、規約は、投資法人の成立後には、投資主総会の特別決議により変更することができます。

投資法人は、投資口を発行して、投資者より出資を受けます。投資口を有する者を投資主といい、投資主は、投資主総会を通じて、一定の重要事項につき、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。

投資法人には、その機関として、投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人が設置されます。執行役員は、投資法人の業務を執行し、投資法人を代表します。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督します。全ての執行役員と監督役員は、役員会を構成し、かかる役員会は、執行役員の一定の重要な職務の執行に対する承認、計算書類等(金銭の分配に係る計算書を含みます。)の承認等、投資法人の一定の業務の執行に係る重要な意思決定を行います。更に、会計監査人は、投資法人の会計監査を行います。これらの執行役員、監督役員及び会計監査人は、いずれも投資主総会の決議によって選任されます。投資主総会、執行役員、監督役員、役員会及び会計監査人については、後記「(4)投資法人の機構 a. 投資法人の統治に関する事項」をご参照下さい。

投資法人は、規約に定める額を限度として、借入れを行うことができるほか、投資主の請求による投資口の払戻しをしない旨を規約に定めたクローズド・エンド型の投資法人の場合には、規約に定める額を限度として、投資法人債を引き受ける者を募集することもできます。また、投資法人は一定の要件を充足した場合に、短期投資法人債を発行することができます。投資法人は、投資口及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下本(注1)において同じ。)の発行による手取金並びに借入金を、規約に定める資産運用の対象及び方針に従い運用します。なお、投資法人がこのような資産の運用を行うためには、内閣総理大臣の登録を受ける必要があります(以下、この登録を受けた投資法人を「登録投資法人」といいます。)。本投資法人の資産運用の対象及び方針については、後記「2 投資方針 (1)投資方針、(2)投資対象」をご参照下さい。

投資法人は、投資主に対して、規約で定めた金銭の分配の方針に従って、金銭の分配を行います。本投資法人の投資主に対する分配方針については、後記「2 投資方針 (3)分配方針」をご参照下さい。

登録投資法人は、投信法上の資産運用会社(内閣総理大臣の登録を受けた金融商品取引業者(投資運用業を行うものに限り、信託会社を除きます。))にその資産の運用に係る業務を委託しなければなりません。また、登録投資法人は、信託銀行等の一定の資格を有する資産保管会社にその資産の保管に係る業務を委託しなければなりません。更に、投資法人は、一般事務受託者に投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、投資主名簿等に関する事務その他の事務を委託しなければなりません。本投資法人の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者については、後記「(3)投資法人の仕組み」をご参照下さい。

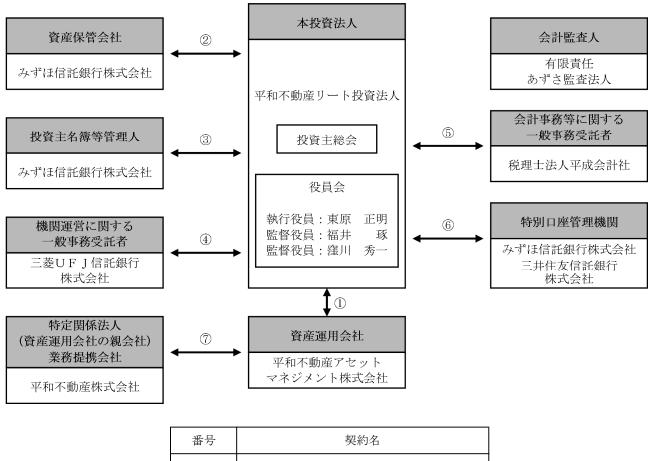
(注2) 本投資法人の投資口は、振替投資口(社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「振替法」といいます。)第226条第1項に定める意味を有します。以下同じ。また、振替投資口である本投資法人の投資口を、以下「本振替投資口」といいます。)です。本振替投資口については、本投資法人は投資証券を発行することができず、権利の帰属は振替口座簿の記載又は記録により定まります(振替法第226条、第227条)。なお、以下では、別途明記する場合を除き、本投資法人が発行する投資証券についての記載は、本振替投資口を含むものとします。

#### c. 投資ビークルへの投資を通じた資産の運用

本投資法人は、不動産等を運用財産とする匿名組合出資持分等に投資することがあります。

#### (3) 【投資法人の仕組み】

## a. 本投資法人の仕組図



番号	契約名
1	資産運用委託契約
2	資産保管業務委託契約
3	投資主名簿等に関する一般事務委託契約
4	機関運営に関する一般事務委託契約
5	会計事務等に関する一般事務委託契約
6	特別口座管理に関する一般事務委託契約
7	業務提携に関する協定

(注) 平和不動産株式会社は、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。)第12条第3項に定める資産運用会社の特定関係法人に該当します。

## b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容

運営上の役割	名称	関係業務の内容
投資法人	平和不動産リート投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を実現すべく運用を行います。
資産運用会社	平和不動産アセットマネジメン ト株式会社	平成14年2月7日付で資産運用委託契約を、平成16年10月27日及び平成22年10月1日付で資産運用委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の資産運用会社(投信法第198条第1項)として、資産運用委託契約に基づき、規約並びに規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、資産の運用に係る業務を行います。
資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	平成16年5月31日付で資産保管業務委託契約を、平成 16年10月28日付で資産保管業務委託契約に係る変更合 意書を、平成19年6月1日付で資産保管業務委託契約 に係る変更契約を、平成25年1月30日付で資産保管業 務委託契約に係る変更合意書を本投資法人との間で締 結しており、投信法上の資産保管会社(投信法第208条 第1項)として、資産保管業務委託契約に基づき、本 投資法人の保有する資産の保管に係る業務を行いま す。
投資主名簿等管理人	みずほ信託銀行株式会社	平成16年5月31日付で投資主名簿等に関する一般事務委託契約を、平成20年12月26日付で投資主名簿等に関する一般事務委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号、第3号。但し、新投資口予約権及び投資法人債に関する事務を除きます。投信法第117条第6号、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行規則」といいます。)第169条第2項第1号、第3号)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①投資主名簿の作成及び備置きその他の投資主名簿に関する事務、②投資証券の発行に関する事務、③投資主に対して分配をする金銭の支払に関する事務、並びに④投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務を行います。
機関運営に関する一般事務受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	平成16年11月9日付で機関運営に関する一般事務委託 契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の 一般事務受託者(投信法第117条第4号)として、一般 事務委託契約に基づき、本投資法人の機関(投資主総 会及び役員会)の運営に関する事務を行います。
会計事務等に関する一般事務受託者	税理士法人平成会計社	平成16年11月10日付で会計事務等に関する一般事務委託契約を、平成17年1月26日付で会計事務等に関する一般事務委託契約に係る変更契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第5号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第6号、第7号)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①計算に関する事務、②会計帳簿の作成に関する事務、及び③納税に関する事務を行います。

運営上の役割	名称	関係業務の内容
特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社	平成20年12月26日付で特別口座管理に関する一般事務委託契約を本投資法人との間で締結しており、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号。但し、新投資口予約権及び投資法人債に関する事務を除きます。)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務、②振替手続に関する事務、③投資口取得者等による特別口座開設等請求に関する事務、④総投資主報告に関する事務、⑤加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務、並びに⑥加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務その他振替制度の運営に関する事務を行います。
特別口座管理機関	三井住友信託銀行株式会社	平成22年10月1日付でJSRとJSRの特別口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社(旧中央三井信託銀行株式会社)との間の平成21年1月5日付特別口座管理に関する一般事務委託契約上のJSRの地位を本投資法人が承継しており、投信法上の一般事務受託者(投信法第117条第2号。但し、新投資口予約権及び投資法人債に関する事務を除きます。)として、一般事務委託契約に基づき、本投資法人の①振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務、②振替手続に関する事務、③投資口取得者等による特別口座開設等請求に関する事務、④総投資主報告に関する事務、⑤加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務、並びに⑥加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務その他振替制度の運営に関する事務を行います。
特定関係法人(資産運用会社の親会社)業務提携会社		平成22年10月1日付で業務提携に関する協定書を、平成24年6月28日付で業務提携に関する協定書に係る変更合意書を資産運用会社との間で締結しており、以下の通り資産運用会社に情報・業務等を提供します。 ①平和不動産グループが保有又は開発する物件の売却に関する優先交渉権の付与 ②平和不動産が取り扱う仲介物件に関する優先的な情報提供 ③本投資法人への売却を考慮した物件の平和不動産による先行取得の検討 ④本投資法人の物件売却時における平和不動産による取得の検討 ⑤平和不動産グループによるプロパティ・マネジメント業務 ⑥本投資法人の保有物件及び取得予定物件の平和不動産による共有・区分所有の検討 ⑦投資口の追加発行時における平和不動産による投資口追加取得の検討 ⑧本投資法人の投資、リーシング、財務等に関する支援業務 ③人材派遣 後記「4手数料等及び税金(3)管理報酬等」、「第二部投資

法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 d. 関係法人との契約の更改等に関する手続」、「第二部投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (5) 事業の内容及び営業の概況 c. 資産運用会社としての業務」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 2 その他の関係法人の概況」をご参照下さい。 また、特定関係法人である平和不動産株式会社との間の取引の概要については、後記「5運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (二) 賃貸状況の概要 ③ 主要なテナントの概要」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関

係人との取引制限 (2) 本投資法人の自主ルール c. 利害関係者との取引状況等」をご参照下さい。

#### c. 匿名組合出資等の仕組み

本投資法人は、本書の日付現在において、匿名組合出資持分等に投資は行っていません。

#### (4) 【投資法人の機構】

#### a. 投資法人の統治に関する事項

#### (イ) 法人の機関の内容

本書の日付現在、本投資法人の機構は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、 監督役員2名、全ての執行役員及び監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されて います。

#### ① 投資主総会

投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会にて決定されます。投資主総会の決議は、原則として発行済投資口の3分の1以上の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います(規約第12条第1項)が、規約の変更等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数による決議を経なければなりません(投信法第93条の2第2項、第140条)。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき、執行役員が1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名の場合は、役員会が予め定めた順序により執行役員の1名がこれを招集します(規約第9条第1項)。投資主総会を招集するには、投資主総会の日の2ヵ月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、規約第15条に定める投資主等に対して書面をもってその通知を発します(規約第10条)。

また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用に係る業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要となります(投信法第205条)。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です(投信法第206条第1項)。

#### ② 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内(但し、執行役員の員数に1を加えた数以上とします。)とされています(規約第16条)。

執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しています(投信法第109条第1項、第5項、会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。)第349条第4項)。但し、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務の委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結又は契約内容の変更その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません(投信法第109条第2項)。

監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第111条第1項)。

役員会は、全ての執行役員及び監督役員により構成され(投信法第112条)、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する(投信法第109条第2項)ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています(投信法第114条第1項)。役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席し、その過半数をもって行われます(投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第19条)。

投信法の規定(投信法第115条第1項、会社法第369条第2項)及び本投資法人の「役員会規程」において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は当該決議に参加することができないことが定められています。

#### ③ 会計監査人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める業務を行います(投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等)。

#### (ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人は、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、原則として1ヵ月に1回その他必要があるときに役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営状況及び資産運用会社の業務遂行状況の詳細な報告を行います。この報告手続を通じ、資産運用会社又はその利害関係者から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務遂行状況を監視できる体制を維持しています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、資産運用会社から各種報告を受ける権利及び資産運用会社の帳簿 その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、資産運用会 社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、「内部者取引管理規程」を定めて、役員によるインサイダー取引の防止に努めています。

#### (ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査との相互連携

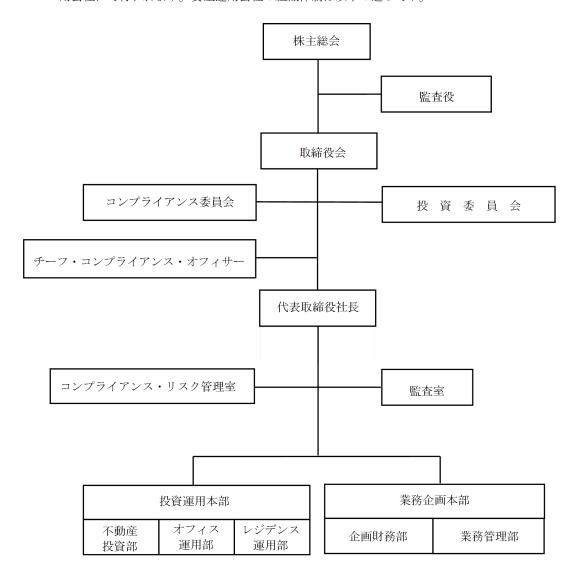
各監督役員は、各々が執行役員の職務執行の監督を職責としていますが、限られた員数で組織的・効率的な監督を実施することにより監査の実効性の確保を図るために、各監督役員の経験・知識を踏まえ監督役員が職務を分担し、監督を行います。また、各監督役員は、原則として1ヵ月に1回その他必要があるときに開催される役員会の席上、執行役員及び本投資法人の関係法人から、本投資法人の業務や運用資産の状況について報告を求めるとともに、必要な調査を行うことにより、監督機能を果たします。会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行い、監督役員との相互連携を図っています。

#### (二) 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

本投資法人は、定期的に資産保管会社及び一般事務受託者からそれぞれの業務執行状況に係る報告を受け、本投資法人の役員会において、監督役員に対し各関係法人の業務執行状況の報告を行うとともに、必要に応じて各関係法人の内部管理、内部統制状況等をヒアリングし、業務執行状況を管理する体制を整えています。

## b. 投資法人の運用体制

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社に委託しており、資産運用の意思決定は、実質的には資産運用会社にて行われます。資産運用会社の組織体制は以下の通りです。



資産運用会社の各組織・機関の主な業務・権限は、以下の通りです。

## ① 部・室

代表取締役社長の管轄下のもの

	組織・機関	主な業務の概略
	不動産投資部	<ul> <li>・投資委員会事務局の運営</li> <li>・投資戦略・投資基準の策定</li> <li>・運用資産の取得・売却に係る計画の策定、実行</li> <li>・運用資産の取得・売却に係るリスク管理</li> <li>・運用資産の取得時におけるPM会社等の選定</li> <li>・不動産の売買市場動向に係る情報収集、調査・分析</li> </ul>
投資 運用 本部	オフィス運用部	<ul> <li>・投資委員会事務局の運営</li> <li>・運用資産の運用管理に係る計画の策定、実行</li> <li>・運用資産の運用管理に係るリスク管理</li> <li>・運用資産の物件別収支の作成、管理</li> <li>・PM会社等の管理・変更</li> <li>・不動産の賃貸市場動向に係る情報収集、調査・分析</li> </ul>
	レジデンス運用部	<ul> <li>・投資委員会事務局の運営</li> <li>・運用資産の運用管理に係る計画の策定、実行</li> <li>・運用資産の運用管理に係るリスク管理</li> <li>・運用資産の物件別収支の作成、管理</li> <li>・PM会社等の管理・変更</li> <li>・不動産の賃貸市場動向に係る情報収集、調査・分析</li> </ul>
業務企部	企画財務部	投資法人に係る業務 ・経営計画・収益計画、配当政策、資産運用計画の策定、予実管理 ・経営の事業環境・業界・他リート動向等に係る情報収集、調査・分析 ・投資法人規約、運用ガイドラインの策定、変更 ・資金調達、資金運用 ・財務管理 ・格付機関との折衝 ・資産保管会社に係る事項 ・IR・情報開示に係る業務 ・ホームページの作成、管理 ・開示書類の作成 ・投資主情報の管理 ・投資主等からの苦情対応 ・一般事務受託者(投資主名簿等管理人)に係る事項
	業務管理部	投資法人に係る業務 ・資産運用委託契約の締結・変更に係る業務 ・決算に関連する業務 ・投資主総会、役員会の運営補佐 ・一般事務受託者(会計税務、機関運営)に係る事項 資産運用会社に係る業務 ・総務、経理、人事に係る業務 ・総務、経理、人事に係る業務 ・監督官庁、関係諸団体との窓口業務 ・免許・登録・届出等に係る業務 ・株主総会、取締役会の運営 ・情報セキュリティ、システム情報機器の運用、保全、管理 ・システムリスク管理

組織・機関	主な業務の概略
コンプライアンス・リスク管理室	・コンプライアンス委員会事務局の運営 ・社内諸規則の整備・管理 ・法令諸規則等への適合性に関するモニタリング及び審査 ・法人関係情報の管理 ・リスク全般の管理 ・内部統制態勢の整備・充実 ・コンプライアンスに関する従業員教育に係る業務 ・苦情、事故等に関する取り纏め及びその対処 ・反社会的勢力への対応 ・内部監査への協力 ・懲罰委員会事務局の運営 ・その他コンプライアンス及びリスク管理に関する業務
監査室	<ul><li>・内部監査方針の企画・立案</li><li>・内部監査の実施</li><li>・内部監査結果に基づく指導、改善勧告、提言</li><li>・自主検査の企画・管理</li><li>・外部監査への対応</li></ul>

コンプライアンス・リスク管理室は、取締役会の決議により任命されたチーフ・コンプライアンス・ オフィサーが室長を務めます。

## ② 投資委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織である投資委員会が設置されており、その概要 は以下の通りです。

	投資運用本部長(委員長)、代表取締役社長、常務取締役、業務企画				
	本部長、チーフ・コンプライアンス・オフィサー、不動産投資部長、				
委員	オフィス運用部長、レジデンス運用部長及び企画財務部長。これらの				
安貝	委員に加え、委員長が必要と認めた場合は、外部委員として、不動産				
	投資又は鑑定評価等に関する有識者を委員に委嘱することができま				
	す。				
	・資産運用委託契約書の締結及び変更				
	・運用ガイドラインの策定及び変更				
主な審議内容	・運用資産の取得及び売却に係る契約締結				
	・運用資産の運用管理に係る計画等の策定及び変更				
	・本投資法人に関する資金調達及び期限前返済等				
	全委員のうち委員長を含む4分の3以上が出席し、出席委員の3分の				
審議方法等	2以上の賛成により決議します。但し、利害関係者との取引の承認に				
<b>奋</b> 嵌刀伝守 	ついては、全会一致で決議された議案のみ、コンプライアンス委員会				
	に付議できるものとします。				

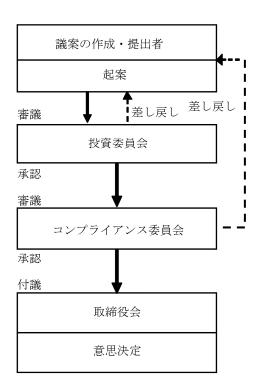
## ③ コンプライアンス委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、取締役会管轄の組織であるコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下の通りです。

	チーフ・コンプライアンス・オフィサー(委員長)、代表取締役社
	長、常務取締役、業務企画本部長、企画財務部長、業務管理部長及
委員	び外部委員。なお、外部委員とは、資産運用会社又は資産運用会社
安貝 	の株主の役職員であったことがなく、かつ、コンプライアンスに関
	連する事項について造詣の深い専門家(弁護士又は公認会計士等)
	の中から、取締役会の承認に基づき委員に委嘱した者をいいます。
	・定款、規則等の新設改廃における法令遵守状況
	・運用資産の運用管理に係る方針・計画等の策定及び変更における法
	令遵守状況
	・運用資産の取得・売却の実行プロセスにおける法令遵守状況等
主な審議内容	・業務一般における法令遵守状況
	・利害関係者(定義については、後記「第二部 投資法人の詳細情報
	第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2)本投資法
	人の自主ルール a. 利害関係者」をご参照下さい。以下同じ。)
	との取引の有無及び妥当性
	全委員のうち委員長及び外部委員を含む4分の3以上が出席し、委員
審議方法等	長及び外部委員を含む3分の2以上の委員の賛成により決議します。
(番戦力伝守)	但し、利害関係者との取引の承認については、全会一致で決議された
	議案のみ、取締役会に付議できるものとします。

#### c. 投資運用の意思決定機構

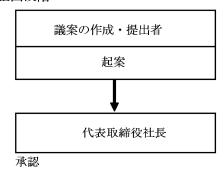
(イ) 運用資産に係る方針・計画等の決定を行うための稟議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下 の通りです。



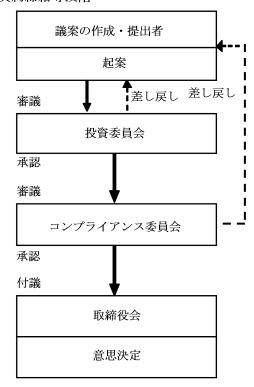
- ① 企画財務部長、オフィス運用部長及びレジデンス運用部長は、運用ガイドライン、中期資産運用計画、年度資産運用計画等の制定及び修正計画を策定する場合は、当該方針・計画を起案して、投資委員会に提出します。
- ② 投資委員会は、当該方針・計画について審議し、問題があれば所管の本部長に修正を指示します。投資委員会を通過した当該方針・計画は、コンプライアンス委員会に付議することを認めます。
- ③ コンプライアンス委員会は、投資委員会を通過した当該 方針・計画が、関連法規、運用ガイドラインその他の社 内規則等に照らし、コンプライアンス上の問題点がない か審議し、所管の本部長に対し、審議内容に問題があれ ば修正を指示します。
- ④ 所管の本部長は、コンプライアンス委員会を通過した方針・計画を、投資委員会及びコンプライアンス委員会における審議結果を付して、取締役会に付議します。当該方針・計画は、取締役会で決定されます。
- ※ なお、本投資法人の規程の定めにより、取締役会で決定 後、本投資法人の役員会に付議し、同役員会にて最終決 定されます。

(ロ) 運用資産の取得・売却等の決定を行うための稟議書の作成・提出から決議までのプロセスは、以下の通りです。

#### 企画段階



#### 契約締結等段階



- ① 不動産投資部長は、運用資産の取得・売却等を行うに際 し、運用ガイドライン、中期資産運用計画、年度資産運 用計画及び資産管理計画をもとに、運用資産取得・売却 企画に係る稟議書を作成等した上で代表取締役社長に提 出します。
- ② 代表取締役社長は、運用資産取得・売却企画に係る内容 の妥当性を確認の上、稟議書を承認します。
- ③ 不動産投資部は、代表取締役社長の承認後、取り纏め依頼書・買付証明書又は売付条件提示書を発行し、売主又は買主との交渉を開始します。
- ④ 不動産投資部長は、売買契約書締結等に係る稟議書を作成し、上記②にて承認済みの稟議書(写し)その他の資料を投資委員会に提出します。
- ⑤ 投資委員会は、上記④の稟議書に基づき、デュー・ディリジェンス等の結果及び契約諸条件等について審議します。投資委員会は、問題があると判断した場合は投資運用本部長に修正を指示します。投資委員会を通過した案件は、コンプライアンス委員会に付議することを認めます。
- ⑥ コンプライアンス委員会は、投資委員会を通過した稟議書に基づき、デュー・ディリジェンス等の結果及びコンプライアンス・チェックリスト等に基づき、代表取締役社長による承認済みの稟議書の内容と実際の契約内容の整合性、並びに契約諸条件等の適法性及び妥当性を審議します。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス上の問題があれば投資運用本部長に修正を指示します。コンプライアンス委員会を通過した案件は、取締役会に付議し、取締役会で決定されます。
- ※ なお、本投資法人の規程に定められる一定の利害関係者 取引については、取締役会で決定後、本投資法人の役員 会に付議し、同役員会にて最終決定されます。但し、一 定の規模以上の利害関係者取引の場合は、取締役会で決 議を行うに当たり、本投資法人の役員会の事前同意を得 るものとします。
- (ハ) その他、運用資産の管理運営・賃貸の実行の決定を行うためのプロセス等、本c. に記載のない事項については、「運用資産運用管理規程」その他の関連する諸規則の定めに従います。

#### d. コンプライアンス手続

資産運用会社は、本投資法人の資産運用業務が本投資法人の投資主の資金を運用する行為であるという認識の下、法令等の遵守状況を確認し、適正かつ公正な業務運営を遂行するため、以下の通り諸規則を定めてコンプライアンス手続を行っています。

- ① コンプライアンス委員会は、利害関係者との取引のほか、法令上の問題点の有無、資産運用会社が資産 運用の受託者としての責務を遵守しているか等を審議します。コンプライアンス委員会の委員長はチーフ・コンプライアンス・オフィサーが務めます。
- ② チーフ・コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス体制の運営に当たり、法令諸規則等への 適合性及び違反事項に関する処理について判断し、また、法令諸規則等への適合性の判断を行う場合に 必要に応じて意見書を作成します。関係当局、外部専門家(弁護士、外部監査人等)の意見・判断を求 めた場合は、その記録の作成・管理を行います。関係当局、外部専門家より法令諸規則等違反の意見、 判断が付された場合は、それに反する起案は差し戻します。
- ③ コンプライアンス・リスク管理室は、コンプライアンス遵守の状況について、適宜モニタリングを行います。モニタリングは日常的に行い、原則として3ヵ月毎(4月、7月、10月、1月)にその結果を「コンプライアンス・リスク管理四半期報告書」に取り纏める等、適切な頻度及び内容でコンプライアンス委員会及び取締役会等へ報告します。
- ④ コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス・プログラムを年1回策定し、実行します。コンプライアンス・プログラムの策定及び変更に際しては、コンプライアンス委員会で審議の上、取締役会の承認を受けます。プログラムの内容は、リスク評価の実施計画、コンプライアンス研修の実施計画、コンプライアンスに関する意識実態調査の実施計画、社内諸規則の整備計画、並びに取締役会への報告等です。
- ⑤ コンプライアンス・リスク管理室は、部署毎に必要とされる法令諸規則等に関する知識の蓄積を図るため、また、コンプライアンスの重要性の周知徹底を図るため、適宜社内研修を行います。社内研修に当たっては、以下の点を明確にし、計画的に行います。
  - (i) 教育目的
  - (ii) 教育を受ける対象者
  - (iii) 教育内容の概要
  - (iv) 教育の実施時期

また、以下の事項を周知徹底させるための手順を確立し、維持します。

- (i) 法令諸規則等を遵守することの重要性
- (ii) 不正な商慣習や無責任な行動が及ぼす影響
- (iii) 法令諸規則等を遵守することで社会の高い信任が得られること
- (iv) 法令諸規則等の遵守のための各人の役割や責任
- (v) 法令諸規則等に違反した際に適用される罰則
- ⑥ 法令に違反した役職員又は社内諸規則等につき重大な違反行為を行った役職員に対しては、再研修プログラムを策定し、受講を義務付けます。但し、当該法令違反が軽微であるとチーフ・コンプライアンス・オフィサーが判断した場合は、再研修プログラムの受講を免除することがあります。

#### e. 投資運用に関するリスク管理体制の整備の状況

本投資法人の委託を受けた資産運用会社は、投資運用に係るリスクその他のリスクについて、原則として複数の階層における管理体制を通じて管理を行っています。

まず、資産運用会社は、投資運用本部において資産の取得又は譲渡に係るリスク (不動産の瑕疵・欠陥に係るリスク、土壌汚染に係るリスク等)及び、資産の運用管理に係るリスク (災害・事故等による建物の毀損に係るリスク、テナントに係るリスク、修繕・維持管理費用等に係るリスク等)について、業務企画本部において資金調達等に係るリスクについて、それぞれ管理を行います。

次に、資産運用会社は、本投資法人の資産運用に際して、資産の取得時、及び運用管理において管理すべき リスクを投資委員会及びコンプライアンス委員会において、それぞれ検証し、またそれらのリスクへの対応 策を決めています。

そして、取締役会は、諮問機関である投資委員会及びコンプライアンス委員会による審議の結果の報告及び 意見具申を十分考慮に入れ、意思決定を行います。

更に、利害関係人等との一定の取引については、金商法及び投信法に定める利益相反防止規定を遵守することに加え、金商法及び投信法に定める利害関係人等に関連した行為準則の水準を超える厳格な利益相反防止 体制を整え、投資運用に関するリスク管理体制を徹底しています。

また、各種リスクを適切に管理するため、社内規則として「リスク管理規程」を制定し、リスク管理を統括して担当する部署としてコンプライアンス・リスク管理室を設置しています。コンプライアンス・リスク管理室は各部署から独立しており、牽制機能が十分発揮される体制となっています。

このように、本投資法人から委託を受けた資産運用会社は重層的な検証システムを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、かかるリスクを極小化するように努めています。

#### (5) 【投資法人の出資総額】

# a. 本書の日付現在の出資総額、本投資法人の発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数は、以下の通りです。

出資総額	76, 372, 303, 800円
発行可能投資口総口数	8,000,000 □
発行済投資口の総口数	951, 147 □

#### b. 最近5年間における出資総額及び発行済投資口の総口数の増減は、以下の通りです。

発行日	摘要	出資総額	(千円)	発行済投資 (「	備考	
先11日	间女	増減額	残高	増減数	残高	TIM 15
平成22年10月1日	投資口の分割	_	59, 412, 331	395, 673	527, 564	(注1)
平成22年10月1日	合併		59, 412, 331	168, 333	695, 897	(注2)
平成24年12月11日	公募増資	4, 763, 920	64, 176, 251	90, 500	786, 397	(注3)
平成25年1月9日	第三者割当増資	476, 392	64, 652, 643	9, 050	795, 447	(注4)
平成25年12月16日	公募増資	5, 595, 080	70, 247, 723	81, 900	877, 347	(注5)
平成26年1月15日	第三者割当増資	280, 095	70, 527, 819	4, 100	881, 447	(注6)
平成26年12月1日	公募増資	5, 567, 772	76, 095, 592	66, 400	947, 847	(注7)
平成26年12月24日	第三者割当増資	276, 711	76, 372, 303	3, 300	951, 147	(注8)

- (注1) 投資口1口につき4口の割合による投資口分割を行いました。
- (注2) 本投資法人を吸収合併存続法人とし、JSRを吸収合併消滅法人とする吸収合併を行いました。本合併により、JSRの投資口1口に対して、本投資法人の投資口分割後の投資口3口を割当交付しました。なお、本合併時におけるJSRの発行済投資口の総口数は56,111口でした。
- (注3) 1 口当たり発行価格54,600円 (発行価額52,640円) にて、3個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行(公募)を行いました。
- (注4) 1 口当たり発行価額52,640円にて、(注3) の公募による追加発行に伴い、SMBC日興証券株式会社を割当先とする投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。
- (注5) 1 口当たり発行価格70,785円 (発行価額68,316円) にて、3個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行(公募)を行いました。
- (注6) 1 口当たり発行価額68,316円にて、(注5) の公募による追加発行に伴い、SMBC日興証券株式会社を割当先とする投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。
- (注7) 1 口当たり発行価格86,790円 (発行価額83,852円) にて、4個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行(公募)を行いました。
- (注8) 1 口当たり発行価額83,852円にて、(注7) の公募による追加発行に伴い、SMBC日興証券株式会社を割当先とする投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。

## (6) 【主要な投資主の状況】

## a. 平成27年5月31日現在の主要な投資主は、以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有投資口数 (口)	発行済投資口の総 口数に対する所有 投資口数の比率 (%) (注)
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	287, 205	30. 19
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	135, 845	14. 28
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	92, 075	9. 68
NOMURA BANK (LUXEMBOURG) S. A.	BATIMENT A, 33, RUE DE GASPERICH, L-5826, LUXEMBOURG	70, 380	7. 39
資産管理サービス信託 銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	43, 328	4. 55
野村信託銀行株式会社(投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	29, 899	3. 14
ジブラルタ生命保険株式会 社 (一般勘定J-REIT口)	東京都千代田区永田町二丁目13番10号	7, 509	0.78
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140030	ONE WALL STREET, NEW YORK, NY 10286 U.S.A.	6, 900	0.72
三菱UF J モルガン・スタ ンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	6, 485	0. 68
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	5 THE NORTH COLONNADE CANARY WHARF LONDON E14 4BB UNITED KINGDOM	5, 478	0. 57
	合計	685, 104	72. 02

<sup>(</sup>注)発行済投資口の総口数に対する所有投資口数の比率は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

## b. 所有者別状況

(平成27年5月31日現在)

	投資口の状況						
区分	政府及び地 方公共団体	金融機関	証券会社	その他の 国内法人	外国法人等 (うち個人)	個人その他	# <u></u>
投資主数 (人)	_	48	22	190	116 (13)	14, 996	15, 372
投資主数の割合 (%)	1	0.31	0.14	1. 23	0. 75 (0. 08)	97. 55	100.00
所有投資口数(口)	ı	508, 964	11, 950	155, 419	138, 059 (68)	136, 755	951, 147
所有投資口数の割合 (%)	_	53. 51	1. 25	16. 34	14. 51 (0. 00)	14. 37	100.00

<sup>(</sup>注) 投資主数の割合及び所有投資口数の割合は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

#### 2 【投資方針】

#### (1) 【投資方針】

#### a. 基本方針

本投資法人は、投信法に基づき、規約において、主として投資対象不動産等に投資し、運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を目指して運用を行うことをその基本理念としています。本投資法人は、本書の日付現在、その資産の運用を資産運用会社に委託しています。

資産運用会社は、規約に定める本投資法人の基本方針に従い、かつ本投資法人との資産運用委託契約に基づき、その社内規則として運用ガイドラインを制定しており、運用ガイドラインにおいて、本投資法人の運用資産に適用される投資運用方針を以下の通り定めています。

かかる運用ガイドラインは、本書の日付現在において、経済情勢、不動産市場動向等の推移、動向及び見通し等を総合的に勘案して、規約に定める本投資法人の運用の基本方針の実現のために現時点で最も適切であると判断して制定した資産運用の細則であり、資産運用会社は、経済情勢、不動産市場動向等に変動があった場合に、その時点での経済情勢、不動産市場動向等の推移、動向及び見通しを確認・検証し、その結果、運用ガイドラインにおける投資運用方針が、本投資法人の基本方針に適合しないと判断した場合、あるいは経済情勢、不動産市場動向等に変動がなくても、投資運用方針の変更が必要であると判断した場合には、運用ガイドラインにおける投資運用方針を、本投資法人の基本方針に最も適合するように、適宜、変更することがあります。

#### (イ) ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、東京都区部を中心とする投資エリア(後記「(ロ) 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資 ② 投資基準」に記載の各類型毎の投資エリアをご参照下さい。) に存するオフィス及びレジデンスに集中的に投資を行います。これらの物件は、以下の理由から運用資産の着実な成長及び中長期的な安定収益の確保を企図する本投資法人の投資方針に合致すると考えます。

#### ① 運用資産の着実な成長

#### i 外部成長

- ・不動産流通マーケットにおいて豊富なストック数を有し、かつテナント需要の高い東京都区部を中心とする投資エリアに存するオフィス及びレジデンスに主に投資することにより、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・平和不動産の物件開発力及び情報力を最大限に活用することにより、物件の取得機会を拡大し、 継続的な物件の取得を図ることによって、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。詳細 については、後記「③ 平和不動産グループの総合力の活用」をご参照下さい。
- ・業務提携先各社並びに不動産会社、信託銀行及びアセット・マネジメント会社等から、本投資法 人の投資基準に大要適合する物件の売却及び仲介情報の提供を受け、物件の取得機会を拡大する ことによって、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。
- ・開発中の未竣工物件にも投資を行うことによって、有利な経済条件での物件取得を実現し、ポートフォリオの着実な外部成長を目指します。

#### ii 内部成長

- ・テナント満足度の向上ときめ細かな運営管理を実現すべく各種運用計画(詳細及び定義については、後記「d. 運営管理方針 (ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証」をご参照下さい。)を定め、PM会社の選定及びその業務についての適切な評価・管理を行うことにより、積極的かつ効率的な運営管理に基づくポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「d. 運営管理方針」をご参照下さい。
- ・賃貸マーケット動向・テナント動向の把握、重点対象先とすべきテナント属性の分析、多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼、最適な賃貸条件の検討及び既入居テナントの動向の把握を通じて、運用資産の早期リースアップを実現することにより、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「d. 運営管理方針」をご参照下さい。
- ・物件に応じたPM会社を選定し、PM会社と協働しながら各運用資産について、物件特性・エリア特性に応じた積極的かつ効率的な運営管理、管理コストの圧縮及び計画的な修繕の実施を行うことにより、テナント満足度の向上、安定的な高稼働率の維持及び各種経費の低減等を図り、収益の極大化を目指し、ポートフォリオの着実な内部成長を目指します。詳細については、後記「d. 運営管理方針」をご参照下さい。
- ・平和不動産グループの有する豊富な資産管理運営能力を最大限に活用して、ポートフォリオの着 実な内部成長を目指します。詳細については、後記「③ 平和不動産グループの総合力の活用」 をご参照下さい。

#### ② 中長期的な安定収益の確保

- i 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資
  - ・本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィス及びレジデンスは 入居対象となる潜在的なテナントの絶対数が多いため、中長期にわたって安定的な稼働率と賃料 水準を維持することが可能と考えられます。また、オフィス及びレジデンスとしてのテナント需 要の高さを勘案し、近隣エリアの立地特性及びマーケット状況等に合致した、相対的競争力が強 いと考えられる物件に投資します。
  - ・高い安定性を確保するために最適なポートフォリオ構成を目指します。 "厚み(豊富なストック)" のある不動産流通マーケットを裏付けとした(運用資産の入替えも含めた)ポートフォリオの機動的な見直しにより、中長期的な安定性を確保します。
- ii ポートフォリオの分散効果・リスク低減
  - ・多数のオフィス及びレジデンスへの投資によって、分散されたポートフォリオを構築し、ポートフォリオの収益変動リスクの極小化を図ります。また、オフィス及びレジデンスという複数タイプの物件に投資することにより、経済情勢や不動産を取り巻く市場変動等による影響の抑制を図ります。
  - ・着実な成長(外部成長・内部成長)を実現することにより、ポートフォリオにおける様々なリスク(運用資産の価値低減リスク・運用資産の収入減少リスク・運用資産の偏在リスク・テナント集中に係るリスク等)を低減し、中長期的な安定性を確保します。
- iii 積極的かつ効率的な運営管理

PM会社と協働して、積極的かつ効率的な運営管理を実行することによって、運用資産毎に、賃料収入等の維持・上昇、稼動率の向上及び各種経費の低減による中長期的な安定収益の確保を目指します。

#### iv 最適な財務戦略

- ・中長期的な安定収益の確保を実現するための最適な財務戦略を実行します。詳細については、後記「f. 財務方針」をご参照下さい。
- ・最適な財務戦略を実行するために、平和不動産の信用力を最大限に活用します。詳細について は、後記「③ 平和不動産グループの総合力の活用」をご参照下さい。

#### ③ 平和不動産グループの総合力の活用

資産運用会社は、平和不動産グループの賃貸管理及び不動産開発に係る経験、ノウハウを最大限活用することにより、本投資法人の基本方針の具現化を目指します。平和不動産においては、「快適なオフィス環境と住まう人に心から満足して頂ける生活空間を提供する」という経営理念のもと、証券取引所ビルをはじめとしたオフィスビルやレジデンスの賃貸事業のほか、不動産開発事業、住宅開発事業において多数の実績を有しています。平和不動産は、不動産の開発から始まり、それらの不動産を長期にわたり保有し、運営管理を行うという不動産に係る総合的な事業展開のもと、その事業によって培われたリーシング力、テナントリレーション構築、情報チャンネル及びビル運営管理能力等不動産の収益向上やその資産価値の維持向上についての経験やノウハウを有しており、資産運用会社は、運用資産の中長期的な保有を前提とする本投資法人の資産運用に当たり、平和不動産のこれらの経験やノウハウを積極的に活用します。

i 平和不動産グループからの物件情報の提供

資産運用会社は、平和不動産との間の業務提携に関する協定書(以下「業務提携協定書」といいます。)において、資産運用会社に以下のような権利及び地位が付与されていることを踏まえ、資産運用会社独自の物件情報ソースに加え、平和不動産グループの情報ソースを活用することによって、中長期的な安定収益の確保に寄与するための物件に関する情報を、より多くかつ多角的に収集します。

・平和不動産グループの保有・開発物件

平和不動産グループが保有している物件、平和不動産グループがアセット・マネジメント業務を提供するSPCが保有している物件、又は平和不動産グループが開発している、又は今後開発する物件(以下、総称して「平和不動産グループ保有開発物件」といいます。)のうち、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の売却を企図する場合、平和不動産は、一定の場合を除き、当該物件に係る情報を優先的に資産運用会社を通じて本投資法人に提供することとされています。また、平和不動産は、平和不動産グループ保有開発物件について、平和不動産グループと資産運用会社が売買条件について基本的に合意した場合、平和不動産グループと本投資法人の間の売買契約締結に向けて、一定の場合を除き、最大限努力するものとされています。

・平和不動産による仲介物件

平和不動産が、本投資法人の投資基準に大要適合する物件の所有者その他関係者から当該物件の 仲介の委託を受けた場合には、所有者等の意向等により情報を提供できない場合を除き、当該情 報を速やかに(遅くとも第三者に開示するのと同時に)資産運用会社に提供することとされてい ます。

- ii 平和不動産によるウェアハウジング機能等
  - ・業務提携協定書において、資産運用会社は、本投資法人が時間的制約等により直接物件を取得することが困難である場合、平和不動産に対して、本投資法人への売却を目的として、平和不動産が自ら又は第三者をして当該物件を先行的に取得し又は取得させるよう申し入れることができるものとされていることを踏まえ、資産運用会社は、機動的な本投資法人の物件取得機会の確保に努めます。
  - ・業務提携協定書において、資産運用会社は、本投資法人が保有する物件及び取得を予定する物件につき、平和不動産に対して、共有若しくは区分所有を申し入れることができ、また、資産運用会社は、本投資法人が保有する物件の売却を企図する場合、平和不動産に対して、当該物件を取得するよう申し入れることができるものとされていることを踏まえ、資産運用会社は、本ポートフォリオにおける中長期的な安定収益の確保のために、機動的な物件取得、売却(運用資産の入替えを含みます。)を行います。
- iii 平和不動産グループによる PM業務
  - ・平和不動産グループの有するリーシング業務(テナント営業・仲介会社営業)、管理業務(テナント管理・建物管理)、更には修繕工事業務(計画・施工・管理)等に至るまでの豊富なプロパティ・マネジメント能力を積極的に活用するため、本投資法人が、オフィスを主たる用途とする物件(本iiiにおいて、以下「オフィスビル等」といいます。)を新たに取得する場合、又は既に保有しているオフィスビル等のPM業務の委託先を変更する場合は、原則として平和不動産グループにPM業務を委託するものとします。但し、資産運用会社が、後記「d. 運営管理方針(へ)PM会社の選定・管理」記載のPM会社の選定基準に照らして平和不動産グループにPM業務を委託しないことが本投資法人にとって有益であると判断する場合は、この限りではありません。
  - ・業務提携協定書において、本投資法人が保有するオフィスビル等について、PM業務の委託先に対するPM業務の委託を継続し難いと合理的に判断される事由の発生を資産運用会社が認識した場合、又は、かかる事由の発生の疑いがあると資産運用会社が判断した場合において、資産運用会社が当該PM業務の委託を申入れた場合、平和不動産は、当該PM業務を速やかに受託すべく、最大限努力するものとされていることを踏まえ、資産運用会社は、本投資法人が保有するオフィスビル等のPM業務の継続性の確保に努めます。
- iv その他の平和不動産のサポート

資産運用会社は、上記 i から iii 以外にも、業務提携協定書に定められた下記の平和不動産のサポートを通じ、本投資法人の基本方針の具現化を図っていきます。

- ・本投資法人の取得予定物件に関するデュー・ディリジェンス、その他取得に係る支援業務
- ・本投資法人保有物件又は取得予定物件の管理、賃貸、リニューアル、開発等に係る支援業務
- ・本投資法人保有物件のリーシングに関する支援業務
- ・本投資法人の財務方針、財務運営に関する支援業務
- ・金融機関の紹介を含めた資金調達等に関する支援業務
- ・その他資産運用会社が本投資法人から受託している資産運用委託業務 (本ivにおいて、以下「本業務」といいます。) その他の業務の運営管理に関する支援
- ・不動産等の売買・開発及び賃貸に関するマーケット情報並びにその他本業務に関連するマーケット情報の提供
- ・合理的な範囲での本業務の遂行上必要な人材の派遣
- (ロ) 東京都区部を中心とするオフィス及びレジデンスへの集中投資
- ① マーケット状況
  - i オフィス

本投資法人が投資対象とすることを想定している規模のオフィスの主たるテナント層は、相対的に従業員数の少ない事業所になるものと考えられます。全国主要都市における事業所数及び従業者数の比較によると、東京都区部の事業所数及び従業員数が他の主要都市よりも多いとともに、相対的に従業員数の少ない事業所の数が多いことが分かります。これは、本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィスに入居し得る潜在的なテナントの絶対数の多さを示しているものといえます。

このことから、本投資法人が投資対象とすることを想定している規模の東京都区部のオフィスは、 厚いテナント層による豊富なテナント需要に支えられているという特徴を有するものと考えられ、 その傾向は今後も安定的に推移していくものと考えています。

#### ii レジデンス

東京都の人口及び世帯数は、他の主要府県よりも多いとともに、世帯数については平成12年以降、増加傾向にあります(なお、厚生労働省の設置研究機関である国立社会保障・人口問題研究所の研究結果に基づけば、東京都の都道府県別の人口数は、今後も平成32年頃まで増加することが予測されています。)。これは、都心部への産業の集中、単身世帯(単身者社会人、学生等をいいます。以下同じ。)・ディンクス世帯・シニア世帯等の都心回帰志向の高まり等によるものと考えられます。

このように東京都を中心とする投資エリアの賃貸住宅市場は、その需要力の高さから今後も引き続き堅調に推移していくものと考えられます。

#### ② 投資基準

#### i オフィス

本投資法人は、下表「オフィス・レジデンスの投資基準」の投資額及び投資エリアに合致するオフィスに投資していきます。

#### ii レジデンス

(i)投資額及び投資エリア

本投資法人は、下表「オフィス・レジデンスの投資基準」の投資額及び投資エリアに合致する レジデンスに投資していきます。

(ii) 投資対象とするレジデンスのタイプ

投資対象とするレジデンスは、主たるテナント層、マーケット状況等により区分した下記の4タイプとします。4つのタイプに分散して投資し、一定のタイプに係るマーケット状況に依拠するリスクや、入居するテナントが一定の層に偏るリスクを低減します。

- ・シングルタイプレジデンス(注1)
- ・ディンクスタイプレジデンス (注2)
- ・ファミリータイプレジデンス (注3)
- ・ドミトリータイプレジデンス (注4)
- (注1) シングルタイプレジデンスとは、主として単身世帯(社会人、学生等)をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画されたレジデンスをいいます。
- (注2) ディンクスタイプレジデンスとは、主として「ディンクス世帯(※)」又は「相対的所得水準の高い単身世帯」をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画されたレジデンスをいいます。
  (※) …「ディンクス (Dinks) 世帯」とは、夫婦共稼ぎで収入源が2つあり (Double Income)、かつ子供がいない (No Kids) 世帯をいいます。
- (注3) ファミリータイプレジデンスとは、主として「子供のいる平均的な所得層の家族」をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画されたレジデンスをいいます。
- (注4) ドミトリータイプレジデンスとは、主として若年の単身世帯 (学生あるいは若年社会人) をメインターゲットとし、そのライフスタイルに即して設計・企画された寮タイプのレジデンス (但し、スペックに関しては、共同風呂・共同トイレ・共同食堂等、一般的なレジデンスと異なる場合があります。) をいいます。

<オフィス・レジデンスの投資基準>

投資額	オフィス	原則:1物件当たり10億円以上。但し、1物件の投資額は、ポートフ	
		ォリオ全体(取得価格ベース)の20%以内(注1)	
	レジデンス	原則:1物件当たり5億円以上。但し、1物件の投資額は、ポートフ	
		ォリオ全体(取得価格ベース)の10%以内(注2)	
投資エリア	第一投資エリア:東京23区		
	第二投資エリア:第一投資エリアを除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県におけ		
	る主要市街地		
	地方投資エリア:第一・第二投資エリアを除く政令指定都市における主要市街地		
	第一投資エリア、第二投資エリア及び地方投資エリアの投資比率は、後記「(ハ) 分散		
	されたポートフ	ォリオの構築」をご参照下さい。	

- (注1) ①100億円以上の大規模物件に投資する場合は、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から 望ましいと判断した物件に限るものとし、かつその物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える 影響を検討した上で、投資することとします。
  - ・大幅な賃料変動リスク、キーテナントの存在によるテナントの非分散リスク
  - ・効率的かつ迅速な運営管理の実施の可能性
  - ②10億円未満の物件でも、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から望ましいと判断した 物件については、その物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える影響を検討した上で、投資す る場合があります。
    - 運営経費率、投資効率性
    - ・外観及び建物内部(特に共用部分)の管理状態、入居テナントのクレジット
    - ・1 テナントの規模割合が大きくなることによるテナントの非分散リスク
- (注2) ①100億円以上の大規模物件に投資する場合は、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から 望ましいと判断した物件に限るものとし、かつその物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える 影響(規模及びテナント数という側面での影響)を検討した上で、投資することとします。
  - リースアップの可能性
  - ・各テナントニーズに応じたきめ細かいテナント管理の実行の可能性
  - ②5億円未満の小規模物件でも、下記検討事項を考慮した結果、中長期的な安定収益の確保の観点から望ましいと判断した物件については、物件を購入した時点以降の当該物件のポートフォリオに与える影響(規模及びテナント数という側面での影響)を検討した上で、投資する場合があります。
    - 運営経費率、投資効率性
  - ・建物スペック・管理状態等
- iii 例外的資産への投資

規約第26条各項に定める資産運用の対象とする資産のうち、オフィス及びレジデンス(運用資産が底地である場合においては、当該底地上の建物の用途がオフィス又はレジデンスである場合を含みます。)以外の資産については、用途以外の点で運用ガイドラインの投資基準を概ね満たしている場合、その投資額がポートフォリオ全体(取得価格ベース)の5%以内の範囲内において、例外的に投資できるものとします。

#### (ハ) 分散されたポートフォリオの構築

用途分散を図るとともに、オフィス及びレジデンス各々の投資メリットを効率的に享受するため、原則としてそれぞれポートフォリオの50%(取得価格ベース)を目途とします。但し、不動産流通マーケット状況及び取引状況等を総合的に勘案し、同比率を30~70%程度の範囲内において機動的に運用します。

また、オフィス及びレジデンスともに、第一投資エリアを主たる投資地域と位置付けますが、各エリアのマーケット状況(取引物件のストック量、取引価格の状況及び賃貸マーケット状況等)を勘案しながら、第二投資エリア及び地方投資エリアにも投資します。

<ポートフォリオの投資比率(取得価格ベース)>

	オフィス	レジデンス	例外的資産
	原則50% (30~70%)	原則50% (30~70%)	ポートフォリオ 全体の 5 %以内
第一投資エリア	60~100%	60~100%	(注)
第二投資エリア	0~40%	0~40%	(注)
地方投資エリア	(注)	(注)	(注)

<sup>(</sup>注) 地方オフィス、地方レジデンス及び例外的資産への投資比率は、合計でポートフォリオ全体の30%以内(取得価格ベース)とします。

#### b. 投資基準

投資対象とする物件を選別し、投資採算価値の見極めを行うために、資産運用会社が運用ガイドラインで定めた調査基準(後記「(ロ)調査基準」をご参照下さい。)を考慮しながら、デュー・ディリジェンスを実施した上で、運用ガイドラインに定めた投資選定基準(後記「(イ)投資選定基準」をご参照下さい。)及び投資検討基準に基づき、物件の取得の可否を総合的に判断します。

#### (イ) 投資選定基準

投資物件の取得に当たっては、以下の投資選定基準に合致する物件(実質的に合致する物件も含みます。)に投資します。

項目	投資選定基準			
法令遵守	都市計画法(昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。)(以下「都市計画法」といいます。)、建築基準法(昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。)(以下「建築基準法」といいます。)等、関連する全ての法令を遵守している物件(既存不適格物件を含みます。)に投資します。(注1)			
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造であること			
耐震性	新耐震基準(注2)に適合していること 但し、新耐震基準以前に建築された物件であっても、新耐震基準と同等の耐震性(注3)を有する と判断した場合には、投資する場合があります。			

項目	投資選定基準		
	資産運用会社が発注した専門会社作成のエンジニアリング・レポートにおいて、アスベスト、フロ		
	ン、ポリ塩化ビフェニル (以下「PCB」といいます。) 等の有害物質が内在する可能性が低く、		
有害物質	上記有害物質が内在していたとしても、内在する有害物質に関連する全ての法令に基づき、		
・土壌汚染等	保管又は処理等がなされている旨及び土壌汚染対策法(平成14年法律第53号、その後の改正を含み		
	ます。) (以下「土壌汚染対策法」といいます。) に規定する特定有害物質等が内在する可能性が		
	低い旨の	記載がなされている物件に投資します。	
		土地(物件が不動産の場合は、本投資法人が有する土地。物件が不動産を信託財産とす	
		る信託受益権の場合は、当該信託受益権の信託受託者が有する土地。)の所有形態につい	
		ては、原則として所有権とし、かつ共有・分有ではないものとしますが、借地権(定期	
		借地権を含みます。) が設定されている物件又は共有・分有の物件であっても、下記の	
		基準を全て満たす場合に限り、投資する場合があります。	
		「借地権物件]	
	土地	・旧借地法又は借地借家法上の借地権であること	
		・契約内容等を勘案して、一定の収益安定性を有すること	
		[共有・分有物件]	
		・共有・分有者間特約等による共有・分有者間での優先買取権がないこと(買取りの裁	
		量権が本投資法人側にある場合を除きます。)	
		・共有・分有持分不分割特約、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決め等、他の	
		共有・分有者との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること	
		建物(物件が不動産の場合は、本投資法人が有する建物。物件が不動産を信託財産とす	
権利形態		る信託受益権の場合は、当該信託受益権の信託受託者が有する建物。)の所有形態につ	
		いては、原則として1棟全体の所有としますが、区分所有物件及び共有物件であって	
		も、下記の基準を全て満たす場合に限り、投資する場合があります。	
		[区分所有権物件]	
	7-3-6-6-	・区分所有者間特約等による区分所有者間での優先買取権がないこと(買取りの裁量権	
		が本投資法人側にある場合を除きます。)	
		・管理組合の運営状況(大規模修繕積立金額、負債の程度、損害保険の付保状況等)が	
	建物	良好であること	
		・敷地権の登記、共用部分の損害保険の付保、管理規約等、他の区分所有者との間で権	
		利関係に関する仕組みが確実に組成されていること	
		[共有物件]	
		・共有者間特約等により共有者間での優先買取権がないこと(買取りの裁量権が本投資	
		法人側にある場合を除きます。)	
		・共有持分不分割特約、登記の具備及び敷地の相互利用に関する取決め等、他の共有者	
		との間で権利関係に関する仕組みが確実に組成されていること	
	原則として、取得時点において既に賃貸に供され、現に賃料収入が発生している物件に		
	す。		
稼働状況	但し、未稼働(開発中)物件であっても、テナント誘致の確度や取得後のポートフォリオ全体にお		
	ける収益の影響度等を総合的に勘案し、中長期的な安定収益の確保を実現できると判断した場合に		
	は、建物の竣工(検査済証の取得)を停止条件として投資する場合があります。		
(注1) 但1 関係注合な	> 漕字できて	いない物件の場合で、当該非遵守の程度が小さく、かつ今後是正可能又は手続的瑕疵のみが存している物件	

- (注1) 但し、関係法令を遵守できていない物件の場合で、当該非遵守の程度が小さく、かつ今後是正可能又は手続的瑕疵のみが存している物件に関しては、投資対象とする場合があります。
- (注2) 新耐震基準とは、昭和56年に改正された建築基準法(その後の改正を含みます。)上の耐震設計基準をいいます。
- (注3) 同等の耐震性とは、新耐震基準に準拠する設計・施工がなされているか、又は新耐震基準と同等以上の耐震補強を施しているものをいいます。

# (ロ) 調査基準 (デュー・ディリジェンス基準)

以下の調査基準に基づき、経済的調査、物理的調査及び法的調査等のデュー・ディリジェンスを実施します。デュー・ディリジェンス手続では、公正かつ調査能力・経験のある第三者の専門会社による不動産鑑定評価書、エンジニアリング・レポート、マーケット・レポート等を取得し、これらの内容を考慮しながら、デュー・ディリジェンスを実施します。

調査項目		調査事項
経済的調査	市場調査	①近隣エリアのマーケット賃料水準 ②近隣エリアのマーケット稼働率の推移及び将来の動向 ③近隣エリア内の類似物件・競合物件の需要動向 ④近隣エリア内の取引利回りの水準 ⑤近隣エリア (及びその周辺エリアを含みます。)の将来の開発計画の有無及びその進捗状況
	テナント調査	①入居テナントの属性・信用情報(業種・業歴・決算内容・財務状況(オフィス) 及び属性・入居者及び保証人の所得水準(レジデンス)等)、賃料支払状況等 ②入居テナント数、利用目的等 ③同一入居テナントの占有割合等
	収益関係調査	<ul> <li>①テナント誘致力等の調査 (テナント退去から新テナント入居までの平均誘致期間等を考慮)</li> <li>②賃貸借契約形態及び当該契約更新の可能性 (契約期間・賃料支払時期、一時金の返却方法、退去通知期間の確認等)</li> <li>③建物運営管理費用の現況確認及び当該費用節減の余地の検討</li> <li>④将来におけるリーシング方針、管理運用方針及び修繕方針の検討</li> <li>⑤本投資法人のポートフォリオ戦略との整合性 (エリア・用途・規模・投資額等の側面での整合性)の確認</li> </ul>
物理的調査	立地条件	①街路の状況、主要交通機関からの接近性、乗降客数等 ②生活利便施設、経済施設、官公庁施設、教育関連施設等の配置、接近性及び周辺 土地の利用状況並びに将来の動向 ③日照・眺望・景観・騒音等の状況(主としてレジデンスにて重視) ④嫌悪施設等の有無 ⑤地域の知名度及び評判、規模の状況
	建築及び設備の状況	①物件共通 意匠・主要構造・設備・築年数・施工会社・維持管理の程度・緊急修繕の必要性 及び建築確認通知書・検査済証等の書類の確認 ②オフィス 貸室部分の形状(分割対応可能か否か)、フリーアクセス床(OAフロア)、天 井高、電気容量、空調方式(個別又はセントラルの別)、床荷重の程度、防犯設 備の状態(機械警備設備の状況等)、共用部分の管理状態、給排水設備、昇降機 設備、駐車場設備等 ③レジデンス 貸室部分の形状、間取り、天井高、内部仕様(天井・壁・床・キッチン・風呂場 等)、空調設備、衛生設備、電気設備、昇降機設備、防犯設備、駐車場設備、駐 輪場、集会室等その他共用設備の状況等
	耐震性及び PML(注1)	①新耐震基準又はそれと同等の耐震性の確保 ② P M L 値の確認 (20%未満を原則とします。(注2))
	建物管理関係	実際の管理状況(清掃の程度、残置物の有無等)、館内細則の内容、管理会社の質 及び信用力の調査
	環境・地質等	①アスベスト・PCB等の建物有害物質の有無 ②地歴調査及び土壌汚染物質の有無

調査項目		調査事項
	権利関係	①関係法令(都市計画法、建築基準法その他関連法規)の遵守状況 ②所有形態に関する権利関係調査(区分所有物件・借地権物件等か否か)
法的調査	境界調査	境界確定の状況(官民及び民民)及び越境物の有無とその状況(覚書等の有無を含みます。)
	既入居テナント の調査	既入居テナントからのクレームの状況及び紛争の有無

- (注1) PML (Probable Maximum Loss) とは、地震による予想最大損失をいいます。PMLには、個別物件に関するものとポートフォリオ全体 に関するものがあります。PMLについての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、建物の一般的耐用年数50年間に、10%以上の確率で起こり得る最大規模の地震(再現期間475年の地震に相当)により生じる損失の再調達価格に対する割合をいいます。
- (注2) 但し、20%以上の物件であっても、地震保険付保のコストを勘案しても、20%未満の物件と同等の投資効率性を有すると判断した物件については、投資対象とする物件として検討する場合があります。

### c. 保険付保基準

### (イ) 損害保険

災害及び事故等による建物の損害及び対人・対物事故による第三者への損害賠償を担保するため、運用 資産(本項において、運用資産が不動産の場合は投資法人が有する建物、運用資産が不動産を信託財産 とする信託受益権の場合は当該信託受益権の信託受託者が有する建物をいいます。)の特性に応じ、適 切な損害保険(火災保険、賠償責任保険及び必要に応じて利益保険等)を付保します。

原則として火災保険及び賠償責任保険については、一つの保険契約を締結し、包括的に付保します。但 し、運用資産によっては、1物件につき1保険契約を締結し、個別に付保する場合もあります。

新たに、保険会社を選定する場合、一定の信用力を有する複数の保険会社に同じ付保内容での見積書を提出させ、それらを比較検討することにより、最も合理的な付保条件を提示した保険会社を選定することとします。

保険契約の内容は定期的(3年に1回)に見直しを行うものとし、当該見直しに当たっては、前段落記載の手順に従い、より優れた新しい内容の保険商品がないか検討した上、損害保険を付保します。

## (口) 地震保険

地震により生じる建物の損害や収益の大幅な減少に関して、エンジニアリング・レポートにおける地震リスクの内容に基づき検討・判断するものとします。かかる地震リスクの判断において、エンジニアリング・レポート記載の各物件のPML値が20%以上の場合には、当該物件につき、地震保険を付保します。

### d. 運営管理方針

## (イ) 基本方針

以下の基本方針に基づき、運用資産に係る賃料等の増額、安定的な高稼働率の維持及び管理コスト等の 削減を目的として、PM会社を通じたマーケット動向を意識したリーシング、テナント満足度を意識し たテナント管理・建物管理及び計画的かつ迅速な修繕を実現すべく積極的かつ効率的な運営管理を実施 することにより、運用収益の着実な成長を図ります。

- ・テナント満足度の向上ときめ細かな運営管理のために、決算期毎に各種運用計画を策定します(詳細及び定義については、後記「(ロ)各種運用計画の策定、実行及び検証」をご参照下さい。)。
- ・運営管理に関して重要な役割を担う PM会社の選定及びその業務についての適切な評価・管理を行います。

# (ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証

決算期毎に本投資法人の基本的運用計画を定めた「中期資産運用計画」及び「年度資産運用計画」(これら2つの計画を総称して、以下「各種運用計画」といいます。)を策定し、これらに基づく計画的な運営管理を実施します。また、各種運用計画及びこれに基づく運営管理の状況及び実績について検証・評価を行うことにより、物件取得後の運営管理に反映させます。

# ① 各種運用計画の策定

# i 中期資産運用計画

ポートフォリオに関する資産取得及び運用計画等を、本投資法人の決算期毎に中期資産運用計画と して策定します。中期資産運用計画は、3年6期の期間による計画とし、以下によって構成されま す。

- 前回計画評価
- 中期運用方針
- · 中期資產取得 · 売却計画

- 中期運用計画
- 中期財務計画
- ii 年度資産運用計画

ポートフォリオに関する資産取得及び運用計画(運用資産毎の収支計画、リーシング計画、建物管理計画、修繕計画を含むものとします。)等を、本投資法人の年度資産運用計画として策定します。年度資産運用計画は、1年2期の期間による計画とし、以下によって構成されます。

- 前回計画評価
- 年度運用方針
- · 年度資産取得 · 売却計画
- · 年度運用計画
- 年度財務計画
- ② 各種運用計画の検証

各種運用計画に基づく運営管理の状況及び収支実績について、以下の方法により検証・評価を行います。

i 定期的な検証

各種運用計画に基づく運営管理や収支実績を、月次及び決算期毎に検証します。その結果、当該計画の見直しが必要と判断した場合には、速やかに修正計画を策定します。

ii 適宜行う検証

物件取得、物件売却及び市場環境の変化等、ポートフォリオの状況や運用資産の状況に大きな変化が生じた場合、適宜、各種運用計画の修正や見直しを行います。また、記載項目や書式は必要に応じて、見直しを行うものとします。

- (ハ) リーシング方針
- ① リーシング方針

運用資産の早期リースアップを実現するため、以下の事項に留意して、積極的なリーシング活動を実施 します。

- i 賃貸マーケット動向・テナント動向の把握
- ii 多数のリーシング会社へのテナント斡旋依頼
- iii 重点対象先とすべきテナント属性の分析
- iv 最適な賃貸条件の検討
- v 既入居テナントの動向の把握
- vi 利益相反対策
- ② テナント審査基準

社会的な属性を重視したテナント審査を行います。具体的には、PM会社又は資産運用会社が下表のテナント審査基準に基づき入居審査をすることにより、属性及びクレジット等の良好なテナントのみを誘致します。

# i 法人審查基準

審査項目	審査内容	
a. 業種	(a) 属性 (業種) (b) 業種動向	
b. 業歴	(a) 事業継続年数 (b) 上場の有無	
c. 業績	(a) 財務状況 (b) 株価動向 (上場している場合)	
d . 信用度	企業信用調査会社の評価内容	
e . 賃貸借契約内容	<ul><li>(a) 使用目的</li><li>(b) 賃料・共益費</li><li>(c) 賃貸借期間</li><li>(d) 敷金・保証金額</li></ul>	

# ii 個人審査基準

審查項目	審査内容	
a. 属性	<ul><li>(a) 属性</li><li>(b) 年齢・性別</li><li>(c) 入居人数・構成(家族構成)</li></ul>	
b. 勤務状況	<ul><li>(a) 勤務先の業績</li><li>(b) 勤務年数</li></ul>	
(a) 所得水準(年収) c. 賃料負担力 (b) 所得水準に占める賃料総額の割合 (c) 連帯保証人の有無及びその属性・所得水準		
d. 賃貸借契約内容       (a) 使用目的         (b) 賃料・共益費       (c) 賃貸借期間         (d) 敷金・保証金額		

### (二) 管理方針

- ① テナント管理方針
  - i テナント満足度の向上
    - (i) テナントとの良好なリレーションシップを図り、入居の感想・不満・要望点等のヒアリング内 容等を反映させたテナント管理を行います。
    - (ii) 専有部分及び共用部分の各種設備の更新・リニューアルに関する適切な修繕を行い、テナント 満足度の向上につなげます。
  - ii クレーム対応

テナントニーズをくみ取り、当該テナントのクレームに対して誠実に対応します。

- ② 建物管理方針
  - i 管理状態の確認

運用資産の管理状態を確認します。具体的には、共用部分の管理(清掃)の状態、各種設備の不具合の有無等を確認し、テナントの満足度の維持・向上に努めます。

ii 費用の低減

建物管理費における各項目別の費用を検証し、費用低減の余地がある場合には、建物管理業者(清掃業者・警備業者等)の変更や、複数物件の一括委託等を実施することにより、当該費用の低減を図ります。なお、これらの実施に当たっては、運用資産の競争力やテナントへの影響に留意します。

# (ホ) 修繕方針

物理的・機能的価値・安全性の維持・向上を図るため、テナントとの親密なリレーションシップを図り、テナントニーズや物件スペック、実施時期、(必要に応じて)環境への配慮・エネルギー効率改善等の内容を検討し、迅速かつ的確に必要な修繕工事を計画・実施します。

① 修繕計画の策定

物件毎の築年数及び過去の修繕履歴等を考慮し、各修繕項目(経費的修繕項目及び資本的修繕項目)を、エンジニアリング・レポートの内容を確認の上、検討します。年度資産運用計画において修繕計画を策定し、各種修繕工事を適宜実施します。詳細については、前記「(ロ) 各種運用計画の策定、実行及び検証 ① 各種運用計画の策定」をご参照下さい。

- ② 経費的支出工事(経常修繕工事)
  - i 修繕計画記載の修繕事項の確認

修繕計画記載の修繕事項につき、その実施時期、実施内容及び費用等を確認し、最適な実施方法を 策定の上、効率的な経費的支出工事を行います。

ii 迅速かつ経済的な修繕工事の実施

経費的支出工事を実施するために、修繕内容、修繕期間及び修繕費用に関して、最も適切かつ効率的な工事内容を検討し、工事会社に発注します。なお、必要に応じて複数の工事会社から見積りを取得し、その場合、最も適切かつ効率的な工事業者に発注します。

iii テナントニーズに基づく修繕工事の実施

テナントから修繕要望等があった場合、要望された修繕項目に関し、速やかにその修繕の要否、時期及び費用等を検討し、その結果、修繕工事が必要であると判断した場合には迅速に実施します。

### ③ 資本的支出工事

修繕計画記載の修繕事項のうち、下表の資本的支出工事に係る実施時期・内容及び費用等を確認し、最 適な実施方法を策定の上、効率的な資本的支出工事を行います。

なお、必要に応じて複数の工事会社から見積書を取得し、その場合、最も適切かつ効率的な工事会社に 発注します。

機能維持を目的とした 資本的支出工事	各種配管取替工事の実施、各種設備の更新工事の実施等
機能向上を目的とした資本的支出工事	<オフィス> 外壁等の意匠の改修、フリーアクセス床への変更、フロア別・貸室別の個別 空調設備の新規導入、通信設備の増強等の実施等、節水・省電力機器への設 備更新、各種防犯機器の付加・更新等の安全性向上 <レジデンス> 外壁等の意匠の改修、貸室内の内装(床等)のリフォーム、キッチン・バ ス・洗面台等の取替え、テナント需要に即した間取りの変更等、各種防犯機 器の付加・更新等の安全性向上

# ④ ポートフォリオ全体での検証

修繕工事を実施するに当たり、ポートフォリオ全体の修繕工事費用の低減につながると判断した場合には、複数の運用資産で同時期に修繕工事を行う場合があります。

また、中長期的な安定収益を確保するため、年度毎の修繕工事費用(経費的支出及び資本的支出)の平準化を図ります。

# ⑤ 既入居テナントへの配慮

各種修繕工事を実施するに当たっては、既入居テナントに対する影響度に配慮し、その実施時期、実施 内容の適否を十分に検討します。

### (へ) PM会社の選定・管理

下記①の基準により選定したPM会社を下記②の方針に基づき管理することにより、中長期的な安定収益を実現します。

# ① PM会社の選定基準

検討項目		内容		
a. 経験・実績		(a) 会社概要、沿革、過去の事業実績		
		(b) PM受託物件数(管理棟数・管理戸数)		
b. 組織	・体制	社内組織・社内体制		
。財産	基盤・財務状況	(a) 財務関係書類(貸借対照表・損益計算書等)による財務内容		
( ) 州座2	空盆 网络伙伙	(b) 企業信用調査会社の評価内容		
d. リー:	シング能力の高さ	リーシング会社のネットワークの広さ		
e. 近隣	エリアを含む賃貸	(a) 事業展開エリアの分布状況		
マーク	ケット市場への精通度	(b) 各社員の賃貸マーケットに対する精通度		
f. PMレポートの作成能力		PMレポートの内容		
g 710	ーム対応能力	(a) クレーム対応に対する体制		
g. yv	ム刈心能力	(b) クレーム対応能力		
h. 建物	・設備の管理能力	建物管理業務体制		
		(a) 運営委託料		
; DM	뉴C 표III	(b) 賃貸企画料		
i. PM	FIXEDII	(c) 更新手数料		
		(d) その他手数料		

# ② PM会社の管理方針

### i 運営管理体制の構築

PM会社に対して、各運用資産の特性(意匠・構造・各種設備等のハード面での特性及びテナントの属性等のソフト面での特性)に合わせた適切かつ効率的な運営管理体制を構築するように求めるものとします。資産運用会社は、本投資法人の決算期毎に、各種運用計画を策定し、当該運用計画を通じてリーシング、管理及び修繕の各側面からPM会社の運営管理活動をモニタリングします。

# ii 業務報告会の実施

以下の事項に関する運営管理状況の確認及び今後の対応策等について協議するために、定期的(主要なPM会社においては、原則として毎月)に業務報告会を開催します。業務報告会を実施するこ

とにより、PM会社との間で一体的な運営管理体制を構築し、積極的かつ効率的な運営管理を実施します。

- (i) 入退去に基づく運用資産の稼働状況
- (ii) テナントの動向 (クレーム等の有無の確認、その他感想・不満等)
- (iii) 空室部分に対するリーシング活動の状況
- (iv) 現在実行中の修繕工事の状況及び今後行う予定の修繕工事の確認

## iii PM会社の評価

資産運用会社は、定期的(原則として年1回)に、PM会社毎の運営管理実績について、企業内容、財務健全性、リーシング能力、建物管理能力等の各側面から評価します。その結果によっては、PM会社に対し改善の指示等を行うほか、PM会社を変更する場合があります。また、PM会社を変更する場合においては、物件の特性、運営ノウハウ及び当該地域におけるPM会社の特性を勘案しながら、総合的に判断します。

### e. 物件売却

運用資産については、原則として中長期的に保有し、短期的には売却を行わないものとします。但し、以下の 点等を総合的に勘案した上で、売却によりポートフォリオの収益安定に寄与すると判断される場合には、売却 を検討する場合があります。

- ・ポートフォリオの構成状態
- ・各用途の運用資産に係るマーケット(売買マーケット及び賃貸マーケット)動向予測
- ・各運用資産の将来における収支動向予測
- ・各運用資産の将来における資産価値の変動予測
- ・各運用資産の存する近隣エリアの収益安定の観点からみた将来性予測
- ・各運用資産の構造的及び経済的な劣化・陳腐化
- ・各運用資産のマーケットにおける売却予想額

### f. 財務方針

(イ) 基本方針

計画的かつ機動的な資金調達により、ポートフォリオの中長期的な安定収益を確保し、もって投資主の価値の最大化を目指します。

- (ロ) エクイティ・ファイナンス方針
  - 投資口を引き受ける者の募集は、以下の点を総合的に勘案した上で行います。
- ① 新規に取得する物件の取得時期
- ② 投資法人の財務状況
- ③ 投資口の希薄化
- ④ その時点での経済状況等
- (ハ) デット・ファイナンス方針
- ① 借入れによる資金調達
  - i 借入方針

以下の方針に基づき、借入れを行います。

- ・短期・長期、変動金利・固定金利のバランスを取りながら、金利変動リスクを軽減することを目的に、当面の間、長期固定型の借入れを重視します。
- ・リファイナンスリスク(資金再調達リスク)を軽減するために返済期限を分散します。
- ・多くの金融機関から借り入れることにより、借入先の分散を図ります(取引金融機関の多様化)。
- ii 借入先

借入先は、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロに定める機関投資家(以下「機関投資家」といいます。)に限るものとします。

iii 極度ローン契約

期中での物件の新規取得、テナントからの預り金等の一時金の返還又は運転資金等の資金需要への機動的な対応のため、事前の極度ローン契約を締結することがあります。

② 投資法人債発行による資金調達

その時点での投資法人の財務状況、金融マーケット、不動産マーケット等を総合的に勘案した上で投資法人債を発行することがあります。

# (ニ) デリバティブ取引

本投資法人は、負債から生じる金利変動リスク及びその他のリスクをヘッジするため、デリバティブ取引(投信法第2条において定義される意味を有するものとします。)を行うことがあります。

# (ホ) LTV水準

総資産に対する借入金及び投資法人債の合計額の割合(以下「LTV」といいます。)は、概ね $40\sim50\%$ 程度を標準的な水準とし、また、上限は原則として65%とします。但し、物件の追加取得等により、LTVは、一時的に65%を超える場合があります。

# g. その他

本投資法人は、特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち、不動産、不動産の賃借権若しくは地上権 又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の 本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を、100分の75以上とします(規約第25条第2 項)。

### (2) 【投資対象】

## a. 投資対象とする資産の種類、内容等

本投資法人は、以下の投資対象に投資します。

- (イ) 不動産等(以下の①から⑦に掲げる各資産をいいます。以下同じ。) (規約第26条第2項)
- ① 不動産
- ② 不動産の賃借権
- ③ 地上権
- ④ 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権(不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託を含みます。)
- ⑤ 不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- ⑥ 当事者の一方が相手方の行う上記①から⑤までに定める資産の運用のために出資を行い、相手方がその 出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行う ことを約する契約に係る出資の持分(以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。)
- ⑦ 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権
- (ロ) 不動産対応証券(資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に定める各資産をいいます。以下同じ。) (規約第26条第3項)
- ① 優先出資証券(資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。)(以下「資産流動化法」といいます。)第2条第9項に定める優先出資証券をいいます。)
- ② 受益証券(投信法第2条第7項に定める受益証券をいいます。)
- ③ 投資証券(投信法第2条第15項に定める投資証券をいいます。)
- ④ 特定目的信託の受益証券(資産流動化法第2条第13項及び第15項に定める特定目的信託の受益証券をいいます。但し、上記(イ)④、⑤又は⑦に定める資産に該当するものを除きます。)
- (ハ)預金(譲渡性預金を含みます。) (規約第26条第4項第1号)
- (二) 有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行令」といいます。)第3条第1号に定めるものをいいます。以下同じ。但し、上記(イ)及び(ロ)に定めるものに該当するものを除きます。)(規約第26条第4項第2号)
- (ホ) 金銭債権(投信法施行令第3条第7号に定めるもの(但し、上記(ハ)に定めるものに該当するものを除きます。) (規約第26条第4項第3号)
- (へ) デリバティブ取引に係る権利(投信法施行令第3条第2号に定めるものをいいます。) (規約第26条第4項第4号)
- (ト) 商標法(昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。)に定める商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権(以下「商標権等」といいます。)のうち、本投資法人の商号に係る商標権等その組織運営に伴い保有するもの及び上記(イ)に定める不動産等と併せて取得することが適当と認められるものに限ります。)(規約第26条第4項第5号)
- (チ) 温泉法 (昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。) 第2条第1項に定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備(規約第26条第4項第6号)
- (リ) 地役権(規約第26条第4項第7号)
- (ヌ) 建設仮勘定(投資法人の計算に関する規則(平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。) (以下「投資法人計算規則」といいます。)第37条第3項第2号へに定めるものをいいます。)(規約 第26条第4項第8号)
- (ル) 資産流動化法第2条第6項に定める特定出資(規約第26条第4項第9号)
- (ヲ) 著作権法(昭和45年法律第48号、その後の改正を含みます。)に定める著作権等(規約第26条第4項第10号)
- (ワ) 動産(民法(明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。)(以下「民法」といいます。)第86条第2項に定めるものをいいます。)(規約第26条第4項第11号)
- (カ)組合の出資持分(民法第667条に定めるもののうち、有価証券に該当するものを除きます。)(規約第26条第4項第12号)
- (ヨ) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。) に基づく算 定割当量その他これに類似するもの又は排出権(温室効果ガスに関する排出権を含みます。) (規約第26条第4項第13号)
- (タ)上記(ハ)から(ヨ)までに定めるもののほか、不動産等の投資に付随して取得が必要となるその他の 運用資産(規約第26条第4項第14号)

(レ) 金商法第2条第2項に定める有価証券表示権利について当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記(イ)から(タ)までを適用するものとします(規約第26条第5項)。

# b. 投資基準及び種類別、地域別、用途別等による投資割合

- (イ) 投資基準については、前記「(1) 投資方針 b. 投資基準」をご参照下さい。
- (ロ)種類別、地域別、用途別等による投資割合については、前記「(1)投資方針 a. 基本方針」をご参照下さい。

# (3)【分配方針】

### a. 分配方針(規約第32条第1項)

本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- (イ) 本投資法人の運用資産の運用等によって生じる分配可能金額(以下「分配可能金額」といいます。) は、投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して決算日毎に計算される利益(貸 借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除した額をいいま す。)の金額とします。
- (ロ) 分配金額は、租税特別措置法第67条の15に定める投資法人の課税の特例(以下「投資法人の課税の特例」といいます。)に規定される本投資法人の配当可能利益の額(以下「配当可能利益の額」といいます。)の100分の90に相当する金額(法令改正等により当該金額の計算に変更があった場合は、変更後の金額とします。)を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。但し、税務上の欠損金が発生した場合、又は欠損金の繰越控除により税務上の所得が発生しない場合はこの限りでなく、本投資法人が合理的に決定する金額とします。なお、本投資法人は、運用資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金並びにこれらに類する積立金及び引当金等を積み立てることができます。
- (ハ) 分配金に充当せず留保した利益又は決算日までの分配可能利益については、規約に記載される資産運用 の対象及び方針に基づき運用を行うものとします。

### b. 利益を超えた金銭の分配(規約第32条第2項)

本投資法人は、以下の場合、それぞれに定める金額を、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができます。但し、一般社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とします。

- (イ) 分配可能金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額
- (ロ)経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合は、当期における減 価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度として本投資法人が決定した金額

# c. 分配金の分配方法 (規約第32条第3項)

投資主への分配金は金銭にて分配するものとし、原則として決算日から3ヵ月以内に、決算日において投資 主名簿に記載されては記録されている投資主又は登録投資口質権者を対象に、投資主又は登録投資口質権者 の有する投資口の口数に応じて行います。

# d. 分配金の除斥期間等(規約第32条第4項)

投資主への分配金の支払が行われずにその支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支 払の義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息を付さないものとします。

### (4) 【投資制限】

# a. 規約に基づく投資制限

(イ) 有価証券及び金銭債権に係る制限

前記「(2)投資対象 a.投資対象とする資産の種類、内容等」における有価証券及び金銭債権については、積極的に投資を行うものではなく、余資運用として、安全性、換金性を勘案した運用を図るものとします(規約第27条第1項)。

(ロ) デリバティブ取引に係る制限

前記「(2) 投資対象 a. 投資対象とする資産の種類、内容等」におけるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします(規約第27条第2項)。

#### b. 法令に基づく投資制限

本投資法人は、金商法及び投信法による投資制限に従います。主たるものは以下の通りです(なお、以下は本投資法人に課される投資制限の全てを網羅するものではありません。)。

- (イ)登録投資法人は資産運用会社にその資産の運用に係る業務の委託をしなければなりませんが、資産運用会社は、当該投資法人の資産の運用に係る業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、登録投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる資産運用会社に対する禁止行為のうち、法令及び自主ルールに基づく利害関係人との取引制限を除き、主なものは以下の通りです。
- ① 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用 (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれの ないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。)(以下「金商業等府令」といいます。)第128条又は投信法施行規則第265条で定めるものを除きます。)を行うこと(金商法第42条の2第1号)
- ② 資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金商業等府令第129条又は投信法施行規則266条で定めるものを除きます。)を行うこと(金商法第42条の2第2号)
- ③ 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は 対価の額の変動を利用して自己又は登録投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠 を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第3号)
- ④ 資産運用会社が通常の取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が登録投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第42条の2第4号)
- ⑤ 資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭(これに類するものとして政令で定めるものを含みます。)が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業に係る財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券に係る契約その他の法律行為において確保されているものとして金商業等府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引(金商法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号に掲げる行為をいいます。)を行うこと(金商法第40条の3)
  - i 金商法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利
  - ii 金商法第2条第1項第21号に掲げる有価証券(政令で定めるものに限ります。)
  - iii 金商法第2条第2項第7号に掲げる権利(政令で定めるものに限ります。)
- ⑥ 上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は 金融商品取引業の信用を失墜させるものとして金商業等府令(及び投信法施行規則)で定める以下の行 為(金商法第42条の2第7号、金商業等府令第130条、投信法施行規則第266条の2)
  - i 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用(金商業等府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)を行うこと(金商業等府令第130条第1項第1号)
  - ii 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、登録投資法人の利益を害することとなる取引を 行うことを内容とした運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第2号)
  - iii 第三者(資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。)の利益を図るため、その行う投資運 用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行う ことを内容とした運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第3号)
  - iv 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと(金商業等府令第130条 第1項第4号)
  - v 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商業等府令第130条第1項第5号)
  - vi 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用(第一種金融 商品取引業、第二種金融商品取引業又は登録金融機関業務として当該第三者を代理して行うもの並

びに予め個別の取引毎に全ての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明 し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。)を行うこと(金商業等府令第130条第1項第6 号)

vii その他金商業等府令(及び投信法施行規則)に定める内容の運用を行うこと

(ロ) 同一株式の取得制限

登録投資法人は、同一の法人の発行する株式を、保有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合においては、取得することができません(投信法第194条第1項、投信法施行規則第221条)。但し、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令その他の制限により、投信法第193条第1項第3号乃至第5号に掲げる取引を行うことができない場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得するときは、適用されません(投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2)。

(ハ) 自己の投資口の取得及び質受けの禁止

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、 次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません(投信法第 80条第1項、投信法施行規則第129条)。なお、本投資法人は下記①に対応する規約の定めを有してい ます(規約第6条第2項)。

- ① その資産を主として一定の特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主 との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合。
- ② 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合
- ③ 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合
- ④ 当該投資法人の投資口を無償で取得する場合
- ⑤ 当該投資法人が有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含みます。下記⑤において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含みます。)により当該投資法人の投資口の交付を受ける場合
- ⑥ 当該投資法人が有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式 と引換えに当該投資法人の投資口の交付を受ける場合
  - i 組織の変更
  - ii 合併
  - iii 株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交換に相当する行為を含みます。)
- ⑦ その権利の実行に当たり目的を達成するために当該投資法人の投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合(上記①から⑥に掲げる場合を除きます。)
- (二) 子法人による親法人投資口の取得制限

子法人(投資法人が他の投資法人の発行済投資口(投資法人が発行している投資口をいいます。)の過半数の投資口を有する場合における当該他の投資法人をいいます。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除くほか、その親法人(他の投資法人を子法人とする投資法人をいいます。)である投資法人の投資口(以下「親法人投資口」といいます。)を取得することができません(投信法第81条第1項、第2項、投信法施行規則第131条)。

- ① 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合
- ② 親法人投資口を無償で取得する場合
- ③ その有する他の法人等の株式(持分その他これに準ずるものを含みます。下記④において同じ。)につき当該他の法人等が行う剰余金の配当又は残余財産の分配(これらに相当する行為を含みます。)により親法人投資口の交付を受ける場合
- ④ その有する他の法人等の株式につき当該他の法人等が行う次に掲げる行為に際して当該株式と引換えに 当該親法人投資口の交付を受ける場合
  - i 組織の変更
  - ii 合併
  - iii 株式交換(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式交換に相当する行為を含みます。)
  - iv 株式移転(会社法以外の法令(外国の法令を含みます。)に基づく株式移転に相当する行為を含みます。)
- ⑤ その権利の実行に当たり目的を達成するために親法人投資口を取得することが必要、かつ、不可欠である場合(上記①から④に掲げる場合を除きます。)

# c. その他

(イ) 有価証券の引受け

本投資法人は、有価証券の引受けは行いません。

(口) 信用取引

本投資法人は、信用取引は行いません。

- (ハ) 借入れ (規約第31条)
- ① 資産の効率的な運用及び運用の安定性を図るため、資産の取得資金、貸付けを行う不動産及び信託の受益権その他資産の裏付けとなる不動産に係る工事代金及び運転資金、又は債務の返済(敷金・保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債(短期投資法人債を含みます。以下本(ハ)において同じ。)の償還を含みます。)、その他の一時的な支出のために必要となる資金の調達を使途とし、借入れ又は投資法人債の発行を行います。
- ② 本投資法人の借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額は1兆円を上限とします。
- ③ 借入れを行う場合、借入先は、機関投資家に限るものとします。
- ④ 借入れ又は投資法人債の発行に際しては、運用資産について、抵当権、質権その他の担保権を設定する ことができるものとします。

## (二) 集中投資

集中投資について制限はありません。但し、ポートフォリオの投資比率に関する本投資法人の運用方針については、前記「(1) 投資方針 a. 基本方針 (ハ) 分散されたポートフォリオの構築」をご参照下さい。

(ホ) 他のファンドへの投資等

運用に当たっては、不動産及び不動産を信託財産とする信託の受益権への投資を基本としますが、投資環境、資産規模等によっては、その他の不動産等(規約第26条第2項に掲げる資産のうち不動産及び不動産を信託する信託の受益権を除いたものをいいます。)及び不動産対応証券(規約第26条第3項に掲げる資産をいいます。)への投資を行います(規約第25条第5項)。

また、本投資法人は、本投資法人の有する資産の総額のうちに占める不動産等(不動産(投資法人計算規則第37条第3項第2号イ、ロ及びホに掲げる資産をいいます。以下本(ホ)において同じ。)、不動産の賃借権、同号へに掲げる資産、地上権及び地役権並びにこれらの資産を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の割合を、100分の70以上とします(規約第25条第7項)。

# 3【投資リスク】

### (1) リスク要因

以下には、本投資法人の投資口への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資法人の投資口への投資に関する全てのリスクを網羅したものではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が平成27年5月31日現在保有している76物件の不動産を信託財産とする信託受益権及び19物件の不動産(詳細については、後記「5運用状況 (2)投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (イ)保有資産の概要」をご参照下さい。)特有のリスクについては、後記「5運用状況 (2)投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (ヘ)各物件の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、対応可能な限りにおいてこれらのリスク発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分である保証はありません。以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資法人の投資口の市場価格は下落し、発行価格に比べ低くなることもあると予想され、その結果、投資主が損失を被る可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配金の低下が生じる可能性があります。

各投資主は、自らの責任において、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で、本投資法人の 投資口に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、これらの事項は本書の日付現在における本投資法人及び資産運用会社の判断又は仮定に基づく予測等によるものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

本項に記載されているリスク項目は、以下の通りです。

- a. 投資口に関するリスク
  - (イ) 投資口の商品性に関するリスク
  - (ロ) 投資口の市場価格の変動に関するリスク
  - (ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク
  - (二) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク
- b. 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク
  - (イ) 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク
  - (ロ) 借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク
  - (ハ) 有利子負債比率に関するリスク
  - (二) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク
  - (ホ) PM会社に関するリスク
  - (へ) 本投資法人及び資産運用会社の人材に依存しているリスク
  - (ト) 業務提携先に依存しているリスク
  - (チ) 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク
  - (リ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
  - (ヌ) 本投資法人による敷金・保証金等の利用に関するリスク
- c. 不動産及び信託受益権に関するリスク
  - (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
  - (ロ) 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク
  - (ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
  - (二) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
  - (ホ) 法令の制定・変更に関するリスク
  - (へ) 売主等に関するリスク
  - (ト) 共有に関するリスク
  - (チ) 区分所有に関するリスク
  - (リ) 借地物件に関するリスク
  - (ヌ) 借家物件に関するリスク
  - (ル) 底地物件に関するリスク
  - (ヲ) 開発物件に関するリスク
  - (ワ) 有害物質に関するリスク
  - (カ) 賃料収入等に関するリスク
  - (ヨ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
  - (タ) 転貸に関するリスク
  - (レ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク
  - (ソ) マスターリースに関するリスク
  - (ツ) 不動産の地域的な偏在に関するリスク

- (ネ) テナント集中に関するリスク
- (ナ) 信託受益権に関するリスク
- (ラ) フォワード・コミットメント等に関するリスク
- d. 税制等に関するリスク
  - (イ) 導管性の維持に関する一般的なリスク
  - (ロ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク
  - (ハ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク
  - (二) 借入れに係る導管性要件に関するリスク
  - (ホ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
  - (へ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク
  - (ト) 税務調査等による更正処分のために追加的な税金が発生するリスク及び支払配当要件が事後的に満た されなくなるリスク
  - (チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク
  - (リ) 一般的な税制の変更に関するリスク
  - (ヌ) 減損会計の適用に関するリスク
  - (ル) 納税遅延に係る延滞税等の発生に関するリスク
- e. その他
  - (イ) 投資対象不動産取得前の情報に関するリスク
  - (ロ) 専門家の意見への依拠に関するリスク
  - (ハ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク
  - (二) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

### a. 投資口に関するリスク

- (イ) 投資口の商品性に関するリスク
- ① 譲渡性に関するリスク

本投資法人の投資口は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型であるため、投資主が本投資法人の投資口を換価する手段は、原則として、第三者に対する売却のみとなります。東京証券取引所における本投資法人の投資口の流動性の程度によっては、本投資法人の投資口を投資主の希望する時期及び条件で取引できなかったり、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額に比して相当に廉価で譲渡せざるを得ない場合や、本投資法人の投資口の譲渡自体が事実上不可能となる場合があります。

② 市場性に関するリスク

本投資法人の投資口は、東京証券取引所に上場されていますが、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他の東京証券取引所の「有価証券上場規程」その他の規則等に定める一定の上場廃止基準に抵触する場合には、本投資法人の投資口の上場が廃止される可能性があります。上場廃止後は東京証券取引所における本投資法人の投資口の売却が不可能となり、投資主の換価手段が大きく制限されます。これにより、投資主は、本投資法人の投資口を希望する時期及び条件で換価できないか、全く換価できない可能性があります。

③ エクイティとしてのリスク

投資口は、株式会社における株式に類似する性質(いわゆるエクイティとしての性質)を有するものであり、投資金額の回収や利回りの如何は本投資法人の財政状態及び経営成績等に影響されます。本投資法人は前記「2投資方針 (3)分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無及びその金額は、いかなる場合においても保証されるものではありません。また、本投資法人の投資口に対して投下された投資主からの投資金額については、いかなる保証も付されておらず、金融機関の預金と異なり預金保険等の対象でもありません。本投資法人について破産その他の倒産手続が開始された場合や本投資法人が解散した場合には、投資主は配当・残余財産の分配等において最劣後の地位に置かれ、投資金額の全部又は一部の回収が不可能となる可能性があります。

(ロ) 投資口の市場価格の変動に関するリスク

本投資法人の投資口の市場価格は、金融商品取引所における投資家の需給により影響を受けるほか、金利情勢、経済情勢その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けます。

① 大量売却による価格下落のリスク

本投資法人の投資口が取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資法人の投資口の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

② 市況等による価格下落のリスク

本投資法人の投資口の市場価格は、本投資法人の財政状態及び経営成績等により影響を受けることに加え、社会経済一般の事象、たとえば、一般経済情勢や市場実態の変化を含んだ市場全体の変化、不動産市況、将来の不動産投資信託証券市場一般の規模と流動性、法制や税制等の不動産投資信託に関係する諸制度の変更及び資本市場の低迷や金利の上昇、不動産投資信託以外をも含めた他の金融商品に対する本投資法人の投資口の相対的な魅力、その他様々な要因の影響を受け、その価格形成に影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得、修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済(敷金・保証金の返還並びに借入金の返済及び投資法人債の償還を含みます。)等の資金の手当てを目的として新規投資口を随時発行する予定です。投資口が発行された場合、既存の投資主が、必要口数を新規に取得しない限り、保有する投資口の持分割合は減少します。また、本投資法人の営業期間中に発行された投資口に対して、その保有期間が異なるにもかかわらず、当該営業期間について既存の投資主が有する投資口と同額の金銭の分配が行われる可能性があります。

更に、投資口発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額や市場における需給バランスが影響を受ける可能性があります。

これら諸要因により、既存の投資主が悪影響を受ける可能性があります。

(二) 投資主の権利が必ずしも株主の権利と同一でないリスク

投資法人の投資主は、投資主総会を通じて、投資法人の意思決定に参画できるほか、投資法人に対して一定の権利を行使することができますが、かかる権利は株式会社における株主の権利とは必ずしも同一ではありません。たとえば、金銭の分配に係る計算書を含む投資法人の計算書類等は、役員会の承認のみで確定し(投信法第131条第2項)、投資主総会の承認を得る必要はないことから、投資主総会は、必ずしも、決算期毎に招集されるわけではありません。また、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなされます(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。

更に、投資法人は、資産の運用に係る業務その他の業務を資産運用会社その他の第三者に委託しています。

これらの要因により、投資主による資産の運用に係る業務その他の業務に対する統制が効果的に行えない可能性もあります。

# b. 本投資法人の関係者、仕組みに関するリスク

(イ) 収入、費用及びキャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人は、投資対象不動産等を主な投資対象としていますが、投資対象たる不動産及び投資対象と する資産対応証券等の引当てとなる不動産(以下「投資対象不動産」といいます。)からの収入が減少 し、又は投資対象不動産に関する費用が増大することにより、投資主への分配がなされず又は分配金額 が減少することがあります。

① 収入に関するリスク

本投資法人の収入は、本投資法人が取得する投資対象不動産の賃料収入に主として依存しています。投資対象不動産に係る賃料収入は、投資対象不動産の稼働率の低下、賃料水準の低下、テナントによる賃料の支払債務の不履行・遅延等により、大きく減少し、キャッシュ・フローを減ずる要因となります。本書において開示されている運用資産及び期中取得資産の過去の収支の状況や賃料総額は、当該資産の今後の収支と必ずしも一致するものではありません。また、当該投資対象不動産に関して締結される賃貸借契約に基づく賃料が、一般的な賃料水準に比して適正な水準にあるとは限りません。

② 費用に関するリスク

収入の減少だけでなく、退去するテナントへの預り敷金・保証金の返還、多額の資本的支出、投資対象 不動産等の取得等に係る費用の増大もキャッシュ・フローを減ずる要因となります。

また、投資対象不動産に関する費用としては、減価償却費、租税公課、保険料、水道光熱費、設備管理 委託費用、警備委託費用、清掃委託費用、造作買取費用、修繕費用等があり、かかる費用の額は状況に より増大する可能性があります。

### (ロ) 借入れ及び投資法人債の発行による資金調達に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、機関投資家からの金銭の借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行うことがあります。その限度額は、金銭の借入れ及び投資法人債についてそれぞれ1兆円(但し、合計して1兆円を上限とします。)としています(規約第31条)。

# ① 借入コストに係るリスク

本投資法人は、新たな投資対象不動産の取得等を目的として、借入れによる資金調達を行っています。 しかし、借入金利が著しく上昇すること、及び資金の追加借入れ又は借換えに時間を要すること等によ り、借入コストが増大する可能性があります。

また、本投資法人の資産の売却等に伴って、借入金等の期限前返済を行う場合には、期限前返済コスト (ブレークファンディングコスト等)が発生します。このコストは、その発生時点における金利情勢に よって決定されることがあり、予測し得ない経済状況の変動によりコストが増大する可能性がありま す。

# ② 調達条件に関するリスク

金銭の借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、今後、本投資法人の希望する時期及び条件で金銭の借入れ及び投資法人債の発行を行うことができる保証はありません。

借入れ及び投資法人債の金利は、借入れ時及び投資法人債発行時の市場動向に左右され、変動金利の場合、その後の市場動向にも左右されます。一般的に、市場金利が上昇傾向にある場合、本投資法人の利払額は増加します。

本投資法人が資金を調達しようとする場合、投資口の発行の方法によることもあります。この場合、投資口の発行時期及び発行価格はその時の市場環境に左右され、場合により、本投資法人の希望する時期及び条件でこれを発行することができないこともあり得ます。また、投資口が発行された場合、前記「a. 投資口に関するリスク (ハ) 投資口の価値の希薄化に関するリスク」に記載の通り、本投資法人の投資口の市場価格に悪影響を及ぼすおそれがあります。

### ③ 財務制限条項に関するリスク

本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債の発行を行う場合において、当該金銭の借入れ又は投資法人債の発行の条件として、投資主への金銭の分配を制約する等の財務制限条項が設けられたり、規約の変更が制限される等の可能性があり、このような制約が本投資法人の運営に支障をもたらし、又は投資主に対する金銭の分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。また、金銭の借入れ若しくは投資法人債の発行の際に(又はその後において)運用資産に担保を設定した場合には、本投資法人が当該担保の設定された運用資産の売却を希望する際に、担保の解除の手続等を要することが考えられ、希望通りの時期又は価格で売却できない可能性があります。なお、本書の日付現在、本投資法人の借入れについては、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値を維持することを定める等の財務制限条項が設けられています。

# ④ 弁済資金調達に関するリスク

本投資法人が弁済期の到来した金銭の借入れ又は投資法人債の借換えを行うことができないことにより、また、本投資法人のキャッシュ・フロー、金利情勢その他の理由により(投資対象不動産からのキャッシュ・フローの減少、評価額の下落等を理由として、借入金又は投資法人債の早期返済を強制される場合を含みます。)、本投資法人が保有する運用資産を処分しなければ金銭の借入れ及び投資法人債に係る債務の返済ができなくなる可能性があります。この場合、本投資法人の希望しない時期及び条件で運用資産を処分せざるを得ないこととなる場合があり、その結果、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

# ⑤ 債務不履行に関するリスク

本投資法人が金銭の借入れ又は投資法人債に係る債務について債務不履行となった場合、それらの債務の債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分、差押え等の強制執行又は担保権の実行としての競売等が行われることがあるとともに、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立てが行われる可能性があります。

# (ハ) 有利子負債比率に関するリスク

LTVの上限は、資産運用会社の運用ガイドラインにより65%としていますが、資産の取得等に伴い時的に65%を超えることがあります。一般的にLTVの水準が高くなればなるほど、本投資法人の投資口の分配金の利回りは高くなることが想定できるものの、金利上昇の影響を受けやすくなり、その結果投資主の分配額が減少するおそれがあります。

- (二) 資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者に関するリスク
- ① 任務懈怠等に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者に、それぞれ委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現のためにはこれらの者の能力、経験及びノウハウに依拠するところが大きいと考えられますが、これらの者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を必ずしも維持できる保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、投信法及び金商法上委託を受けた業務の執行につき善良な管理者としての注意義務(以下「善管注意義務」といいます。)を負い、かつ法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のために忠実に職務を遂行する義務(以下「忠実義務」といいます。)を負っています(投信法第118条、第209条、金商法第42条)が、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 利益相反に関するリスク

本投資法人の一般事務受託者、資産保管会社、資産運用会社又は資産運用会社の株主等、本投資法人に現在関与し又は将来関与する可能性がある法人は、それぞれの立場において本投資法人の利益を害し、自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。

これらの関係法人がそれぞれの立場において自己又は第三者の利益を図った場合は、本投資法人の利益が害される可能性があります。

資産運用会社は、本投資法人に対し善管注意義務と忠実義務を負う(金商法第42条)ほか、投信法及び金商法において業務遂行に関して行為準則が詳細に規定されており、更に運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定めています。

しかし、資産運用会社が、上記に反して、自己又は第三者の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行った場合には、投資主に損害が発生する可能性があります。

なお、資産運用会社が、将来において別の投資法人等の資産運用を受託した場合、本投資法人と資産運用会社の間のみならず、本投資法人と当該投資法人等との間でも、利益相反の問題が生じる可能性があります。投信法は、このような場合に備えて、投信法上の資産運用会社が、その資産の運用を行う投資法人相互間において取引を行うことを原則として禁止する等の規定を置いています。また、資産運用会社においても、他の投資法人等の資産を運用することとなる場合には、投資法人等との間の利益相反の問題に対処するために必要な自主的ルールを策定することも想定されます。しかしながら、この場合に、他の投資法人の利益を図るため、本投資法人の利益が害されるリスクが現実化しないという保証はありません。

# ③ 解約に関するリスク

一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との契約が解約されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関して第三者へ委託することが要求されているため、各契約が解約された場合には、本投資法人は新たな受託者に委託する必要があります。しかし、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たな受託者を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

## ④ 倒産等に関するリスク

資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者のそれぞれが、破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託者との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響を及ぼすことになり、また、場合によっては本投資法人の投資口の上場が廃止される可能性もあります。そのような場合、投資主が損害を受ける可能性があります。

# (ホ) PM会社に関するリスク

### ① 能力に関するリスク

一般に、賃借人の管理、建物の保守管理等、不動産の管理全般の成否は、PM会社の能力、経験及びノウハウによるところが大きく、本投資法人が保有する不動産の管理についても、管理を委託するPM会社の業務遂行能力に大きく依拠することとなります。管理委託先を選定するに当たっては、当該PM会社の能力、経験及びノウハウを十分考慮することが前提となりますが、そのPM会社における人的・財産的基盤が維持される保証はありません。

### ② 利益相反に関するリスク

本投資法人の投資対象不動産に係るPM会社が、他の顧客(他の不動産投資法人を含みます。)から当該顧客の不動産の管理及び運営業務を受託し、本投資法人の投資対象不動産に係るPM業務と類似又は同種の業務を行う可能性があります。これらの場合、当該PM会社は、本投資法人以外の者の利益を優先することにより、本投資法人の利益を害する可能性があります。

# ③ 解約に関するリスク

一定の場合には、PM会社との契約が解約されることがあります。後任のPM会社が選任されるまではPM会社不在又は機能不全のリスクが生じるため、一時的に当該投資対象不動産の管理状況が悪化する可能性があります。また、本投資法人の希望する時期及び条件で現在と同等又はそれ以上の能力と専門性を有する新たなPM会社を選任できる保証はなく、速やかに選任できない場合には、本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 倒産に関するリスク

PM会社が、破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続等により業務遂行能力を喪失する可能性があるほか、本投資法人は、それらの者に対する債権の回収に困難が生じるおそれがあり、更に、PM会社との契約を解約されることがあります。これらにより、本投資法人の日常の業務遂行に影響が及ぶことになり、投資主が損害を受ける可能性があります。

(へ) 本投資法人及び資産運用会社の人材に依存しているリスク

本投資法人の運営は、本投資法人及び資産運用会社の人材の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、これらの人材が失われた場合、本投資法人の運営に重大な悪影響をもたらす可能性があります。投信法上、投資法人を代表し、その業務執行を行う執行役員及び執行役員の業務を監督する監督役員は、善管注意義務及び忠実義務を負いますが、職務執行上、本投資法人の執行役員又は監督役員が善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合は、結果として投資主が損害を受ける可能性があります。

### (ト) 業務提携先に依存しているリスク

資産運用会社は、平和不動産との間で業務提携に関する協定書を締結し、情報の提供を受けています(前記「1 投資法人の概況 (3) 投資法人の仕組み b. 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容」をご参照下さい。)。このため、本投資法人の運営は、業務提携先の能力、経験及びノウハウに大きく依存しており、資産運用会社と業務提携先との協働関係が失われた場合、業務提携先からの情報の提供、人材の派遣等と同等の情報の提供、人材の派遣等を受けることが不可能又は著しく困難となり、本投資法人の運営に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。また、業務提携先が、本書の日付現在有している情報収集能力、助言能力、人的資源等を維持できなくなった場合には、本投資法人の運営に悪影響を及ぼす可能性があります。

加えて、業務提携先の利益は本投資法人の他の投資主の利益と相反する可能性があります。たとえば、 業務提携先は、他の投資法人を含む不動産関連事業に投資を行い、又は行う可能性があることから、これらの事業と本投資法人との取引又は競合において利益相反が起こる可能性があります。

### (チ) 本投資法人が倒産し又は登録を取消されるリスク

本投資法人は、破産法(平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。)(以下「破産法」といいます。)、民事再生法(平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。)(以下「民事再生法」といいます。)及び投信法上の特別清算手続(投信法第164条)に服します。

本投資法人は、投信法に基づいて投資法人としての登録を受けていますが、一定の事由が発生した場合に投信法に従ってその登録が取消される可能性があります(投信法第216条)。その場合には、本投資法人の投資口の上場が廃止され、本投資法人は解散し、清算手続に入ります。

本投資法人が清算される場合、前記「a.投資口に関するリスク (イ)投資口の商品性に関するリスク ③ エクイティとしてのリスク」に記載の通り、投資主は、全ての債権者への弁済(投資法人債の償還を含みます。)後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。

### (リ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

規約に定められている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び資産運用会社の取締役会が定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を経ることなく、変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、これらが変更される可能性があります。

(ヌ) 本投資法人による敷金・保証金等の利用に関するリスク

本投資法人は、運用資産の賃借人が無利息又は低利で預託した敷金・保証金等を運用資産の取得資金の 一部として利用する場合があります。しかし、賃貸市場の動向、賃借人との交渉等により、本投資法人 の想定よりも賃借人からの敷金・保証金等の預託額が少なくなり、又は預託期間が短くなる可能性があ り、この場合、必要な資金を借入れ等により調達せざるを得なくなります。また、敷金・保証金等を本 投資法人が利用する条件として、本投資法人が敷金又は保証金の返還債務を負う場合があり、当該返還債務の履行に必要な資金を借入れ等により調達する可能性があります。これらの結果、本投資法人の収益に悪影響をもたらす可能性があります。

## c. 不動産及び信託受益権に関するリスク

投資対象不動産の価格や流動性等の要因により本投資法人の運用資産である投資対象不動産等の価値が下落した場合、本投資法人の投資口の市場価格の下落をもたらす可能性があります。

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- ① 流動性及び取引コストに関するリスク

不動産は、一般的に代替性がない上、流動性が低く、また、それぞれの物件の個別性が強いため、その 売買の際には、不動産鑑定士による鑑定評価、関係者との交渉や物件精査等が必要となり、売却及び取 得に多くの時間と費用を要するため、取得又は売却を希望する時期に、希望する物件を取得又は売却す ることができない可能性があります。特に、不動産が共有物件又は区分所有物件である場合や土地と建 物が別人の所有に属する場合等、権利関係の態様によっては、取得及び売却により多くの時間と費用を 要することがあり、場合によっては取得又は売却ができない可能性があります。

② 不動産の取得・処分に関するリスク

今後の政府の政策や景気の動向等の如何によっては、不動産投資信託その他のファンド及び投資家等による不動産に対する投資が本書の日付現在に比べ、より活発化する可能性があり、その結果、不動産の取得競争が激化し、本投資法人が取得を希望した不動産の取得ができない可能性が高まることがあります。また、取得が可能であったとしても、投資採算の観点から希望した価格・時期・条件で取引を行えない可能性等もあります。更に、本投資法人が投資対象不動産を取得した後にこれらを処分する場合にも、投資採算の観点から希望した価格、時期その他の条件で取引を行えない可能性等もあります。その結果、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化のために最適と考える資産のポートフォリオを構築できない可能性があります。

- (ロ) 不動産の欠陥・瑕疵等に関するリスク
- ① 不動産の欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に不動産には権利、地盤、地質、構造等に関して欠陥・瑕疵等が存在している可能性があります。 資産運用会社が投資対象不動産等の選定・取得の判断を行うに当たっては、原則として投資対象不動産 について定評のある専門業者から建物状況調査報告書を取得する等の物件精査を行うとともに、当該投 資対象不動産等の元所有者又は元受益者から譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得することと しています。また、状況に応じて、元所有者又は元受益者に対し一定の瑕疵担保責任を負担させる場合 もあります。しかし、建物状況調査報告書で指摘されなかった事項について取得後に欠陥・瑕疵等が判 明する可能性があります。また、元所有者又は元受益者の表明及び保証が全ての欠陥・瑕疵等をカバー している保証はなく、瑕疵担保責任の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例です。これらの 場合には、買主である本投資法人が当該欠陥・瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用を負担せざるを 得なくなることがあります。

② 権利関係等に関するリスク

不動産を巡る権利義務関係の複雑さゆえに、不動産に関する権利が第三者の権利や行政法規等により制限を受けたり、第三者の権利を侵害していることが後になって判明する可能性があります。その結果、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、元所有者又は元受益者が表明及び保証した事実が真実でなかったことを理由とする損害賠償責任や元所有者又は元受益者が負担する瑕疵担保責任を追及しようとしても、元所有者又は元受益者の損害賠償責任又は瑕疵担保責任の負担期間が限定されていたり、元所有者又は元受益者の資力が不十分であったり、元所有者又は元受益者が解散等により存在しなくなっている等の事情により、実効性がない可能性があります。なお、運用資産及び期中取得資産の前売主の多くは、主として不動産信託受益権の保有のみを目的とする法人であるため、契約上瑕疵担保責任を負うこととされている場合であっても瑕疵担保責任を負担するに足りる資力を有しない可能性があります。

更に、売主が表明及び保証を行わない場合又は瑕疵担保責任を負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産を取得する可能性があります。たとえば、本投資法人は、競売されている不動産を取得することがありますが、かかる不動産に瑕疵等があった場合には瑕疵担保責任を追及することができません。

③ 瑕疵担保責任を負担するリスク

本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。)(以下「宅地建物取引業法」といいます。)上、みなし宅地建物取引業者となるため(宅地建物取引業法上の登録をした信託受託者たる信託銀行も同様です。)、不動産の売却の相手方が宅地建物取引業者でない場合、不

動産の売主として民法上負う瑕疵担保責任を原則として排除できません。従って、本投資法人又は信託 受託者が不動産の売主となる場合には、一定限度の瑕疵担保責任を負うこととなる場合があります。

④ 登記に公信力がないことに関するリスク

我が国の法制度上、不動産登記にはいわゆる公信力がありません。従って、不動産登記簿の記載を信じて取引した場合にも、買主は不動産に係る権利を取得できないことや予想に反して当該不動産上に第三者の権利が設定されていることがあります。また、権利に関する事項のみならず、不動産登記簿中の不動産の表示に関する事項が現況と一致していない場合もあります。このような場合、上記と同じく、本投資法人は売主等に対して法律上又は契約上許容される限度で責任を追及することとなりますが、その実効性があるとの保証はありません。

⑤ 境界の確定に関するリスク

物件を取得するまでの時間的制約等から、一般に隣接地所有者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、当該物件を取得する事例が少なからず見られます。本投資法人がこれまでに取得した投資対象不動産にもそのような事例が存在し、今後取得する投資対象不動産等についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日これを処分するときに事実上の障害が発生し、また、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積の減少、訴訟費用、損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、投資対象不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、投資対象不動産の利用が制限され賃料に悪影響を及ぼす可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性があります。

(ハ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、破裂爆発、落雷、風・ひょう・雪災、水災、地震火災、地震破裂、地震倒壊、噴火及び津波並び に電気的事故、機械的事故その他偶然不測の事故並びに戦争、暴動、騒乱、テロ等(以下「災害等」と いいます。) により投資対象不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が影響を受ける可能性がありま す。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間建物が不稼働を余儀な くされることにより、賃料収入が減少し、又は当該投資対象不動産の価値が下落する結果、投資主に損 害を与える可能性があります。但し、本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険、賠償責任 保険等を付保する方針であり(前記「2投資方針 (1)投資方針 c.保険付保基準」をご参照下さ い。)(但し、地震保険についてはPML値が20%以上の場合には、当該運用資産につき、付保しま す。)、このような複数の保険を手配することによって、災害等のリスクが顕在化した場合にも、かか る保険による保険期間及び保険金の範囲内において、原状回復措置が期待できます。もっとも、投資対 象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が 発生した場合、保険契約で補填されない災害等が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支 払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に悪影響 を及ぼす可能性があります。また、災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性があり ます。付保方針は、災害等の影響と保険料負担を比較考量して決定されます。また、保険金が支払われ た場合であっても、行政規制その他の理由により当該投資対象不動産を災害等の発生前の状態に回復さ せることが不可能となることがあります。

- (二) 不動産に係る行政法規・条例等に関するリスク
- ① 既存不適格に関するリスク

建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の施行又は適用の際、これらの規定に適合しない現に存する建物(現に建築中のものを含みます。)又はその敷地については、原則として当該規定が適用されない扱いとされています(いわゆる既存不適格)。しかし、かかる既存不適格の建物の建替え等を行う場合には、現行の規定が適用されるので、現行の規定に合致するよう手直しをする必要があり、費用等追加的な負担が必要となる可能性があり、また、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

② 行政法規・条例に関するリスク

不動産に係る様々な行政法規や、各地の条例による規制が投資対象不動産に適用される可能性があります。たとえば、文化財保護法(昭和25年法律第214号、その後の改正を含みます。)に基づく試掘調査義務、一定割合において住宅を付置する義務、駐車場設置義務、福祉配慮設備設置義務、緑化推進義務及び雨水流出抑制施設設置義務等が挙げられます。このような義務が課せられている場合、当該投資対象不動産を処分するときや建替え等を行うときに、事実上の困難が生じたり、これらの義務を遵守するための追加的な負担が生じたりする可能性があります。

③ 都市計画に関するリスク

投資対象不動産を含む地域が道路設置等の都市計画の対象となる場合には、当該都市計画対象部分に建築制限が付されたり、建物の敷地とされる面積が減少し、当該投資対象不動産に関して建替え等を行う際に、現状と同規模の建築物を建築できない可能性があります。

### (ホ) 法令の制定・変更に関するリスク

土壌汚染対策法のほか、環境保護を目的とする法令等が制定・施行され、過失の有無にかかわらず不動産につき大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務等が課される可能性があります。また、消防法(昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。)(以下「消防法」といいます。)その他不動産の管理に影響する関係法令の改正により、投資対象不動産の管理費用等が増加する可能性があります。更に、建築基準法、都市計画法の改正、新たな立法、収用、再開発、区画整理等の行政行為等により投資対象不動産に関する権利が制限される可能性があります。このような法令若しくは行政行為又はその変更等が本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

### (へ) 売主等に関するリスク

本投資法人が、債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にあると認められる又はその疑義がある者を売主とする投資対象不動産等の取得を行った場合に、破産管財人、監督委員又は管財人(以下「管財人等」といいます。)により売買が否認されるリスクを完全に排除することは困難です。また、本投資法人による売主からの投資対象不動産等の取得又は売主若しくは元所有者による取得行為がいわゆる事後設立(会社法及び会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)(以下「整備法」といいます。)に基づく改正前の商法(明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。)第246条第1項、整備法に基づく廃止前の有限会社法(昭和13年法律第74号、その後の改正を含みます。)第40条第3項、会社法第467条第1項第5号)に該当するにもかかわらず、所定の手続がとられていない場合には、取得行為が無効と解される可能性があります。

① 詐害行為取消・否認に関するリスク

万一、売主が債務超過の状況にある等財務状態が実質的危機時期にある状況を認識できずに本投資法人が投資対象不動産等を取得した場合には、当該投資対象不動産等の売買が売主の債権者により取消される可能性が生じます(詐害行為取消権。民法第424条)。また、本投資法人が投資対象不動産等を取得した後、その売主について破産手続、再生手続又は更生手続が開始された場合には、投資対象不動産等の売買が管財人等により否認される可能性が生じます(破産法第160条以下、民事再生法第127条以下、会社更生法(平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。)(以下「会社更生法」といいます。)第86条以下)。

② 悪意による取消・否認に関するリスク

本投資法人が、ある売主から投資対象不動産等を取得した者(以下本②において「買主」といいます。)から更に投資対象不動産等の転売を受けた場合において、本投資法人が、当該投資対象不動産等の取得時において、売主と買主間の当該投資対象不動産等の売買が詐害行為として取消され又は否認される根拠となり得る事実関係を知っている場合には、本投資法人に対しても、売主・買主間の売買が否認され、その効果を主張される可能性があります。

③ 真正売買でないとみなされるリスク

売主と本投資法人との間の投資対象不動産等の売買が、担保取引であると判断され、当該投資対象不動産等は破産者である売主の破産財団の一部を構成し、又は更生会社若しくは再生債務者である売主の財産に属するとみなされる可能性(いわゆる真正売買でないとみなされるリスク)があります。

(ト) 共有に関するリスク

運用資産である投資対象不動産が第三者との間で共有されている場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々の問題が生じる可能性があります。

① 持分の過半数を有していない場合のリスク

共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該投資対象不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

② 分割請求権に関するリスク

共有の場合、単独所有の場合と異なり、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性があります(民法第256条第1項本文)。分割請求が権利濫用として排斥されない場合には、裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性もあります(民法第258条第2項)。このように、共有不動産については、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

この分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、不動産共有物全体に対する不分割特約は、その旨の登記をしなければ、対象となる共有持分を新たに取得した譲受人に対抗することができません。仮に、特約があった場合でも、特約をした者が破産手続、再生手続又は更生手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保す

るために分割請求ができるものとされています。但し、共有者は、破産手続、再生手続又は更生手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます(破産法第52条、会社更生法第60条、民事再生法第48条)。

# ③ 抵当権に関するリスク

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者(抵当権設定者)の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。従って、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて当該抵当権の効力が及ぶこととなります。

### ④ 優先購入権に関するリスク

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権の合意をした場合には、共有者がその共有持分を第三者に売却する場合に他の共有者が優先的に取得できる機会を与えるようにする義務を負います。

### ⑤ 共有者の信用に関するリスク

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、賃料債権は不可分債権となり敷金返還債務は不可分債務になると一般的には解されており、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。即ち、他の共有者の債権者により当該共有者の持分を超えて賃料収入全部が差押えの対象となる可能性や、賃借人からの敷金返還債務を他の共有者がその持分等に応じて履行できない際に当該共有者が敷金全部の返還債務を負う可能性があります。ある共有者が他の共有者の債権者から自己の持分に対する賃料を差押えられたり、他の共有者が負担すべき敷金返還債務を負担した場合には、自己の持分に対する賃料相当額や他の共有者のために負担した敷金返還債務の償還を他の共有者に請求することができますが、他の共有者の資力がない場合には償還を受けることができません。また、共有者間において、他の共有者に共有物の賃貸権限を付与し、当該他の共有者からその対価を受領する旨の合意をする場合があります。この場合、共有者の収入は賃貸人である他の共有者の信用リスクに晒されます。これを回避するために、テナントからの賃料を、賃貸人でない共有者の口座に払込むよう取決めをすることがありますが、かかる取決めによっても、賃貸人でない共有者の債権者により当該他の共有者の各テナントに対する賃料債権が差押えられるということ等もあり得ますので、他の共有者の信用リスクは完全には排除されません。

### ⑥ 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、上記の流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

# (チ) 区分所有に関するリスク

# ① 管理・処分に関するリスク

区分所有建物とは、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)(以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(エントランス部分等)及び建物の敷地部分から構成されます。区分所有建物の場合には、区分所有法上、法定の管理方法及び管理規約(管理規約の定めがある場合)によって管理方法が定められます。管理規約は、原則として区分所有者及びその議決権(管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各4分の3以上の多数決によって変更できるため(区分所有法第31条第1項)、本投資法人が議決権の4分の3を有していない場合には、区分所有建物の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、建替決議等をする場合には集会において区分所有者及び議決権(管理規約に別段の定めのない限り、その有する専有部分の床面積の割合)の各5分の4以上の多数の建替決議が必要とされる等(区分所有法第62条)、区分所有法の適用を受けない単独所有物件と異なり管理方法に制限があります。

区分所有建物の専有部分の処分は自由に行うことができますが、区分所有者間で優先的購入権の合意を することがあることは、共有物件の場合と同様です。

# ② 敷地に関するリスク

区分所有建物と敷地の関係については以下のようなリスクがあります。

区分所有建物の専有部分を所有するために区分所有者が敷地に関して有する権利を敷地利用権といいます。区分所有建物では、専有部分と敷地利用権の一体性を保持するために、法律で、専有部分とそれに係る敷地利用権を分離して処分することが原則として禁止されています(区分所有法第22条)。但し、敷地権の登記がなされていない場合には、分離処分の禁止を善意の第三者に対抗することができず、分離処分が有効となります(区分所有法第23条)。また、区分所有建物の敷地が数筆に分かれ、区分所有者が、それぞれ、この敷地のうちの一筆又は数筆の土地について、単独で、所有権、賃借権等を敷地利

用権(いわゆる分有形式の敷地利用権)として有している場合には、分離して処分することが可能とされています。このように専有部分とそれに係る敷地利用権が分離して処分された場合、敷地利用権を有しない区分所有者が出現する可能性があります。

また、敷地利用権が使用貸借及びそれに類似した権利である場合には、当該敷地が売却、競売等により 第三者に移転された場合に、区分所有者が当該第三者に対して従前の敷地利用権を対抗できなくなる可 能性があります。

③ 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、このような区分所有建物と敷地の関係を反映して、区分所有建物の場合には、上記の不動産に係る流動性のリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

- (リ) 借地物件に関するリスク
- ① 借地権消滅のリスク

借地権とその借地上に存在する建物については、自己が所有権を有する土地上に存在する建物と比べて特有のリスクがあります。借地権は、所有権と異なり永久に存続するものではなく、期限の到来により当然に消滅し(定期借地権の場合)又は期限到来時に借地権設定者が更新を拒絶しかつ更新を拒絶する正当事由がある場合に消滅します(普通借地権の場合)。また、借地権が地代の不払その他による解除その他の理由により消滅してしまう可能性もあります。借地権が消滅すれば、時価での建物買取りを請求できる場合(借地借家法(平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。)(以下「借地借家法」といいます。)第13条、借地借家法附則第6条、借地法(大正10年法律第49号、その後の改正を含みます。)第4条第2項を除き、借地上に存在する建物を取壊した上で、土地を返還しなければなりません。普通借地権の場合、借地権の期限到来時の更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、仮に建物の買取請求権を有する場合でも、取得価格が本投資法人が希望する価格以上である保証はありません。

② 借地権を第三者に対抗できないリスク

本投資法人が借地権を有している土地の所有権が、転売されたり、借地権設定時に既に存在する土地上の抵当権等の実行により第三者に移ってしまう可能性があります。この場合、借地権について適用のある法令に従い第三者対抗要件が具備されていないときは、本投資法人は、借地権を当該土地の新所有者に対して対抗できず、当該土地の明渡義務を負う可能性があります。

③ 借地権の譲渡に関するリスク

借地権が賃借権である場合、借地権を譲渡するには、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。借地上の建物の所有権を譲渡する場合には、当該借地に係る借地権も一緒に譲渡することとなるので、原則として、借地権設定者の承諾が必要となります。かかる借地権設定者の承諾に関しては、借地権設定者への承諾料の支払が予め約束されていたり、約束されていなくても慣行を理由として借地権設定者が承諾料を承諾の条件として請求してくる場合があります(なお、法律上、借地権設定者に当然に承諾料請求権が認められているものではありません。)。

④ 借地権設定者の信用に関するリスク

借地権設定者の資力の悪化や倒産等により、借地権設定者に差入れた敷金・保証金等の全額又は一部が返還されない可能性があります。借地権設定者に対する敷金・保証金等の返還請求権については担保設定や保証はなされないのが通例です。

⑤ 減価要因となるリスク

上記のリスクが実現しない場合であっても、借地権と借地上に建てられている建物については、敷地と建物を一括して所有している場合と比べて、上記のような制限やリスクがあるため、上記の不動産の流動性、取引コスト等に関するリスクや、それらのリスクを反映した価格の減価要因が増す可能性があります。

(ヌ) 借家物件に関するリスク

本投資法人は、建物を第三者から賃借の上又は(信託受益権の場合は)信託受託者に賃借させた上、当該賃借部分を直接若しくは信託受託者を通じて保有する建物と一体的に又は当該賃借部分を単独で、テナントへ転貸することがあります。

この場合、建物の賃貸人の資力の悪化や倒産等により、建物の賃貸人に差入れた敷金・保証金等の全額 又は一部が返還されない可能性があることは、前記の借地物件の場合と同じです。加えて、民法上、本 投資法人が第三者との間で直接又は信託受託者を通じて結んだ賃貸借契約が何らかの理由により終了し た場合、本投資法人又は信託受託者とテナントの間の転貸借契約が終了し、その結果テナントから、転 貸借契約の終了に基づく損害賠償請求等がなされるおそれがあります。

### (ル) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。

底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります(借地借家法第13条、借地法第4条)。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

また、借地権者の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、借地契約に基づく土地の賃料の支払が滞る可能性があり、この延滞賃料の合計額が敷金及び保証金等で担保される範囲を超える場合は投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地契約では、多くの場合、賃料等の借地契約の内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料の改定により賃料が減額された場合、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。借地権者は借地借家法第11条に基づく土地の借賃の減額請求をすることができ、これにより、当該底地から得られる賃料収入が減少する可能性があり、その結果本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

# (ヲ) 開発物件に関するリスク

本投資法人が、竣工後の物件を取得するために予め開発段階で売買契約を締結した場合、既に完成した物件につき売買契約を締結して取得する場合に比べて、固有のリスクが加わります。即ち、(i) 開発途中において、地中障害物、埋蔵文化財、土壌汚染等が発見された場合、(ii) 工事請負業者の倒産又は請負契約の不履行が生じた場合、(iii) 開発コストが当初の計画を大きく上回ることになった場合、(iv) 天変地異が生じた場合、(v) 予期せぬ行政上の許認可手続が必要となった場合、(vi) 開発過程において事故が生じた場合その他予期せぬ事情が発生した場合、(vi) 不動産市況に変動が生じた場合には、開発の遅延、変更若しくは中止の可能性、売買契約通りの引渡しを受けられない可能性又は物件完成時における市価が開発段階で締結した契約における売買代金を下回る可能性があります。また、竣工後のテナントの確保が当初の期待を下回り、見込み通りの賃料収入を得られない可能性があります。この結果、開発物件からの収益等が本投資法人の予想を大きく下回る可能性があるほか、予定された時期に収益等が得られなかったり、収益等が全く得られなかったり、予定されていない費用、損害又は損失を本投資法人が被る可能性があり、その結果本投資法人の収益等に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

# (ワ) 有害物質に関するリスク

# ① 土地に関するリスク

本投資法人が土地又は土地の賃借権若しくは地上権又はこれらを信託する信託の受益権を取得する場合において、当該土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵されている可能性があり、かかる有害物質が埋蔵されている場合には当該土地の価格が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となる場合には、これに係る予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。なお、土壌汚染対策法によれば、土地の所有者、管理者又は占有者は、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の特定有害物質による土地の土壌の汚染の状況について、都道府県知事より調査・報告を命じられることがあり(土壌汚染対策法第4条第2項及び第5条第1項)、また、当該土地が土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある等の要件を満たす区域として都道府県知事による指定を受けた場合には、都道府県知事よりその被害を防止するため必要な汚染の除去等の措置を示した上で指示を受けることがあり(土壌汚染対策法第7条第1項)、当該措置を講じない場合、かかる措置を講じるよう命じられることがあります(土壌汚染対策法第7条第4項)。本投資法人がこれらの調査・報告を命じられ、指示を受け、又は措置を命じられた場合には、本投資法人ひいては投資主が損害を受ける可能性があります。

# ② 建物に関するリスク

本投資法人が建物又は建物を信託する信託受益権を取得する場合において、当該建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材が使用されている可能性やPCBが保管されている可能性があり、かかる有害物質が使用又は保管されている場合には、当該建物の価値が下落する可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために建材の全面的又は部分的交換が必要となる場合にはこれに係る予想外の費用や時間が必要となります。また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、

直接又は信託受託者を通じて間接的に、本投資法人がかかる損害を賠償する義務が発生する可能性があります。更に、投資対象不動産において、アスベスト含有建材のうち飛散性の比較的高い吹付け材が使用されている場合、飛散防止措置・被害の補償等のために多額の出費を要する可能性があり、また、リーシングに困難を来す可能性があります。加えて、通常使用下では飛散可能性がないアスベスト含有建材を使用している物件についても、アスベスト飛散のおそれのある改修又は解体時に飛散防止措置等を行うために多額の費用が発生する可能性があります。アスベスト含有建材を使用する物件については、後記「5 運用状況 (2)投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (へ)各物件の概要」の特記事項欄をご参照下さい。

- (カ) 賃料収入等に関するリスク
- ① 不動産の稼働リスク

一般に、不動産の稼働率は、事前に予測することが困難であり、予想し得ない事情により稼働率が低下する可能性があります。賃貸借契約において期間中の解約権を制限していない場合等には、契約期間中であっても賃貸借契約を解約することが可能であるため、賃借人から賃料が得られることは将来にわたって確定されているものではありません。また、賃貸借契約の期間満了時に契約の更新がなされない場合もあります。特に、テナント数の少ない不動産において大口テナントが契約を更新しなかった場合、又は複数の賃貸借契約の期間満了時期が短期間に集中した場合において多くの賃借人が契約を更新しなかった場合は、物件の稼働率が大きく低下する可能性があります。その上、通常の場合において、不動産について一定の稼働率又は稼働状況について保証を行っている第三者は存在しません。以上のような事由により稼働率が低下した場合、不動産に係る賃料収入が低下することとなります。なお、解約ペナルティ条項等を置いて期間中の解約権を制限している場合でも、裁判所によって解約ペナルティが減額されたり、かかる条項の効力が否定される可能性があります。

② 賃料不払に関するリスク

賃借人が特に解約の意思を示さなくても、賃借人の財務状況が悪化した場合又は破産手続、再生手続若しくは更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、賃貸借契約に基づく賃料支払が滞る可能性があり、この延滞賃料等の債務の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超える場合、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、賃貸人の義務違反を理由とする不払のリスクもあります。特に大口テナントが賃料の支払を怠った場合、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼすことになります。

③ 賃料改定に係るリスク

契約の更新の際又は賃料等の見直しの際には、その時々における賃料相場も参考にして、賃料が賃借人との協議に基づき改定されることがありますので、本投資法人の運用資産、期中取得資産及び取得予定資産(本投資法人が本書の日付以降に資産を取得しようとする場合がありますが、その場合の取得対象となる資産をいいます。以下同じ。)について、本書の日付現在の賃料が今後も維持される保証はありません。賃料改定により賃料が減額された場合、賃料収入が減少することとなります。また、定期的に賃料等を増額する旨の規定が賃貸借契約にある場合でも、賃借人との交渉如何によっては、必ずしも、規定通りに賃料を増額できるとは限りません。

④ 賃借人による賃料減額請求権の行使に関するリスク

建物の賃借人は、定期建物賃貸借契約において賃料減額請求権を排除する旨の特約がある場合を除き、借地借家法第32条に基づいて賃料減額請求をすることができ、その結果裁判上又は事実上賃料収入の減少をもたらす可能性があります。定期建物賃貸借契約の効力が認められるためには、借地借家法第38条所定の要件を充足する必要があります。このためある建物賃貸借契約を定期建物賃貸借契約とした上で借地借家法第32条に基づく賃料減額請求権を排除する特約を設けた場合であっても、借地借家法第38条所定の要件が充足されなかった場合には、賃料減額請求権を排除することができず、当該請求が認められた場合、当該不動産から得られる賃料収入が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼし、投資主が損失を被る可能性があります。

⑤ 定期建物賃貸借契約における賃料減額請求権排除特約に関するリスク 定期建物賃貸借契約の場合には、その有効期間中は契約中に定められた賃料をテナントに対して請求で きるのが原則です。しかし、定期建物賃貸借契約においてテナントが早期解約した場合でも、残存期間 全体についてのテナントに対する賃料請求が認められない可能性があります。なお、定期建物賃貸借契 約において借地借家法第32条に基づく賃料増減請求権を排除する特約を設けた場合には、同条に基づく 賃料増額請求もできなくなるので、かかる賃料が契約締結時に予期し得なかった事情により一般的な相 場に比べて低額となり、通常の賃貸借契約の場合よりも低い賃料収入しか得られない可能性がありま す。

- (ヨ) 不動産に係る所有者責任、修繕・維持費用等に関するリスク
- ① 所有者責任に関するリスク

投資対象不動産を原因として、第三者の生命、身体又は財産等を侵害した場合に、損害賠償義務が発生し、本投資法人が予期せぬ損害を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上無過失責任を負うこととされています。本書の日付現在所有する投資対象不動産には、本投資法人が適切と考える保険を付保しています。その他今後取得する投資対象不動産等に係る投資対象不動産に関しても、原則として適切な保険を付保する予定ですが、投資対象不動産の個別事情により保険契約が締結されない場合、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生した場合、保険契約でカバーされない事故が発生した場合又は保険契約に基づく保険会社による支払が他の何らかの理由により行われず、減額され若しくは遅れる場合には、本投資法人の収益に重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

② 修繕費用に関するリスク

投資対象不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となる場合には、かかる修繕に関連して多額の費用を要する可能性があります。また、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、投資対象不動産からの収入が減少し、又は投資対象不動産の価格が下落する可能性があります。

③ 管理費用に関するリスク

経済状況によっては、インフレーション、水道光熱費等の費用の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用、備品調達等の管理コスト及び各種保険料等のコストの上昇、租税公課の増大その他の理由により、 投資対象不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。

- (タ) 転貸に関するリスク
- ① 転借人に関するリスク

賃借人に、投資対象不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

② 敷金等の返還義務に関するリスク

賃貸借契約が合意解約された場合その他一定の場合には賃貸人が転貸人の地位を承継し、転貸人の転借 人に対する敷金等の返還義務が賃貸人に承継される可能性があります。この場合において、賃貸人は、 賃貸人が賃貸借契約に基づいて賃借人から受領している敷金等の額よりも高額な敷金等を返還する義務 を、転借人に対して負担しなければならなくなる可能性があります。

(レ) テナント等による不動産の利用状況に関するリスク

本投資法人は、テナントの属性や資力に留意しつつ賃貸借契約を締結し、PM会社を通じてその利用状況を管理していますが、個々のテナントの利用状況をつぶさに監督できるとの保証はなく、テナントの利用状況により、当該不動産の資産価値や、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。たとえば、建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、テナントによる建物への変更工事、内装の変更、その他利用状況等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する必要が生じ、又は法令上不利益を被る可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、テナントによる転貸や賃貸借の譲渡が本投資法人の承諾なしに行われる可能性があります。その他、転借人や賃借権の譲受人の属性によっては、運用資産である投資対象不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。賃貸人は賃借人と普通建物賃貸借契約を締結した場合又は定期建物賃貸借契約を締結したものの借地借家法第38条所定の要件が充足されないことにより定期建物賃貸借契約としての効力が否定された場合、正当の事由があると認められなければ、賃貸借期間が経過した場合であっても賃借人との賃貸借契約を終了することができず、運用資産である不動産のテナント属性の悪化を阻止できない可能性があります。

(ソ) マスターリースに関するリスク

特定の投資対象不動産において、PM会社が投資対象不動産の所有者である信託受託者又は本投資法人 との間でマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して 転貸している場合があります。また、今後も同様の形態を用いる場合があります。

この場合、マスターリース会社であるPM会社の財務状態の悪化により、エンドテナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃貸人である信託受託者又は本投資法人への賃料の支払が滞る可能性があります。また、テナントの募集及び管理その他PM会社としての機能に支障を来たす事由が発生した場合、投資対象不動産の稼働率が大きく低下し、本投資法人の収入が減少する可能性があります。

マスターリース会社である P M 会社と信託受託者との間で締結されたマスターリース契約が、 P M 会社 の倒産又は契約期間満了等により終了した場合には、本投資法人が信託受託者との間で新たなマスター

リース契約(以下「新マスターリース契約」といいます。)を締結し、本投資法人がそれまでのマスターリース会社(以下「旧マスターリース会社」といいます。)とエンドテナントの間の転貸借契約及び旧マスターリース会社のエンドテナントに対する権利及び義務等を承継することが規定されている場合があります。この場合において、本投資法人は、賃貸人である信託受託者に対して、新マスターリース契約に基づいて請求し得る敷金返還請求権等に比して過重な敷金返還債務等をエンドテナントに対して負担しなければならなくなる可能性があります。

また、本投資法人がエンドテナントに対して、賃貸人たる地位を承継した旨を通知する前に、エンドテナントが旧マスターリース会社に賃料等を支払った場合、本投資法人は賃貸人たる信託受託者に対して賃料を支払う必要があるにもかかわらず、エンドテナントに対して賃料を請求できなくなります。

これらの場合、旧マスターリース会社に対して求償権又は不当利得返還請求権を行使することは可能ですが、旧マスターリース会社が破綻状態に陥っており、十分に損害を回復できない場合には、本投資法人は損失を被ることになります。

### (ツ) 不動産の地域的な偏在に関するリスク

本投資法人は、東京都区部を中心として、政令指定都市をはじめとする全国の主要都市の不動産に投資する予定です。特に、ポートフォリオの60%以上を東京23区内の不動産に投資することを基本方針としています。従って、これらの地域における人口、人口動態、世帯数、平均所得等の変化、地震その他の災害、地域経済の悪化、稼働率の低下、賃料水準の下落等により、本投資法人の収益が著しい悪影響を受ける可能性があります。

また、テナント獲得に際し不動産賃貸市場における競争が激化し、結果として、空室率の上昇や賃料水準の低下により賃料収入が減少し、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

# (ネ) テナント集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなればなるほど、本投資法人は特定のテナントの支払能力、退去 その他の事情による影響を受けやすくなります。特に、1テナントしか存在しない投資対象不動産にお いては、本投資法人の当該投資対象不動産からの収益等は、当該テナントの支払能力、当該投資対象不 動産からの転出・退去その他の事情により大きく左右されます。また、賃貸面積の大きなテナントが退 去したときに、大きな空室が生じ、他のテナントを探し、その空室を回復させるのに時間を要すること があり、その期間が長期になればなるほど、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。 また、本投資法人の運用資産における特定の少数のテナントの賃借比率が増大したときは、当該テナントの財務状況や営業状況が悪化した場合、本投資法人の収益も悪影響を受ける可能性があります。

## (ナ) 信託受益権に関するリスク

本投資法人が、不動産を主たる裏付けとする信託受益権を取得する場合には、以下のような信託受益権特有のリスクがあります。

なお、以下、平成19年9月30日施行の信託法(平成18年法律第108号)を「新信託法」といい、新信託法施行と同時に廃止された信託法(大正11年法律第62号。その後の改正を含みます。)を「旧信託法」といいます(信託契約に別段の定めがない限り、平成19年9月30日より前に効力を生じた信託契約については、信託財産についての対抗要件に関する事項を除き、旧信託法が適用されます(信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第109号)第2条)。)。

### ① 信託受益者として負うリスク

受益者とは受益権を有する者をいいます(新信託法第2条第6項)。この点、旧信託法の下では、信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっていました(旧信託法第36条、第37条)。従って、本投資法人が、一旦、信託の受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、運用資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになっていました。かかる信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する物件精査を実施させ、保険金支払能力を有する保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保させる等、本投資法人自ら不動産、土地の賃借権又は地上権を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますが、それにもかかわらず、上記のような信託費用が発生したときは、その結果、本投資法人ひいては投資主に損害を与える可能性がありました。新信託法の下では、旧信託法第36条第2項が廃止され、原則として信託受益者がこのような責任を負うことはなくなりましたが、信託受益者と信託受託者の間で信託費用等に関し別途の合意をした場合には、当該合意に従い信託受益者に対し信託受託者から信託費用等の請求がなされることがあり(新信託法第48条第5項、第54条第4項)、その場合には同様に本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

### ② 信託受益権の流動性リスク

本投資法人が信託の受益権を運用の対象とする場合で、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分する場合には、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また、信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常です(新信託法第94条)。また、新信託法第185条以下に定める受益証券発行信託に係る信託受益権を除き、不動産信託受益権は金商法上の有価証券とみなされますが、譲渡に際しては債権譲渡と同様の譲渡方法によるため、株券や社債券のような代表的な有価証券ほどの流動性があるわけではありません。加えて、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負う形態での信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず、直接第三者に対して信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。なお、金商法に基づき、信託受益権の売買又はその代理若しくは媒介を行う営業については、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、営むことができないとされています(金商法第29条、第28条第2項、第2条第8項第1号)。

#### ③ 信託受託者の破産等に係るリスク

旧信託法上、信託受託者が破産手続、再生手続又は更生手続その他の倒産手続の対象となった場合に、信託財産が破産財団又は再生会社若しくは更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するか否かに関しては明文の規定はないものの、旧信託法の諸規定、とりわけ信託財産の独立性という観点から、信託財産が信託受託者の破産財団又は再生会社若しくは更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に帰属するものとされるリスクは極めて低いと考えられていました。また、旧信託法第16条によれば、信託財産に対する信託受託者自身の債権者による差押えは禁止されており、信託財産は信託受託者の債権者との関係では信託受託者自身の債務の引当財産にならないと考えられていました。新信託法においては、信託財産は信託受託者の固有財産に属しない旨が明文で規定されています(新信託法第25条第1項、第4項及び第7項)。但し、不動産について信託財産であることを管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託の公示(信託の登記)をする必要がありますので、主として不動産を信託財産とする信託の受益権について、本投資法人は信託の登記がなされるものに限り取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

### ④ 信託受託者の不当な行為に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託財産とする信託の受益権を保有する本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、旧信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めていました(旧信託法第31条)。また、新信託法の下では、受託者がその権限に属しない行為をした場合、その行為の取消権を受益者に認めています(新信託法第27条第1項及び第2項)。しかし、本投資法人は、常にかかる権利の行使により損害を回復することができるとは限りません。

また、信託契約上、信託開始時において既に存在していた信託不動産の欠陥、瑕疵等につき、当初委託者が信託受託者に対し一定の瑕疵担保責任を負担する場合に、信託受託者が、かかる瑕疵担保責任を適切に追及しない、又はできない結果、本投資法人が不測の損害を被り、投資主に損害を与える可能性があります。

# (ラ) フォワード・コミットメント等に関するリスク

本投資法人は、投資対象不動産等を取得するに当たり、いわゆるフォワード・コミットメント等(先日付での売買契約であって、契約締結から一定期間経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約)を行うことがあります。不動産売買契約が買主の事情により解約された場合には、買主は債務不履行による損害賠償義務を負担することとなります。また、損害額等の立証にかかわらず、投資対象不動産等の売買価格に対して一定の割合の違約金が発生する旨の合意がなされることも少なくありません。フォワード・コミットメント等の場合には、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、その期間における市場環境の変化等により本投資法人が不動産取得資金を調達できない場合等、売買契約を解約せざるを得なくなった場合には、違約金等の支払により、本投資法人の財務状況等が悪影響を受ける可能性があります。

### d. 税制等に関するリスク

(イ) 導管性の維持に関する一般的なリスク

税法上、一定の要件(以下「導管性要件」といいます。)を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、後記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」に記載する配当等の額を投資法人の損金に算入することが認められています。導管性要件のうち一定のものについては、事業年度毎に判定を行う必要があります。本投資法人は、導管性要件を継続して満たすよう努める予定ですが、今後、本投資法人の投資主の減少、海外投資主比率の増加、資金の調達先、分配金支払原資の不足、法律の改正その他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。現行税法上、導管性要件を満たさなかったことについてやむを得ない事情がある場合の救済措置が設けられていないため、同族会社化の場合等、本投資法人の意図しないやむを得ない理由により要件を満たすことができなかった場合においても、配当等の額を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があり、本投資法人の投資口の市場価格に影響を及ぼすこともあります。

(ロ) 過大な税負担の発生により支払配当要件が満たされないリスク

平成21年4月1日以後終了した事業年度毎に判定を行う導管性要件のうち、租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号、その後の改正を含みます。)(以下「租税特別措置法施行令」といいます。)に規定する配当可能額の90%超の金銭の分配を行うべきとする要件(以下「支払配当要件」といいます。)においては、投資法人の税引前の会計上の利益を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされています。従って、会計処理と税務上の取扱いの差異等により、過大な税負担が発生した場合には、この要件を満たすことが困難となる場合があり得ます。なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、会計処理と税務上の取扱いの差異が生じた場合であっても、一時差異等調整引当額の増加額(後記「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。)を配当等の額として取扱い、損金算入することが可能になるという手当てがなされています。

(ハ) 資金不足により計上された利益の全部を配当できないリスク

本投資法人において利益が生じているにもかかわらず金銭の借入れ又は投資法人債の発行に際しての財務制限条項上、一定額を留保しなければならない等、配当原資となる資金が不足する場合は、借入金や資産の処分により配当原資を確保するときがあります。しかしながら、導管性要件に基づく借入先の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の金額が配当可能額の90%超とならない可能性があります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(二) 借入れに係る導管性要件に関するリスク

税法上、上記の事業年度毎に判定を行う導管性要件の一つに、借入れを行う場合には機関投資家のみから行うべきという要件があります。従って、本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入を行わざるを得ない場合、又は保証金若しくは敷金の全部若しくは一部がテナントからの借入金に該当すると解釈された場合においては、導管性要件を満たせないこととなります。この結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(ホ) 同族会社要件について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

事業年度毎に判定を行う導管性要件のうち、事業年度終了時に同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるもの(投資法人の投資主の一人及びこれと特殊の関係にある者等が、その投資法人の発行済投資口の総口数若しくは一定の議決権の総数の100分の50を超える数を有する場合等における当該投資法人等をいいます。)に該当していないこととする要件、即ち、同族会社要件については、本投資法人の投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、公開買付等により、結果として満たされなくなるリスクがあります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(へ) 投資口を保有する投資主数について本投資法人のコントロールが及ばないリスク 税法上、導管性要件の一つに、事業年度末において投資法人の投資口が機関投資家のみにより保有され ること、又は50人以上の投資主に保有されることという要件があります。しかし、本投資法人は投資主 による投資口の売買をコントロールすることができないため、公開買付等により、本投資法人の投資口 が50人未満の投資主により保有される(機関投資家のみに保有される場合を除きます。)こととなる可 能性があります。かかる場合、配当等の額を損金算入できなくなることにより本投資法人の税負担が増 大する結果、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。 (ト) 税務調査等による更正処分のために追加的な税金が発生するリスク及び支払配当要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、税務当局との見解の相違により過年度の課税所得計算について追加の税務否認項目等の更正処分を受けた場合には、予想外の追加的な課税が発生することとなり、投資家への分配金の予想額の修正が必要となる場合があります。また、平成21年4月1日前に終了した各事業年度については、税務上の所得を基礎として支払配当要件の判定を行うこととされていたため、上記更正処分により会計処理と税務上の取扱いに差異が生じた場合には、当該事業年度における当該要件が事後的に認められなくなるリスクがあります。現行税法上このような場合の救済措置が設けられていないため、本投資法人の当該事業年度における支払配当の損金算入が税務否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

(チ) 不動産の取得に伴う軽減税制が適用されないリスク

本投資法人は、本書の日付現在において、一定の内容の投資方針を規約に定めることその他の税制上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産取得税及び登録免許税の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更され若しくは軽減措置が廃止された場合において、軽減措置の適用を受けることができなくなる可能性があります。

(リ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、信託の受益権その他投資法人の運用資産に関する税制若しくは投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、租税公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資法人の投資口の保有又は売却による手取金の額が減少する可能性があります。

(ヌ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)が、平成17年4月1日以後開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用資産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の損益に悪影響を及ぼす可能性があります。なお、平成27年4月1日以後に開始する事業年度については、会計処理と税務上の取扱いの差異が生じた場合であっても、一時差異等調整引当額の増加額を配当等の額として取扱い、損金算入することが可能になるという手当てがなされています。

(ル) 納税遅延に係る延滞税等の発生に関するリスク

本投資法人において納税額が発生した場合に、納付原資の不足等の事情により納期限内に納税が完了しない可能性があります。この場合、遅延納付となった税額に対し遅延期間に応じ延滞税等が発生し、納税が発生した事業年度の投資主への分配額や純資産額が減少する可能性があります。

# e . その他

(イ) 投資対象不動産取得前の情報に関するリスク

本書に記載の本投資法人が運用資産、期中取得資産及び取得予定資産を取得する前の情報は、信託不動産又は信託受益権の前所有者における賃貸事業収支等をあくまで参考として記載したものにとどまり、また、未監査の情報を含むため、全てが正確であり、かつ完全な情報であるとの保証はありません。

(ロ) 専門家の意見への依拠に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び不動産価格調査の調査価格は、個々の不動産鑑定士等の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどまり、客観的に適正な不動産価格と一致するとは限りません。同じ物件について鑑定、調査等を行った場合でも、不動産鑑定士等、評価方法又は調査の方法若しくは時期によって鑑定評価額、調査価格の内容が異なる可能性があります。また、かかる鑑定等の結果は、現在及び将来において当該鑑定評価額や調査価格による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。

土壌汚染のリスクに関する評価報告書も、個々の調査会社が行った分析に基づく意見であり、評価方法、調査の方法等によってリスク評価の内容が異なる可能性があります。

また、マーケット・レポート等により提示されるマーケットに関する第三者機関による分析又は統計情報は、個々の調査会社の分析に基づく、分析の時点における評価に関する意見を示したものにとどま

り、客観的に適正なエリア特性、需要と供給、マーケットにおける位置付け、市場の動向等と一致する とは限りません。同じ物件について調査分析を行った場合でも、調査分析会社、分析方法又は調査方法 若しくは時期によってマーケット分析の内容が異なる可能性があります。

建物状況報告書や構造計算書に関する調査機関による調査報告書についても、建物の評価に関する専門 家が調査した結果を記載したものにすぎず、不動産に欠陥、瑕疵が存在しないことを保証又は約束する ものではありません。

また、不動産に関して算出されるPMLは、個々の専門家の分析に基づく予想値であり、損失の再調達価格に対する割合で示されますが、将来、地震が発生した場合、予想以上の多額の損失が発生する可能性があります。

(ハ) 過去の収支状況が将来の本投資法人の収支状況と一致しないリスク

後記「5 運用状況 (2)投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (へ)各物件の概要 損益の状況」記載の過去の収支状況は、投資対象不動産の賃貸事業収支をあくまで参考として記載したものです。従って、今後の本投資法人の収支はこれと大幅に異なるおそれがあります。

(二) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人がその規約に基づき、不動産等匿名組合出資持分への投資を行う場合には、以下のようなリスクがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が禁止若しくは制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。

### (2) 投資リスクに対する管理体制

### a. 本投資法人の体制

本投資法人は、以上のような投資リスクがあることを認識しており、その上でこのようなリスクに最大限対応できるよう、以下のリスク管理体制を整備しています。

(イ) 執行役員、監督役員及び役員会

本投資法人は、本書の日付現在、執行役員1名及び監督役員2名から構成される役員会により運営されています。本投資法人は、業務執行の意思決定及び執行役員に対する監督機関としての役員会が十分に機能し、執行役員が本投資法人のために忠実にその職務を執行するよう努めています。役員会においては、本投資法人が委託する資産運用会社が執行する資産運用に係る重要な事項を本投資法人の役員会において決議事項又は報告事項とすることにより、資産運用会社への一定の牽制機能を構築しています。

(口) 内部者取引

本投資法人は、役員会において「内部者取引管理規程」を採択し、執行役員及び監督役員がその立場上知り得た重要事実の公表前に本投資法人の投資口及び投資法人債並びに上場投資法人の投資口等の売買を行うことを禁止し、インサイダー取引の防止に努めています。

### b. 資産運用会社の体制

本投資法人の資産運用に関し、リスクの回避及び極小化を図るべく以下の実効性あるリスク管理体制を敷いています。

(イ) 運用ガイドラインの遵守

資産運用会社は、規約に定める資産運用の基本方針及び投資態度を踏まえた上で、分散投資によるポートフォリオの構築方針、各運用資産の安定収益確保のための諸方策、投資を決定する際の物件選定基準、物件検討基準、調査(デュー・ディリジェンス)基準、保険付保方針及び運営管理方針(PM会社の選定基準等)等につき定める運用ガイドラインを策定し、これを遵守することにより、本投資法人の運用の対象となる不動産、不動産信託受益権等に係るリスクの管理に努めます。詳細については、前記「2投資方針」をご参照下さい。

### (ロ) リスク管理規程

資産運用会社は、本投資法人の資産運用会社として社会的使命を的確に果たし、健全な経営を行い、かつ最善の資産運用を行うため、様々なリスクを適切に管理することを基本方針とした「リスク管理規程」を定めています。「リスク管理規程」では、不動産投資・運用リスクに関し、マーケット状況(賃料相場・地価動向・テナント需給等)、立地条件、周辺環境状況及び建物の属性等、物件の個別性を総合的に勘案して管理すること、並びに個別案件のリスクを十分に認識しつつ、個別物件を集約したポー

トフォリオ全体のリスク状況を把握・分析するとともに、運用ガイドラインに記載されたリスク判断基準に従い適切に運用を行うことによって、当該リスクの軽減に努めることが定められています。

(ハ) コンプライアンス・リスク管理室によるリスクの統括管理

リスク管理を統括する部署は、資産運用会社のコンプライアンス・リスク管理室とします。第一義的には、リスク管理項目毎に担当部署として定められた資産運用会社の各部署が、当該リスクを管理するものとし、コンプライアンス・リスク管理室が関連部署に対する日常的な指導管理を行います。管理の方法は、証券取引等監視委員会の金融商品取引業者等検査マニュアル(以下「金融商品取引業者等検査マニュアル」といいます。)並びに資産運用会社の社内規則である「コンプライアンス・マニュアル」及びリスクアセスメントシート等に則って各リスク管理項目をチェックします。

(二) 利害関係人等との取引

後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限」をご参照下さい。

(ホ) 内部者取引

資産運用会社の役職員によるインサイダー取引については、「内部者取引管理規程」を定めて防止に努めます。

# 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

# (2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため(規約第6条第1項)、該当事項はありません。ただし、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとします(規約第6条第2項)。この場合、所定の手数料が課されることがあります。

# (3) 【管理報酬等】

### a. 役員報酬

執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員一人当たり月額80万円以内の金額、監督役員一人当たり月額80万円以内の金額で、各々役員会で決定する金額とし、当月分を当月末日までに、それぞれが指定する銀行口座へ振込により支払うものとします(規約第23条)。

(注) 本投資法人は、投信法第115条の6第1項の執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める額から、当該執行役員又は監督役員がその在職中に本投資法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として内閣府令で定める方法により算定される額に4を乗じて得た額を控除して得た額を限度として、役員会の決議によって免除することができます(投信法第115条の6第7項、規約第22条)。

# b. 資産運用会社への支払報酬

資産運用会社に対する報酬は、運用報酬1、運用報酬2及び運用報酬3から構成されます。それぞれの報酬の計算方法及び支払時期は以下の通りとし、当該報酬に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込により支払うものとします(規約第38条)。

報酬	計算方法及び支払時期	
運用報酬 1	営業期間毎に、運用資産(*1)の期中平均残高(*2)に0.45%の割合を乗じた金額の合計額に、営業期間の月数を12で除した割合を乗じた金額とします。 *1 本表において運用資産とは、規約第26条に定める資産運用の対象とする特定資産(但し、同条第4項に定める有価証券(国債証券等に限ります。)を除きます。)をいいます。  *2 運用資産の期中平均残高は、当該営業期間の各月末における運用資産の取得価額を合計した金額を営業期間の月数で除することにより算出します。但し、営業期間中に新たに取得した運用資産の取得価額には、取得価額に算入されることとなる消費税及び地方消費税を含まずに計算します。 支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等(投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。)を承認後1ヵ月以内とします。	
運用報酬 2	いいます。)を承認後1ヵ月以内とします。 営業期間毎に、当該営業期間のFFO(*3)(但し、負ののれん発生益及び負ののれん発生益の範囲内で生じた売却損を除きます。)に4.50%を乗じた金額とします。但し、営業期間の末日に当期未処理損失がある場合には、当該報酬はないものとします。 *3 FFO (Funds From Operation)は、当該報酬(この報酬に係る消費税及び地方消費税で、当該営業期間の費用となるものを含みます。)を控除する前の当期純利益に減価償却費を加えた金額とします。但し、前営業期間末に未処理損失がある場合には、上記の金額から前営業期間末の未処理損失額を控除した後の金額とします。 支払時期は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等(投信法第129条に定める計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書をいいます。)を承認後1ヵ月以内とします。	

報酬	計算方法及び支払時期
運用報酬 3	運用資産を新たに取得した場合は、運用資産の取得価額(*4)に次の割合を乗じた金額とします。複数の運用資産を同時に取得した場合は、運用資産毎に次の割合を乗じた金額の合計額とします(但し、合併に伴う資産受入れを除きます。)。 30億円以下の部分 1.00% 30億円超50億円以下の部分 0.75% 50億円超の部分 0.50% なお、利害関係者(投信法第201条第1項及び投信法施行令第123条各号に定める「利害関係人等」、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等をいいます。)から運用資産を取得した場合は、上記各割合に2分の1を乗じた金額の合計額とします。 *4 取得価額には、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う付随費用は含みません。 支払時期は、運用資産の取得日の属する月の翌月末までとします。

# c. 資産保管会社及び一般事務受託者への支払手数料

資産保管会社及び一般事務受託者がそれぞれの業務を遂行することの対価である事務受託手数料は以下の通りとし、それぞれが指定する銀行口座への振込により支払うものとします。

- (イ) 資産保管会社の報酬
- ① 支払報酬の計算方法
  - i 計算期間(6月若しくは12月の各1日から、その直後に到来する5月又は11月の各末日までとします。)において、本投資法人の保有する資産が不動産信託の受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額(投信法第131条第2項に定める承認を受けた、投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。)に基づき、6ヵ月分の料率を記載した下記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で合意した金額に消費税等相当額(地方消費税を含みます。)を加算した金額を支払うものとします。但し、経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不適当となった場合には、当事者間で協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができるものとします。
  - ii 本投資法人の保有する資産に現物不動産が含まれることとなった場合には、資産保管業務報酬は、現物不動産1物件当たり月額20万円を上限として当事者間で合意した金額にiに定める金額を加算した金額とします。なお、本投資法人の保有する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、当事者は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意を持って協議することとします。

# <基準報酬額表>

資産総額	算定方法(6ヵ月分)	
300億円以下の部分について	4,500,000円	
300億円超の部分について	資産総額×0.015%	

# ② 支払時期

上記i又はiiにより計算した各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに 資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替により支払うものとします。但し、支払に要する 振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

- (ロ) 投資主名簿等管理人の報酬
- ① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項
  - i 下記の「委託事務手数料表」により計算した金額を上限とした金額を支払うものとします。但し、募 集投資口の発行に関する事務、その他本投資法人が臨時に委託する事務については、その都度当事者 間で協議の上その手数料を定めるものとします。
  - ii 投資主名簿等管理人は上記iの手数料を毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までに、投資主名簿等管理人の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払うものとします。但し、支払日が銀行休業日の場合は、前営業日を支払日とします。

<委託事務手数料表>

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法 (消費税別)
ХН	1. 投資主名簿の作成、管理及び備置き	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段
	1.     投資主名簿の維持管理   投資主名簿の維持管理   としまれる   しまれる   し	階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1
	期末、中間及び四半期投資主の確定	但し、月額最低基本料を200,000円とします。 (投資主数) (投資主1名当たりの基本料)
	2. 期末統計資料の作成	
	(所有者別、所有数別、地域別分布状況)	投資主数のうち最初の5,000名について・・・・・480円
基本料	投資主一覧表の作成	5,000名超 10,000名以下の部分について ・・・・420円
	(全投資主、大投資主)	10,000名超 30,000名以下の部分について …360円
		30,000名超 50,000名以下の部分について …300円
		50,000名超 100,000名以下の部分について ・・・・260円
		100,000名を超える部分について・・・・・・225円
		資料提供はWebによります。書面での提供には別途手
		数料が必要です。
	1. 分配金支払原簿、分配金領収書、指定口座振込票、	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ
	払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記	区分計算したものの合計額
	帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙	但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とし
	税納付の手続	ます。
	2. 銀行取扱期間経過後の分配金等の支払及び支払原簿	(投資主数) (投資主1名当たりの管理料)
	の管理	投資主数のうち最初の5,000名について・・・・・・120円
\\ \pi \\ \ → +1 \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		5,000名超 10,000名以下の部分について ・・・・110円
分配金支払管理料		10,000名超 30,000名以下の部分について ・・・・100円
		30,000名超 50,000名以下の部分について ・・・・ 80円
		50,000名超 100,000名以下の部分について ・・・・ 60円
		100,000名を超える部分について・・・・・・ 50円
		2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算
		3. 各支払基準日現在の未払対象投資主に対する支払1件
		につき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1. 投資主等からの諸届関係等の照会、受付(投資主情	1. 照会、受付1件につき ・・・・・・・・・・・600円
諸届管理料	報等変更通知の受付を含みます。)	2. 調査、証明1件につき600円
HI/III II - II - II - II - II - II - II	2. 投資主等からの依頼に基づく調査、証明	20 Mary 1111 - C
	1. 議決権行使書面用紙の作成及び返送議決権行使書面	1. 議決権行使書面用紙の作成1通につき ・・・・・・ 15円
	の受理、集計	議決権行使書面用紙の集計1通につき・・・・・100円
	2. 投資主総会当日出席投資主の受付、議決権個数集計	但し、1回の議決権行使書面用紙集計の最低管理料を
投資主総会関係手数料	の記録等の事務	50,000円とします。
	√ンμ⊔メルヘ 寸 V / 手 4刀	30,000円とします。         2. 派遣者1名につき・・・・・・・・・・・20,000円
		但し、電子機器等の取扱支援者には別途料金が必要で
	1. 投資主総会の招集通知、同決議通知、決算報告書、	す。 1. 封入物3種まで 期末、基準日現在投資主1名につき
和压性眼场不光心	分配金領収証(又は計算書、振込案内)等投資主総	35円
郵便物関係手数料	会、決算関係書類の封入・発送事務	ハガキ 期末、基準日現在投資主1名につき ann ann ann ann ann ann ann ann ann an
	2. 返戻郵便物データの管理	23円
		2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便1通につき・・200円
18 M. N. C. N	振替機関(振替法第2条第2項に定める振替機関をいい	データ1件につき150円
投資主等データ受付料	ます。以下同じ。)からの総投資主通知の受付、新規記	
	録に伴う受付、通知	

- (ハ) 機関運営に関する一般事務受託者の報酬
- ① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項
  - i 機関運営に関する一般事務受託者の事務に係る報酬は、5月及び11月の末日を最終日とする6ヵ月毎の各計算期間において、本投資法人の当該計算期間初日の直前の決算日における貸借対照表上の資産総額に基づき、下記の「基準報酬額表」により計算した金額を上限として、その資産構成に応じ

て算出した報酬を支払います。なお、計算期間が6ヵ月に満たない場合又は6ヵ月を超える場合の報酬は、当該期間に含まれる実日数をもとに日割計算した金額とします。

ii 各計算期間の報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに、機関運営に関する一般事務受託者の指定する銀行口座に振込又は口座振替により支払うものとします。

<基準報酬額表>

総資産額	算定方法 (年間)						
100億円以下	11,000,000円						
100億円超500億円以下	11,000,000円+(資産総額- 100億円)×0.080%						
500億円超1,000億円以下	43,000,000円+ (資産総額- 500億円) ×0.060%						
1,000億円超2,000億円以下	73,000,000円+(資産総額-1,000億円)×0.055%						
2,000億円超3,000億円以下	128,000,000円+(資産総額-2,000億円)×0.040%						
3,000億円超5,000億円以下	168,000,000円+(資産総額-3,000億円)×0.035%						
5,000億円超	238,000,000円+ (資産総額-5,000億円) ×0.030%						

- (ニ) 会計事務等に関する一般事務受託者の報酬
- ① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項
  - i 各計算期間毎に、以下の合計額(消費税別途)を上限として委託料を支払います。
    - (i) 固定報酬額 11,300,000円
    - (ii)変動報酬額 20棟を超えて本投資法人が新たに所有し、会計事務等に関する一般事務受託者 が委託事務を行う場合、1棟数当たり金150,000円/月×20棟を超えた棟数

但し、変動報酬額の算定は棟数が増加した月より起算し、月割りにより算定するものとします。また、1ヵ月に満たない月に係る委託料は、日割計算により算出した額とします。

毎期12月1日から翌年5月31日までの期に係る上記金額の支払方法は、計算期間終了日から直近の8月末日までに会計事務等に関する一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込により支払い、6月1日から11月30日までの期に係る委託料の支払方法は、計算期間終了日から直近の2月末日までに、会計事務等に関する一般事務受託者の指定する口座へ振込により支払うものとします。

- ii 税務調査の立会等、会計事務等に関する一般事務委託契約に掲げる業務を超える事項が発生した場合 の委託料については、当事者間で協議の上決定します。
- (ホ) 特別口座管理機関(みずほ信託銀行株式会社)の報酬
- ① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項
  - i 下記の「口座管理事務手数料表」により計算した金額を支払うものとします。但し、「口座管理事務 手数料表」に定めのない事務に係る手数料は、その都度当事者間で協議の上定めるものとします。
  - ii 特別口座管理機関は上記 i の手数料を毎月末に締め切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払うものとします。但し、支払日が銀行休業日の場合は、前営業日を支払日とします。

<口座管理事務手数料表>

項目	主な事務の内容	手数料体系
	特別口座の加入者の管理	毎月の基本料は、各月末現在の口座数につき下記段階に応
		じ区分計算したものの合計額
		但し、月額最低基本料を35,000円とします。
		(投資主数) (口座1件当たりの基本料)
基本料		口座数のうち最初の5,000口座について・・・・・・150円
<b>基</b> 个们		5,000口座超 10,000口座以下の部分について ・・・・140円
		10,000口座超 30,000口座以下の部分について ・・・・130円
		30,000口座超 50,000口座以下の部分について ・・・・120円
		50,000口座超 100,000口座以下の部分について110円
		100,000口座を超える部分について・・・・・・100円
口座振替料	口座振替の受付	口座振替1件につき ・・・・・・・500円
各種取次ぎ料	各種振替機関への取次ぎ	取次ぎ1件につき ・・・・・・300円

- (へ) 特別口座管理機関 (三井住友信託銀行株式会社) の報酬
- ① 支払報酬の計算方法並びに支払の時期及び方法に関する事項
  - i 下記の「口座管理事務手数料表」により計算した金額を支払うものとします。但し、「口座管理事務 手数料表」に定めのない事務に係る手数料は、その都度当事者間で協議の上定めるものとします。

経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等により、「口座管理事務手数料表」によりがたい事情が生じた場合は、随時当事者間で協議の上、変更し得るものとします。

ii 上記 i の手数料について、特別口座管理機関は毎月末日に締切り、翌月15日までに本投資法人に請求 し、本投資法人は請求のあった月の末日までに支払うものとします。

<口座管理事務手数料表>

手数料項目	手数料計算単位及び計算方法	事務範囲	
	毎月末現在における該当加入者数を基準として、	加入者	特別口座の管理
	1名につき下記段階に応じ区分計算した合計額。		振替・取次の取扱いの報告
1. 特別口座管理料	但し、月額の最低料金は20,000円とします。		機構との投資口数残高照会
1. 付加口座目垤科	5,000名まで	150円	取引残高報告書の作成
	10,000名まで	130円	
	10,001名以上	110円	
2. 振替手数料	振替請求1件につき	800円	振替申請書の受付・確認
2. 旅省于剱村			振替先口座への振替処理
3. 諸届取次手数料	諸届1件につき	300円	住所変更届、分配金振込指定書等の受付・確認
3. 相佃収负于数件			変更通知データの作成及び機構あて通知

#### d. 会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は1営業期間につき、1,500万円を上限として役員会で決定される金額とし、支払時期は 決算日後3ヵ月以内とし、会計監査人の指定する口座へ振込みにより支払うものとします(規約第36条)。

#### (4) 【その他の手数料等】

本投資法人は、以下の費用を負担するものとします。

- a. 運用資産に関する租税、一般事務受託者、資産保管会社及び資産運用会社との間の各委託契約において本 投資法人が負担することと定められた委託業務若しくは事務を処理するために要した諸費用又は一般事務 受託者、資産保管会社及び資産運用会社が立て替えた立替金の遅延利息又は損害金の請求があった場合の かかる遅延利息又は損害金
- b. 投資口、新投資口予約権及び投資法人債の発行に関する費用(券面の作成、印刷及び交付に係る費用を含みます。)
- c. 投資主の氏名・住所データ作成費用、投資主宛て書類送付に係る郵送料及び使用済書類等返還(廃棄)に 要する運搬費
- d. 分配金支払に関する費用(分配金領収書、銀行取扱手数料等を含みます。)
- e. 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- f. 目論見書等の作成、印刷及び交付に係る費用
- g. 財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用を含みます。)
- h. 本投資法人の公告に要する費用及び広告宣伝等に要する費用
- i. 本投資法人の法律顧問及び税務顧問等に対する報酬及び費用
- j. 投資主総会及び役員会開催に係る費用並びに投資主に対して送付する書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- k. 執行役員、監督役員に係る実費及び立替金等
- 1. 運用資産の取得、管理、売却等に係る費用(媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、 水道光熱費等を含みます。)
- m. 借入金及び投資法人債に係る利息
- n. 本投資法人の運営に要する費用
- o. 本投資法人の投資口が東京証券取引所に上場し、それを維持するために要する費用
- p. 信託報酬
- q. その他役員会が認める費用
- なお、上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

平和不動産アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋兜町9番1号

電話番号 03-3669-8771

#### (5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主に対する課税及び投資法人の課税上の一般的取扱いは、以下の通りです。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては、異なる取扱いが行われることがあります。

### a. 個人投資主の税務

(イ) 配当等の額に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る金銭の分配のうち、本投資法人の利益および一時差異等調整引当額の増加額からなる金額(以下本「(5)課税上の取扱い」において「配当等の額」といいます。)は、株式の配当と同様に配当所得として取り扱われます。従って、配当等の額を受け取る際に原則20%の税率(所得税)により源泉徴収された後、総合課税の対象となります。但し、二重課税の調整措置を目的として設けられている配当控除の適用はありません。

(※) 一時差異等調整引当額は、利益を超える金銭の分配で、投資法人の計算に関する規則第2条第2項第30号に定義される金額をいいます。

#### ① 小口個人投資主の取扱い

本投資法人の配当等の支払に関する基準日において、本投資法人の発行済投資口総口数の100分の3未満の口数を有する個人投資主(以下「小口個人投資主」といいます。)が、本投資法人の配当等の額を受け取る際の源泉徴収税率は以下の通りとなります。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉徴収される配当等の額に係る所得税の額に対して、2.1%の税率により復興特別所得税が源泉徴収されます。

本投資法人の配当等の額の 支払開始時期	源泉徴収税率 (所得税及び 住民税の合計)	所得税	住民税
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	20. 315%	15. 315% (※)	5 %
平成50年1月1日以降	20%	15%	5 %

<sup>(※)</sup> 平成26年1月1日から平成49年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税(所得税の2.1%相当)を含みます。

また、小口個人投資主については、以下のような取扱いがなされます。

- i 小口個人投資主は、上場株式等の配当等の金額にかかわらず、総合課税に代えて源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の特例の選択が可能となります。
- ii 小口個人投資主が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得については、本(イ)①の上記の表の税率による申告分離課税を選択することができます。
- iii 小口個人投資主が受け取るべき上場株式等の配当等については、金融商品取引業者等における特定 口座の源泉徴収選択口座(源泉徴収を選択した特定口座)内に受け入れることを選択できます。
- iv 平成26年1月1日以後、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内において管理されている上場株式等のうち、非課税管理勘定に係るもの(平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間、それぞれその年中に受け入れた取得対価の額の合計額が100万円(平成28年1月1日以後に設けられる非課税管理勘定については120万円)を超えないもの等一定のものに限ります。)に係る配当等で、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。
  - (※) 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上である方に限ります。
  - (※) 非課税口座で買付けた上場株式の配当金等を非課税とするためには、証券会社等で分配金等を受け取る「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。「配当金領収証方式」や「登録配当金受領口座方式」等を選択される場合には、非課税口座で買付けた上場株式の配当金等は非課税とならず20%(復興特別所得税を含めると20.315%)にて課税されることになります。
  - (※)平成28年1月1日以後、満20歳未満である方についても非課税口座を開設できるようになります。
- ② 発行済投資口総口数の100分の3以上の口数を有する大口個人投資主の取扱い

本投資法人の配当等の支払に関する基準日において、本投資法人の発行済投資口総口数の100分の3以上を有する個人投資主については、総合課税となります。本投資法人より配当等の額を受け取る際の源泉徴収税率は、所得税20%(住民税は課されません。)となります。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉徴収される配当等の額に係る所得税の額に対して2.1%の税率により復興特別所得税が源泉徴収されます。

#### (ロ) 出資等減少分配に係る税務

個人投資主が本投資法人から受け取る利益を超える金銭の分配のうち、一時差異等調整引当額の増加額以外のもの(以下本「(5)課税上の取扱い」において「出資等減少分配」といいます。)は、出資総額等の減少額として扱われ、この金額のうち本投資法人の税務上の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記(イ)における配当等の額と同様の課税関係が適用されます。また、出資等減少分配額のうち、みなし配当を上回る金額は投資口の譲渡に係る収入金額として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益の額を計算します。この譲渡損益の取扱いは下記(ハ)の投資口の譲渡の場合と同様になります。

出資等減少分配を受けた後の投資口の取得価額は、この出資等減少分配を受ける直前の投資口の取得価額から、出資等減少分配に係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

#### (ハ) 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が本投資法人の投資口を譲渡した際の譲渡益の取扱いについては、株式を譲渡した場合と同様に、株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税20%(所得税15%、住民税5%)の対象となります。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの各年分の株式等に係る譲渡所得等に課される所得税の額に対して、2.1%の税率により復興特別所得税が課されます。

本投資法人の投資口を	申告分離課税 による税率 (所得税及び	所得税	住民税
譲渡した時期	切け状の		
	住民税の合計)		
平成26年1月1日から	20. 315%	15. 315% (※)	5 %
平成49年12月31日まで	20. 313 70	15. 515 % (%)	5 %
平成50年1月1日以降	20%	15%	5 %

- (※) 平成26年1月1日から平成49年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税(所得税の2.1%相当)を含みます。 本投資法人の投資口の譲渡に際し譲渡損が生じた場合には、他の株式等の譲渡に係る譲渡所得等との相 殺は認められますが、株式等の譲渡に係る譲渡所得等の合計額が損失となった場合には、その損失は他 の所得と相殺することができません。但し、金融商品取引業者等を通じて上場株式等たる本投資法人の 投資口を譲渡した場合には、以下の特例の対象となります。
- i その年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額があるとき、又はその年の前年以前3年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額(前年以前に既に控除したものを除きます。)があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限ります。)から控除することができます(以下「損益通算の特例」といいます。)。
- ii 金融商品取引業者等を通じて上場株式等たる本投資法人の投資口を譲渡したこと等により生じた譲渡損失のうち、その譲渡日の属する年分の株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除しきれない金額(上記の損益通算の特例の適用を受けている場合には適用後の金額)は、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年内の各年分の株式等に係る譲渡所得等の金額からの繰越控除が認められます。譲渡損失の繰越控除を受ける場合には、譲渡損失が生じた年以降、連続して確定申告書及び譲渡損失の金額の計算に関する明細書等の提出が必要です。
- iii 「特定口座内上場株式等の申告不要制度」が設けられており、個人投資主が金融商品取引業者等に 特定口座を開設し、上場株式等保管委託契約に基づいてその特定口座に保管されている上場株式等 の譲渡所得等について、その年の最初の譲渡のときまでに、金融商品取引業者等に対して「特定口 座源泉徴収選択届出書」を提出した場合には、一定の要件の下に、本投資法人の投資口の譲渡益に 相当する金額に対しては、源泉徴収だけで納税手続を終了させる確定申告不要の選択が認められて います。源泉税率は、本(ハ)の上記の表における、申告分離課税による税率と同様となります。
- iv 金融商品取引業者等における特定口座の源泉徴収選択口座内に上場株式等の配当等を受け入れることを選択した場合において、その年中にその源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡損失の金額があるときは、その年中に受け入れた源泉徴収選択口座内における配当等の額の総額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して源泉徴収税率を適用して所得税の計算が行われます。

- v 平成26年1月1日以後、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内において管理されている上場株式等のうち、非課税管理勘定に係るもの(平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間、それぞれその年中に受け入れた取得対価の額の合計額が100万円(平成28年1月1日以後に設けられる非課税管理勘定については120万円)を超えないもの等一定のものに限ります。)について、非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間に、金融商品取引業者等への売委託による方法等により上場株式等を譲渡した場合には、当該譲渡による譲渡所得等については、所得税及び住民税が課されません。
  - (※) 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上である方に限ります。
  - (※) 非課税口座で譲渡損失が生じても、本 (ハ) i の配当所得の金額からの控除及び本 (ハ) ivの配当等の額からの 控除、並びに本 (ハ) ii の譲渡損失の繰越控除は適用できません。
  - (※)平成28年1月1日以後、満20歳未満である方についても非課税口座を開設できるようになります。

#### b. 法人投資主の税務

#### (イ) 配当等の額に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る配当等の額は、原則として分配の決議のあった日の属する投資主の事業年度において益金計上されます。配当等の額を受け取る際には原則20%の税率(所得税)により源泉徴収されますが、この源泉税は法人投資主の法人税の申告上、税額控除の対象となります。また、受取配当金等の益金不算入の規定の適用はありません。

但し、上場株式等の配当等を受け取る際の源泉徴収税率に関しては以下のように軽減されています。なお、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、源泉徴収される配当等の額に係る所得税の額に対して、2.1%の税率により復興特別所得税が源泉徴収されます。源泉徴収された復興特別所得税は、復興特別法人税(平成26年4月1日以後に開始する事業年度で、復興特別法人税の課税事業年度とならない事業年度については法人税)の額から控除されます。

本投資法人の配当等の額の 支払開始時期	所得税	住民税
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15. 315% (※)	0 %
平成50年1月1日以降	15%	0 %

(※) 平成26年1月1日から平成49年12月31日までの所得税率には、復興特別所得税(所得税の2.1%相当)を含みます。

## (ロ) 出資等減少分配に係る税務

法人投資主が本投資法人から受け取る出資等減少分配のうち本投資法人の税務上の資本金等の額に相当する金額を超える金額がある場合には、みなし配当として上記(イ)における配当等の額と同様の課税関係が適用されます。また、出資等減少分配額のうち、みなし配当を上回る金額は投資口の譲渡に係る収入金額として取り扱われます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益の額を計算します。この譲渡損益の取扱いは下記(二)の投資口の譲渡の場合と同様になります。出資等減少分配を受けた後の投資口の取得価額は、この出資等減少分配を受ける直前の投資口の取得価額から、出資等減少分配に係る上記譲渡原価を控除した金額となります。

#### (ハ) 投資口の期末評価方法

法人投資主による本投資法人の投資口の期末評価方法については、税務上、投資口が売買目的有価証券である場合には時価法、売買目的外有価証券である場合には原価法が適用されます。

### (二) 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が本投資法人の投資口を譲渡した際の取り扱いについては、原則約定日の属する事業年度に 益金又は損金として計上されます。

#### c. 投資法人の税務

(イ) 配当等の額の損金算入要件

税法上、導管性要件を満たす投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、配当等の額を投資法人の損金に算入することが認められています。

配当等の額を損金算入するために留意すべき主要な要件は以下の通りです。

- ① 次のいずれかに該当するものであること。
  - i その設立時における投資口の発行が公募でかつその発行価額の総額が1億円以上であること
  - ii 事業年度終了のときにおいて、その発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
- ② 投資法人の規約において投資口の発行価額の総額のうちに国内において募集される投資口の発行価額の 占める割合が100分の50を超える旨の記載又は記録があること。
- ③ 事業年度終了のときにおいて、法人税法(昭和40年法律第34号、その後の改正を含みます。)第2条第 10号に規定する同族会社のうち租税特別措置法施行令に定めるものに該当していないこと。
- ④ 事業年度に係る配当等の額の支払額が当該事業年度の租税特別措置法施行令に規定する配当可能利益の 額の90%超であること。
- ⑤ 他の法人(租税特別措置法施行規則に規定するものを除きます。)の発行済株式又は出資の総数又は総額の50%以上を有していないこと。
- ⑥ 借入れは、機関投資家からのものであること。
- (ロ) 不動産流通課税の軽減措置
- ① 登録免許税

不動産を取得した際の所有権の移転登記に対しては、原則として登録免許税が課税価格の2%の税率により課されます。なお、売買により取得した土地については税率が平成29年3月31日までは1.5%に軽減されています。なお、投資法人の規約に資産運用の方針として、特定不動産(不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合である特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の定めがあることその他の要件を満たす投資法人が取得する不動産に対しては、平成29年3月31日までは登録免許税の税率が1.3%に軽減されています。

#### ② 不動産取得税

不動産を取得した際には、原則として不動産取得税が課税価格の4%の税率により課されます。なお、この税率は住宅の取得及び土地の取得については平成30年3月31日までは3%となります。また、平成30年3月31日までに取得する宅地及び宅地比準土地に係る不動産取得税については、その課税標準は当該土地の価格の2分の1に軽減されます。なお、投資法人の規約に資産運用の方針として、特定不動産の割合を100分の75以上とする旨の記載があることその他の要件を満たす投資法人が、平成29年3月31日までに規約に従い特定資産のうち一定の不動産を取得した場合には、当該不動産の取得に係る不動産取得税の上記課税標準が5分の2に軽減されます。

#### ③ 特別土地保有税

平成15年度以降、当分の間、不動産の取得(及び保有)に係る特別土地保有税の課税は停止されています。

## 5【運用状況】

## (1) 【投資状況】

(平成27年5月31日現在)

資産の 種類	用途	地域	保有総額(注1) (百万円)	対総資産比率 (%)
	+7,7	東京23区	14, 796	8.9
<b>工私立</b>	オフィス	首都圏(注3)	5, 035	3.0
不動産 (注2)	レジデンス	東京23区	11, 758	7. 1
(在2)		首都圏(注3)	4, 093	2.5
	月	計	35, 683	21.6
	オフィス	東京23区	33, 580	20. 3
		その他 (注4)	14, 213	8.6
l <del>⇔</del> ≥r		東京23区	48, 229	29. 2
信託 不動産	レジデンス	首都圏(注3)	1, 197	0.7
(注2)		その他 (注4)	14, 019	8.5
(4±2)	ホテル	首都圏(注3)	976	0.6
	N ) /V	その他 (注4)	2, 903	1.8
	/]	計	115, 120	69.6
	不動産等計		150, 804	91. 2
	預金その他の資	産	14, 593	8.8
	資産総額計		165, 397	100.0

	貸借対照表計上額 (百万円)	対総資産比率 (%)
負債総額	77, 889	47. 1
純資産総額	87, 508	52. 9

- (注1) 「保有総額」は、期末時点の貸借対照表計上額(不動産及び信託不動産については減価償却後の帳簿価額)に基づいています。
- (注2) 建物等と併せて保有している借地権等については、建物等と合算して「不動産」及び「信託不動産」の欄に記載しています。
- (注3) 「首都圏」とは、東京都(東京23区を除きます。)、神奈川県、埼玉県及び千葉県を指します。
- (注4) 「その他」とは、東京23区及び首都圏を除く投資対象エリアを指します。

## (2) 【投資資産】

## ①【投資有価証券の主要銘柄】

(平成27年5月31日現在)

資産の種類	銘柄	帳簿価額 (千円)	評価額 (千円) (注)	対総資産比率 (%)
MMF	J Pモルガン円建てキャッシュ・リクイ ディティ・ファンド	1, 000, 083	1,000,083	0.6

<sup>(</sup>注) 「評価額」は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## ②【投資不動産物件】

本投資法人が保有する投資不動産物件についての概要等は、後記「③ その他投資資産の主要なもの」に一括表記しており、同項記載の物件以外に本投資法人による投資不動産物件の組入れはありません。

# ③【その他投資資産の主要なもの】

## (イ) 保有資産の概要

本投資法人は、平成27年5月31日現在、以下の76物件の不動産を信託財産とする信託受益権及び19物件の不動産を保有し、本書の日付現在に至るまで運用を行っています。

44.44				IH View No.	地積		延床面積	構造・	The feferal Little	資産	所有形態	€(注5)				
物件 番号	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア (注1)	(㎡) (注2)	用途 (注3)	(㎡) (注2)	階層 (注2)	建築時期 (注2)	形態 (注4)	土地	建物				
0f-01	HF五反田ビル ディング		東京都 品川区	I. 東京23区	605. 72	事務所	2, 921. 56	SRC • RC 9F2B	S55. 5. 6	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-05	水天宮平和ビル		東京都 中央区	I. 東京23区	316. 73	事務所	2, 177. 81	SRC 9F	Н3. 8. 30	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-06	H F 門前仲町ビ ルディング		東京都 江東区	I. 東京23区	748. 36	事務所	4, 558. 01	SRC 8F	H2. 12. 25	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-07	HF浜松町ビル ディング						東京都 港区	I. 東京23区	294. 50	事務所	2, 184. 76	S 10F	НЗ. 12. 16	信託 受益権	所有権	所有権
0f-08	国際溜池ビル						東京都 港区	I. 東京23区	533. 32	事務所	3, 089. 73	SRC 7F1B	H4. 2. 28	信託 受益権	所有権	所有権
0f-09	グレイスビル泉 岳寺前		東京都港区	I. 東京23区	538.50 (注6)	事務所	2, 401. 74 (注6)	S • RC • SRC 10F1B	Н6. 6. 15	信託 受益権	地上権 (注6)	区分 所有権 (注6)				
0f-10	HF新横浜ビル ディング		神奈川県 横浜市	Ⅱ. 神奈川県	668. 00	事務所	4, 321. 23	SRC 8F1B	H5. 2. 1	不動産	所有権	所有権				
0f-11	日本橋第一ビル		東京都 中央区	I. 東京23区	520. 69	事務所	3, 455. 35	S 9F1B	S63. 3. 10	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-12	八丁堀SFビル		東京都中央区	I. 東京23区	543. 31	事務所	3, 425. 91	SRC 8F1B	НЗ. 10. 25	不動産	所有権	区分 所有権 (注7)				
0f-13	渋谷AXヒルズ		東京都 渋谷区	I. 東京23区	160. 42	事務所	1, 071. 22	S • RC 10F1B	H18. 3. 15	不動産	所有権	所有権				
0f-15	HF中目黒ビル ディング		東京都 目黒区	I. 東京23区	1, 078. 04	事務所	4, 040. 53	SRC 8F1B	S63. 2. 29	不動産	所有権	所有権				
0f-16	安和司町ビル		東京都 千代田区	I. 東京23区	251. 95	事務所	1, 412. 45	S 9F	H2. 10. 2	不動産	所有権	所有権				
0f-17	八丁堀MFビル		東京都 中央区	I. 東京23区	205. 83	事務所	1, 432. 44	SRC 9F	S63. 1. 6	不動産	所有権	所有権				
0f-18	エムズ原宿	オフィス	東京都 渋谷区	I. 東京23区	264. 36	店舗	1, 290. 12	RC • S 5F1B	S45. 1. 30	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-20	船橋Faceビル		千葉県 船橋市	Ⅱ. 千葉県	488.13 (注8)	事務所	4, 033. 72 (注8)	S • RC • SRC 14F3B	H15. 4. 1	不動産	所有権 (注8)	区分 所有権 (注8)				
0f-21	アデッソ西麻布		東京都 港区	I. 東京23区	125. 91	店舗	371.59	RC 3F1B	Н15. 10. 16	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-22	HF虎ノ門ビル ディング		東京都 港区	I. 東京23区	260. 55	事務所	1, 489. 21	SRC 9F	H2. 11. 26	不動産	所有権	所有権				
0f-23	HF池袋ビルデ ィング		東京都 豊島区	I. 東京23区	188. 31	事務所	1, 376. 66	S·RC 9F1B	H5. 12. 3	不動産	所有権	所有権				
0f-24	HF湯島ビルデ ィング		東京都 文京区	I. 東京23区	400.86 (注9)	事務所	2, 393. 53	S 9F	Н1. 7. 26	不動産	借地権 (注9)	所有権				
0f-25	茅場町平和ビル		東京都 中央区	I. 東京23区	811. 59	事務所	5,038.57 (注10)	SRC 9F1B	H4. 4. 30	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-26	広小路アクアプ レイス		愛知県 名古屋市	Ⅲ. 愛知県	1, 389. 39	事務所	9,521.09 (注11)	11F	H20. 5. 15	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-27	神戸旧居留地平和ビル		兵庫県 神戸市	Ⅲ. 兵庫県	1, 008. 86	事務所	7, 743. 98	S • SRC 9F2B	H10. 2. 6	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-28	三田平和ビル (底地)(注12)		東京都港区	I. 東京23区	4, 441. 79	_	_	-	_	信託 受益権	所有権	_				
0f-29	栄ミナミ平和ビル		愛知県 名古屋市	Ⅲ. 愛知県	707. 05	事務所	3, 959. 12	S 7F1B	H14. 7. 31	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-30	HF桜通ビルディング		愛知県 名古屋市	Ⅲ. 愛知県	1, 662. 49	事務所	13, 160. 83	S 13F	H21. 2. 10	信託 受益権	地上権 (注13)	所有権				
0f-31	HF日本橋浜町 ビルディング		東京都中央区	I. 東京23区	599. 34	事務所	4, 226. 25	S • SRC 9F	S62. 2. 15	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-32	HF仙台本町ビ ルディング		宮城県仙台市	Ⅲ. 宮城県	1, 598. 83	事務所	8, 988. 49	S 12F	H15. 9. 19	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-33	台和上野ビル		東京都 台東区	I. 東京23区	718. 47	事務所	6, 212. 84	SRC 10F1B	H2. 2. 7	信託 受益権	所有権	所有権				

物件	the life to the	L⊓. V/m → Λ	<b>*</b>	投資エリア	地積	用途	延床面積	構造・	建築時期	資産	所有形態	纟(注5)				
番号	物件名称	投資区分	所在地	(注1)	(㎡) (注2)	(注3)	(㎡) (注2)	階層 (注2)	(注2)	形態 (注4)	土地	建物				
0f-34	麹町HFビル	.1	東京都 千代田区	I. 東京23区	409. 15	事務所	3, 314. 53	S·RC 9F1B	Н6. 3. 31	信託 受益権	所有権	所有権				
0f-35	HF九段南ビル ディング	オフィス	東京都 千代田区	I. 東京23区	530.00	事務所	3, 836. 10	SRC 8F1B	Н3. 3. 31	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-03	HF市川レジデ ンス		千葉県 市川市	Ⅱ. 千葉県	218. 22	共同 住宅	884.60	RC 9F	H15. 3. 14	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-05	HF目黒レジデ ンス		東京都 目黒区	I. 東京23区	213. 45	共同 住宅	948. 48	SRC 12F	H15. 4. 10	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-09	HF葛西レジデ ンス		東京都江戸川区	I. 東京23区	416. 87	共同 住宅	1, 392. 74	RC 9F	H14. 11. 25	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-11	HF若林公園レ ジデンス		東京都 世田谷区	I. 東京23区	2, 892. 06	共同 住宅	6, 689. 03	RC 8F1B	H16. 2. 13	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-12	HF碑文谷レジ デンス		東京都 目黒区	I. 東京23区	856. 19	共同 住宅	2, 412. 83	RC 9F1B	H16. 2. 13	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-14	HF南麻布レジ デンス		東京都港区	I. 東京23区	279. 73	共同 住宅	1, 673. 32	RC 11F	H16. 4. 30	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-15	HF麻布十番レ ジデンス	ļ		東京都港区	I. 東京23区	499. 24	共同 住宅	1, 225. 85 (注14)	RC 8F	H17. 1. 12	信託 受益権	所有権	所有権			
Re-16	HF学芸大学レ ジデンス		東京都目黒区	I. 東京23区	268. 70	共同 住宅	1, 431. 57	RC 10F	H17. 3. 4	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-17	HF東神田レジ デンス		東京都 千代田区	I. 東京23区	262. 07	共同 住宅	1, 596. 11	RC 12F	H17. 6. 7	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-18	HF東日本橋レ ジデンス				東京都 中央区	I. 東京23区	312. 76	共同 住宅	2, 101. 31	RC 11F	H17. 6. 2	信託 受益権	所有権	所有権		
Re-19	HF練馬レジデ ンス				東京都練馬区	I. 東京23区	368. 67	共同 住宅	1, 200. 77	RC 9F	H17. 5. 25	信託 受益権	所有権	所有権		
Re-20	HF白金高輪レ ジデンス		東京都港区	I. 東京23区	922. 21	共同 住宅	5, 282. 41	SRC 14F	H17. 8. 17	不動産	所有権	所有権				
Re-21	HF明大前レジ デンス		東京都 世田谷区	I. 東京23区	485. 01	共同 住宅	1, 374. 87	RC 8F	H17. 6. 28	不動産	所有権	所有権				
Re-22	HF日本橋レジ デンス		東京都中央区	I. 東京23区	222. 40	共同 住宅	1, 546. 01	RC 13F	H17. 5. 18	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-23	H F 上石神井レ ジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	東京都練馬区	I. 東京23区	536. 09	共同 住宅	1, 676. 83	RC 8F	H18. 5. 23	不動産	所有権	所有権
Re-24	HF錦糸町レジ デンス					東京都墨田区	I. 東京23区	256. 23	共同 住宅	1, 571. 87	RC 11F	H17. 3. 3	不動産	所有権	所有権	
Re-25	HF銀座レジデ ンスEAST		東京都 中央区	I. 東京23区	822. 01	共同 住宅	6, 387. 67	SRC 13F1B	H17. 3. 11	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-26	HF新横浜レジ デンス		神奈川県 横浜市	Ⅱ. 神奈川県	805. 00	共同 住宅	5, 415. 20	RC 10F	H18. 9. 11	不動産	所有権	所有権				
Re-29	HF白山レジデ ンス		東京都文京区	I. 東京23区	1, 390. 68	共同 住宅	3, 998. 98	SRC • RC 11F1B	H12. 1. 31	不動産	所有権	所有権				
Re-30	HF馬込レジデ ンス		東京都大田区	I. 東京23区	2, 357. 97	共同 住宅	3, 566. 18	RC 3F1B	H13. 8. 29	不動産	所有権	所有権				
Re-31	H F 学芸大学レ ジデンス <b>II</b>		東京都 目黒区	I. 東京23区	847. 14	共同 住宅	1, 863. 67	RC 5F	H17. 1. 27	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-33	HF亀戸レジデ ンス		東京都江東区	I. 東京23区	246. 34	共同	1, 782. 74	RC 13F	H20. 1. 24	不動産	所有権	所有権				
Re-34	HF田無レジデ ンス		東京都 西東京市	Ⅱ. 東京都	1, 639. 65	共同 住宅	3, 414. 75 (注15)	RC 6F	H1. 3. 15	不動産	所有権	所有権				
Re-35	HF芝公園レジ デンス		東京都港区	I. 東京23区	311. 02	共同 住宅	1, 362. 79	SRC 12F1B	H15. 8. 8	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-36	HF三田レジデ ンス		東京都港区	I. 東京23区	303. 10	#13	1, 705. 22	SRC 13F	H16. 3. 4	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-37	HF高輪レジデ ンス		東京都港区	I. 東京23区	432. 36	共同 住宅	1, 176. 06 (注16)	RC 7F1B	H15. 2. 25	信託 受益権	所有権	所有権				
Re-38	ラ・レジダン ス・ド・白金台			東京都港区	I. 東京23区	344. 25		1, 180. 73 (注17)	SRC 15F	H16. 2. 6	信託受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注17)			
Re-39	HF銀座レジデ ンスEASTⅡ		東京都中央区	I. 東京23区	368. 35	居宅	2, 334. 73	RC 12F	H11. 2. 4	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注18)				

物件	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア	地積 (㎡)	用途	延床面積 (㎡)	構造・ 階層	建築時期	資産 形態	所有形態	(注5)																							
番号	初件名称	仅頁凸刀	別土地	(注1)	(油) (注2)	(注3)	(注2)	(注2)	(注2)	(注4)	土地	建物																							
Re-40	HF八丁堀レジ デンスⅡ		東京都 中央区	I. 東京23区	427. 32	居宅	3, 351. 26	SRC 13F	H14. 1. 30	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注19)																							
Re-41	HF八丁堀レジ デンス <b>Ⅲ</b>		東京都 中央区	I. 東京23区	203. 98	共同 住宅	1, 756. 88	SRC 15F	H16. 1. 30	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-42	HF銀座 レジデ ンス							東京都 中央区	I. 東京23区	175. 16	共同 住宅	1, 375. 97	SRC 13F	H16. 7. 22	信託 受益権	所有権	所有権																		
Re-43	HF駒沢公園レ ジデンスTOW ER								東京都 世田谷区	I. 東京23区	2, 425. 44	居宅	11, 468. 94	RC 30F1B	H13. 1. 12	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注20)																	
Re-44	HF梅田レジデ ンスTOWER		大阪府 大阪市	Ⅲ. 大阪府	631. 79	共同 住宅	7, 105. 00 (注21)	RC • SRC 25F1B	H15. 8. 29	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-45	HF中之島レジ デンス		大阪府 大阪市	Ⅲ. 大阪府	375. 95	居宅	1, 486. 57	RC 10F	H13. 6. 1	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注22)																							
Re-46	HF阿波座レジ デンス		大阪府 大阪市	Ⅲ. 大阪府	296. 88	共同 住宅	1, 999. 88	SRC • RC 10F	H14.3.6	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-47	HF丸の内レジ デンス		愛知県 名古屋市	Ⅲ. 愛知県	545. 08	共同 住宅	2, 284. 30	RC 10F	H16. 2. 16	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-48	H F 平尾 レジデ ンス		福岡県 福岡市	Ⅲ. 福岡県	1, 599. 97	共同 住宅	6, 476. 24	SRC 15F	H15. 3. 6	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-49	H F 河原町二条 レジデンス		京都府 京都市	Ⅲ. 京都府	206. 84	共同 住宅	1, 547. 19	RC 11F	H17. 2. 15	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-52	HF天神東レジ デンス					福岡県 福岡市	Ⅲ. 福岡県	429. 63	共同 住宅	2, 283. 63	RC 12F	H17. 8. 22	信託 受益権	所有権	所有権																				
Re-53	HF四条河原町 レジデンス		京都府 京都市	Ⅲ. 京都府	863. 39	共同 住宅	5, 217. 41	RC 13F	Н19. 3. 7	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-54	ラ・レジダン ス・ド・千駄木		東京都文京区	I. 東京23区	269. 15	共同 住宅	1, 307. 91 (注23)	RC • S 12F	H18. 2. 24	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注23)																							
Re-55	HF千駄木レジ デンス	レジデンス	東京都文京区	I. 東京23区	249. 06	共同 住宅	1,667.29 (注24)	RC 10F	H18. 2. 24	信託 受益権	所有権 (敷地権)	区分 所有権 (注24)																							
Re-56	HF駒沢公園レ ジデンス		東京都 世田谷区	I. 東京23区	709. 54	共同 住宅	1, 124. 69	RC 3F	H18. 7. 21	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-57	HF武蔵小山レ ジデンス						東京都 品川区	I. 東京23区	455. 93	共同 住宅	1, 495. 61	RC 8F	H18. 11. 9	信託 受益権	所有権	所有権																			
Re-58	HF国分寺レジ デンス		東京都 国分寺市	Ⅱ. 東京都	257. 06	共同 住宅	1, 295. 58	RC 11F	H18. 1. 23	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-59	HF久屋大通レ ジデンス		愛知県 名古屋市	Ⅲ. 愛知県	362.02	共同 住宅	3, 633. 19	RC 13F1B	H18. 3. 9	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-60	HF烏丸鞍馬口 レジデンス		京都府 京都市	Ⅲ. 京都府	471.10	共同 住宅	1, 362. 90	RC 6F	H19. 3. 20	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-61	HF西新宿レジ デンスWEST																					-	-		_	東京都新宿区	I. 東京23区	575. 67	共同 住宅	2, 979. 31	RC 12F	H18. 3. 31	信託 受益権	所有権	所有権
Re-62	HF西新宿レジ デンスEAST		東京都新宿区	I. 東京23区	347. 29	共同 住宅	1, 787. 97	RC 13F	H18. 3. 31	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-63	HF東新宿レジ デンス		東京都新宿区	I. 東京23区	313. 96	共同 住宅	2, 233. 42	RC 13F	H19. 3. 8	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-64	HF東心斎橋レ ジデンス		大阪市	Ⅲ. 大阪府	343. 80	共同 住宅	1, 295. 71	RC 9F	H18. 9. 15	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-65	HF北四番丁レ ジデンス		宮城県仙台市	Ⅲ. 宮城県	475. 70	共同 住宅	2, 834. 54	RC 11F	H19. 1. 15	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-66	HF愛宕橋レジ デンス		宮城県仙台市	Ⅲ. 宮城県	717. 53	共同 住宅	2, 381. 24	RC 13F	H19. 1. 15	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-67	HF九大病院前 レジデンス		福岡市	Ⅲ. 福岡県	400.00	共同 住宅	1, 650. 19	RC 13F	H19. 1. 30	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-68	HF浅草橋レジ デンス		東京都台東区	I. 東京23区	267. 42	共同 住宅	1, 341. 38	RC 14F	H18. 9. 28	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-69	HF一番町レジ デンス		宮城県仙台市	Ⅲ. 宮城県	398. 14	共同 住宅	2, 404. 41	RC 12F	H19. 2. 21	信託 受益権	所有権	所有権																							
Re-70	HF東中野レジ デンス		東京都 中野区	I. 東京23区	538. 53	共同 住宅	1, 705. 22	RC 11F	H19. 2. 28	信託 受益権	所有権	所有権																							

物件	物件名称	投資区分	所在地	投資エリア			延床面積 (m²)	構造· 階層	建築時期	資産 形態	所有形態	(注5)
番号	物件名称	仅質区分	別任地	(注1)	(m) (注2)	(注3)	(m) (注2)	(注2)	(注2)	形態 (注4)	土地	建物
Re-72	HF早稲田レジ デンス		東京都 新宿区	I. 東京23区	820. 34	共同 住宅	3, 440. 06	RC 15F	H19. 5. 18	信託 受益権	所有権	所有権
Re-73	HF早稲田レジ デンスⅡ	レジデンス	東京都 新宿区	I. 東京23区	319. 83	共同 住宅	1, 356. 68	RC 14F	H19. 5. 18	信託 受益権	所有権	所有権
Re-74	HF若松河田レ ジデンス		東京都 新宿区	I. 東京23区	412. 42	共同 住宅	1, 858. 51	RC 12F	H16. 2. 19	信託 受益権	所有権	所有権
Re-75	HF仙台レジデ ンスEAST		宮城県 仙台市	Ⅲ. 宮城県	1, 149. 53 (注25)	共同 住宅	5, 662. 45	RC 12F	H20. 7. 23	信託 受益権	所有権	所有権
Ho-01	スーパーホテル 大阪・天王寺		大阪府 大阪市	Ⅲ. 大阪府	490.65	ホテル	2, 486. 39	RC 9F	H16. 1. 9	信託 受益権	所有権	所有権
Но-02	スーパーホテル 京都・烏丸五条		京都府 京都市	Ⅲ. 京都府	337. 23	ホテル	2, 144. 02	RC 10F	H16. 1. 19	信託 受益権	所有権	所有権
Но-03	スーパーホテル さいたま・大宮	ホテル	埼玉県 さいたま 市	Ⅱ. 埼玉県	597. 25	ホテル	2, 946. 55	RC 10F	H18. 7. 11	信託 受益権	所有権	所有権
Но-04	スーパーホテル 仙台・広瀬通り		宮城県 仙台市	Ⅲ. 宮城県	549. 10	ホテル	3, 251. 77	RC 10F	H19. 1. 23	信託 受益権	所有権	所有権

(注1) 「投資エリア」の欄には、以下の基準により投資エリアを記載しています。

第一投資エリアである東京23区への投資については「I」、

第二投資エリアである第一投資エリアを除く東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の主要市街地への投資については「Ⅱ」、

地方投資エリアである第一・第二投資エリアを除く政令指定都市の主要市街地への投資については「Ⅲ」、

と記載しています。

(注2) 「地積」、「延床面積」、「構造・階層」及び「建築時期」の各欄には、登記簿上の数値等を記載しており、現況とは一致しない場合があります。なお、「建築時期」における「S」は昭和、「H」は平成を表します。また、「構造・階層」の記載に当たっては、以下の略号を使用しています。

SRC: 鉄骨鉄筋コンクリート造

RC:鉄筋コンクリート造

S:鉄骨造

B:地下 F:階

たとえば、「7 F 1 B」は、地下1 階付地上7 階建を表しています。

- (注3) 「用途」の欄には、登記簿上記載されている用途のうち、主要なものを記載しています。
- (注4) 「資産形態」の欄には、本投資法人の運用資産の保有形態を記載しており、登記簿上、本投資法人が受益者として記載されている場合には「信託受益権」、所有者として記載されている場合には「不動産」と記載しています。
- (注5) 土地・建物の「所有形態」の欄には、上記(注4)における
  - (i) 信託受益権については、信託受託者が保有する権利の種類、
  - (ii) 不動産については、本投資法人が保有する権利の種類、

を記載しています。

- (注6) 0f-09 グレイスビル泉岳寺前の土地の所有形態は一部が地上権(敷地権)、一部が所有権(敷地権)です。地上権(敷地権)部分及び所有権(敷地権)部分の地積はそれぞれ501.05㎡及び37.45㎡であり、「地積」の欄にはその合計を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち83.54%(専有面積割合)を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注7) 0f-12 八丁堀SFビルは区分所有建物ですが、本投資法人はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注8) 0f-20 船橋Faceビルの土地は敷地権登記がなされており、本投資法人は10.45% (敷地権割合)を保有しています。「地積」の欄には1棟の建物の存する土地の面積4,671.17㎡に敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。建物の所有形態は区分所有建物であり、本投資法人が1棟の建物のうち9.14% (専有面積割合)を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注9) 0f-24 HF湯島ビルディングの土地の所有形態は一部が借地権、一部が所有権です。借地権部分及び所有権部分の地積はそれぞれ260.15 m<sup>2</sup>及び140.71 m<sup>2</sup>であり、「地積」の欄にはその合計を記載しています。
- (注10) Of-25 茅場町平和ビルについては、延床面積に附属建物 (ゴミ置場:RC1F 11.88㎡) が含まれます。
- (注11) 0f-26 広小路アクアプレイスについては、延床面積に附属建物(駐車場:S1F 156.24㎡)が含まれます。
- (注12) 0f-28 三田平和ビル (底地) については、底地物件であるため、土地上の建物の用途に基づき投資区分を分類しています。
- (注13) 0f-30 HF桜通ビルディングの土地の所有形態は地上権です。平成19年11月30日付で地上権設定登記(地上権者:三井住友信託銀行株式会社、目的:建物所有、存続期間:60年、地代:有償)がなされています。
- (注14) Re-15 HF麻布十番レジデンスについては、延床面積に附属建物 (ゴミ置場:RC1F 11.56㎡) が含まれます。
- (注15) Re-34 HF田無レジデンスについては、延床面積に附属建物(ポンプ室: RC1F 5.52㎡)及びその他の建物(車庫: RC1F 210.49 ㎡)が含まれます。このほか、登記対象とならない増築部分(駐輪場: 27.62㎡及びゴミ置場: 6.66㎡)があります。
- (注16) Re-37 HF高輪レジデンスについては、延床面積に附属建物 (ゴミ置場:RC1F 2.7㎡) が含まれます。
- (注17) Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち72.35% (専有面積割合)を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注18) Re-39 HF銀座レジデンスEASTⅡは区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注19) Re-40 HF八丁堀レジデンスⅡは区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。

- (注20) Re-43 HF駒沢公園レジデンスTOWERは区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注21) Re-44 HF梅田レジデンスTOWERについては、延床面積に附属建物(駐車場:S1F 39.69㎡)が含まれます。
- (注22) Re-45 HF中之島レジデンスは区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注23) Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち73.74% (専有面積割合) を保有しています。「延床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注24) Re-55 HF千駄木レジデンスは区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち95.03% (専有面積割合)を保有しています。「延 床面積」の欄には、1棟の建物の延床面積に専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注25) Re-75 HF仙台レジデンスEASTの地積は仮換地指定証明書記載の概算値に基づくものであり、多少増減する可能性があります。また、本件飛び地の所有形態は共有です。本件飛び地の土地の地積は、429.75㎡(共有持分3.85%)であり、地積の欄には本件飛び地の土地の地積に共有持分を乗じて算出した値と本件敷地部分の地積を合計した値を記載しています。

# (ロ) 保有資産に関する信託受益権及び不動産の概要、投資比率並びに担保提供の状況

	「口)体有負性に関す		LIE/A U I	1977 - 1969 1	· Aga-	<u> </u>	DICINE DICE	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
物件 番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額(百万円)(注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円) (注5)	投資比率 (%) (注6)	担保 状況	担保種類
0f-01	HF五反田ビルディング	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	1, 308	1, 351	1, 290	0.83	無担保	-
0f-05	水天宮平和ビル	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	1, 303	1, 459	1, 550	1.00	無担保	-
0f-06	HF門前仲町ビルディング	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	2, 350	2, 388	2, 500	1. 61	無担保	-
0f-07	HF浜松町ビルディング	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	1,520	1, 542	1, 530	0. 99	無担保	-
0f-08	国際溜池ビル	みずほ信託	H27.7.31 (注7)	信託受益権	2, 510	2, 782	2, 700	1.74	無担保	-
0f-09	グレイスビル泉岳寺前	みずほ信託	H27. 8. 31	信託受益権	1,520	1, 171	1, 220	0. 79	無担保	-
0f-10	HF新横浜ビルディング	-	-	不動産	1,080	1, 399	1, 550	1.00	無担保	-
0f-11	日本橋第一ビル	みずほ信託	H28. 3. 31	信託受益権	1,810	2, 245	2, 150	1. 39	無担保	-
0f-12	八丁堀SFビル	_	-	不動産	2, 420	3, 121	3, 092	1. 99	無担保	-
0f-13	渋谷AXヒルズ	-	-	不動産	1, 420	1, 825	1,860	1. 20	無担保	-
0f-15	HF中目黒ビルディング	-	-	不動産	2, 120	2, 904	2, 870	1.85	無担保	-
0f-16	安和司町ビル	_	-	不動産	1, 120	1, 307	1, 385	0.89	無担保	-
0f-17	八丁堀MFビル	-	-	不動産	956	1, 122	1, 110	0.72	無担保	-
0f-18	エムズ原宿	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	4, 385	3, 487	3, 418	2. 20	無担保	-
0f-20	船橋Faceビル	-	-	不動産	2, 960	3, 636	3, 900	2. 52	無担保	-
0f-21	アデッソ西麻布	あおぞら 信託	Н31. 9. 30	信託受益権	457	622	640	0.41	無担保	-
0f-22	HF虎ノ門ビルディング	-	-	不動産	1, 294	1, 728	1, 675	1. 08	無担保	-
0f-23	HF池袋ビルディング	-	-	不動産	1, 130	1, 327	1, 314	0.85	無担保	-
0f-24	HF湯島ビルディング	-	-	不動産	1, 420	1, 457	1, 434	0. 92	無担保	-
0f-25	茅場町平和ビル	あおぞら 信託	Н32. 3. 31	信託受益権	5, 950	4, 806	4, 798	3. 09	無担保	-
0f-26	広小路アクアプレイス	みずほ信託	Н33. 11. 30	信託受益権	4, 279	2, 826	2, 930	1.89	無担保	-
0f-27	神戸旧居留地平和ビル	三井住友信託	H34. 12. 16	信託受益権	2, 680	2, 270	2, 310	1. 49	無担保	-
0f-28	三田平和ビル(底地)	三井住友信託	H34. 12. 16	信託受益権	2, 627	2, 269	2, 230	1. 44	無担保	-
0f-29	栄ミナミ平和ビル	三井住友 信託 三井住友	H34. 12. 16	信託受益権	1,880	1, 546	1, 580	1. 02	無担保	-
0f-30	HF桜通ビルディング	信託	Н35. 12. 19	信託受益権	5, 460	4, 833	4, 900	3. 16	無担保	-
0f-31	HF日本橋浜町ビルディン グ	三井住友 信託	Н35. 12. 19	信託受益権	2, 190	1, 921	1, 900	1. 23	無担保	-
0f-32	HF仙台本町ビルディング	三菱UFJ 信託	Н35. 12. 19	信託受益権	3, 090	2, 737	2, 700	1.74	無担保	-
0f-33	台和上野ビル	三菱UFJ信託	H36. 12. 31	信託受益権	3, 790	3, 429	3, 400	2. 19	無担保	-
0f-34	麹町HFビル	三菱UFJ信託	H36. 12. 31	信託受益権	1, 590	1, 357	1, 350	0.87	無担保	-
0f-35	HF九段南ビルディング	三井住友信託	Н36. 12. 31	信託受益権		2, 743	2, 720	1.75	無担保	-
T	オフィス				69, 549	67, 625	68, 006	43. 86	-	-
Re-03	HF市川レジデンス		Н31. 11. 30	信託受益権		393	430	0. 28	無担保	-
Re-05	HF目黒レジデンス	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権		646	660	0. 43	無担保	-
Re-09	HF葛西レジデンス	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	684	592	650	0. 42	無担保	-
Re-11	HF若林公園レジデンス	三井住友信託	H31. 11. 30	信託受益権		3, 226	3, 610	2. 33	無担保	-
Re-12	HF碑文谷レジデンス	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権		1, 451	1, 560	1.01	無担保	-
Re-14	HF南麻布レジデンス	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	1, 259	1, 313	1, 370	0.88	無担保	-

物件番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額 (百万円) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円) (注5)	投資比率 (%) (注6)	担保状況	担保種類
Re-15	HF麻布十番レジデンス	みずほ信託	Н31. 11. 30	信託受益権	1, 120	1, 175	1, 260	0.81	無担保	-
Re-16	HF学芸大学レジデンス	みずほ信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	900	933	1,000	0.64	無担保	-
Re-17	HF東神田レジデンス	みずほ信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	1, 220	957	1, 100	0.71	無担保	-
Re-18	HF東日本橋レジデンス	みずほ信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	1, 410	1, 060	1, 210	0. 78	無担保	-
Re-19	HF練馬レジデンス	みずほ信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	738	602	690	0. 45	無担保	-
Re-20	HF白金高輪レジデンス	-	-	不動産	4, 040	3, 829	4, 030	2. 60	無担保	-
Re-21	HF明大前レジデンス	-	-	不動産	926	1, 009	1, 070	0.69	無担保	-
Re-22	HF日本橋レジデンス	みずほ信託	H28. 6. 30	信託受益権	997	1, 083	1, 130	0. 73	無担保	-
Re-23	HF上石神井レジデンス	-	-	不動産	933	900	950	0.61	無担保	-
Re-24	HF錦糸町レジデンス	-	-	不動産	1,060	1, 096	1, 100	0.71	無担保	-
Re-25	HF銀座レジデンスEAS T	あおぞら 信託	Н31. 9. 30	信託受益権	4, 470	5, 664	5, 940	3. 83	無担保	-
Re-26	HF新横浜レジデンス	-	-	不動産	2, 600	3, 129	3, 350	2. 16	無担保	-
Re-29	HF自山レジデンス	-	-	不動産	1, 740	2, 317	2, 350	1. 52	無担保	-
Re-30	HF馬込レジデンス	-	-	不動産	1, 250	1, 568	1, 630	1. 05	無担保	-
Re-31	HF学芸大学レジデンスⅡ	あおぞら 信託	Н31. 9. 30	信託受益権	1, 130	1, 596	1, 650	1. 06	無担保	-
Re-33	HF亀戸レジデンス	-	-	不動産	1,030	1, 036	1, 050	0.68	無担保	-
Re-34	HF田無レジデンス	_	-	不動産	758	964	911	0. 59	無担保	-
Re-35	HF芝公園レジデンス	三菱UFJ 信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	809	805	836	0. 54	無担保	_
Re-36	HF三田レジデンス	三菱UFJ 信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	1, 160	1, 037	1, 080	0.70	無担保	-
Re-37	HF高輪レジデンス	みずほ信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	793	718	749	0. 48	無担保	-
Re-38	ラ・レジダンス・ド・白金 台	三菱UF J 信託	Н37. 6. 30	信託受益権	847	705	730	0. 47	無担保	-
Re-39	HF銀座レジデンスEAS TⅡ	みずほ信託	Н36. 4. 30	信託受益権	1, 550	1, 440	1, 460	0. 94	無担保	-
Re-40	HF八丁堀レジデンスⅡ	みずほ信託	Н35. 7. 4	信託受益権	2,000	1, 848	1, 890	1. 22	無担保	-
Re-41	HF八丁堀レジデンスⅢ	三菱UF J 信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	906	738	793	0. 51	無担保	-
Re-42		みずほ信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	1, 060	872	944	0.61	無担保	-
Re-43	HF駒沢公園レジデンスT OWER	みずほ信託	Н33. 9. 30	信託受益権	6, 880	6, 552	6, 520	4. 21	無担保	-
Re-44	HF梅田レジデンスTOW ER	三菱UF J 信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	2, 020	1, 760	1, 920	1. 24	無担保	-
Re-45	HF中之島レジデンス	みずほ信託	Н35. 7. 4	信託受益権	478	452	453	0. 29	無担保	-
Re-46	HF阿波座レジデンス	みずほ信託	Н36. 10. 31	信託受益権	655	551	577	0.37	無担保	-
Re-47	HF丸の内レジデンス	みずほ信託	Н36. 10. 31	信託受益権	679	569	624	0.40	無担保	-
Re-48	HF平尾レジデンス	三菱UF J 信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	1, 850	1, 657	1, 780	1. 15	無担保	-
Re-49	HF河原町二条レジデンス	みずほ信託	Н37. 6. 30	信託受益権	530	509	534	0.34	無担保	-
Re-52	HF天神東レジデンス	みずほ信託	H27. 9. 30	信託受益権	565	447	502	0.32	無担保	-
Re-53	HF四条河原町レジデンス	三菱UF J 信託	H29. 4. 30	信託受益権	2, 100	1, 717	1, 820	1. 17	無担保	-
Re-54	ラ・レジダンス・ド・千駄 木	三井住友 信託	H28. 4. 30	信託受益権	901	790	820	0. 53	無担保	-

物件番号	物件名称	受託者 (注1)	信託期間満了日	資産形態 (注2)	鑑定評価額(百万円)(注3)	貸借対照表 計上額 (百万円) (注4)	取得価格 (百万円) (注5)	投資比率 (%) (注6)	担保状況	担保種類
Re-55	HF千駄木レジデンス	三井住友 信託	H28. 4. 30	信託受益権	963	835	870	0. 56	無担保	-
Re-56	HF駒沢公園レジデンス	三菱UFJ 信託	H28. 9. 30	信託受益権	653	587	615	0.40	無担保	-
Re-57	HF武蔵小山レジデンス	三菱UFJ 信託	H29. 2. 28	信託受益権	1,000	810	842	0. 54	無担保	ı
Re-58	HF国分寺レジデンス	あおぞら 信託	H28. 9. 30	信託受益権	907	804	839	0. 54	無担保	_
Re-59	HF久屋大通レジデンス	三菱UFJ 信託	H28. 10. 31	信託受益権	1, 180	1, 030	1, 080	0.70	無担保	_
Re-60	HF烏丸鞍馬口レジデンス	三菱UFJ 信託	H29. 4. 30	信託受益権	633	542	572	0. 37	無担保	-
Re-61	HF西新宿レジデンスWE ST	三井住友 信託	H29. 2. 28	信託受益権	2, 270	1, 994	1, 990	1. 28	無担保	-
Re-62	HF西新宿レジデンスEA ST	三井住友 信託	H29. 2. 28	信託受益権	1, 300	1, 171	1, 170	0. 75	無担保	-
Re-63	HF東新宿レジデンス	あおぞら 信託	H29. 3. 31	信託受益権	1, 500	1, 301	1, 360	0. 88	無担保	-
Re-64	HF東心斎橋レジデンス	あおぞら 信託	H29. 2. 28	信託受益権	608	544	566	0. 37	無担保	-
Re-65	HF北四番丁レジデンス	あおぞら 信託	H29. 3. 31	信託受益権	982	757	809	0. 52	無担保	-
Re-66	HF愛宕橋レジデンス	あおぞら 信託	H29. 2. 28	信託受益権	819	626	684	0. 44	無担保	-
Re-67	HF九大病院前レジデンス	三菱UFJ 信託	H29. 4. 30	信託受益権	464	396	426	0. 27	無担保	-
Re-68	HF浅草橋レジデンス	あおぞら 信託	H29. 3. 31	信託受益権	859	739	771	0. 50	無担保	-
Re-69	HF一番町レジデンス	あおぞら 信託	H29. 3. 31	信託受益権	986	781	834	0. 54	無担保	ı
Re-70	HF東中野レジデンス	三菱UFJ 信託	H29. 5. 31	信託受益権	1, 010	905	942	0.61	無担保	_
Re-72	HF早稲田レジデンス	あおぞら 信託	Н30. 1. 31	信託受益権	2, 280	2, 019	2, 090	1. 35	無担保	-
Re-73	HF早稲田レジデンスⅡ	あおぞら 信託	Н30. 1. 31	信託受益権	932	844	872	0. 56	無担保	-
Re-74	HF若松河田レジデンス	みずほ 信託	Н35. 9. 30	信託受益権	1, 240	1, 202	1, 158	0.75	無担保	-
Re-75	HF仙台レジデンスEAS T	三井住友 信託	Н36. 12. 31	信託受益権	1,660	1, 676	1, 630	1.05	無担保	-
	レジデン	ス 小計			82, 802	79, 298	82, 853	53. 44	-	-
Но-01	スーパーホテル大阪・天王 寺	三井住友 信託	H27. 6. 30 (注8)	信託受益権	1, 170	1, 009	1, 080	0.70	無担保	-
Но-02	スーパーホテル京都・烏丸 五条					841	900	0. 58	無担保	-
Но-03	大宮 信託 信託					976	1, 050	0. 68	無担保	-
Но-04	Ho-04スーパーホテル仙台・広瀬あおぞら 信託H29. 4. 30信託受益					1, 052	1, 150	0.74	無担保	-
	ホテル 小計					3, 879	4, 180	2. 70	-	-
		156, 910	150, 804	155, 039	100.00	-	_			
	PF	''	1 .55, 510	1 .55, 554	100,000	1 30.00				

<sup>(</sup>注1) 「受託者」の欄には、みずほ信託銀行株式会社を「みずほ信託」、三井住友信託銀行株式会社を「三井住友信託」、あおぞら信託銀行株式会社を「あおぞら信託」、三菱UFJ信託銀行株式会社を「三菱UFJ信託」と記載しています。

<sup>(</sup>注2) 「資産形態」の欄には、本投資法人の資産の保有形態を記載しており、登記簿上、本投資法人が受益者として記載されている場合には「信託受益権」、所有者として記載されている場合には「不動産」と記載しています。

<sup>(</sup>注3) 「鑑定評価額」については、その価格時点を含め、後記「(ホ)不動産鑑定評価書及び建物状況調査報告書の概要」もご参照下さい。

<sup>(</sup>注4) 「貸借対照表計上額」の欄には、取得価額(取得に係る諸経費及びその後の資本的支出を含みます。)から減価償却累計額を控除した第 27期末(平成27年5月31日)時点の価額を記載しています。

- (注5) 「取得価格」の欄には、不動産売買契約書又は信託受益権売買契約書に記載された売買代金(消費税等相当額及び取得に要した諸費用は 含みません。)を記載しています。但し、本合併により取得した物件(Re-35 HF芝公園レジデンスからRe-73 HF早稲田レジデンスⅡ まで、Ho-01 スーパーホテル大阪・天王寺からHo-04 スーパーホテル仙台・広瀬通りまでの40物件)については、本合併の効力発生日で ある平成22年10月1日付の鑑定評価額を記載しています。
- (注6) 「投資比率」の欄には、運用資産の取得価格の総額に対する各物件の取得価格の割合を、小数点第3位を四捨五入して記載しています。
- (注7) 本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、期間延長に関する契約締結により平成37年7月31日に更新されています。
- (注8) 本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、期間延長に関する契約締結により平成37年6月30日に更新されています。

### (ハ) 運用資産の資本的支出

### ① 資本的支出の予定

運用資産において、本書の日付現在計画が確定している改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは、以下の通りです。なお、下記工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれている可能性があります。

今後とも、中長期的な視点から運用資産の競争力維持及び向上につながる効率的な修繕計画を物件毎に作成することに努め、修繕及び資本的支出を行います。

	<b>て科文学の女孙</b>			工事子	定金額(	千円)
	不動産等の名称 (所在地)	目的	実施予定期間	総額	当期支 払額	既支払 総額
0f-11	日本橋第一ビル (東京都中央区)	空調更新工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	10,000	_	_
0f-31	HF日本橋浜町ビルディン グ(東京都中央区)	外壁改修工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	18, 050		_
0f-32	HF仙台本町ビルディング	共用部リニューアル工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	18, 500	١	_
01 32	(宮城県仙台市)	空調更新工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	25,000	-	_
0f-33	台和上野ビル	共用部リニューアル工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	26,000	_	_
01 33	(東京都台東区)	機械警備システム更新工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	16,000	_	_
0f-34	麹町HFビル (東京都千代田区)	共用部照明LED化工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	12,000	_	_
0f-35	HF九段南ビルディング (東京都千代田区)	共用部リニューアル工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	10,000	_	_
Re-37	HF高輪レジデンス (東京都港区)	外壁全面改修工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	29,000	_	_
Re-48	HF平尾レジデンス (福岡県福岡市)	外壁全面改修工事	自 平成27年6月 至 平成27年11月	89, 666	_	_

# ② 期中に行った資本的支出

運用資産において、当期中に行った資本的支出に該当する主要な工事の概要は、以下の通りです。 当期の資本的支出は353,442千円であり、費用に区分された修繕費188,239千円と合わせ、合計541,681千 円の工事を実施しています。当該工事は、既存テナントの満足度の向上及び新規テナント誘致における 競争力確保を目的としたリニューアル工事です。

	不動産等の名称 (所在地)	目的	実施期間	工事金額 (千円)
0f-01	HF五反田ビルディング (東京都品川区)	空調更新工事	自 平成27年4月 至 平成27年4月	14, 000
0f-05	水天宮平和ビル (東京都中央区)	外部階段手摺交換工事	自 平成27年4月 至 平成27年5月	5, 980
0f-11	日本橋第一ビル	空調更新工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	12, 000
OI II	(東京都中央区)	機械式駐車場改修工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	6, 750
0f-24	HF湯島ビルディング (東京都文京区)	昇降機制御盤交換工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	5, 500
0f-26	広小路アクアプレイス (愛知県名古屋市)	機械式駐車場保全工事	自 平成27年3月 至 平成27年3月	6, 800
	11.17.17.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.14.	電気温水器更新工事	自 平成27年3月 至 平成27年4月	6, 340
0f-31	HF日本橋浜町ビルディン グ (東京都中央区)	機械式駐車設備操作盤交換 工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	5, 100
	(来求都十大色)	共用部LED化工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	6, 260
0f-32	HF仙台本町ビルディング	共用部リニューアル工事	自 平成27年4月 至 平成27年5月	6, 150
01-32	(宮城県仙台市)	空調更新工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	24, 400
0f-33	台和上野ビル (東京都台東区)	共用部リニューアル工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	21, 000
0f-35	HF九段南ビルディング (東京都千代田区)	トイレ・給湯室リニューア ル工事	自 平成27年5月 至 平成27年5月	9, 300
Re-40	H F 八丁堀レジデンス <b>I</b> (東京都中央区)	外壁全面リフレッシュ工事	自 平成27年1月 至 平成27年5月	34, 598
Re-45	HF中之島レジデンス (大阪府大阪市)	外壁全面リフレッシュ工事	自 平成26年12月 至 平成27年1月	17, 142
Re-46	HF阿波座レジデンス (大阪府大阪市)	外壁全面リフレッシュ工事	自 平成26年12月 至 平成27年1月	19, 203
	その他	空調設備更新工事他	自 平成26年12月 至 平成27年5月	152, 916
		合計		353, 442

## ③ 長期修繕計画のために積み立てた金銭

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中 長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下の通り積み立 てています。

		第23期	第24期		第25期			第26期		第27期
営業期間	自	平成24年12月1日	自	平成25年6月1日	自	平成25年12月1日	自	平成26年6月1日	自	平成26年12月1日
	至	平成25年5月31日	至	平成25年11月30日	至	平成26年5月31日	至	平成26年11月30日	至	平成27年5月31日
当期首積立金残高 (千円)		_		_		_		_		_
当期積立額 (千円)		_		_		_		_		_
当期積立金取崩額 (千円)		_		_		_		_		_
次期繰越額 (千円)		_		_		_		_		_

<sup>(</sup>注1) 上記の積立金とは別に、区分所有ビル等の管理規約等に基づく修繕積立金として、当期末現在207,556千円を積み立てています。

<sup>(</sup>注2) 第20期以降各期のキャッシュ・フローの範囲内で各期の修繕支出額を賄える場合、修繕積立金の積み立ては行わないこととしました。

# (ニ) 賃貸状況の概要

## ① 賃貸状況の概要(平成27年5月31日現在)

物件番号	物件名称	賃貸可能 面積 (m²) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃 可 戸 (注3)	賃貸 戸数 (戸) (注4)	テナ ント 総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料 収入 (千円) (注7)	敷金・ 保証金 (千円) (注8)	マスターリース 種別 (注10)
0f-01	HF五反田ビルディング	1, 717. 61	1, 717. 61	-	1	10	100.00	93, 410	60, 108	パス・スルー
0f-05	水天宮平和ビル	1, 897. 71	1, 897. 71	-	-	6	100.00	92, 694	71, 708	パス・スルー
0f-06	HF門前仲町ビルディン グ	3, 736. 53	3, 736. 53	-	-	5	100.00	163, 835	112, 447	パス・スルー
0f-07	HF浜松町ビルディング	1, 822. 32	1, 822. 32	-	-	9	100.00	97, 275	63, 735	パス・スルー
0f-08	国際溜池ビル	2, 274. 91	2, 274. 91	-	-	5	100.00	146, 867	101, 605	-
0f-09	グレイスビル泉岳寺前	2, 146. 82	2, 146. 82	-	-	9	100.00	107, 286	45, 129	パス・スルー
0f-10	HF新横浜ビルディング	3, 083. 49	2, 467. 11	-	-	10	80. 01	69, 309	51, 098	パス・スルー
0f-11	日本橋第一ビル	2, 626. 73	2, 422. 31	-	-	7	92. 22	99, 494	56, 676	パス・スルー
0f-12	八丁堀SFビル	2, 255. 96	2, 255. 96	-	-	7	100.00	134, 089	91, 617	パス・スルー
0f-13	渋谷AXヒルズ	928. 23	928. 23	ı	1	9	100.00	68, 558	51, 018	-
0f-15	HF中目黒ビルディング	2, 614. 98	2, 614. 98	-	-	8	100.00	129, 321	126, 671	-
0f-16	安和司町ビル	1, 269. 90	1, 269. 90	-	-	9	100.00	64, 574	41, 334	-
0f-17	八丁堀MFビル	1, 209. 69	1, 209. 69	-	-	9	100.00	59, 244	37, 395	-
0f-18	エムズ原宿	1, 178. 56	1, 178. 56	-	-	5	100.00	190, 427	149, 899	パス・スルー
0f-20	船橋Faceビル	2, 520. 22	2, 520. 22	-	1	9	100.00	221, 389	171, 923	パス・スルー
0f-21	アデッソ西麻布	318. 82	318. 82	-	-	4	100.00	22, 802	20, 844	-
0f-22	HF虎ノ門ビルディング	1, 333. 94	1, 333. 94	-	-	9	100.00	72, 296	59, 376	-
0f-23	HF池袋ビルディング	1, 213. 26	1, 213. 26	-	-	8	100.00	64, 882	48, 012	-
0f-24	HF湯島ビルディング	1, 771. 64	1, 771. 64	-	-	9	100.00	97, 041	82, 610	-
0f-25	茅場町平和ビル	4, 156. 53	4, 156. 53	-	-	1	100.00	401, 618	748, 378	パス・スルー
0f-26	広小路アクアプレイス	7, 471. 78	7, 109. 83	-	-	8	95. 16	263, 508	97, 716	パス・スルー
0f-27	神戸旧居留地平和ビル	4, 839. 37	4, 436. 02	-	-	32	91. 67	233, 010	180, 757	パス・スルー
0f-28	三田平和ビル(底地) (注12)	4, 441. 79	4, 441. 79	-	-	1	100.00	181, 800	0	_
0f-29	栄ミナミ平和ビル	2, 889. 49	2, 889. 49	-	ı	9	100.00	144, 311	167, 428	パス・スルー
0f-30	HF桜通ビルディング	9, 934. 77	9, 705. 33	-	-	20	97. 69	524, 084	373, 975	パス・スルー
0f-31	HF日本橋浜町ビルディ ング	3, 286. 58	3, 286. 58	1	I	7	100.00	146, 239	93, 000	パス・スルー
0f-32	HF仙台本町ビルディン グ	6, 577. 21	6, 399. 99	-	ı	38	97. 31	234, 474	120, 710	パス・スルー
0f-33	台和上野ビル	4, 160. 67	3, 718. 80	-	1	7	89. 38	206, 293	157, 422	パス・スルー
0f-34	麹町HFビル	2, 117. 45	2, 117. 45	-	-	8	100.00	112, 566	85, 347	パス・スルー
0f-35	HF九段南ビルディング	2, 614. 25	2, 614. 25	-	ı	3	100.00	174, 034	116, 073	パス・スルー
オ	フィス 小計 (注9)	88, 411. 21	85, 976. 58	-	-	281	97. 25	4, 616, 743	3, 584, 022	-
Re-03	HF市川レジデンス	724. 46	724. 46	36	36	1	100.00	34, 560	5, 400	パス・スルー
Re-05	HF目黒レジデンス	836. 36	801. 35	21	20	20	95. 81	37, 428	4, 160	パス・スルー
Re-09	HF葛西レジデンス	1, 167. 36	1, 143. 34	48	47	41	97. 94	45, 048	6, 594	パス・スルー
Re-11	HF若林公園レジデンス	5, 490. 36	5, 334. 65	97	94	93	97. 16	210, 180	30, 361	パス・スルー
Re-12	HF碑文谷レジデンス	1, 897. 46	1, 776. 82	53	50	50	93. 64	84, 036	11, 249	パス・スルー
Re-14	HF南麻布レジデンス	1, 325. 20	1, 303. 20	60	59	59	98. 34	72, 024	9, 369	パス・スルー

物件番号	物件名称	賃貸可能 面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注3)	賃貸 戸数 (戸) (注4)	テナ ント 総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料 収入 (千円) (注7)	敷金・ 保証金 (千円) (注8)	マスターリース 種別 (注10)
Re-15	HF麻布十番レジデンス	1, 116. 78	1, 116. 78	29	29	29	100.00	62, 532	9, 997	パス・スルー
Re-16	HF学芸大学レジデンス	1, 217. 46	1, 217. 46	27	27	27	100.00	52, 740	6, 213	パス・スルー
Re-17	HF東神田レジデンス	1, 462. 18	1, 416. 58	64	62	58	96. 88	66, 852	9, 939	パス・スルー
Re-18	HF東日本橋レジデンス	1, 684. 40	1, 684. 40	66	66	66	100.00	79, 788	9, 542	パス・スルー
Re-19	HF練馬レジデンス	1, 024. 52	985. 20	51	49	48	96. 16	45, 600	5, 034	パス・スルー
Re-20	HF白金高輪レジデンス	4, 457. 76	4, 357. 10	66	64	63	97. 74	211, 656	33, 570	パス・スルー
Re-21	HF明大前レジデンス	1, 187. 25	1, 122. 57	53	50	44	94. 55	54, 378	6, 397	パス・スルー
Re-22	HF日本橋レジデンス	1, 415. 37	1, 321. 28	48	45	45	93. 35	60, 036	8, 303	パス・スルー
Re-23	HF上石神井レジデンス	1, 494. 91	1, 444. 83	64	62	57	96. 65	59, 484	10, 315	パス・スルー
Re-24	HF錦糸町レジデンス	1, 427. 58	1, 402. 32	56	55	53	98. 23	62, 460	7, 944	パス・スルー
Re-25	HF銀座レジデンスEA ST	5, 459. 49	5, 239. 29	105	101	99	95. 97	229, 560	38, 985	パス・スルー
Re-26	HF新横浜レジデンス	4, 224. 61	4, 181. 11	113	112	69	98. 97	157, 416	18, 154	パス・スルー
Re-29	HF白山レジデンス	2, 809. 88	2, 703. 57	51	49	46	96. 22	102, 924	13, 090	パス・スルー
Re-30	HF馬込レジデンス	2, 643. 97	2, 643. 97	30	30	30	100.00	78, 756	14, 616	パス・スルー
Re-31	H F 学芸大学レジデンス <b>I</b> I	1, 643. 53	1, 507. 44	22	20	20	91. 72	61, 824	9, 426	パス・スルー
Re-33	HF亀戸レジデンス	1, 332. 86	1, 332. 86	61	61	3	100.00	63, 504	12, 224	パス・スルー
Re-34	HF田無レジデンス	2, 970. 00	2, 881. 01	35	34	32	97. 00	59, 400	9, 262	パス・スルー
Re-35	HF芝公園レジデンス	1, 008. 32	980. 85	30	29	29	97. 28	48, 582	3, 549	パス・スルー
Re-36	HF三田レジデンス	1, 436. 83	1, 377. 36	47	45	44	95. 86	68, 484	5, 242	パス・スルー
Re-37	HF高輪レジデンス	1, 131. 66	1, 057. 38	29	27	27	93. 44	46, 584	4, 057	パス・スルー
Re-38	ラ・レジダンス・ド・白 金台	1, 089. 98	974. 41	28	25	25	89. 40	46, 476	5, 569	パス・スルー
Re-39	HF銀座レジデンスEA STⅡ	2, 072. 39	2, 072. 39	74	74	71	100.00	97, 680	8, 722	パス・スルー
Re-40	HF八丁堀レジデンスⅡ	2, 750. 56	2, 618. 67	84	80	78	95. 20	116, 100	11, 424	パス・スルー
Re-41	HF八丁堀レジデンスⅢ	1, 447. 33	1, 391. 97	37	35	34	96. 18	54, 564	4, 827	パス・スルー
Re-42	HF銀座レジデンス	1, 118. 84	1, 097. 95	45	44	44	98. 13	63, 120	10, 449	パス・スルー
Re-43	HF駒沢公園レジデンス TOWER	8, 141. 02	7, 948. 75	287	281	273	97. 64	405, 968	43, 367	パス・スルー
Re-44	HF梅田レジデンスTO WER	4, 469. 53	4, 170. 68	147	139	129	93. 31	152, 424	17, 007	パス・スルー
Re-45	HF中之島レジデンス	1, 242. 30	1, 117. 09	38	35	35	89. 92	35, 815	2,832	パス・スルー
Re-46	HF阿波座レジデンス	1, 618. 38	1, 435. 60	63	56	56	88. 71	44, 604	3, 874	パス・スルー
Re-47	HF丸の内レジデンス	1, 981. 26	1, 926. 08	72	70	60	97. 21	51, 360	5, 365	パス・スルー
Re-48	HF平尾レジデンス	6, 262. 12	6, 140. 75	200	196	194	98. 06	146, 462	15, 706	パス・スルー
Re-49	HF河原町二条レジデン ス	1, 155. 03	1, 111. 28	50	48	47	96. 21	38, 253	3, 081	パス・スルー
Re-52	HF天神東レジデンス	1, 909. 60	1, 909. 60	77	77	77	100.00	48, 834	3, 748	パス・スルー
Re-53	HF四条河原町レジデン ス	4, 045. 94	3, 996. 65	131	130	99	98. 78	139, 217	19, 322	パス・スルー+ 固定賃料
Re-54	ラ・レジダンス・ド・千 駄木	1, 109. 97	1, 109. 97	50	50	10	100.00	57, 084	8, 680	パス・スルー
Re-55	HF千駄木レジデンス	1, 340. 12	1, 259. 30	49	47	10	93. 97	59, 988	8, 768	パス・スルー

物件番号	物件名称	賃貸可能 面積 (㎡) (注1)	賃貸面積 (㎡) (注2)	賃貸 可能 戸数 (戸) (注3)	賃貸 戸数 (戸) (注4)	テナ ント 総数 (注5)	稼働率 (%) (注6)	年間賃料 収入 (千円) (注7)	敷金・ 保証金 (千円) (注8)	マスターリース 種別 (注10)
Re-56	HF駒沢公園レジデンス	901.88	801.72	36	32	32	88. 89	36, 564	2, 696	パス・スルー
Re-57	HF武蔵小山レジデンス	1, 121. 88	1, 065. 49	52	50	50	94. 97	58, 104	4, 468	パス・スルー
Re-58	HF国分寺レジデンス	1, 222. 45	1, 199. 34	47	46	44	98. 11	60, 522	15, 495	パス・スルー
Re-59	HF久屋大通レジデンス	2, 757. 33	2, 589. 43	98	92	82	93. 91	85, 326	9, 675	パス・スルー
Re-60	HF烏丸鞍馬口レジデン ス	1, 297. 62	1, 191. 13	41	37	37	91. 79	39, 318	12, 340	パス・スルー
Re-61	HF西新宿レジデンスW EST	2, 608. 43	2, 362. 53	77	70	70	90. 57	124, 128	9, 794	パス・スルー
Re-62	HF西新宿レジデンスE AST	1, 563. 60	1, 494. 60	48	46	46	95. 59	78, 480	5, 930	パス・スルー
Re-63	HF東新宿レジデンス	1, 788. 84	1, 712. 85	68	65	65	95. 75	93, 624	6, 647	パス・スルー
Re-64	HF東心斎橋レジデンス	1, 185. 52	1, 131. 40	38	36	35	95. 43	42,012	4, 901	パス・スルー
Re-65	HF北四番丁レジデンス	2, 234. 20	2, 060. 52	90	83	76	92. 23	73, 986	8, 792	パス・スルー
Re-66	HF愛宕橋レジデンス	1, 964. 87	1, 940. 26	79	78	67	98. 75	65, 424	7, 683	パス・スルー
Re-67	HF九大病院前レジデン ス	1, 525. 09	1, 500. 24	47	46	46	98. 37	37, 308	4, 531	パス・スルー
Re-68	HF浅草橋レジデンス	1, 209. 78	1, 054. 68	39	34	34	87. 18	45, 630	4, 446	パス・スルー
Re-69	HF一番町レジデンス	2, 106. 38	2, 081. 42	78	77	71	98. 82	79, 680	11, 526	パス・スルー
Re-70	HF東中野レジデンス	1, 341. 66	1, 320. 59	49	48	48	98. 43	61,512	9, 639	パス・スルー
Re-72	HF早稲田レジデンス	2, 964. 81	2, 807. 88	121	114	109	94. 71	139, 476	15, 017	パス・スルー
Re-73	HF早稲田レジデンスⅡ	1, 223. 79	1, 156. 28	51	48	46	94. 48	58, 920	6, 047	パス・スルー
Re-74	HF若松河田レジデンス	1, 607. 43	1, 514. 11	33	31	31	94. 19	68, 436	9, 240	パス・スルー
Re-75	HF仙台レジデンスEA ST	4, 088. 40	3, 958. 50	150	146	140	96. 82	115, 452	12, 503	パス・スルー
レシ	ジデンス 小計 (注9)	129, 058. 89	124, 281. 29	4, 036	3, 889	3, 524	96. 30	5, 077, 688	637, 110	-
Но-01	スーパーホテル大阪・天 王寺	2, 486. 39	2, 486. 39	124	124	1	100.00	75, 240	27, 340	固定賃料
Но-02	スーパーホテル京都・烏 丸五条	2, 144. 02	2, 144. 02	108	108	1	100.00	62, 364	22, 660	固定賃料
Но-03	スーパーホテルさいた ま・大宮	2, 946. 55	2, 946. 55	157	157	1	100.00	71, 472	30,000	固定賃料
Но-04	スーパーホテル仙台・広 瀬通り	3, 283. 95	3, 283. 95	180	180	1	100.00	88, 440	30,000	固定賃料
7	トテル 小計 (注9)	10, 860. 91	10, 860. 91	569	569	4	100. 00	297, 516	110, 000	-
	合計 (注9)	228, 331. 01	221, 118. 78	4, 605	4, 458	3, 809	96. 84	9, 991, 948	4, 331, 133	-

- (注1) 「賃貸可能面積」の欄には、平成27年5月31日時点における事務所、店舗、居宅及びホテル等の用途に賃貸が可能な面積(ホテルタイプの物件を除き、共用部分は含みません。)を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。
- (注2) 「賃貸面積」の欄には、賃貸可能面積のうち、
  - (i) 「パス・スルー」型の場合は、マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく転貸面積(後記(注5)に記載するテナントの同意を得ていない場合には、信託受託者又は本投資法人とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく賃貸面積)の合計、
  - (ii) 「固定賃料」型の場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積、
  - (iii) マスターリース契約を締結していない物件の場合は、信託受託者又は本投資法人とエンドテナントとの間の賃貸借契約に基づく賃貸面積の合計、

をそれぞれ記載しています。

なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、 1 坪=3.305785 ㎡ として計算し、小数点第3 位を切り捨てて記載しています。

(注3) 「賃貸可能戸数」の欄には、レジデンスタイプの物件につき、事務所、店舗及び居宅等の用途に賃貸が可能な戸数を、ホテルタイプの 物件については客室数を記載しています。オフィスについては、区画割りの変更等が可能であり、賃貸可能戸数を特定できないため記 載していません。

- (注4) 「賃貸戸数」の欄には、平成27年5月31日現在、レジデンスタイプの物件につき、エンドテナントに対して賃貸している戸数を、また、ホテルタイプの物件については、いずれも下記(注10)に記載する固定賃料型のマスターリースを採用していることから、客室数を記載しています。オフィスについては、区画割りの変更等が可能であり、賃貸戸数を特定できないため記載していません。
- (注5) 「テナント総数」の欄には、本投資法人、信託受託者及びマスターリース会社を賃貸人としたエンドテナントの総数を記載しています。但し、固定賃料型の物件については、「1」と記載しています。
- (注6) 「稼働率」の欄には、各物件の賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を、小数点第3位を四捨五入して記載しています。
- (注7) 「年間賃料収入」の欄には、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間でそれぞれ締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく平成27年5月31日時点の月額賃料(共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。)を年換算(12倍)し、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注8) 「敷金・保証金」の欄には信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社又はエンドテナントとの間でそれぞれ締結されている賃貸借契約又は転貸借契約に基づく敷金・保証金等(返還不要な部分がある場合には当該金額を控除後の金額。但し、駐車場に関する敷金・保証金等は含みません。)を、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注9) 「オフィス」、「レジデンス」及び「ホテル」における稼働率の小計及び合計は、それぞれ「賃貸面積の小計又は合計」÷「賃貸可能 面積の小計又は合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載しています。
- (注10) 「マスターリース種別」の欄には、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間で、
  - (i) マスターリース会社とエンドテナントとの間の転貸借契約に基づく賃料と同額をマスターリース会社が信託受託者又は本投資法 人に支払うことが約束されているものについては「パス・スルー」、
  - (ii) マスターリース会社が信託受託者又は本投資法人に固定金額の賃料を支払うことが約束されているものについては「固定賃料」、

と記載しています。

マスターリース種別については、原則として「パス・スルー」型を採用しますが、各物件の個別的要因等を勘案した結果、「パス・スルー」型よりも「固定賃料」型を採用した方が投資効率性が高いと資産運用会社が判断した場合には、「固定賃料」型を採用する場合があります。

「固定賃料」型を採用している物件は以下の通りであり、既に締結されている「固定賃料」型のマスターリース形態を維持することが 物件取得に係る取引条件であったり、「パス・スルー」型のマスターリースと比較して同等以上の投資効率性を有するものと資産運用 会社が判断した場合に、「固定賃料」型を採用しています。Re-53 HF四条河原町レジデンスについては、賃貸可能戸数131戸のうち、 一部分(30戸)において、「固定賃料」型を採用しているため、当該部分を記載しています。

物件 番号	物件名称	マスターリース会社 (PM会社)	賃貸借契約の 種類	月額賃料 (注11)	契約期間
Re-53	HF四条河原町レ ジデンス	株式会社アパマンショップサ ブリース	普通借家契約	2, 045, 850円	平成26年9月1日~平成27年8月31日
Но-01	スーパーホテル大 阪・天王寺	株式会社スーパーホテル	定期借家契約	6, 270, 000円	平成16年2月14日~平成36年2月13日
Но-02	スーパーホテル京 都・烏丸五条	株式会社スーパーホテル	定期借家契約	5, 197, 000円	平成16年2月20日~平成36年2月19日
Но-03	スーパーホテルさ いたま・大宮	株式会社スーパーホテル	定期借家契約	5, 956, 000円	平成18年10月31日~平成38年10月30日
Но-04	スーパーホテル仙 台・広瀬通り	株式会社スーパーホテル	定期借家契約	7, 370, 000円	平成19年4月3日~平成39年4月2日

(注11) 「月額賃料」の欄には、賃貸借契約に記載された平成27年5月31日時点の月額賃料を記載しています(駐車場使用料、その他バイク置場等の使用料及び消費税額は含みません。)。

(注12) 本物件については賃貸借契約は締結されていませんが、本物件について締結されている地上権設定契約に基づき記載しています。

(単位:%)

一部性   一种   一部性																(単位	立:%)
Part   日子   大田   日子   大田   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日		物件名称			l			l	l		l .	l					
日から   株式製造性性   100																	
19-1-9	0f-05		100.00	100.00	88. 54	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
PF	0f-06		86. 91	86. 91	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Dec	0f-07	HF浜松町ビル	100.00	100.00	100.00	77. 62	100.00	100.00	100.00	88. 81	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
15-19   15-29   15	0f-08		88. 75	91. 59	91. 59	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Def	0f-09		89. 64	89. 64	89. 64	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
F - 1 日本福帯 ピル 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.31 90.30 100.00 100	0f-10	HF新横浜ビル	100, 00	100, 00	100, 00	100, 00	100, 00	78, 50	94, 77	80, 01	80, 01	80, 01	80, 01	80, 01	80, 01	80, 01	80, 01
OF-12   八丁編SFピル 92.44 97.02 97.08 98.36 100.00			90. 31	90. 31	90. 31	76, 42	89. 33			100.00	_	100.00					92, 22
FF中日黒ビル   100.00																	
10-1-6  安和町ドビル 78.43 71.19 85.23 100.00	0f-13	渋谷AXヒルズ	87. 28	79. 38	89.64	100.00	84. 35	84. 35	79. 38	97. 53	97. 53	97. 53	97. 53	97. 53	100.00	100.00	100.00
Of-16 安和司町ビル   78.43   71.19   85.23   100.00   90.38   90.38   90.38   90.00   85.29   85.29   85.29   85.29   100.00   100.	0f-15		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	77. 13	88. 56	88. 55	88. 55	100.00	100.00	100.00	88. 61	100.00
OF-18 エムズ原宿   100.00   100	0f-16		78. 43	71. 19	85. 23	100.00	90. 38	90.38	100.00	85. 29	85. 29	85. 29	85. 29	100.00	100.00	100.00	100.00
10f-20	0f-17	八丁堀MFビル	88. 60	88. 60	88.60	88. 60	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
OF-21   アデッツ画麻布 100.00   1	0f-18	エムズ原宿	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
FF   ボーング   73、01   86.51   86.51   86.51   86.51   90.00   92.71   100.00   100	0f-20	船橋Faceビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
10 - 22 ディング	0f-21		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	75.06	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Figure 2   スング   100.00	0f-22	ディング	73. 01	86. 51	86. 51	86. 51	86. 51	100.00	92. 71	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
10-25   末海甲平和ビル   100.00	0f-23		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-26 広小路アクアプ	0f-24		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
OF-26   レイス	0f-25	茅場町平和ビル	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
OF-27 和ビル	0f-26		-	-	-	85. 74	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16	95. 16
65-28	0f-27		-	-	-	-	-	99. 14	99. 14	97. 09	97. 94	97. 94	97. 94	97. 94	97. 94	91.67	91.67
0F-29	0f-28		-	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
10-30	0f-29	栄ミナミ平和ビ ル	-	-	-	-	-	97.80	100.00	94. 64	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-31   ビルディング	0f-30		-	-	-	-	-	-	-	97. 69	97. 69	97.69	97. 69	97. 69	97. 69	97.69	97. 69
Of-32   ルディング	0f-31		-	-	-	-	-	-	-	88. 53	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Of-33 合和上野ビル	0f-32		-	-	-	_	-	-	-	92. 90	93. 04	93. 04	93. 04	93. 04	93. 04	95. 10	97. 31
HF九段南ビル	0f-33		-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	89. 38	89. 38
Re-03	0f-34	麹町HFビル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
オフィス 小計 (注3) 92.26 94.37 96.24 94.57 97.24 96.74 97.15 95.93 96.91 97.21 97.55 97.53 97.77 96.75 97.25 Re-03 HF市川レジデ 100.00 10	0f-35		-	-	-	-	-	-	-	-	-	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-03 ンス 100.00 100.0	オフィ		92. 26	94. 37	96. 24	94. 57	97. 24	96. 74	97. 15	95. 93	96. 91	97. 21	97. 55	97. 53	97. 77	96. 75	97. 25
Re-05 ンス 95.07 100.00 95.07 100.00 95.07 100.00 95.07 100.00 95.07 95.81 100.00 95.81 90.88 90.88 95.81 Re-09 HF 葛西レジデ 100.00 100.00 93.67 95.88 89.56 97.87 93.67 100.00 97.87 97.87 97.94 95.81 95.88 97.94 97.94 Re-11 HF 若林公園レジデンス 98.05 96.86 96.82 97.71 96.06 96.94 96.82 88.04 100.00 96.64 97.53 96.86 95.11 95.25 97.16 Re-12 HF 碑文谷レジ 98.23 93.08 86.50 97.27 95.50 93.99 100.00 98.36 96.72 97.27 98.36 92.89 97.80 93.64 93.64 Re-14 HF 南麻布レジ 100.00 98.34 95.02 96.66 91.68 96.68 95.00 96.64 95.00 90.00 90.00 98.32 100.00 100.00 98.34 Re-15 HF 麻布十番レ 100.00 100.00 95.23 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00 100.00 86.30 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00 10	Re-03		100.00	100. 00	100.00	100.00	100. 00	100.00	100.00	100.00	100. 00	100.00	100. 00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-09   ンス   100.00   100.00   93.67   95.88   89.56   97.87   93.67   100.00   97.87   97.87   97.87   97.87   97.87   97.87   97.87   97.94   95.81   95.88   97.94   97.94   97.94   P7.94   P7	Re-05		95. 07	100.00	95. 07	100.00	95. 07	95. 07	100.00	100.00	95. 07	95.81	100.00	95. 81	90.88	90.88	95. 81
Re-11 ジデンス 98.05 96.86 96.82 97.71 96.06 96.94 96.82 88.04 100.00 96.64 97.53 96.86 95.11 95.25 97.16 Re-12 HF碑文谷レジ 98.23 93.08 86.50 97.27 95.50 93.99 100.00 98.36 96.72 97.27 98.36 92.89 97.80 93.64 93.64 HF南麻布レジ 100.00 98.34 95.02 96.66 91.68 96.68 95.00 96.64 95.00 90.00 90.00 98.32 100.00 100.00 98.34 Re-15 HF麻布十番レ 100.00 100.00 95.23 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00	Re-09		100.00	100.00	93. 67	95. 88	89. 56	97.87	93. 67	100.00	97. 87	97.87	97. 94	95. 81	95. 88	97. 94	97. 94
Re-12   HF碑文谷レジ   98. 23   93. 08   86. 50   97. 27   95. 50   93. 99   100. 00   98. 36   96. 72   97. 27   98. 36   92. 89   97. 80   93. 64   93. 64   Re-14   HF南麻布レジ   100. 00   98. 34   95. 02   96. 66   91. 68   96. 68   95. 00   96. 64   95. 00   90. 00   90. 00   98. 32   100. 00   100. 00   98. 34   Re-15   HF麻布十番レ   100. 00   100. 00   95. 23   100. 00   96. 20   100. 00   100. 00   86. 33   97. 13   96. 20   100. 00   100. 00   96. 20   100. 00   10	Re-11		98. 05	96. 86	96. 82	97. 71	96. 06	96. 94	96. 82	88. 04	100.00	96.64	97. 53	96. 86	95. 11	95. 25	97. 16
Re-14 デンス 100.00 98.34 95.02 96.66 91.68 96.68 95.00 96.64 95.00 90.00 90.00 98.32 100.00 100.00 98.34 HF 麻布十番レ 100.00 100.00 95.23 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00	Re-12		98. 23	93. 08	86. 50	97. 27	95. 50	93. 99	100. 00	98. 36	96. 72	97. 27	98. 36	92. 89	97. 80	93. 64	93. 64
Re-15 ジデンス 100.00 100.00 95.23 100.00 96.20 100.00 100.00 86.33 97.13 96.20 100.00 100.00 96.20 100.00 100.00 PR-16 HF学芸大学レ 85.27 88.37 100.00 93.11 82.54 96.24 82.23 92.16 96.41 93.04 92.36 96.18 100.00 100.00 100.00	Re-14		100. 00	98. 34	95. 02	96. 66	91. 68	96. 68	95. 00	96. 64	95. 00	90. 00	90. 00	98. 32	100. 00	100. 00	98. 34
1 1Ra=161	Re-15		100. 00	100. 00	95. 23	100. 00	96. 20	100. 00	100. 00	86. 33	97. 13	96. 20	100. 00	100. 00	96. 20	100.00	100. 00
	Re-16		85. 27	88. 37	100. 00	93. 11	82. 54	96. 24	82. 23	92. 16	96. 41	93. 04	92. 36	96. 18	100. 00	100.00	100. 00

(単位:%)

															(単位	立:%)
物件 番号	物件名称	H22. 11.30	H23. 5.31	H23. 11.30	H24. 5. 31	H24. 11. 30	H25. 5.31	H25. 11.30	H26. 5.31	H26. 11.30	H26. 12.31	H27. 1.31	H27. 2.28	H27. 3.31	H27. 4.30	H27. 5.31
Re-17	HF東神田レジ デンス	90. 67	93. 80	98. 47	100.00	96. 88	93. 83	95. 40	95. 36	98. 44	100.00	98. 44	98. 44	98. 44	93. 83	96. 88
Re-18	HF東日本橋レ ジデンス	91. 03	97. 53	98. 80	97. 50	97. 53	100.00	100.00	98. 80	98. 80	98.80	98. 80	97. 36	100.00	98.80	100. 00
Re-19	HF練馬レジデ ンス	92. 32	94. 24	96. 16	100.00	98. 08	98. 08	98. 08	98. 08	100.00	96. 16	94. 24	100.00	100.00	96. 16	96. 16
Re-20	HF白金高輪レ ジデンス	96. 26	92. 26	91. 75	94. 64	97. 90	95. 54	97. 33	93. 11	98. 75	98. 75	96. 22	99. 35	96. 77	96. 77	97. 74
Re-21	HF明大前レジ デンス	88. 83	96. 40	90. 68	88. 32	94. 30	94. 28	96. 28	92. 48	95. 80	94.01	92. 20	92. 22	94. 59	94. 60	94. 55
Re-22	HF日本橋レジ デンス	98. 02	91.58	98. 27	100.00	98. 27	91.07	92. 34	95. 31	96. 32	94.60	94.60	100.00	98. 28	95. 31	93. 35
Re-23	HF上石神井レ ジデンス	97. 14	93. 82	97. 17	89. 79	88. 54	85. 14	93. 82	98. 11	98.60	98.60	98.60	98. 64	98. 64	93. 94	96. 65
Re-24	HF錦糸町レジ デンス	94. 75	97. 98	97. 98	94. 66	94. 20	94. 55	92. 96	94. 78	98. 25	98. 25	96. 55	94. 53	98. 23	98. 23	98. 23
Re-25	HF銀座レジデ ンスEAST	81. 42	92. 97	94. 57	97. 78	94. 84	97. 31	98. 24	97. 76	98. 92	98. 92	97. 42	100.00	100.00	97. 45	95. 97
Re-26	HF新横浜レジ デンス	95. 35	92. 56	96. 55	95. 40	96. 16	97. 17	91. 62	97. 38	97. 02	100.00	98. 97	100.00	94. 55	95. 34	98. 97
Re-29	HF白山レジデ ンス	94. 42	96. 08	96. 67	94. 30	92. 14	98. 53	96. 22	96. 20	94. 28	98. 14	97. 82	100.00	96. 22	96. 22	96. 22
Re-30	HF馬込レジデ ンス	86. 10	88. 63	91. 18	97. 40	94. 81	100.00	100.00	93. 57	93. 99	93. 99	100.00	97. 40	100.00	100.00	100.00
Re-31	H F 学芸大学レ ジデンス <b>I</b>	90. 71	95. 90	95. 90	100.00	95. 35	96. 28	100. 00	86. 96	91. 04	91.04	96. 28	96. 28	96. 28	91.72	91. 72
Re-33	HF亀戸レジデ ンス	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Re-34	HF田無レジデ ンス	100.00	100.00	88. 30	97. 39	94. 15	100.00	94. 00	97. 15	94. 54	94. 54	97. 39	100. 00	97. 15	94. 15	97. 00
Re-35	HF芝公園レジ デンス	100.00	100.00	80. 44	87. 94	97. 07	97. 28	86. 51	97. 07	89. 65	94. 13	100.00	100.00	100.00	100.00	97. 28
Re-36	HF三田レジデ ンス	100.00	100.00	78.80	97. 91	93. 46	91. 29	91. 59	97. 91	100.00	97. 77	93. 64	95. 71	97. 92	100.00	95. 86
Re-37	HF高輪レジデ ンス	89. 53	92. 46	93. 34	92. 97	89. 58	96. 27	95. 51	100. 00	100.00	96. 27	88. 55	92. 36	93. 01	93. 27	93. 44
Re-38	ラ・レジダン ス・ド・白金台	100.00	93. 01	92. 95	96. 44	100.00	89. 34	92. 89	96. 39	100.00	96. 51	96. 51	92. 95	92. 89	92.89	89. 40
Re-39	HF銀座レジデ ンスEASTⅡ	94. 87	94. 42	90. 54	97. 50	94. 99	94. 99	97. 50	100.00	98. 64	98.64	100.00	100.00	96. 01	100.00	100.00
Re-40	HF八丁堀レジ デンスⅡ	88. 99	90.74	86. 58	92. 98	98. 17	95. 87	97. 77	95. 35	98. 90	97.38	98. 69	96. 50	99. 01	95. 20	95. 20
Re-41	HF八丁堀レジ デンスⅢ	89. 28	87. 40	97. 37	95. 46	89. 48	98. 09	92. 83	91. 18	91. 21	97.37	100.00	100.00	95. 14	92.38	96. 18
Re-42	HF銀座レジデ ンス	97. 85	93. 54	96. 27	100.00	91. 98	93. 54	95. 69	98. 13	100.00	100.00	100.00	96. 00	95. 98	96. 27	98. 13
Re-43	HF駒沢公園レ ジデンスTOW ER	93. 04	91. 31	92. 48	93. 13	93. 76	97. 23	95. 92	97.86	95. 31	94. 60	93. 98	96. 62	96. 72	96.62	97. 64
Re-44	HF梅田レジデ ンスTOWER	94. 47	99. 42	94. 28	92. 31	95. 04	97. 73	97. 38	95. 77	98. 85	98.85	96. 42	96. 84	96. 20	93. 12	93. 31
Re-45	HF中之島レジ デンス	96. 93	93. 88	79.87	90. 38	100. 00	90.95	94. 89	94. 89	93. 42	93. 42	91.38	86. 27	85. 84	87.88	89. 92
Re-46	HF阿波座レジ デンス	95. 27	90. 55	93. 43	93. 91	98. 32	98. 32	91. 93	96. 96	98. 32	98. 32	93. 59	93. 27	93. 43	90. 25	88. 71
Re-47	HF丸の内レジ デンス	93. 08	93. 04	98. 61	100.00	97. 21	98. 61	98. 62	98. 62	98. 61	95. 84	98. 61	98. 61	98. 61	95. 82	97. 21
Re-48	HF平尾レジデ ンス	93. 19	89. 63	96. 78	92. 39	97. 19	98. 57	96. 73	98. 98	98. 98	98. 41	99. 43	98. 98	100.00	98. 53	98. 06
Re-49	HF河原町二条 レジデンス	88. 50	88. 54	90. 43	100.00	95. 78	92. 04	94. 47	100.00	98. 01	98. 01	96. 01	100.00	96. 21	98. 01	96. 21
Re-52	HF天神東レジ デンス	89. 61	96. 10	96. 10	96. 10	100.00	94. 81	97. 40	97. 40	97. 40	94. 81	97. 40	97. 40	100.00	97.40	100.00
Re-53	HF四条河原町 レジデンス	100.00	98. 13	98. 12	94. 38	96. 28	97. 48	98. 12	96. 36	96. 31	96. 31	97. 49	99. 37	96. 91	97. 57	98. 78
Re-54	ラ・レジダン ス・ド・千駄木	100.00	92. 70	100.00	100.00	98. 07	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
<u> </u>	- / I   /g/x//		<b></b>			l			<b></b>			<b></b>	I	<b></b>	I	

(単位:%)

															(単位	ī:%)
物件 番号	物件名称	H22. 11.30	H23. 5. 31	H23. 11.30	H24. 5.31	H24. 11.30	H25. 5.31	H25. 11.30	H26. 5.31	H26. 11.30	H26. 12.31	H27. 1.31	H27. 2.28	H27. 3.31	H27. 4.30	H27. 5. 31
Re-55	HF千駄木レジ デンス	100.00	100.00	97. 16	100.00	100.00	96. 91	97. 16	100.00	97. 16	94. 33	97. 16	94. 33	97. 16	91.31	93. 97
Re-56	HF駒沢公園レ ジデンス	94. 44	97. 22	94. 44	91.66	94. 44	91.66	97. 22	97. 22	94. 44	91.66	91.66	97. 22	97. 23	94. 45	88. 89
Re-57	HF武蔵小山レ ジデンス	96. 40	92. 70	98. 20	98. 24	98. 20	98. 12	100.00	100.00	96. 44	94.64	94. 64	96. 25	100.00	96. 25	94. 97
Re-58	HF国分寺レジ デンス	96. 65	96. 13	94. 58	86. 82	100.00	98. 30	94. 51	96. 35	98. 36	100.00	100.00	96. 38	100.00	98.06	98. 11
Re-59	HF久屋大通レ ジデンス	95. 97	94. 98	97. 92	94. 96	99. 01	99. 02	96.05	99. 01	96. 97	96. 97	96. 99	99. 02	99. 02	97.00	93. 91
Re-60	HF烏丸鞍馬口 レジデンス	91. 10	86. 15	100.00	97. 98	97. 29	93. 70	91. 79	93. 24	95. 95	95. 26	97. 29	97. 29	93. 93	89.77	91. 79
Re-61	HF西新宿レジ デンスWEST	93. 41	92. 49	94. 99	96. 25	97. 50	93. 75	98. 41	92. 17	97. 16	95. 91	97. 50	96. 25	92. 16	92. 16	90. 57
Re-62	HF西新宿レジ デンスEAST	90.65	95. 18	93. 17	96. 08	94. 08	98.00	91. 17	95. 18	100.00	96. 49	98.00	93. 59	86. 16	89. 59	95. 59
Re-63	HF東新宿レジ デンス	95. 73	87. 57	91.65	95. 84	98. 60	98.60	95. 81	100.00	98. 60	97. 19	97. 22	98. 62	100.00	98.60	95. 75
Re-64	HF東心斎橋レ ジデンス	100.00	94. 53	97. 72	94. 98	94. 53	92. 24	89. 96	93. 15	97. 72	100.00	100.00	100.00	97. 72	95. 43	95. 43
Re-65	HF北四番丁レ ジデンス	96. 68	91. 09	100.00	100.00	100.00	100.00	98. 91	97. 77	98. 89	97.77	98. 89	98. 89	100.00	98. 91	92. 23
Re-66	HF愛宕橋レジ デンス	94. 27	92. 51	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	98. 75	98. 75	100.00	100.00	98. 75	98. 75	97. 49	98. 75
Re-67	H F 九大病院前 レジデンス	88. 43	80. 78	89. 94	81. 93	95. 11	93. 48	96. 74	94. 95	96. 74	97. 49	97. 49	97. 49	100.00	98.37	98. 37
Re-68	HF浅草橋レジ デンス	92. 31	100.00	94. 87	94. 87	100. 00	94. 87	100. 00	94. 87	100. 00	100.00	100.00	100.00	97. 44	89. 74	87. 18
Re-69	HF一番町レジ デンス	93. 46	94. 08	100.00	97. 02	98. 82	100.00	100. 00	100. 00	100. 00	98. 82	100.00	98. 82	95. 26	98. 82	98. 82
Re-70	HF東中野レジ デンス	96. 54	89. 71	89. 80	90. 55	96. 35	98. 43	95. 03	92. 32	96. 76	96.86	96. 86	98. 43	96. 75	96.86	98. 43
Re-72	HF早稲田レジ デンス	98. 58	94. 95	93. 96	91. 72	98. 51	96. 46	95. 58	95. 46	98. 51	97. 01	98. 51	99. 30	98. 49	96. 22	94. 71
Re-73	H F 早稲田レジ デンス <b>Ⅱ</b>	96. 24	93. 09	92. 78	94. 51	93. 09	90.75	96. 24	91. 36	100.00	98. 27	98. 27	100.00	96. 21	94.48	94. 48
Re-74	HF若松河田レ ジデンス	-	-	-	-	-	-	100.00	90. 91	84. 70	90.14	96. 35	96. 35	97. 85	94. 19	94. 19
Re-75	HF仙台レジデ ンスEAST	-	-	-	-	-	-	-	-	-	98. 79	99. 39	99. 39	100.00	98.64	96. 82
レジ・	デンス 小計(注 3)	93. 37	93. 99	94. 37	95. 57	96. 12	96. 73	96. 34	96. 12	97. 34	97. 02	97. 35	97. 82	97. 27	96. 16	96. 30
Но-01	大阪・大土守	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Ho-02	スーパーホテル 京都・烏丸五条	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Но-03	スーパーホテル さいたま・大宮	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
Ho-04	スーパーホテル 仙台・広瀬通り	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
ホテ	ル 小計 (注3)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100. 00	100.00	100.00
4	計 (注3)	93. 47	94. 44	95. 14	95. 57	96. 63	96. 91	96. 79	96. 24	97. 31	97. 24	97. 55	97. 81	97. 59	96. 57	96. 84

<sup>(</sup>注1) 本表には、各年5月末、11月末時点及び平成26年12月末から平成27年5月末までの各月末時点における稼働率を記載しています。

<sup>(</sup>注2) 本物件については賃貸借契約は締結されていませんが、本物件について締結されている地上権設定契約に基づき記載しています。

<sup>(</sup>注3) 「オフィス」、「レジデンス」及び「ホテル」における稼働率の小計及び合計は、それぞれ「賃貸面積の小計又は合計」÷「賃貸可能面積の小計又は合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載しています。なお、各小計及び合計については、譲渡済物件の保有期間中の稼働率も算入しています。

## ③ 主要なテナントの概要

平成27年5月31日現在、賃貸面積(マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。)が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるテナント(マスターリース会社を含みます。)の概要は、以下の通りです。

テナント名	平和不動	助産株式会社	業種	不動産業	賃貸面積割合合計	30. 96%			
F間賃料合計 (注1)		3, 535, 674千円	敷金等合計	2,751,613千円	賃貸面積合計	70, 699. 66 m			
		年間賃料(注1)	93,410千円	敷金等		60, 108千円			
		賃貸面積	1, 717. 61 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(	(注2)	0. 75%			
0f-01		契約満了日	平成27年9月30		· · ·				
HF五反田ビルディ	ング	契約更改の方法		・ い場合は自動更新	 新。				
		特記事項	信託受託者であ		行株式会社との間で	・「パス・ス/			
		年間賃料(注1)	92,694千円			71,708千円			
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注9)	0.83%			
0f-05		契約満了日	平成27年9月30		(11.2)	0.0070			
水天宮平和ビル		契約更改の方法	1772 1 77 1						
小人呂平和 177		关が支以の方伝				: 「パフ・フィ			
		特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スパー」型のマスターリース契約を締結しています。						
		年間賃料(注1)	163,835千円		肺胎 していまり。	112,447千円			
		賃貸面積		<sup>                                    </sup>	(注:0)				
0f-06 HF門前仲町ビルディング					(往2)	1. 64%			
		契約満了日	平成27年9月30	·	lari-				
		契約更改の方法	,	い場合は自動更新		. Г. О			
		特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・ス/ 一」型のマスターリース契約を締結しています。						
		年間賃料(注1)	97,275千円	敷金等		63,735千円			
		賃貸面積	1, 822. 32 m²	賃貸面積割合(	(注2)	0.80%			
0f-07		契約満了日	平成27年9月30	月		•			
HF浜松町ビルディ	ング	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。						
		特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。						
		年間賃料(注1)	107,286千円		<del>-</del>	45,129千円			
		賃貸面積	2, 146. 82 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(	(注2)	0. 94%			
0f-09		契約満了日	平成27年9月30		·	1			
グレイスビル泉岳寺	前	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新	 新。				
			·		<u>***。</u> 行株式会社との間で	・「パス・ス/			
		特記事項		ーリース契約を約					
		年間賃料(注1)	69,309千円			51,098千円			
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	1. 35%			
0f-10		契約満了日	平成28年1月31		,				
HF新横浜ビルディ	ング	契約更改の方法		・ い場合は自動更新	 新。				
		スパラス・システンストム			ルー」型のマスター	- リース契約を			
		特記事項	締結しています		,. ] <del></del> .,,	) / / JC///J G			
		年間賃料(注1)	99,494千円			56,676千円			
		賃貸面積	2, 626. 73 m <sup>2</sup>		(注2)	1. 15%			
0f-11		契約満了日	平成27年9月30		y process and /	1. 13 /			
日本橋第一ビル		契約更改の方法			新				
日本橋第一ビル 		大小人以りかん	解約申入れがない場合は自動更新。 信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スル						

	年間賃料(注1)	190,427千円	敷金等	149,899千円				
	賃貸面積	1, 178. 56 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0.52%				
0f-18	契約満了日	平成27年9月30	) 日	•				
エムズ原宿	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	此到市西	信託受託者であ	るみずほ信託銀行株式会社との間	]で「パス・スル				
	特記事項	一」型のマスタ	ーリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	401,618千円	敷金等	748,378千円				
	賃貸面積	4, 156. 53 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 82%				
0f-25	契約満了日	平成28年3月31	. <b>F</b>	•				
茅場町平和ビル	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	性到事項	信託受託者であ	るあおぞら信託銀行株式会社との	間で「パス・ス				
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。	)				
	年間賃料(注1)	263,508千円	敷金等	97,716千円				
	賃貸面積	7, 471. 78 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	3. 27%				
0f-26 広小路アクアプレイス	契約満了日	平成28年3月31	. 日	•				
	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	性到事項	信託受託者であ	るみずほ信託銀行株式会社との間	]で「パス・スル				
	特記事項	ー」型のマスタ	ーリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	233,010千円	敷金等	180,757千円				
0f-27 神戸旧居留地平和ビル	賃貸面積	4, 839. 37 m²	賃貸面積割合(注2)	2. 12%				
	契約満了日	平成27年12月31日						
	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	性到事項	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社との	間で「パス・ス				
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。	)				
	年間賃料(注1)	181,800千円	敷金等	0円				
0f-28	賃貸面積	4, 441. 79 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 95%				
OI-28 三田平和ビル (底地)	契約満了日	平成84年12月16日						
(注3)	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。						
(社20)	性到事活	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で地上権設定						
	特記事項	契約を締結して	います。					
	年間賃料(注1)	144,311千円	敷金等	167,428千円				
	賃貸面積	2, 889. 49 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 27%				
0f-29	契約満了日	平成27年12月31	. <b>B</b>	•				
栄ミナミ平和ビル	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	性知事活	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社との	間で「パス・ス				
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	524,084千円	敷金等	373,975千円				
	賃貸面積	9, 934. 77 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	4. 35%				
0f-30	契約満了日	平成27年12月31	. <b>B</b>	•				
HF桜通ビルディング	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特記事項	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社との	間で「パス・ス				
	付記事供	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。	,				
	年間賃料(注1)	146,239千円	敷金等	93,000千円				
	賃貸面積	3, 286. 58 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 44%				
0f-31	契約満了日	平成27年12月31	. <del></del>					
HF日本橋浜町ビルディング	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特記事項	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社との	)間で「パス・ス				
	17 110 平"只	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。					

	年間賃料(注1)	234,474千円	敷金等	120,710千円				
	賃貸面積	6, 577. 21 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	2. 88%				
0f-32	契約満了日	平成27年12月31日						
HF仙台本町ビルディング	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。						
	性到事項	信託受託者であ	る三菱UFJ信託銀行株式会社との	つ間で「パス・				
	特記事項	スルー」型のマスターリース契約を締結しています。						
	年間賃料(注1)	206, 293千円	敷金等	157,422千円				
	賃貸面積	4, 160. 67 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1.82%				
0f-33	契約満了日	平成27年12月31	. <b>B</b>					
台和上野ビル	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	#	信託受託者である三菱UF J信託銀行株式会社との間で「パス・						
	特記事項	スルー」型のマ	スターリース契約を締結しています	0				
	年間賃料(注1)	112,566千円	敷金等	85,347千円				
	賃貸面積	2, 117. 45 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0. 93%				
0f-34	契約満了日	平成27年12月31日						
麹町HFビル	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。						
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス・						
	村記事項	スルー」型のマスターリース契約を締結しています。						
	年間賃料(注1)	174,034千円	敷金等	116,073千円				
	賃貸面積	2, 614. 25 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1. 14%				
0f-35	契約満了日	平成27年12月31	.日					
HF九段南ビルディング	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特記事項	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社との間	『で「パス・ス				
	付記事供	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。						

テナント名	株式会社サブリー	ナアパマンショップ -ス	業種	不動産管理業	賃貸面積割合合計	29. 37%		
年間賃料合計(注1)		2,504,983千円	敷金等合計	273,635千円	賃貸面積合計	67, 050. 32 m²		
	•	年間賃料(注1)	79,788千円	敷金等	•	9,542千円		
		賃貸面積	1, 684. 40 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(	(注2)	0.74%		
Re-18		契約満了日	平成27年9月30		· · ·	, -		
HF東日本橋レジデ	ンス	契約更改の方法		<u>に</u> :い場合は自動更新	新			
77777 1114		スパラスはいろは	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スル					
		特記事項		ーリース契約を約		., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., ., .		
		年間賃料(注1)	45,600千円	1	10 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	5,034千円		
	賃貸面積		· ·	賃貸面積割合(	(注9)	0. 45%		
Re-19		契約満了日	平成27年9月30		0. 10 /0			
HF練馬レジデンス		契約更改の方法		<u>'''</u> :い場合は自動更新	ZC.			
		矢形英以の方伝						
		特記事項	信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。					
		年間賃料(注1)	46,584千円	敷金等		4,057千円		
		賃貸面積	1, 131. 66 m²	賃貸面積割合(	(注2)	0.50%		
Re-37		契約満了日	平成27年8月31	. <b>B</b>				
HF高輪レジデンス		契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新	<b>新</b> 。			
		#t. ⇒1 =± 75	信託受託者であ	るみずほ信託銀	行株式会社との間で	・「パス・スル		
		特記事項	一」型のマスタ	ーリース契約を約	<b>帝結しています。</b>			
		年間賃料(注1)	97,680千円	敷金等		8,722千円		
D 00		賃貸面積	2, 072. 39 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(	(注2)	0.91%		
Re-39 HF銀座レジデンス		契約満了日	平成27年8月31	. 日				
EASTII	契約更改の方法		解約申入れがな	い場合は自動更新	<b>新</b> 。			
EASTI		特記事項		っるみずほ信託銀 ーリース契約を約	行株式会社との間で 希結しています。	・「パス・スル		
		年間賃料(注1)	116,100千円	敷金等		11,424千円		
		賃貸面積	2, 750. 56 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(	1. 20%			
Re-40		契約満了日	平成27年8月31	日		•		
HF八丁堀レジデン	スⅡ	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。					
		特記事項		るみずほ信託銀 ーリース契約を約	行株式会社との間で 帝結しています。	・「パス・スル		
		年間賃料(注1)	405,968千円			43,367千円		
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	3. 57%		
Re-43		契約満了日	平成27年8月31	. 🛮	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
HF駒沢公園レジデ	ンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新				
TOWER		特記事項	信託受託者であ		行株式会社との間で	・「パス・スル		
		年間賃料(注1)	152,424千円	1		17,007千円		
		賃貸面積	, i i i	賃貸面積割合(	(注2)	1.96%		
Re-44		契約満了日	平成27年8月31		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			
HF梅田レジデンス		契約更改の方法		い場合は自動更新	 新。			
TOWER		20/10/20 30 ILA	· ·		<u>//。</u> 言託銀行株式会社と	の間で、「パ		
		特記事項			ス契約を締結している			
		年間賃料(注1)	44,604千円	1		3,874千円		
		賃貸面積	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	賃貸面積割合(	(注2)	0.71%		
Re-46		契約満了日	平成27年8月31			1		
H F 阿波座レジデン	′ス	契約更改の方法	1 // 1 / 1	. ロ :い場合は自動更新	<b></b>			
		7,114,75,177,14	<u> </u>		<sup>71。</sup> 5株式会社との間で	「パス・スル		
		特記事項		ーリース契約を約				

	年間賃料(注1)	51,360千円	敷金等	5,365千円				
	賃貸面積	1, 981. 26 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0.87%				
Re-47	契約満了日	平成27年8月31	В	•				
HF丸の内レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
		信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・スル						
	特記事項	一」型のマスタ	ーリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	146,462千円	敷金等	15,706千円				
	賃貸面積	6, 262. 12 m²	賃貸面積割合(注2)	2. 74%				
Re-48	契約満了日	平成27年8月31	Ħ					
HF平尾レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特記事項		る三菱UFJ信託銀行株式会社との					
	左明 <b>任</b> 业(24)	_	スターリース契約を締結しています。	1				
	年間賃料(注1)	38,253千円		3,081千円				
Re−49 HF河原町二条レジデンス	賃貸面積	<del> </del>	賃貸面積割合(注2)	0. 51%				
	契約満了日	平成27年8月31	<u>·</u>					
	契約更改の方法	· ·	い場合は自動更新。					
	特記事項		るみずほ信託銀行株式会社との間で	パス・スル				
	For HIT AT JULY (A)	<u> </u>	ーリース契約を締結しています。	l				
	年間賃料(注1)	48,834千円		3,748千円				
	賃貸面積	<b>†</b>	賃貸面積割合(注2)	0.84%				
Re-52	契約満了日	平成27年8月31	<u>·</u>					
HF天神東レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。						
	特記事項		るみずほ信託銀行株式会社との間で	パス・スル				
		_	ーリース契約を締結しています。	1				
	年間賃料(注1)	139,217千円		19,322千円				
	賃貸面積	<b>†</b>	賃貸面積割合(注2)	1. 77%				
	契約満了日	平成27年8月31日						
Re-53	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。 信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で、賃貸可						
│HF四条河原町レジデンス │			•					
	特記事項	能住戸131戸のうち、一部分(30戸)については「固定賃料」型の						
		マスターリース契約を、その他の部分については「パス・スルー」型のマスターリース契約を締結しています。						
	左眼传》(分1)			0.0007.111				
	年間賃料(注1)	57,084千円		8,680千円				
D 54	賃貸面積	· ·	賃貸面積割合(注2)	0. 49%				
Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木	契約満了日	平成27年8月31	<u> </u>					
ノ・レンタンス・ド・干風不	契約更改の方法	· ·	い場合は自動更新。	I F. O				
	特記事項		る三井住友信託銀行株式会社との間	で「ハス・ス				
	年間賃料(注1)	59,988千円	ターリース契約を締結しています。 敷金等	8,768千円				
	年间貝科(在1) 賃貸面積		賃貸面積割合(注2)	0.59%				
D- 55		平成27年8月31		0. 59 %				
Re-55 ロロチ駐木レジデンフ	型約満了日 契約更改の方法	1794=: 1 = 24 = =	<u>- P</u> い場合は自動更新。					
HF千駄木レジデンス	矢が足以の万伝	· ·	▼ ・場合は日勤史材。 ♪る三井住友信託銀行株式会社との間	プ 「 パ フ . フ				
	特記事項		ターリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	36,564千円	敷金等	2,696千円				
D 50	賃貸面積	901. 88 m²	賃貸面積割合(注2)	0.39%				
Re-56	契約満了日	平成27年8月31	· 日					
HF駒沢公園レンテンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
		<u> </u>	る三菱UFJ信託銀行株式会社との	間で「パス・				
	特記事項		スターリース契約を締結しています。					
HF駒沢公園レジデンス		解約申入れがな 信託受託者であ	い場合は自動更新。 る三菱UFJ信託銀行株式会社との					

	年間賃料(注1)	58,104千円	敷金等	4,468千円				
	賃貸面積	+	賃貸面積割合(注2)	0. 49%				
Re-57	契約満了日	平成27年8月31	· 日					
HF武蔵小山レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
		1	っる三菱UFJ信託銀行株式会社	:との間で「パス・				
	特記事項 	スルー」型のマ	スターリース契約を締結している	ます。				
	年間賃料(注1)	85,326千円	敷金等	9,675千円				
	賃貸面積	2, 757. 33 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 21%				
Re-59	契約満了日	平成27年8月31	. <b>日</b>					
HF久屋大通レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特記事項	信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社との間で「パス						
	村記事供	スルー」型のマ	スターリース契約を締結している	ます。				
	年間賃料(注1)	39,318千円	敷金等	12,340千円				
	賃貸面積	1, 297. 62 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0. 57%				
Re-60	契約満了日	平成27年8月31	. П					
HF烏丸鞍馬口レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特記事項	信託受託者であ	る三菱UFJ信託銀行株式会社	との間で「パス				
	17 此事"只	スルー」型のマ	スターリース契約を締結している	ます。 <u> </u>				
Re-61	年間賃料(注1)	124, 128千円	敷金等	9,794千円				
	賃貸面積	2, 608. 43 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1. 14%				
HF西新宿レジデンス	契約満了日	平成27年8月31	. П					
HF 四新伯レンテンス WEST	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	特計事用	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社と	の間で「パス・ス				
	村記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結していまっ	す。				
	年間賃料(注1)	78,480千円	敷金等	5,930千円				
Re-62	賃貸面積	1, 563. 60 m <sup>2</sup>	0.68%					
Re-02 HF西新宿レジデンス	契約満了日	平成27年8月31日						
EAST	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。						
LHSI	特記事項	信託受託者である三井住友信託銀行株式会社との間で						
	付記事項	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。						
	年間賃料(注1)	93,624千円	敷金等	6,647千円				
	賃貸面積	1, 788. 84 m²	賃貸面積割合(注2)	0. 78%				
Re-63	契約満了日	平成27年8月31	. <b>日</b>	•				
HF東新宿レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	kk sp 東西	信託受託者であ	るあおぞら信託銀行株式会社と	の間で「パス・ス				
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています	す。				
	年間賃料(注1)	42,012千円	敷金等	4,901千円				
	賃貸面積	1, 185. 52 m²	賃貸面積割合(注2)	0. 52%				
Re-64	契約満了日	平成27年8月31	. <b>F</b>	•				
HF東心斎橋レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。					
	4+ == += +=	信託受託者であ	るあおぞら信託銀行株式会社と	の間で「パス・ス				
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています	す。				
	年間賃料(注1)	73,986千円	敷金等	8,792千円				
	賃貸面積	2, 234. 20 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0. 98%				
Re-65	契約満了日	平成27年8月31	.日	'				
HF北四番丁レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな						
		<u> </u>		 の間で「パス・ <i>&gt;</i>				
	特記事項	1						

	年間賃料(注1)	65,424千円	敷金等	7,683千円			
	賃貸面積	-	賃貸面積割合(注2)	0.86%			
Re-66	契約満了日	平成27年8月31	日				
HF愛宕橋レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。				
	4+ =1 =+ -T	信託受託者であ	るあおぞら信託銀行株式会社との	間で「パス・ス			
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。				
	年間賃料(注1)	37,308千円	敷金等	4,531千円			
	賃貸面積	1, 525. 09 m²	賃貸面積割合(注2)	0.67%			
Re-67	契約満了日	平成27年8月31	.日	•			
HF九大病院前レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であ	る三菱UFJ信託銀行株式会社と	の間で「パス・			
	村記事項	スルー」型のマ	スターリース契約を締結していまっ	۲.			
	年間賃料(注1)	45,630千円	敷金等	4,446千円			
	賃貸面積	1, 209. 78 m²	賃貸面積割合(注2)	0. 53%			
Re-68	契約満了日	平成27年8月31	.日	•			
HF浅草橋レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であるあおぞら信託銀行株式会社との間で「パス・ス					
	村記事項	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	79,680千円	敷金等	11,526千円			
	賃貸面積	2, 106. 38 m²	賃貸面積割合(注2)	0. 92%			
Re-69	契約満了日	平成27年8月31	. 日				
HF一番町レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であ	るあおぞら信託銀行株式会社との	間で「パス・ス			
	村記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結しています。				
	年間賃料(注1)	115,452千円	敷金等	12,503千円			
	賃貸面積	4, 088. 40 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 79%			
Re-75	契約満了日	平成36年9月30	日				
HF仙台レジデンスEAST	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。				
	特記事項	信託受託者であ	る三井住友信託銀行株式会社との	間で「パス・ス			
	付記事項	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。					

テナント名	株式会社長 ト	谷工ライブネッ	業種	不動産管理業	賃貸面積割合合計	18. 98%					
<b>丰間賃料合計(注1)</b>		1,697,659千円	敷金等合計	233,698千円	賃貸面積合計	43, 329. 86 m					
		年間賃料 (注1)	34,560千円	敷金等		5,400千円					
		賃貸面積	724. 46 m²		(注2)	0. 32%					
Re-03	<u> </u>	契約満了日	平成27年9月30		· · ·						
HF市川レジデンス		契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。								
			信託受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で「パス・ス								
		特記事項		ーリース契約を約							
	:	 年間賃料(注1)	45,048千円			6,594千円					
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	0. 51%					
Re-09	_	契約満了日	平成27年9月30								
   HF葛西レジデンス			解約申入れがな	い場合は自動更新	 折。						
		<u> </u>	· ·		 行株式会社との間で	・「パス・スノ					
		特記事項		ーリース契約を約							
	:	 年間賃料(注1)	210, 180千円	敷金等		30,361千円					
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	2.4%					
Re-11		契約満了日	平成27年10月31	. 🛮							
HF若林公園レジテ	シス		解約申入れがな	い場合は自動更新	 折。						
			信託受託者であ	る三井住友信託:		で「パス・ス					
		特記事項	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。								
	3	年間賃料(注1)	66,852千円	敷金等		9,939千円					
		賃貸面積	1, 462. 18 m²	賃貸面積割合(	(注2)	0. 64%					
Re-17		契約満了日	平成27年12月31	. 目							
HF東神田レジデン	/ス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新	 新。						
		特記事項		るみずほ信託銀 ーリース契約を約		「パス・ス/					
		 年間賃料(注1)	54,378千円			6,397千円					
	_	賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	0. 52%					
Re-21		契約満了日	平成28年3月30日								
HF明大前レジデン	/ス		解約申入れがない場合は自動更新。								
		特記事項	本投資法人との締結しています		ルー」型のマスター	リース契約を					
	:	 年間賃料 (注1)	60,036千円			8,303千円					
	_	賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	0. 62%					
Re-22		契約満了日	平成27年6月30			· · · · · ·					
HF日本橋レジデン	/Z	契約更改の方法		い場合は自動更新	 新。						
		特記事項		っるみずほ信託銀 ーリース契約を約	一 行株式会社との間で 帝結しています。	・「パス・スノ					
		年間賃料(注1)	59,484千円	敷金等		10,315千円					
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	0.65%					
Re-23	_	契約満了日	平成27年12月31			<u> </u>					
HF上石神井レジテ	. –	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新	 新。						
		特記事項	本投資法人との締結しています		ルー」型のマスター	リース契約を					
		 年間賃料(注1)	62,460千円	<u> </u>		7,944千円					
		賃貸面積		賃貸面積割合(	(注2)	0. 63%					
Re-24	<u> </u>	契約満了日	平成28年3月31		·— ·/	1					
No 21   HF錦糸町レジデン	<u> </u>	契約更改の方法			 新。						
	<u> </u>	7777 SA 12 / 17 / 14	ļ		· -	解約申入れがない場合は自動更新。 本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を					
	特記事項		本行首先 1 と 1	川削(゛」ノヽ み ・ へ	ルー ト型のマスター	リース契約は					

	年間賃料(注1)	229,560千円	敷金等	38,985千円						
	賃貸面積	5, 459. 49 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	2. 39%						
Re-25	契約満了日	平成27年10月31	<b> </b>	'						
HF銀座レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。							
EAST	NA CONTRACTOR	信託受託者であるあおぞら信託銀行株式会社との間で「パス・ス								
	特記事項	ルー」型のマス	ターリース契約を締結している	<b>きす。</b>						
	年間賃料(注1)	157,416千円	敷金等	18,154千円						
	賃貸面積	4, 224. 61 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1. 85%						
Re-26	契約満了日	平成27年10月31	l 目							
HF新横浜レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。							
	# +	本投資法人との	本投資法人との間で「パス・スルー」型のマスターリース契約を							
	特記事項	締結しています	•							
	年間賃料(注1)	102,924千円	敷金等	13,090千円						
	賃貸面積	2, 809. 88 m²	賃貸面積割合(注2)	1. 23%						
Re-29	契約満了日	平成27年10月31日								
HF白山レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	解約申入れがない場合は自動更新。							
	W = 1 = 7 = 7 = 7	本投資法人との	)間で「パス・スルー」型のマ	スターリース契約を						
	特記事項	締結しています	•							
	年間賃料(注1)	78,756千円	敷金等	14,616千円						
	賃貸面積	2, 643. 97 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1. 16%						
Re-30	契約満了日	平成27年10月31	l 目							
HF馬込レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。							
	<b>性到事</b> 语	本投資法人との	)間で「パス・スルー」型のマ	スターリース契約を						
	特記事項	締結しています	•							
	年間賃料(注1)	61,824千円	敷金等	9,426千円						
	賃貸面積	1, 643. 53 m²	賃貸面積割合(注2)	0. 72%						
Re-31	契約満了日	平成27年10月31日								
HF学芸大学レジデンスⅡ	契約更改の方法	解約申入れがない場合は自動更新。								
	特記事項	信託受託者であるあおぞら信託銀行株式会社との間で「パン								
	村記争垻	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。								
	年間賃料(注1)	63,504千円	敷金等	12,224千円						
	賃貸面積	1, 332. 86 m²	賃貸面積割合(注2)	0. 58%						
Re-33	契約満了日	平成28年2月29	9日							
HF亀戸レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。							
	特記事項	本投資法人との	)間で「パス・スルー」型のマ	スターリース契約を						
	付記事項	締結しています	0							
	年間賃料(注1)	59,400千円	敷金等	9,262千円						
	賃貸面積	2, 970. 00 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1. 30%						
Re-34	契約満了日	平成27年6月30	)日 (注4)	·						
HF田無レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。							
	性到事语	本投資法人との	間で「パス・スルー」型のマ	スターリース契約を						
	特記事項	締結しています	•							
	年間賃料(注1)	48,582千円	敷金等	3,549千円						
	賃貸面積	1, 008. 32 m²	賃貸面積割合(注2)	0.44%						
Re-35	契約満了日	平成27年7月31	1日 (注4)							
HF芝公園レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがな	い場合は自動更新。							
	特記事項	信託受託者であ	っる三菱UFJ信託銀行株式会	社との間で「パス・						
	竹心学供	スルー  型のマ	・スターリース契約を締結してい	います。						

	年間賃料(注1)	68,484千円	敷金等	5,242千円				
	賃貸面積	1, 436. 83 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0.63%				
Re-36	契約満了日	平成27年7月31	日 (注4)	•				
HF三田レジデンス	契約更改の方法	解約申入れがない	ハ場合は自動更新。					
	特記事項	信託受託者であ	る三菱UFJ信託銀行株式会社との	間で「パス・				
	付礼事供	スルー」型のマン	スターリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	35,815千円	敷金等	2,832千円				
	賃貸面積	1, 242. 30 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	0.54%				
	契約満了日	平成35年7月4	日					
Re-45		契約満了日の定と	めにかかわらず、本投資法人と信託	受託者との間				
HF中之島レジデンス	契約更改の方法	の不動産管理処	分信託契約が終了するか又は延長され	れた場合に				
		は、同様に終了するか又は延長されます。						
	特記事項	信託受託者であ	るみずほ信託銀行株式会社との間で	「パス・スル				
	打几手快	一」型のマスター	ーリース契約を締結しています。					
	年間賃料(注1)	139,476千円	敷金等	15,017千円				
	賃貸面積	2, 964. 81 m <sup>2</sup>	賃貸面積割合(注2)	1. 30%				
	契約満了日	平成30年1月31日						
Re-72		契約満了日の定めにかかわらず、本投資法人と信託受						
HF早稲田レジデンス	契約更改の方法	の不動産管理信託契約が終了するか又は延長された場合には、同						
		様に終了するか又は延長されます。						
	特記事項	信託受託者であるあおぞら信託銀行株式会社との間で「パス・ス						
	打几手欠	ルー」型のマスターリース契約を締結しています。						
	年間賃料(注1)	58,920千円	敷金等	6,047千円				
	賃貸面積	1, 223. 79 m²	賃貸面積割合(注2)	0.54%				
	契約満了日	平成30年1月31	日					
Re-73		契約満了日の定	めにかかわらず、本投資法人と信託	受託者との間				
HF早稲田レジデンスⅡ	契約更改の方法	の不動産管理信	託契約が終了するか又は延長された	:場合には、同				
		様に終了するか	又は延長されます。					
	特記事項		るあおぞら信託銀行株式会社との間	]で「パス・ス				
	NETR	ルー」型のマスタ	ターリース契約を締結しています。					

- (注1) 「年間賃料」及び「年間賃料合計」は、信託受託者若しくは本投資法人とマスターリース会社若しくはエンドテナントとの間で締結されている賃貸借契約又はマスターリース会社とエンドテナントとの間で締結されている転貸借契約に基づく平成27年5月31日時点の月額賃料(共益費を含みますが、駐車場使用料、その他トランクルーム等の使用料及び消費税額は含みません。)を年換算(12倍)し、千円未満を切り捨てて記載しています。
- (注2) 「賃貸面積割合」は、「各物件の賃貸面積」÷「総賃貸可能面積の合計」により算出しており、小数点第3位を四捨五入して記載しています。「各物件の賃貸面積」は、マスターリース契約を締結している場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。
- (注3) 本物件については賃貸借契約は締結されていませんが、参照の便宜上、本物件に締結されている地上権設定契約に基づき記載しています。
- (注4) 本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、自動更新されています。

④ 賃貸面積上位10テナントの概要(平成27年5月31日現在) 主要なテナントを含む賃貸面積ベース(マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積 を含みます。)の上位テナント(マスターリース会社を含みます。)10社は、以下の通りです。

テナント名	業種	物件名称(マスターリース種別)	契約満了日	賃貸面積 (注1)	賃貸面積 割合 (注2)
平和不動産 株式会社	不動産業	(注3)	(注3)	70, 699. 66㎡ (注4)	30. 96%
株式会社 アパマンショップ サブリース	不動産管理業	(注3)	(注3)	67, 050. 32 m²	29. 37%
株式会社 長谷エライブネッ ト	不動産管理業	(注3)	(注3)	43, 329. 86 m²	18. 98%
株式会社 スーパーホテル	ホテル業	(1)Ho-01 スーパーホテル大阪・天王寺(固定賃料) (2)Ho-02 スーパーホテル京都・鳥丸五条(固定賃料) (3)Ho-03 スーパーホテルさいたま・大宮(固定賃料) (4)Ho-04 スーパーホテル仙台・広瀬通り(固定賃料)	(1) H36. 2. 13 (2) H36. 2. 19 (3) H38. 10. 30 (4) H39. 4. 2	(1)2,486.39㎡ (2)2,144.02㎡ (3)2,946.55㎡ (4)3,283.95㎡ 合計10,860.91㎡	4. 76%
東急住宅リース株式会社 (注5)	不動産管理業	<ul> <li>(1)Re-12 HF碑文谷レジデンス (パス・スルー)</li> <li>(2)Re-16 HF学芸大学レジデンス (パス・スルー)</li> <li>(3)Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台(パス・スルー)</li> <li>(4)Re-74 HF若松河田レジデンス(パス・スルー)</li> </ul>	(1)H27.9.30 (2)H27.9.30 (3)H37.6.30 (4)H27.9.30	(1)1,897.46㎡ (2)1,217.46㎡ (3)1,089.98㎡ (4)1,607.43㎡ 合計5,812.33㎡	2. 55%
株式会社 コスモスイニシア	不動産管理業	(1)Re-15 HF麻布十番レジデンス (パス・スルー) (2)Re-20 HF白金高輪レジデンス (パス・スルー)	(1)H28.3.31 (2)H27.9.30	(1)1,116.78㎡ (2)4,457.76㎡ 合計5,574.54㎡	2. 44%
BMS株式会社	不動産管理業	(1)0f-12 八丁堀SFビル (パス・スルー) (2)0f-20 船橋Faceビル (パス・スルー)	(1)H27.5.31 (注6) (2)H27.5.31 (注6)	(1)2,255.96㎡ (2)2,520.22㎡ 合計4,776.18㎡	2. 09%
日本ハウズイング 株式会社	不動産管理業	<ul><li>(1)Re-41 HF八丁堀レジデンスⅢ (パス・スルー)</li><li>(2)Re-58 HF国分寺レジデンス (パス・スルー)</li><li>(3)Re-70 HF東中野レジデンス (パス・スルー)</li></ul>	(1)H27.6.30 (注7) (2)H28.9.30 (3)H29.5.31	(1)1,447.33㎡ (2)1,222.45㎡ (3)1,341.66㎡ 合計4,011.44㎡	1.76%
アール・エー・ア セットマネジメン ト株式会社	不動産管理業	<ul><li>(1)Re-05 HF目黒レジデンス (パス・スルー)</li><li>(2)Re-14 HF南麻布レジデンス (パス・スルー)</li><li>(3)Re-42 HF銀座レジデンス (パス・スルー)</li></ul>	(1)H27.11.30 (2)H27.12.15 (3)H27.9.30	(1) 836.36㎡ (2)1,325.20㎡ (3)1,118.84㎡ 合計3,280.40㎡	1. 44%
(注8)	(注8)	0f-15 HF中目黒ビルディング	(注8)	973. 89 m²	0.43%
			合計	216, 369. 53 m²	94. 76%

- (注1) 「賃貸面積」は、マスターリース契約を締結している場合は、信託受託者又は本投資法人とマスターリース会社との間のマスターリース契約に基づく賃貸面積を記載しています。なお、賃貸借契約中において面積を「坪」計算しているテナントについては、1坪=3.305785㎡として計算し、小数点第3位を切り捨てて記載しています。
- (注2) 「賃貸面積割合」は、「各物件の賃貸面積 ((注1)をご参照下さい。)」÷「総賃貸可能面積の合計」により算出しており、小数点第 3 位を四捨五入して記載しています。
- (注3) 前記「③主要なテナントの概要」をご参照下さい。
- (注4) 0f-28 三田平和ビル (底地) については賃貸借契約は締結されていませんが、参照の便宜上、同物件に締結されている地上権設定契約 に基づく数値を加えて記載しています。
- (注5) 平成27年4月1日付で、会社分割(吸収分割)の方法により株式会社東急コミュニティーの賃貸住宅管理事業が東急住宅リース株式会社の承継されており、テナント(マスターリース会社を含みます。)としての地位も同日付で同社に承継されています。
- (注6) 本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、自動更新されています。
- (注7) 本書の日付現在において契約満了日を経過していますが、平成37年6月30日に更新されています。なお、契約満了日の定めにかかわらず、本投資法人と信託受託者との間の不動産管理処分信託契約が終了するか又は延長された場合には、同様に終了するか又は延長されます。
- (注8) 総賃貸可能面積における賃貸面積が第10位のテナントについては、当該テナントからテナント名称等を開示することにつき、同意を得られていないため、記載していません。

# (ホ) 不動産鑑定評価書及び建物状況調査報告書の概要

	个期産鑑定評価書及	,	1021/14		動産鑑定	評価書の	)概要(注	1)			建物状态	記調査報告書の (注5)	の概要
物件	ut 111. to 11.	ASI: 1		Ц	又益価格	(百万円)	)		本公		長期修繕		
番号	物件名称	鑑定 評価額 (百万円)		直接過	<b></b> 最元法		DCF法		積算 価格	評価 機関	費用の見 積額(15 年以内)	再調達価格 (千円)	PML (注8)
		(注2)		価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)	円)	(注4)	年以内) (千円) (注6)	(注7)	(任6)
0f-01	HF五反田ビルディ ング	1, 308	1,308	1, 309	4. 7%	1, 307	4. 7%	4.9%	1,602	1	117, 810	727, 000	10.9%
0f-05	水天宮平和ビル	1, 303	1, 303	1, 319	4.7%	1, 296	4.7%	4.9%	962	1	90, 950	520, 000	10.0%
0f-06	HF門前仲町ビルデ ィング	2, 350	2, 350	2, 460	4.8%	2, 350	4.8%	5.0%	2,390	3	178, 610	1,000,000	5.7%
0f-07	HF浜松町ビルディ ング	1, 520	1,520	1, 580	4.3%	1, 520	4.3%	4.4%	1,560	3	113, 300	466, 000	8.0%
0f-08	国際溜池ビル	2, 510	2, 510	2,600	4.2%	2, 510	4. 2%	4.3%	2, 470	3	93, 130	732, 000	7.3%
0f-09	グレイスビル泉岳寺 前(注9)	1,520	1,520	1,610	5.0%	1, 520	5.0%	5.3%	1,260	3	99, 930	594,000 (注9)	7.5%
0f-10	HF新横浜ビルディ ング	1,080	1,080	1, 140	5.2%	1,080	5. 2%	5.3%	1,210	3	146, 940	1, 031, 000	13.3%
0f-11	日本橋第一ビル	1,810	1,810	1, 910	4.4%	1,810	4.4%	4.5%	1,710	3	170, 430	807, 000	16.5%
0f-12	八丁堀SFビル	2, 420	2, 420	2, 530	4.1%	2, 420	4.1%	4.2%	2,080	3	129, 360	861,000	12.5%
0f-13	渋谷AXヒルズ	1, 420	1, 420	1, 480	3.9%	1, 420	3.9%	4.0%	1,400	3	32, 620	294, 000	5.1%
0f-15	HF中目黒ビルディ ング	2, 120	2, 120	2, 150	4. 7%	2, 100	4.5%	4.9%	1,690	4	151, 210	1, 006, 000	14.5%
0f-16	安和司町ビル	1, 120	1, 120	1, 150	4.6%	1, 110	4.4%	4.8%	547	4	74, 720	333, 000	9.2%
0f-17	八丁堀MFビル	956	956	989	4.3%	956	4.3%	4.4%	760	3	59, 180	316, 000	14.7%
0f-18	エムズ原宿	4, 385	4, 385	4, 500	4.0%	4, 336	4.0%	4.2%	2,835	1	24, 850	249, 000	9.8%
0f-20	船橋Faceビル(注10)	2, 960	2, 960	3, 000	5.3%	2, 920	5.1%	5.5%	1,760	5	35, 580	897, 000 (注10)	5.9%
0f-21	アデッソ西麻布	457	457	487	4.1%	457	4.1%	4.3%	410	3	8, 410	105, 000	11.1%
0f-22	HF虎ノ門ビルディ ング	1, 294	1, 294	1, 297	4.3%	1, 293	4.0%	4.5%	988	1	70, 530	367, 000	9.2%
0f-23	HF池袋ビルディン グ	1, 130	1, 130	1, 160	4.6%	1, 120	4.4%	4.8%	640	4	45, 920	312,000	5.5%
0f-24	HF湯島ビルディン グ	1, 420	1, 420	1, 480	4. 7%	1, 420	4. 7%	4.9%	1, 130	3	89, 890	528, 000	10.9%
0f-25	茅場町平和ビル	5, 950	5, 950	6, 270	5.3%	5, 950	5.3%	5.4%	4, 340	3	80, 730	1, 132, 000	11.7%
0f-26	広小路アクアプレイ ス	4, 279	4, 279	4, 316	5. 4%	4, 263	5.6%	5.6%	3, 767	1	117, 340	2, 471, 000	10.6%
0f-27	神戸旧居留地平和ビル	2, 680	2,680	2, 690	5.5%	2, 680	5.3%	5. 7%	2, 480	2	283, 010	2, 306, 000	7.5%
0f-28	三田平和ビル(底地) (注11)	2, 627	2, 627	2, 749	3.9%	2, 575	4.4%	4.1%	2, 888	1	-	-	_
0f-29	栄ミナミ平和ビル	1,880	1,880	1,800	5.4%	1,880	5. 2%	5.6%	1,990	2	112, 230	1,083,000	10.8%
0f-30	HF桜通ビルディン グ	5, 460	5, 460	5, 560	5.1%	5, 420	4.9%	5.3%	6, 510	4	181, 210	3, 436, 000	9.2%
0f-31	HF日本橋浜町ビル ディング	2, 190	2, 190	2, 200	4.8%	2, 180	4.6%	5.0%	1,770	4	156, 100	1, 013, 000	12.7%
0f-32	HF仙台本町ビルデ ィング	3, 090	3, 090	3, 120	5.6%	3, 080	5.4%	5.8%	2, 120	4	183, 000	2, 004, 000	2.6%
0f-33	台和上野ビル	3, 790	3, 790	3, 830	4.7%	3, 770	4.5%	4.9%	1,950	4	168, 380	1,668,000	2.5%
0f-34	麹町HFビル	1, 590	1,590	1,600	4.2%	1,580	4.0%	4.4%	2, 430	4	129, 930	934, 000	2.5%
0f-35	HF九段南ビルディ ング	2, 930	2, 930	2, 990	4.3%	2, 900	4.1%	4.5%	2, 260	4	173, 390	931, 000	6.7%
Re-03	HF市川レジデンス	499	499	467	5.3%	513	5.1%	5.6%	205	1	28, 990	153, 000	6.2%
Re-05	HF目黒レジデンス	618	618	621	4.5%	617	4.4%	4.7%	358	1)	30, 170	171,000	6.2%
Re-09	HF葛西レジデンス	684	684	680	5.0%	686	4.8%	5.2%	354	1	40, 120	224, 000	8.8%

				不	動産鑑定	評価書の	)概要(注	1)			建物状态	元調査報告書の (注5)	の概要
物件	ul. 11. 12 Th	鑑定		Ц	又益価格	(百万円)			積算		長期修繕 費用の見		
番号	物件名称	評価額		直接過	<b></b> 最元法		DCF法	;	価格	評価 機関	積額(15	再調達価格 (千円)	PML
		(百万円) (注2)		価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)	円)	(注4)	年以内) (千円) (注6)	(注7)	(注8)
Re-11	HF若林公園レジデ ンス	3, 850	3, 850	3, 893	4.5%	3, 832	4.5%	4.7%	3, 226	1	144, 330	1, 441, 900	6.7%
Re-12	HF碑文谷レジデン ス	1, 541	1, 541	1, 558	4.5%	1, 533	4.5%	4.7%	1,017	1	62, 490	446, 000	6.4%
Re-14	HF南麻布レジデン ス	1, 259	1, 259	1, 273	4.4%	1, 253	4.4%	4.6%	820	1	54, 310	305, 000	3.6%
Re-15	HF麻布十番レジデ ンス	1, 120	1, 120	1, 160	4.6%	1, 120	4.4%	4.8%	1,020	2	40, 410	330, 000	12.8%
Re-16	HF学芸大学レジデ ンス	900	900	928	4.5%	900	4.5%	4.6%	743	3	32, 580	307, 000	9.8%
Re-17	HF東神田レジデン ス	1, 220	1, 220	1, 260	4. 4%	1, 220	4.4%	4.5%	968	3	52, 140	362, 000	5.7%
Re-18	HF東日本橋レジデ ンス	1,410	1, 410	1, 460	4. 4%	1, 410	4.4%	4.5%	1, 140	3	58, 170	489, 000	10.0%
Re-19	HF練馬レジデンス	738	738	760	4.9%	738	4.9%	5.0%	638	3	43, 220	284, 000	5.5%
Re-20	HF白金高輪レジデ ンス	4, 040	4, 040	4, 170	4. 2%	4, 040	4. 2%	4.3%	4, 030	3	125, 470	1, 388, 000	3.9%
Re-21	HF明大前レジデン ス	926	926	955	4. 5%	926	4.5%	4.6%	791	3	47, 210	324, 000	6.0%
Re-22	HF日本橋レジデン ス	997	997	1,010	4.6%	991	4.4%	4.8%	559	4	46, 060	366, 000	3.3%
Re-23	HF上石神井レジデ ンス	933	933	945	5.1%	933	4.9%	5.3%	651	2	59, 940	427, 000	6.2%
Re-24	HF錦糸町レジデン ス	1,060	1,060	1, 100	4.5%	1,060	4.5%	4.6%	814	3	47, 350	367, 400	10.1%
Re-25	HF銀座レジデンス EAST	4, 470	4, 470	4, 620	4.3%	4, 470	4.3%	4.4%	3, 550	3	143, 030	1, 477, 000	5.7%
Re-26	HF新横浜レジデン ス	2,600	2,600	2, 640	4.8%	2, 560	4.6%	5.0%	1,570	5	121,650	1, 157, 000	13.2%
Re-29	HF白山レジデンス	1,740	1,740	1,760	4.6%	1,730	4.4%	4.8%	1,780	4	92, 780	859, 000	4.4%
Re-30	HF馬込レジデンス	1, 250	1, 250	1, 260	4.8%	1, 250	4.6%	5.0%	1,410	4	70, 980	774, 000	4.6%
Re-31	H F 学芸大学レジデ ンス <b>I</b> I	1, 130	1, 130	1, 150	4.5%	1, 120	4.3%	4.7%	912	4	48, 940	412, 000	14.6%
Re-33	HF亀戸レジデンス	1,030	1,030	1,080	4.6%	1,030	4.6%	4.8%	973	3	40, 800	423, 000	7.6%
Re-34	HF田無レジデンス	758	758	779	5.0%	758	5.0%	5.1%	831	3	100, 390	670,000	8.6%
Re-35	HF芝公園レジデン ス	809	809	831	4.6%	809	4. 4%	4.8%	628	2	39, 000	355, 000	7.8%
Re-36	HF三田レジデンス	1, 160	1, 160	1, 190	4.6%	1, 160	4.4%	4.8%	841	2	48, 100	422, 000	2.6%
Re-37	HF髙輪レジデンス	793	793	803	4.5%	789	4.3%	4.7%	762	4	34, 130	301,000	1.5%
Re-38	ラ・レジダンス・ ド・白金台(注10)	847	847	861	4.5%	847	4.3%	4.7%	687	2	45, 580	281,000 (注10)	3.3%
Re-39	HF銀座レジデンス EASTⅡ	1,550	1, 550	1, 570	4. 7%	1,540	4.5%	4.9%	980	4	74, 260	523, 000	6.9%
Re-40	HF八丁堀レジデン ス <b>Ⅱ</b>	2,000	2,000	2, 030	4.6%	1, 990	4.4%	4.8%	1,210	4	79, 570	750, 000	6.0%
Re-41	HF八丁堀レジデン ス <b>Ⅲ</b>	906	906	917	4.6%	901	4. 4%	4.8%	594	4	44, 880	421, 000	3.2%
Re-42	HF銀座レジデンス	1,060	1,060	1,070	4.5%	1,050	4.3%	4.7%	588	4	44, 280	296, 000	3.0%
Re-43	HF駒沢公園レジデ ンスTOWER	6, 880	6, 880	7, 000	4.6%	6, 880	4.4%	4.8%	4, 290	2	269, 590	2, 524, 000	2.7%

				不	動産鑑定	評価書の	)概要(注	1)			建物状态	記調査報告書の (注5)	の概要
物件	84m 144 17 Ibo	燃中		ηţ	又益価格	(百万円)	)		<b>连</b> 竺		長期修繕		
番号	物件名称	鑑定 評価額		直接過	<b></b> 最元法		DCF法	;	積算 価格	評価 機関	費用の見 積額(15	再調達価格 (千円)	PML
		(百万円) (注2)		価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)	円)	(注4)	年以内) (千円) (注6)	(注7)	(注8)
Re-44	HF梅田レジデンス TOWER	2,020	2,020	2, 030	5.3%	2,010	5.1%	5.5%	1,830	4	142, 230	1, 561, 000	6.2%
Re-45	HF中之島レジデン ス	478	478	482	5. 4%	476	5. 2%	5.6%	455	4	49, 480	360, 000	8.6%
Re-46	HF阿波座レジデン ス	655	655	662	5.4%	655	5. 2%	5.6%	477	2	47, 760	463, 000	6.0%
Re-47	HF丸の内レジデン ス	679	679	668	5. 5%	679	5.3%	5. 7%	506	2	55, 140	478, 000	16.5%
Re-48	HF平尾レジデンス	1,850	1,850	1,860	5.6%	1,850	5.4%	5.8%	1,710	4	155, 080	1, 549, 000	3.4%
Re-49	HF河原町二条レジ デンス	530	530	537	5.4%	530	5. 2%	5.6%	374	2	41, 560	296, 000	6.5%
Re-52	HF天神東レジデン ス	565	565	565	5.6%	565	5.4%	5.8%	487	4	51, 980	482, 000	5.3%
Re-53	HF四条河原町レジ デンス	2, 100	2, 100	2, 130	5. 2%	2, 100	5.0%	5.4%	1,630	2	76, 240	1, 099, 000	5.5%
Re-54	ラ・レジダンス・ ド・千駄木(注10)	901	901	896	5.0%	901	4.8%	5. 2%	462	2	49, 870	272,000 (注10)	4.4%
Re-55	HF千駄木レジデン ス(注10)	963	963	958	5.1%	963	4.9%	5.3%	576	2	42, 570	342,000 (注10)	9.2%
Re-56	HF駒沢公園レジデ ンス	653	653	667	4.8%	653	4.6%	5.0%	677	2	30, 610	244, 000	4.3%
Re-57	HF武蔵小山レジデ ンス	1,000	1,000	1, 020	4.8%	1,000	4.6%	5.0%	569	2	35, 490	297, 000	6.3%
Re-58	HF国分寺レジデン ス	907	907	932	5. 2%	907	5.0%	5.4%	477	2	42, 640	295, 000	6.3%
Re-59	HF久屋大通レジデ ンス	1, 180	1, 180	1, 130	5.3%	1, 180	5.1%	5.5%	933	2	68, 740	737, 000	9.3%
Re-60	HF鳥丸鞍馬口レジ デンス	633	633	646	5.5%	633	5.3%	5. 7%	480	2	30, 710	292, 000	9.9%
Re-61	HF西新宿レジデン スWEST	2, 270	2, 270	2, 300	4.8%	2, 270	4.6%	5.0%	1, 450	2	69, 530	685, 000	4.6%
Re-62	HF西新宿レジデン スEAST	1, 300	1, 300	1, 320	4.8%	1,300	4.6%	5.0%	890	2	46, 390	417, 000	3.5%
Re-63	HF東新宿レジデン ス	1,500	1, 500	1, 530	4.8%	1,500	4.6%	5.0%	1, 140	2	50, 690	475, 000	2.6%
Re-64	HF東心斎橋レジデ ンス	608	608	624	5. 2%	608	5.0%	5.4%	504	2	31, 840	270, 000	10.3%
Re-65	HF北四番丁レジデンス	982	982	980	5.4%	984	5. 2%	5.6%	582	5	69, 030	590, 000	1.0%
Re-66	HF愛宕橋レジデン ス	819	819	820	5.6%	818	5.4%	5.8%	554	5	69, 220	577, 000	1.0%
Re-67	HF九大病院前レジ デンス	464	464	464	5. 4%	464	5. 2%	5.6%	424	2	44, 110	365, 000	1.0%
Re-68	HF浅草橋レジデン ス	859	859	874	4.9%	859	4. 7%	5.1%	467	2	36, 770	334, 000	6.3%
Re-69	HF一番町レジデン ス	986	986	977	5. 4%	994	5. 2%	5.6%	809	5	67, 080	570, 000	1.1%
Re-70	HF東中野レジデン ス	1,010	1,010	1, 020	4.8%	1,010	4.6%	5.0%	744	2	38, 240	351, 000	3.0%
Re-72	HF早稲田レジデン ス	2, 280	2, 280	2, 310	4.6%	2, 270	4.4%	4.8%	1,510	4	75, 230	783, 000	4.0%

				不	動産鑑定	評価書の	)概要(注	1)			建物状剂	記調査報告書の (注5)	り概要
物件	物件名称	鑑定		収益価格(百万円) 積算							長期修繕 費用の見		
番号	物件名称	評価額 (百万円)	評価額		置元法	元法 DCF法			価格 一機関 で百万	質用の兄 積額(15 年以内)	再調達価格 (千円)	PML (注8)	
		(注2)		価格	利回り (注3)	価格	割引率	利回り (注3)	円)	(注4)	年以内) (千円) (注6)	(注7)	(在6)
Re-73	HF早稲田レジデン スⅡ	932	932	945	4.6%	927	4.4%	4.8%	593	4	41, 160	311,000	3.6%
Re-74	HF若松河田レジデ ンス	1, 240	1, 240	1, 250	4.5%	1, 230	4.3%	4. 7%	1,010	4	45, 290	421, 000	5.0%
Re-75	HF仙台レジデンス EAST	1,660	1,660	1, 680	5.6%	1,650	5.4%	5.8%	1, 350	4	115, 970	995, 000	1.8%
Но-01	スーパーホテル大 阪・天王寺	1, 170	1, 170	1, 180	5. 7%	1, 150	5. 5%	5.9%	662	(5)	65, 850	543, 000	12.9%
Но-02	スーパーホテル京 都・烏丸五条	989	989	1, 000	5.5%	978	5. 3%	5. 7%	661	(5)	50, 220	438, 000	8.7%
Но-03	スーパーホテルさい たま・大宮	1, 130	1, 130	1, 140	5.3%	1, 110	5.1%	5. 5%	924	5	70, 720	669, 000	3.8%
Но-04	スーパーホテル仙 台・広瀬通り	1, 270	1, 270	1, 280	5.8%	1, 250	5.6%	6.0%	1, 180	5	79, 820	697, 000	1.0%
			-						·	ポート	、フォリオ P	ML(注8)	3.6%

- (注1) 「不動産鑑定評価書の概要」は、株式会社谷澤総合鑑定所による鑑定評価書、株式会社中央不動産鑑定所による不動産鑑定評価書、アオイ総合評価株式会社による不動産鑑定評価書、大和不動産鑑定株式会社による不動産鑑定評価書、森井総合鑑定株式会社による不動産鑑定評価書に基づき記載しています。なお、当該各社と本投資法人との間には、資本関係、人的関係等はありません。
- (注2) 「鑑定評価額」は、投信法に基づく不動産鑑定評価上の留意事項、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号、その後の改正を含みます。)及び不動産鑑定評価基準に従って鑑定評価を行った不動産鑑定士の、平成27年5月31日時点における評価対象不動産の価格に関する意見であり、本投資法人が、当該意見の妥当性、正確性及び当該鑑定評価額での現在及び将来における取引の可能性を保証するものではありません。同一の不動産について再度鑑定評価を行った場合でも、鑑定評価を行う不動産鑑定士、鑑定評価の方法又は時期によって鑑定評価額が異なる可能性があります。
- (注3) 直接還元法における「利回り」の欄には還元利回りを、DCF法における「利回り」の欄には最終還元利回りを、それぞれ記載しています。
- (注4) 「評価機関」の欄において、「①」は株式会社谷澤総合鑑定所、「②」は株式会社中央不動産鑑定所、「③」はアオイ総合評価株式会社、「④」は大和不動産鑑定株式会社、「⑤」は森井総合鑑定株式会社を表しています。
- (注5) 「建物状況調査報告書の概要」は、以下の物件の再調達価格について、それぞれ東京海上日動リスクコンサルティング株式会社又は株式 会社プロパティ・リスク・ソリューションによる報告書に基づき記載していますが、それ以外は、株式会社東京建築検査機構による報告 書に基づき記載しています。
  - ・Re-11 HF若林公園レジデンス:再調達価格:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社
  - ・Re-24 HF 錦糸町レジデンス:再調達価格:株式会社プロパティ・リスク・ソリューション
  - なお、上記3社と本投資法人との間には、資本関係、人的関係等はありません。また、報告内容は上記調査業者の意見であり、本投資法人が、当該意見の妥当性、正確性を保証するものではありません。
- (注6) 「長期修繕費用の見積額」の欄には、上記(注5)の建物状況調査報告書に基づく長期修繕費用に関する予測値(調査時点から15年以内に発生すると予測される長期修繕費用の合計金額)を記載しています。
  - なお、Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台、Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木及びRe-55 HF千駄木レジデンスの建物の所有形態は区分所有建物であり、信託受託者はその一部を保有していますが、長期修繕費については1棟全体の値を記載しています。
- (注7) 「再調達価格」の欄には、調査時点において、各物件を同設計・同仕様により新規に建設した場合の建設工事費の試算結果(建設市場における標準的な建設単価を基に、設計・施工品質・使用資材の種別及び品質等を勘案して概算した結果(消費税は含みません。))を記載しています。なお、造り家具は含まれていますが、移動家具・什器・備品等は含まれていません。
- (注8) PML (予想最大損失 (Probable Maximum Loss)) は、建物の一般的耐用年数50年間に、10%以上の確率で起こり得る最大規模の地震により生じる損失の再調達価格に対する割合をいいます。なお、各物件に同時に生じる損失を総和してポートフォリオPMLを算出しています。ポートフォリオPMLの算出日は平成27年3月4日です。
- (注9) 0f-09 グレイスビル泉岳寺前の建物の所有形態は区分所有建物ですが、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の信託受託者が 保有する部分に係る値を記載しています。
- (注10) 0f-20 船橋Faceビル、Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台、Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木及びRe-55 HF千駄木レジデンスの建物の所有形態は区分所有建物であり、「再調達価格」の欄には建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に専有面積割合 (0f-20 船橋Faceビル: 9.14%、Re-38 ラ・レジダンス・ド・白金台: 72.35%、Re-54 ラ・レジダンス・ド・千駄木: 73.74%、Re-55 HF千駄木レジデンス: 95.03%) を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注11) Of-28 三田平和ビル(底地)については、本投資法人は建物等を保有していないため、建物状況調査を実施していません。

### (へ) 各物件の概要

以下の各表には、本投資法人が平成27年5月31日現在保有している資産の各物件に関する建物状況調査報告書等の記載に基づき、当該各物件の概要を記載しています。なお、各表中の記載内容は、以下の基準に基づいて記載しています。

- ① 「物件概要」に関する記載
  - i 土地・建物の「所有形態」は、
    - (i) 信託受益権については、信託受託者が保有する権利の種類を、
    - (ii) 不動産については、本投資法人が保有する権利の種類を、 記載しています。
  - ii 「用途地域」は、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
  - iii 「建蔽率」は、建築基準法第53条に定める建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途 地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
  - iv 「容積率」は、建築基準法第52条に定める建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途 地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
  - v 「用途」は、登記簿上記載されている用途のうち、主要なものを記載しています。
  - vi 「構造・階層」の記載に当たっては、以下の略号を使用しています。

SRC:鉄骨鉄筋コンクリート造

RC:鉄筋コンクリート造

S:鉄骨造

3. 数 f 是 B: 地下

\_ \_ \_ \_ \_

F:階

たとえば、「7 F 1 B」は、地下1 階付地上7 階建を表しています。

- ② 「関係者」に関する記載
  - i 「PM会社」は、平成27年5月31日現在のPM会社を記載しています。
  - ii 「マスターリース会社」は、平成27年5月31日現在のマスターリース会社を記載しています。
- ③ 「前所有者」に関する記載

情報の開示に関して承諾を得た物件について、前所有者を記載しています。

④ 「特記事項」に関する記載

「特記事項」の欄には、各物件の権利関係・利用等及び評価額・収益性・処分性への影響等を考慮して 重要と考えられる事項を記載しています。

なお、本投資法人が保有する物件の一部において、建物の一部にアスベスト含有の可能性のある建材が 使用されていますが、建物解体時には適切な処理を要するものの、飛散性がないため通常の使用には問 題がない旨の記載がある建物状況調査報告書を取得する等の方法により、通常の使用に問題がないこと を確認しています。

⑤ 「その他」に関する記載

各物件の概要の各項目の記載に当たり、注記が必要な事項について、その説明を記載しています。また、オフィスについては、不動産鑑定評価書及び建物竣工図等の記載内容に基づき、建物設備の概要についても記載しています。なお、当該建物設備の概要における「天井高」については、基準階におけるOAフロア敷設前の階高を、「エレベーター」については非常用及び荷物用を除いた基数を記載しています。

- ⑥ 「損益の状況」に関する記載
  - i 「損益の状況」における金額は、第27期の運用結果に基づいて記載しています。また、千円未満を切り捨てて記載しています。
  - ii 記載の収支金額は、原則として発生主義に基づき記載しています。
  - iii 「貸室賃料・共益費」には、賃料収入及び共益費が含まれます。但し、例外的に駐車場使用料が賃貸収入として計上されている場合があります。
  - iv 「その他収入」には、駐車場使用料、倉庫・看板使用料、自動販売機・アンテナ設置料及び礼金等が 含まれます。
  - v 「管理委託費」には、PM会社からの請求に基づく管理委託費(賃貸管理費及び建物管理費等が含まれます。) を記載しています。
  - vi 「公租公課」には、固定資産税、都市計画税等が含まれています。賦課決定された税額のうち各運用 期間に対応する額を費用計上していますが、不動産等の取得に伴い精算金として支払った初年度の 固定資産税相当額は、費用計上せず不動産等の取得価額に算入しています。
  - vii 「修繕費」は、定期に発生する金額ではないため、本投資法人が今後、各物件を長期に保有する場合は、大きく変動する可能性があります。
  - vii 「保険料」は、保険料を、運用期間に対応する金額を計上しています。
  - ix 「その他賃貸事業費用」には、道路占用料及び通信費等が含まれます。
  - x 減価償却費は、賃貸事業費用には含まれていません。

物件番号:0f-01 物件名称:HF五反田ビルディング

特定資產	産の種類	不動産を信託財	産とする信託受益権	取得価格	1,290,000,000円
投資区分	投資区分 オフィス、都心オフィスビル		取得日	平成16年11月12日	
投資エリア 第一投資エリア (東京23区)		信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		
所在地	在居表示 東京都品川区東五反田五丁目25番16号		PM会社	平和不動産株式会社	
別土地	地番	東京都品川区東	五反田五丁目25番11他2筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	605. 72 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	平成23年12月9日
土地	建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	727,000,000円 (注3)
	容 積 率 (注2)	800%	200%	PML	10.9% (注4)
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	117,810,000円
	用途	事務所		前所有者	有限会社コンコード
建物	構造・ 階層	SRC·RC	9 F 2 B		
	延床面積	2, 921. 56 m <sup>2</sup>			
	建築時期	昭和55年5月6	FI .		

- 1. 信託建物は、昭和56年の建築基準法施行令(昭和25年政令第338号、その後の改正を含みます。)改正以前の耐震基準に基づく建物です。なお、平成20年12月25日付で、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、その後の改正を含みます。)(以下「建築物の耐震改修の促進に関する法律」といいます。)に基づく新耐震基準に準拠した工事を実施しています。
- 2. 信託不動産から東側隣地へ進入扉の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。
- 3. テナント1社(賃貸面積:187.95㎡)が平成27年8月18日付で退去済です。

### その他

- (注1) 信託不動産のうち商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されており、建蔽率の加重平均は 97.16%となります。
- (注2) 両地域の容積率の加重平均は、757.3%となります。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成21年2月5日付報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:5階)、エレベーター15人乗1基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。

# 物件番号:0f-05 物件名称:水天宮平和ビル

	•			
特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,550,000,000円
投資区分	<del>ं</del>	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年3月10日
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
	住居表示	東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目16番8号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目16番11他 5筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	316. 73 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月7日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	520,000,000円 (注2)
	容積率	700%	PML	10.0% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	90, 950, 000円
	用途	事務所	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	SRC 9F		
	延床面積	2, 177. 81 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成3年8月30日		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

### 特記事項

信託不動産の南西側隣地地権者との間で、信託建物と隣地境界との間に生活通路として幅60㎝の通路を確保する旨の合意が成立しています。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成16年11月16日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階:5階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。

物件番号:0f-06 物件名称:HF門前仲町ビルディング

<b>唐宁次</b> 3	生の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,500,000,000円	
特定資産の種類 投資区分					
投資区分	<u>ने</u>	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年3月29日	
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都江東区富岡二丁目1番9号	PM会社	平和不動産株式会社	
7月1工地	地番	東京都江東区富岡二丁目1番3他1筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社	
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	748. 36 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月19日	
LE	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,000,000,000円 (注2)	
	容積率	600%	PML	5.7% (注3)	
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	178, 610, 000円	
	用途	事務所	前所有者	有限会社足立興産	
建物	構造・ 階層	SRC 8F			
	延床面積	4, 558. 01 m <sup>2</sup>			
	建築時期	平成2年12月25日			

### 該当事項はありません。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年3月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,755mm (基準階: 4階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-07 物件名称:HF浜松町ビルディング

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,530,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年6月1日
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
글로 수는 게게	住居表示	東京都港区芝大門二丁目12番9号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	東京都港区芝大門二丁目402番9他1筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	294. 50 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月13日
土地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	466,000,000円 (注2)
	容積率	700%	PML	8.0% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	113, 300, 000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	GEリアル・エステート株式会社
建物	構造・ 階層	S 10 F		
	延床面積	2, 184. 76 m²	7	
	建築時期	平成3年12月16日		

### 特記事項

- 1. 信託不動産から北側隣地へ門扉が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 南側隣地から信託不動産へ門扉(2箇所)が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 3. 屋上広告塔についてはテナントの資産となります。なお、当該広告塔は検査済証の交付を受けていません。
- 4. テナント1社(賃貸面積:203.94㎡)が平成27年10月31日付で退去予定です。
- 5. テナント1社(賃貸面積:203.94㎡)から、平成27年6月29日付で、平成27年12月31日をもって退去する旨の解約通知を受領しています。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年4月26日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm (基準階:5階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調となっています。

物件番号:0f-08 物件名称:国際溜池ビル

特定資產	色の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,700,000,000円	
投資区分	}	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年7月15日	
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都港区赤坂二丁目12番10号	PM会社	平和不動産株式会社	
別土地	地番	東京都港区赤坂二丁目1218番他3筆	マスターリース会社	_	
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	533. 32 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月15日	
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	732,000,000円 (注2)	
	容積率	600%	PML	7.3% (注3)	
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	93, 130, 000円	
	用途	事務所・駐車場	前所有者	有限会社ブルークリーク	
建物	構造・ 階層	SRC 7F1B			
	延床面積	3, 089. 73 m <sup>2</sup>			
	建築時期	平成4年2月28日			

- 1. 西側隣地から信託不動産へ石積、コンクリート擁壁及びコンクリート擁壁を覆う岩の一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。
- 2. 信託不動産側で所有する鉄製防犯扉が東側隣地境界上に跨って設置されています。本件については、設置に関する確認書が締結されています。
- 3. 信託建物屋上に北側隣地地権者所有のアマチュア無線用アンテナが設置されています。本件については、設置に関する確認書が締結されています。
- 4. テナント1社(賃貸面積:307.43㎡)が平成27年7月20日付で退去済です。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年7月7日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注 4) 建物設備の概要としては、天井高2,550mm (基準階:4階)、エレベーター10人乗2基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。

物件番号:0f-09 物件名称:グレイスビル泉岳寺前

特定資產	産の種類	不動産を信託財産と	する信託受益権	取得価格	1, 220, 000, 000円
投資区分		オフィス、都心オフ	イスビル	取得日	平成17年8月1日
投資エリア		第一投資エリア(東	京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区高輪二丁	目15番8号	PM会社	平和不動産株式会社
別任地	地番 東京都港区高輪二丁目29番他6筆		マスターリース会社	平和不動産株式会社	
	所有形態	地上権及び所有権 (注1)		建物状況調査報告書の概要	
	地積	538.50㎡ (注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	近隣商業地域	調査時点	平成23年12月12日
土地	建蔽率(注2)	80%	80%	再調達価格	594,000,000円 (注6)
	容積率 (注3)	600%	400%	PML	7.5% (注7)
	所有形態	区分所有権(注4)	•	長期修繕費(15年以内)	99,930,000円 (注8)
	用途	店舗・事務所・車庫	・社殿・社務所	前所有者	株式会社ケン・コーポレーション
建物	構造・ 階層	S·RC·SRC	10F 1 B		
	延床面積	2,401.74㎡ (注5)		]	
	建築時期	平成6年6月15日			

- 1. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。
- 2. 信託受託者と地上権者との間で地代等に関する覚書が締結されています。
- 3. テナント1社(賃貸面積:222.42㎡)から、平成27年6月19日付で、平成27年12月31日をもって退去する旨の解約通知を受領しています。

- (注1) 信託土地の所有形態は一部が地上権(敷地権)、一部が所有権(敷地権)です。地上権(敷地権)部分及び所有権(敷地権)部分の地積はそれぞれ501.05㎡及び37.45㎡であり、地積の欄にはその合計を記載しています。地上権(敷地権)部分については、平成5年2月10日付で地上権設定登記(地上権者:グレイス恒産株式会社、目的:建物所有、存続期間:65年、地代:有償)がなされています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域又は近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 両地域の容積率の加重平均は、527.1%となります。
- (注4) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち83.54% (専有面積割合) を保有しています。なお、区分所有者の 総数は信託受託者を含め2名です。
- (注5) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注 6) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年7月27日付建物状況調査報告書記載の信託受託者が保有する部分に係る値を記載しています
- (注7) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注8) 負担割合を91%として算出した値を記載しています。
- (注9) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:5階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。

物件番号:0f-10 物件名称:HF新横浜ビルディング

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	1,550,000,000円
投資区分	<del>ं</del>	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成17年12月20日
投資工!	J ア	第二投資エリア (神奈川県)	信託受託者	_
所在地	住居表示	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目17番19号	PM会社	平和不動産株式会社
別土地	地番	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目17番19	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	668. 00 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月7日
1.70	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,031,000,000円 (注2)
	容積率	600%	PML	13.3% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	146, 940, 000円
	用途	店舗・事務所・駐車場	前所有者	個人2名(注4)
建物	構造・ 階層	SRC 8F1B		
	延床面積	4, 321. 23 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成5年2月1日		

### 該当事項はありません。

#### その他

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔵率が100%に緩和されています。
- (注2)株式会社東京建築検査機構作成の平成17年9月13日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 利害関係者には該当しません。土地は個人 1名が平成 5年12月24日付で信託財産引継ぎにより、建物は個人 2名が平成 5年2月12日 付で相続により、それぞれ所有権を取得しています。
- (注5) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm (基準階: 4階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア (一部) となっています。

### 物件番号:0f-11 物件名称:日本橋第一ビル

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2, 150, 000, 000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成18年3月31日
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
=c+- ub	住居表示	東京都中央区日本橋大伝馬町2番7号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	東京都中央区日本橋大伝馬町1番9	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	520. 69 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月13日
1.15	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	807,000,000円 (注2)
	容積率	600%	PML	16.5% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	170, 430, 000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	有限会社プレジャー・ハント
建物	構造・ 階層	S 9F1B		
	延床面積	3, 455. 35 m²		
	建築時期	昭和63年3月10日		

### 特記事項

- 1. 信託不動産から北東側隣地へ柵が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 信託不動産から東側隣地へたたきの一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。
- 3. 南東側隣地から信託不動産へ柵が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 4. 信託建物の変圧器内の絶縁油から微量のPCBが検出されたため、監督官庁へ使用届出を提出した上で、適法な管理を行っています。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成18年2月28日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,580mm(基準階:4階)、エレベーター9人乗2基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。

### 物件番号:0f-12 物件名称:八丁堀SFビル

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	3,092,000,000円 (注1)
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年5月31日、平成23年8月25日
投資工!	リア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都中央区八丁堀三丁目12番8号	PM会社	BMS株式会社
別土地	地番	東京都中央区八丁堀三丁目103番2他1筆	マスターリース会社	BMS株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	543. 31 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月19日
1.70	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	861,000,000円 (注4)
	容積率	600%	PML	12.5% (注5)
	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	129, 360, 000円
建物	用途	事務所・車庫・居宅	前所有者	自由が丘ホールディング特定目的会社、 個人2名
	構造・ 階層	SRC 8F1B		
	延床面積	3, 425. 91 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成3年10月25日		

### 特記事項

- 1. 屋上に設置された意匠用の広告板は、検査済証の交付を受けていません。
- 2. テナント1社(賃貸面積:498.21㎡)から、平成27年7月14日付で、平成28年2月29日をもって退去する旨の解約通知を受領しています。
- 3. テナント1社(賃貸面積:148.73㎡)から、平成27年7月31日付で、平成28年1月31日をもって退去する旨の解約通知を受領しています。

### その他

- (注1) 取得価格は、平成19年5月31日付取得及び平成23年8月25日付追加取得の合計額を記載しています。
- (注2)不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔵率が100%に緩和されています。
- (注3) 本件建物は区分所有建物ですが、本投資法人はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注4)株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注6) 建物設備の概要としては、天井高2,640mm(基準階:4階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-13 物件名称:渋谷AXヒルズ

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	1,860,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都渋谷区道玄坂一丁目18番5号	PM会社	平和不動産株式会社
別任地	地番	東京都渋谷区道玄坂一丁目28番1他1筆	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	160. 42 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月9日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	294,000,000円 (注2)
	容積率	800%	PML	5.1% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	32,620,000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	日吉ホールディング特定目的会社
建物	構造・ 階層	S·RC 10F1B		
	延床面積	1, 071. 22 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成18年3月15日		

### 特記車項

本件土地の西側隣地地権者との間で、本件建物と隣地との間を隣地地権者が緊急避難通路として使用でき、通路出入口の門扉等については各々保守管理する旨の覚書が締結されています。

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,440mm(基準階:4階)、エレベーター9人乗1基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっています。

物件番号:0f-15 物件名称:HF中目黒ビルディング

特定資產	特定資産の種類 不動産		取得価格	2,870,000,000円	
投資区分	<del>}</del>	オフィス、都心オフィスビル		取得日	平成19年6月29日
投資エリ	J ア	第一投資エリア	(東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都目黒区中	目黒四丁目6番1号	PM会社	平和不動産株式会社
別土地	地番	東京都目黒区中	目黒四丁目709番7	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	1, 078. 04 m <sup>2</sup>		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	平成23年12月20日
土地	建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	1,006,000,000円 (注3)
	容積率 (注2)	500%	200%	PML	14.5% (注4)
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	151, 210, 000円
	用途	事務所		前所有者	SGD1特定目的会社
建物	構造・ 階層	SRC 8F1B			
	延床面積	4, 040. 53 m <sup>2</sup>			
	建築時期	昭和63年2月29	日		

- 1. 本件土地から南側隣地へフェンス基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書を締結しています。
- 2. 南東側隣地から本件土地へ建物窓の面格子一部及び給湯器が空中において越境しています。また、本件土地から同南東側隣地へ物置の壁 及びブロック基礎等が越境しています。本件については給湯器を除いた部分について越境に関する覚書等を締結しています。

- (注1) 用途境の変更により詳細値は不明ですが、建蔽率の加重平均は85.09%以上となります。
- (注2) 用途境の変更により詳細値は不明ですが、容積率の加重平均は350.97%以上となります。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年6月8日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注 5) 建物設備の概要としては、天井高2,586mm (基準階: 2階)、エレベーター13人乗2基、各階個別空調、OAフロア (一部) となっています。

### 物件番号:0f-16 物件名称:安和司町ビル

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	1, 385, 000, 000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年7月13日
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都千代田区神田司町二丁目10番地2(注1)	PM会社	平和不動産株式会社
	地番	東京都千代田区神田司町二丁目10番2他3筆	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	251. 95 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月21日
土地	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	333,000,000円 (注4)
	容積率 (注3)	600%	PML	9.2% (注5)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	74, 720, 000円
	用途	事務所	前所有者	マーキュリー・ワン合同会社
建物	構造・ 階層	S 9 F		
	延床面積	1, 412. 45 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成2年10月2日		

#### 特記事項

本件土地東側の民民境界及び本件土地西側の民民境界が未確定となっています。

# その他

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、許容される容積率は制限されます。但し、建築基準法第52条第9項の規定により許容される容積率は600%となっています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年6月8日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注6) 建物設備の概要としては、天井高2,450mm (基準階: 4階)、エレベーター9人乗1基、各階個別空調、OAフロア (一部) となっています。

### 物件番号:0f-17 物件名称:八丁堀MFビル

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,110,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年7月13日
投資エ	リア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	_
=r-+- ub	住居表示	東京都中央区入船一丁目2番9号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	東京都中央区入船一丁目5番1他1筆	マスターリース会社	-
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	205. 83 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月19日
1.46	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	316,000,000円 (注2)
	容積率	700%	PML	14.7% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	59, 180, 000円
	用途	事務所	前所有者	ネプチューン・ワン特定目的会社
建物	構造・ 階層	SRC 9F		
	延床面積	1, 432. 44 m²	1	
	建築時期	昭和63年1月6日	1	

# 特記事項

本件土地から東側隣地へ門扉の一部が越境しています。また、東側隣地から本件土地へフェンスの一部が越境しています。本件については、 越境に関する覚書が締結されています。

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年6月8日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注 4) 建物設備の概要としては、天井高2,450mm (基準階:4階)、エレベーター13人乗1基、各階個別空調、OAフロア (一部)となっています。

### 物件番号:0f-18 物件名称:エムズ原宿

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	3,418,000,000円
投資区分	<del>ं</del> ने	オフィス、都市型商業ビル	取得日	平成16年11月12日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号	PM会社	平和不動産株式会社
別任地	地番	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	264. 36 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月21日
1.46	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	249,000,000円 (注2)
	容積率	500%	PML	9.8% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	24,850,000円
	用途	店舗・事務所	前所有者	有限会社シーアールスリー
建物	構造・ 階層	RC·S 5F1B		
	延床面積	1, 290. 12 m²		
	建築時期	昭和45年1月30日		

### 特記事項

信託建物は、平成13年10月、建築物の耐震改修の促進に関する法律による認定に基づき大規模改修工事を実施しています。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年7月26日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高3,835mm(基準階:3階)、エレベーター9人乗1基となっています。

### 物件番号: Of-20 物件名称: 船橋Faceビル

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	3,900,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成19年5月31日
投資エリ	J ア	第二投資エリア (千葉県)	信託受託者	_
=r→- uk	住居表示	千葉県船橋市本町一丁目3番1号	PM会社	BMS株式会社
所在地	地番	千葉県船橋市本町一丁目2801番	マスターリース会社	BMS株式会社
	所有形態	所有権(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	488.13㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月26日
土地	建蔽率	80%	再調達価格	897,000,000円 (注6)
	(注2)	80%	1	897,000,000円 (在67)
	容積率	800%	PML	5.9% (注7)
	(注3)	800 /0	TWIL	5. 9/6 (在1)
	所有形態	区分所有権(注4)	長期修繕費(15年以内)	35,580,000円 (注8)
	用途	店舗・事務所・駐車場	前所有者	竹橋ホールディング特定目的会社
建物	構造・	S·RC·SRC 14F3B		
	階層	5 · KC · 5 KC 14 F 5 B		
	延床面積	4,033.72㎡ (注5)		
	建築時期	平成15年4月1日		_
41				

### 特記事項

- 1. 本件建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。
- 2. 京成本線連続立体交差事業により、本件建物2階部分と京成船橋駅を結ぶデッキが設置されています。

- (注 1) 本件土地は敷地権登記がなされており、本投資法人が10.45% (敷地権割合)を保有しています。地積の欄には、1棟の建物の存する土地の面積4,671.17㎡に上記敷地権割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注2) 不動産は、高度利用地区の指定を受けており、また、防火地域内の耐火建築物、かつ、角地であるため、建厳率が90%に緩和されています。
- (注3) 容積率は800%の指定ですが、高度利用地区の指定により、基準容積率が900%まで緩和されています。
- (注4) 本件建物は区分所有建物であり、本投資法人が1棟の建物のうち9.14% (専有面積割合)を保有しています。なお、区分所有者の総数は本投資法人を含め41名です。
- (注5) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注6) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗 じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注7) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注8) 負担割合を9.495%として算出した値を記載しています。
- (注 9) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm (基準階:10階)、エレベーター17人乗 6 基、各階個別空調、OAフロア (1  $\sim$  6 階を除く階層)となっています。

### 物件番号:0f-21 物件名称:アデッソ西麻布

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	640,000,000円
投資区分		オフィス、都市型商業ビル	取得日	平成19年6月29日
投資工	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
크드- <del>/</del> IIII	住居表示	東京都港区西麻布一丁目7番2号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	東京都港区西麻布一丁目1番202他1筆	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	125. 91 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月15日
土地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	105,000,000円 (注3)
	容積率 (注2)	600%	PML	11.1% (注4)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	8,410,000円
	用途	店舗	前所有者	ネプチューン・ワン特定目的会社
建物	構造・ 階層	RC 3F1B		
	延床面積	371. 59 m²		
	建築時期	平成15年10月16日		

#### 特記事項

信託土地と北側境界線上に跨って設置されているブロック塀は、隣地所有者との間で資産区分に関する取決めの覚書が締結されています。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、本件建物建築時に許容された容積率は327%となります(現在は低減係数変更により、許容される容積率は436%となります。)。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年6月8日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm (基準階:1階)、エレベーター6人乗1基となっています。

### 物件番号: 0f-22 物件名称: HF虎ノ門ビルディング

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,675,000,000円
投資区分	分	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成20年3月7日
投資エ	リア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都港区西新橋二丁目17番2号	PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート
別仕地	地番	東京都港区西新橋二丁目111番1他1筆	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	260. 55 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月15日
T.16	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	367,000,000円 (注2)
	容積率	600%	PML	9.2% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	70,530,000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	有限会社ウォーターウェイ
建物	構造・ 階層	SRC 9F		
	延床面積	1, 489. 21 m²		
	建築時期	平成2年11月26日		

### 特記事項

- 1. 西側隣地から本件土地へ入口部分において塀が越境しています。本件については、越境に関する合意書が締結されています。
- 2. テナント1社(賃貸面積:97.20㎡)が平成27年5月31日付で退去済ですが、当該退去部分について新テナントとの間で賃貸を開始しています(賃貸開始日:平成27年7月25日)。

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔵率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成20年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注 4) 建物設備の概要としては、天井高2,550mm (基準階: 4階)、エレベーター 9 人乗 1 基、各階個別空調、O A フロアとなっています。

#### 物件番号:0f-23 物件名称: HF池袋ビルディング

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,314,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成20年3月7日
投資工!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都豊島区南池袋二丁目29番12号	PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート
別土地	地番	東京都豊島区南池袋二丁目94番7他2筆	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	188. 31 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月15日
1.70	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	312,000,000円 (注2)
	容積率	800%	PML	5.5% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	45, 920, 000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	有限会社ウォーターウェイ
建物	構造・ 階層	S·RC 9F1B		
	延床面積	1, 376. 66 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成5年12月3日		

### 特記事項

- 1. 本件土地の一部に地上権設定登記(地上権者:東京地下鉄株式会社、目的:地下鉄敷設、存続期間:地下鉄道構築物存続中、地代:無 償)がなされています。
- 2. 本件土地から東側隣地及び南側隣地へコンクリート基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されていま す

#### その他

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔵率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成20年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm (基準階:4階)、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロアとなっていま

#### 物件番号:0f-24 物件名称: HF湯島ビルディング

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,434,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成20年3月7日
投資エ!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都文京区湯島三丁目37番4号	PM会社	株式会社エム・エス・ビルサポート
別任地	地番	東京都文京区湯島三丁目6番1他5筆	マスターリース会社	_
	所有形態	借地権及び所有権 (注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	400.86㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月15日
1.46	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	528,000,000円 (注3)
	容積率	600%	PML	10.9% (注4)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	89, 890, 000円
	用途	事務所	前所有者	有限会社ウォーターウェイ
建物	構造・ 階層	S 9 F		
	延床面積	2, 393. 53 m²	1	
	建築時期	平成元年7月26日	1	
AL 2D 市 T	F	•	•	-

- 1. 北西側隣地との境界上に設置された進入防止扉が、相互に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 本件土地と北側隣地境界上の基礎及びフェンスは北側隣地地権者との間で資産区分に関する取決めがなされていません。 3. テナント1社(賃貸面積:174.26㎡)が平成27年9月15日付で退去予定です。

- (注1) 本件土地の所有形態は一部が借地権、一部が所有権です。借地権部分及び所有権部分の地積はそれぞれ260.15㎡及び140.71㎡であ り、地積の欄にはその合計を記載しています。借地権部分については、昭和61年12月26日付土地賃貸借契約書及び昭和62年10月16日 付土地賃貸借契約書が締結されています(賃貸借期間:契約締結日から30年、目的:堅固建物所有)。
- (注2) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。
- (注3)株式会社東京建築検査機構作成の平成20年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm(基準階:4階)、エレベーター11人乗1基、各階個別空調、OAフロア(一部)となっ ています。

### 物件番号:0f-25 物件名称:茅場町平和ビル

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	4,798,000,000円
投資区分	立	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成22年3月29日
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋茅場町三丁目1番2号	PM会社	平和不動産株式会社
7月1工地	地番	東京都中央区日本橋茅場町三丁目14番3	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	811. 59 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月7日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,132,000,000円 (注2)
	容積率	600%	PML	11.7% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	80,730,000円
	用途	事務所 診療所	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	SRC 9F1B		
	延床面積	5,038.57㎡ (注1)		
	建築時期	平成4年4月30日		

### 特記事項

### 該当事項はありません。

#### その仕

- (注1) 延床面積には附属建物 (ゴミ置場: RC 1F 11.88㎡) が含まれます。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成21年12月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,600mm (基準階:2階)、エレベーター13人乗2基、各階個別空調となっています。

### 物件番号:0f-26 物件名称:広小路アクアプレイス

物件番号:01-20 物件名称:広小路/グノブレイス					
特定資產	特定資産の種類 不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2, 930, 000, 000円	
投資区分	分	オフィス、地方	オフィスビル	取得日	平成24年3月30日
投資工!	リア	地方投資エリア	(愛知県)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
=r + 11h	住居表示	愛知県名古屋市	中区新栄一丁目5番8号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	愛知県名古屋市	中区新栄一丁目507番他1筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	•
	地積	1, 389. 39 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域		調査時点	平成24年1月20日
土地	建蔽率 (注1)	80%		再調達価格	2, 471, 000, 000円
	容積率 (注2)	800%	500%	PML	10.6%
	所有形態	所有権	•	長期修繕費(15年以内)	117, 340, 000円
	用途	事務所・店舗・駐車場		前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	S 11 F			
	延床面積	9,521.09㎡ (注	3)	1	
	建築時期	平成20年5月15	日	1	

# 特記事項

北側隣地から信託不動産へTVアンテナ、照明等が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 本件土地の北側道路境界線から30mまでの区域が800%、30mを越える区域が500%であり、両地域の容積率の加重平均は、684.07%
- (注3) 延床面積には附属建物 (駐車場: S 1 F 156.24m²) が含まれます。
- (注4) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm (基準階: 2階)、エレベーター15人乗2基及び17人乗1基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-27 物件名称:神戸旧居留地平和ビル

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2, 310, 000, 000円
投資区分	投資区分 オフィス、地方オフィスビル		取得日	平成24年12月17日	
投資エリ	リア	地方投資エリア(兵庫	県)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	兵庫県神戸市中央区播	磨町49番地(注1)	PM会社	平和不動産株式会社
別土地	地番	兵庫県神戸市中央区播	磨町49番	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	1, 008. 86 m <sup>2</sup>		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域		調査時点	平成24年8月1日
土地	建蔽率	80%		再調達価格	2, 306, 000, 000円
	(注2)	00 70		1 3 MANY THE LE	2,000,000,000,
	容積率	800%	700%	PML	7.5%
	(注3)	, .	,		, .
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	283, 010, 000円
	用途	事務所・店舗・駐車場	•	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造·	C CDC OFOR			
定初	階層	S·SRC 9F2B			
	延床面積	7, 743. 98 m²			
	建築時期	平成10年2月6日			
此的末度					

#### 特記事項

- 1. 信託不動産から北側隣地へコンクリート塀の化粧モルタル及び御影石部分並びにフェンスが越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. テナント1社(賃貸面積:48.37㎡)が平成27年6月15日付で退去済です。
- 3. テナント1社(賃貸面積:71.70㎡)が平成27年10月31日付で退去予定です。
- 4. テナント1社(賃貸面積:173.00㎡)が平成27年10月31日付で退去予定です。

### その他

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 信託土地の北側道路境界線から30mまでの区域が800%、30mを越える区域が700%であり、両地域の容積率の加重平均は、722.27%となります。
- (注4)建物設備の概要としては、天井高2,700mm(基準階:3階)、エレベーター13人乗2基及び20人乗1基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-28 物件名称:三田平和ビル(底地)

特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2, 230, 000, 000円
投資区分	分(注)	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成24年12月17日
投資エリ	Jア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区芝二丁目32番1号	PM会社	_
別仕地	地番	東京都港区芝二丁目2番15他3筆	マスターリース会社	_
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	4, 441. 79 m²	調査機関	_
土地	用途地域	商業地域、近隣商業地域	調査時点	_
	建蔽率	1	再調達価格	_
	容積率	_	PML	_
	所有形態	_	長期修繕費(15年以内)	_
	用途	_	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・	_		
~L 1/3	階層			
	延床面積	_		
	建築時期	_		

# 特記事項

- 1. 信託受益権売買契約において、買主である本投資法人が信託受益権を譲渡しようとする場合及び売主である平和不動産株式会社が信託不動産上の建物を譲渡しようとする場合、互いに優先交渉権及び先買権を付与すること並びに第三者に対して売却を提案する場合には、譲受人が同様の優先交渉権及び先買権を応諾することを条件とすること等が規定されています。
- 2. 信託受益権売買契約において、買主である本投資法人は、売主である平和不動産株式会社の事前の書面による同意がない限り、信託受託者である三井住友信託銀行株式会社に対して信託不動産の処分を指図せず、資産運用会社をして指図させないものとされています。
- 3. 信託不動産には以下の地上権設定契約が締結されています。

契約期間:60年間(平成24年12月17日から平成84年12月16日まで)

地上権者:平和不動産株式会社 年間地代:181,800,000円

敷金:0円

その他: 1. 地上権設定契約において、地上権設定者である三井住友信託銀行株式会社は、地上権者である平和不動産株式会社の承諾なく、信託不動産を第三者に処分してはならないものとされています。

2. 地上権設定契約において、地上権者である平和不動産株式会社による地上権の処分等について、地上権設定者である三井住友信託銀行株式会社の承諾等は必要とされていません。

### その他

(注) 信託不動産は底地物件であるため、土地上の建物の用途に基づき投資区分を分類しています。

### 物件番号:0f-29 物件名称:栄ミナミ平和ビル

at to orbit Man	- cc.ior		T /12 /m / /	
特定資產	壁の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,580,000,000円
投資区分	<i>जे</i>	オフィス、地方オフィスビル	取得日	平成24年12月17日
投資エリ	リア	地方投資エリア(愛知県)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市中区栄三丁目19番8号	PM会社	平和不動産株式会社
別土地	地番	愛知県名古屋市中区栄三丁目1907番他2筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	707. 05 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成24年8月2日
1.16	建蔽率	80%	再調達価格	1, 083, 000, 000円
	(注1)	0070	11 #45/22   100   101	1, 000, 000, 000, 1
	容積率	600%	PML	10.8%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	112, 230, 000円
	用途	事務所・店舗	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・	S 7F1B		
	階層	3 7715		
	延床面積	3, 959. 12 m²		
	建築時期	平成14年7月31日		

### 特記事項

信託不動産から南側隣地へ進入防止用扉が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm (基準階:4階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、各階OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-30 物件名称:HF桜诵ビルディング

初干番	5 . 01-30	物件名称・ロF接通しルノイング		
特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	4,900,000,000円
投資区分	<del>}</del>	オフィス、地方オフィスビル	取得日	平成25年12月20日
投資エリ	J ア	地方投資エリア (愛知県)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
	住居表示	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目23番20号	PM会社	平和不動産株式会社
所在地	地番	愛知県名古屋市中区丸の内三丁目2310番 2 他 4筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	地上権(注1)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1, 662. 49 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
طلطا	用途地域	商業地域	調査時点	平成25年7月4日
土地	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	3, 436, 000, 000円
	容積率	800%	PML	9. 2%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	181, 210, 000円
	用途	事務所・店舗・車庫	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	S 13F		
	延床面積	13, 160. 83 m²		
	建築時期	平成21年2月10日		

### 特記事項

- 1. 信託不動産に係る地上権設定契約(関連する覚書を含みます。)において、地上権者が当該地上権及び信託建物を譲渡しようとする場合 並びに当該地上権及び信託建物を信託財産とする信託受益権の受益権者が信託受益権を譲渡しようとする場合、地上権設定者が優先交渉 権を有すること等が規定されています。また、当該地上権の対象となっている土地の所有権を地上権設定者が譲渡しようとする場合、地 上権者が優先交渉権を有すること等が規定されています。
- 2. テナント1社(賃貸面積:256.95㎡)が平成27年9月30日付で退去予定です。

- (注1) 信託土地の所有形態は地上権です。平成19年11月30日付で地上権設定登記(地上権者:三井住友信託銀行株式会社、目的:建物所有、存続期間:60年、地代:有償)がなされています。
- (注2) 商業地域かつ防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 建物設備の概要としては、天井高2,800mm、エレベーター15人乗4基、各階個別空調、OAフロアとなっています。

物件番号:0f-31 物件名称:HF日本橋浜町ビルディング

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,900,000,000円
投資区分	<del>ं</del>	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成25年12月20日
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号	PM会社	平和不動産株式会社
別土地	地番	東京都中央区日本橋浜町一丁目22番1他5筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	599. 34 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成25年7月1日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,013,000,000円
	容積率	700%	PML	12.7%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	156, 100, 000円
	用途	事務所・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	S·SRC 9F		
	延床面積	4, 226. 25 m <sup>2</sup>		
	建築時期	昭和62年2月15日		

- 1. 信託土地の一部に地上権設定登記(地上権者:東京都、目的:地下高速電車事業施設所有のため、存続期間:地下高速電車事業施設存続中、地代:無償)がなされています。当該地上権設定契約において、建物その他工作物を築造する場合の一定の制限が定められ、予め東京都と協議することとされています。
- 2. 信託不動産から北側隣地へ鉄扉の一部及び縁石の一部が越境しています。また、同北側隣地から信託不動産へコンクリートたたきの一部等が越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。
- 3. 北東側隣地から信託不動産へコンクリート基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。
- 4. 信託不動産から東側隣地へ門扉が越境しています。本件については、確認書を締結しています。
- 5. 信託建物の変圧器内の絶縁油から微量のPCBが検出されたため、監督官庁へ使用届出を提出した上で、適法な管理を行っています。

その他

(注) 建物設備の概要としては、天井高2,550mm、エレベーター13人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-32 物件名称:HF仙台本町ビルディング

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,700,000,000円
投資区分		オフィス、地方オフィスビル	取得日	平成25年12月20日
投資エリ	リア	地方投資エリア(宮城県)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区本町一丁目11番1号	PM会社	平和不動産株式会社
別仕地	地番	宮城県仙台市青葉区本町一丁目11番1他2筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1, 598. 83 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成25年9月27日
土地	建蔽率	80%	再調達価格	2,004,000,000円
	(注1)	00 70	1 J halve limito	2, 001, 000, 000  1
	容積率	500%	PML	2.6%
	(注1)	00070	1 WIE	2. 0 / 0
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	183,000,000円
	用途	事務所・店舗・駐車場	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・	S 12F		•
	階層	3 12 F		
	延床面積	8, 988. 49 m²		
	建築時期	平成15年9月19日		
44 30 32 7	œ:	-		

# 特記事項

テナント1社(賃貸面積:146.13㎡)が平成27年6月30日付で退去済です。

- (注1) 建蔽率80%、容積率500%の指定ですが、総合設計制度により、建蔽率については60%、容積率については581%となっています。また、総合設計制度により信託土地の一部(579.09㎡)が歩道上空地として整備されており、信託不動産の所有者が維持、管理を行うこととなっています。なお、当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。
- (注2) 建物設備の概要としては、天井高2,700mm、エレベーター17人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。

### 物件番号:0f-33 物件名称:台和上野ビル

特定資產	壁の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	3,400,000,000円
投資区分	分	オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成26年12月4日
投資工!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都台東区上野五丁目6番10号	PM会社	平和不動産株式会社
別土地	地番	東京都台東区上野五丁目15番10	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	718. 47 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成26年9月8日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1, 668, 000, 000円
	容積率	800%	PML	2.5%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	168, 380, 000円
	用途	事務所、駐車場	前所有者	合同会社Herb
建物	構造・ 階層	SRC 10F1B		
	延床面積	6, 212. 84 m²		
	建築時期	平成2年2月7日		

### 特記事項

- 1. 外壁に設置されている袖看板の一部は、検査済証の交付を受けていません。
- 2. テナント1社(賃貸面積: 334.68㎡)が平成27年5月31日付で退去済ですが、当該退去部分について新テナントとの間で賃貸を開始しています(賃貸開始日: 平成27年6月1日)。

### その他

- (注1) 商業地域かつ防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注 2) 建物設備の概要としては、天井高2,500mm (基準階:4階)、エレベーター13人乗2基、各階個別空調、OAフロア (一部)となっています。

### 物件番号:0f-34 物件名称:麹町HFビル

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,350,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成26年12月4日
投資工!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都千代田区麹町三丁目2番4号	PM会社	平和不動産株式会社
別任地	地番	東京都千代田区麹町三丁目2番4他2筆	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	409. 15 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成26年9月9日
1.46	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	934, 000, 000円
	容積率	800%	PML	2.5%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	129, 930, 000円
	用途	事務所、駐車場	前所有者	合同会社Herb
建物	構造・ 階層	SRC 9F1B		
	延床面積	3, 314. 53 m²		
	建築時期	平成6年3月31日		_
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		<u> </u>

### 特記事項

- 1. 西側隣地から信託不動産へアルミ門扉の一部が越境しています。また、信託不動産から西側隣地へ門扉基礎の一部が越境しています。本 件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 東側隣地の所有者と信託受託者との間で、東側隣地に所在していたビルの解体・新築工事に際して、従前越境していた扉を撤去し、再度、新設すること、及び当該扉の新設後、その資産区分等についてあらためて取決めを行い、別途覚書を締結することを内容とする覚書が締結されています。

- (注1) 商業地域かつ防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注 2 )建物設備の概要としては、天井高2,530mm (基準階: 3 階)、エレベーター 9 人乗 2 基、各階個別空調、O A フロアとなっています。

物件番号:0f-35 物件名称:HF九段南ビルディング

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	2,720,000,000円
投資区分		オフィス、都心オフィスビル	取得日	平成26年12月4日
投資エリ		第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都千代田区九段南三丁目 9 番14号	PM会社	平和不動産株式会社
別住地	地番	東京都千代田区九段南三丁目7番2	マスターリース会社	平和不動産株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	530. 00 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成26年9月9日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	931,000,000円
	容積率	700%	PML	6.7%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	173, 390, 000円
	用途	事務所、車庫	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	SRC 8F1B		
	延床面積	3, 836. 10 m²	]	
	建築時期	平成3年3月31日	]	

信託不動産と東側隣地との境界線上に侵入防止扉が設置されています。本件については、設置に関する覚書が締結されています。

#### その他

- (注1) 商業地域かつ防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注 2) 建物設備の概要としては、天井高2,540mm (基準階:4階)、エレベーター11人乗2基、各階個別空調、OAフロアとなっています。

# 物件番号: Re-03 物件名称: HF市川レジデンス

物件番号: Ne 03 物件名称: 111 中/中レンテンス					
特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	430,000,000円	
投資区分	ने	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日	
投資エリ	J ア	第二投資エリア (千葉県)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
=r+- ub	住居表示	千葉県市川市相之川四丁目8番13号	PM会社	株式会社長谷エライブネット	
所在地	地番	千葉県市川市相之川四丁目8番7	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット	
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	218. 22 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月19日	
土地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	153,000,000円 (注3)	
	容積率 (注2)	400%	PML	6.2% (注4)	
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	28, 990, 000円	
	用途	共同住宅・事務所	前所有者	有限会社コンコード	
建物	構造・ 階層	RC 9F			
	延床面積	884. 60 m²			
	建築時期	平成15年3月14日			

# 特記事項

南行徳駅周辺地区地区計画の制限により、信託建物の一部を事務所用途に供するものとされており、当該事務所部分について、市川市長宛に 用途の変更をしない旨の書面を提出しています。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 容積率は400%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は360%となります。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成16年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-05 物件名称: HF目黒レジデンス

				_		
特定資	定資産の種類 不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	660,000,000円		
投資区分 レジデンス、都心レジデン		デンス	取得日	平成16年11月12日		
投資工	リア	第一投資エリア(東京	(23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都目黒区下目黒二丁目15番10号		PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント 株式会社	
別任地	地番	東京都目黒区下目黒二丁目265番5他1筆		マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント 株式会社	
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	建物状況調査報告書の概要	
	地積	213. 45 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	商業地域	準工業地域	調査時点	平成23年12月26日	
土地	建蔽率 (注1)	80%	80%	再調達価格	171,000,000円 (注3)	
	容積率 (注2)	500%	300%	PML	6.2% (注4)	
	所有形態	所有権	•	長期修繕費(15年以内)	30, 170, 000円	
	用途	事務所・共同住宅		前所有者	有限会社コンコード	
建物	構造・ 階層	SRC 12F			•	
	延床面積	948. 48 m²		7		
	建築時期	平成15年4月10日		7		
# 1	•	•			_	

### 特記事項

該当事項はありません。

### その他

- (注1) 信託不動産のうち商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されており、建蔽率の加重平均は92.74%となります。
- (注2) 両地域の容積率の加重平均は、427.4%となります。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成16年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-09 物件名称: HF葛西レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	650,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都江戸川区東葛西七丁目10番6号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
別仕地	地番	東京都江戸川区東葛西七丁目10番3他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	416. 87 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	第一種住居地域	調査時点	平成23年12月19日
1.46	建蔽率 (注1)	60%	再調達価格	224,000,000円(注2)
	容積率	300%	PML	8.8% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	40, 120, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シーアールスリー
建物	構造・ 階層	RC 9F		
	延床面積	1, 392. 74 m²		
	建築時期	平成14年11月25日		
#± ≥1 =± ±	E	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·	·

# 特記事項

該当事項はありません。

- (注1) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により70%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成16年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-11 物件名称: HF若林公園レジデンス

特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	3,610,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都世田谷区若林四丁目33番14号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
別土地	地番	東京都世田谷区若林四丁目291番6他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	2, 892. 06 m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	平成23年12月9日
	建蔽率	60%	再調達価格	1,441,900,000円 (注1)
	容積率	200%	PML	6.7% (注2)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	144, 330, 000円
	用途	共同住宅・駐車場	前所有者	有限会社ライブラ
建物	構造・ 階層	RC 8F1B		
	延床面積	6, 689. 03 m²		
	建築時期	平成16年2月13日	]	
44 30 30 4	-		•	

- 1. 信託不動産から西側隣地へフェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例に基づき、信託土地の東側126.5㎡を若林公園に通じる通路として一般に提供しています。当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。

#### その針

- (注1) 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社作成の平成21年9月付エンジニアリング・レポートに基づく数値を記載しています。
- (注2)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-12 物件名称: HF碑文谷レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,560,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成16年11月12日
投資エリア		第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
=r- <del>/</del> ub	住居表示	東京都目黒区碑文谷五丁目5番15号	PM会社	東急住宅リース株式会社(注3)
所在地	地番	東京都目黒区碑文谷五丁目67番1	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社(注3)
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	•
	地積	856.19㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
طيل. ا	用途地域	準工業地域	調査時点	平成23年12月26日
土地	建蔽率 (注2)	60%	再調達価格	446,000,000円 (注4)
	容積率	200%	PML	6.4% (注5)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	62, 490, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シーアールスリー
建物	構造・ 階層	RC 9F1B		
	延床面積	2, 412. 83 m²		
	建築時期	平成16年2月13日		

### 特記事項

- 1. 下記(注6)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。
- 2. 信託不動産から東側隣地へ境界塀の基礎の一部が越境しています。また、東側隣地から信託不動産へ砂利が一部越境しています。本件については、越境に関する覚書を締結しています。

- (注1) 信託土地の南側一部(約1.69㎡) はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。
- (注2) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により70%に緩和されています。
- (注3) 平成27年4月1日付で、会社分割(吸収分割)の方法により株式会社東急コミュニティーの賃貸住宅管理事業が東急住宅リース株式会社・全社へ承継されており、PM会社及びマスターリース会社としての地位も同日付で同社に承継されています。以下同じです。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成16年10月15日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。
- (注6) 目黒区において平成20年11月より都市計画が変更され、信託不動産は、第二種高度地区から17m第二種高度地区(絶対高さ17m)に 位置することとなりましたが、信託不動産は当該都市計画変更前に確認申請等がなされているため、当該都市計画の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の17m第二種高度地区の建築物の高さ制限を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。

物件番号: Re-14 物件名称: HF南麻布レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,370,600,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年3月10日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区南麻布二丁目13番20号	PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント 株式会社
別扛地	地番	東京都港区南麻布二丁目10番45	マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント 株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	279. 73 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月5日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	305,000,000円 (注2)
	容積率	500%	PML	3.6% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	54, 310, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	RC 11F		
	延床面積	1, 673. 32 m²		
	建築時期	平成16年4月30日		

- 1. 信託土地南西側の官民境界の一部が未確定となっています。
- 2. 北側隣地から信託不動産へ建物の基礎の一部が越境しています。本件については、越境に関する念書が締結されています。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成16年10月22日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-15 物件名称: HF麻布十番レジデンス

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1, 260, 000, 000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年3月31日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区東麻布三丁目3番4号	PM会社	株式会社コスモスイニシア
別在地	地番	東京都港区東麻布三丁目3番4	マスターリース会社	株式会社コスモスイニシア
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	499. 24 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	第一種住居地域	調査時点	平成23年12月5日
1.76	建蔽率	60%	再調達価格	330,000,000円 (注3)
	容積率 (注1)	300%	PML	12.8% (注4)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	40, 410, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社リクルートコスモス
建物	構造・ 階層	RC 8F		
	延床面積	1,225.85㎡ (注2)		
	建築時期	平成17年1月12日		

### 特記事項

信託土地の南西部分においてシアン化合物が検出されましたが、土壌汚染対策法に準じ、汚染土壌を搬出後、清浄土により埋め戻す等の浄化対策工事を平成17年3月25日に完了しています。株式会社東京建築検査機構作成の平成17年3月28日付建物状況調査報告書によれば、①当該浄化対策工事が完了し、シアン化合物により汚染された土壌は搬出されていること、②当該南西部分以外の部分において追加土壌調査を行った結果有害物質が検出されなかったこと等により、信託土地に土壌汚染が存在する可能性は極めて低いものと判断されています。

- (注1) 容積率は300%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は242%となっています。
- (注2) 延床面積には附属建物 (ゴミ置場: RC 1F 11.56㎡) が含まれます。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年3月28日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-16 物件名称: HF学芸大学レジデンス

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,000,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月14日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都目黒区下目黒六丁目18番27号	PM会社	東急住宅リース株式会社
所任地	地番	東京都目黒区下目黒六丁目1050番4他3筆	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	268. 70 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月21日
1.46	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	307,000,000円 (注2)
	容積率	400%	PML	9.8% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	32, 580, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社アドバンテージ
建物	構造・ 階層	RC 10F		
	延床面積	1, 431. 57 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成17年3月4日		

該当事項はありません。

### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年5月30日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-17 物件名称: HF東神田レジデンス

7 . Ne 11	物件有物・川上米作曲レンテンハ		
産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1, 100, 000, 000円
分	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月30日
リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
住居表示	東京都千代田区東神田三丁目1番9号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
地番	東京都千代田区東神田三丁目17番	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	•
地積	262. 07 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月21日
建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	362,000,000円 (注3)
容積率 (注2)	500%	PML	5.7% (注4)
所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	52, 140, 000円
用途	共同住宅・駐車場	前所有者	株式会社トーシン
構造・ 階層	R C 12F		
延床面積	1, 596. 11 m <sup>2</sup>		
建築時期	平成17年6月7日		
	を の種類 プア 住居表 一 地所有積 地域 建酸 1) 容積 2) 所有途・ 階層 一 本 で は で は で に で に に で に に に に に に に に に に に に に	をの種類 不動産を信託財産とする信託受益権	

# 特記事項

信託土地東側の民民境界の一部が未確定となっています。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 容積率は500%の指定ですが、信託建物の建築時の神田佐久間町地区C地区地区計画により、基準容積率が580%まで緩和されていませ
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年6月21日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-18 物件名称: HF東日本橋レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,210,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月30日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区東日本橋三丁目6番8号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別仕地	地番	東京都中央区東日本橋三丁目10番4	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	312. 76 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月13日
土地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	489,000,000円 (注3)
	容積率 (注2)	600%	PML	10.0% (注4)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	58, 170, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社トーシン
建物	構造・ 階層	RC 11F		
	延床面積	2, 101. 31 m <sup>2</sup>	7	
	建築時期	平成17年6月2日		

### 該当事項はありません。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔵率が100%に緩和されています。
- (注2) 容積率は600%の指定ですが、前面道路の幅員により、許容される容積率は制限されます。但し、建築基準法第52条第9項の規定により許容される容積率は600%となっています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年6月21日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-19 物件名称: HF練馬レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	690, 000, 000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年6月30日
投資エリア		第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都練馬区練馬三丁目1番12号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別仕地	地番	東京都練馬区練馬三丁目6836番3	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	•
	地積	368. 67 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月5日
土地	建蔽率	80%	再調達価格	204 000 000円 (注2)
	(注1)		丹讷莲伽恰	284,000,000円(注3)
	容積率	500%	PML	5.5% (注4)
	(注2)	300 /8	FIVIL	5.5% (在4)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	43, 220, 000円
	用途	共同住宅・駐車場	前所有者	株式会社トーシン
建物	構造・	RC 9F		
建物	階層	KC 9F		
	延床面積	1, 200. 77 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成17年5月25日		
#±30 de d	Œ	•		

### 特記事項

練馬区歩行者空間拡大事業に係る練馬区歩行者空間拡大事業補助金交付要綱に基づき、信託土地の西側道路沿いの一部(幅1m×延長22.4m)が歩行者用空間として整備されており、信託建物が存する限りにおいて当該空間を維持する必要があります。なお、当該部分は建築物の敷地面積に算入することができます。

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 容積率は500%の指定ですが、前面道路の幅員により許容される容積率は300%となっています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年6月21日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-20 物件名称: HF白金高輪レジデンス

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	4,030,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成17年9月13日
投資工!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都港区高輪一丁目2番6号	PM会社	株式会社コスモスイニシア
7月1工地	地番	東京都港区高輪一丁目139番4他3筆	マスターリース会社	株式会社コスモスイニシア
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	922. 21 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月5日
1.70	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,388,000,000円 (注2)
	容積率	500%	PML	3.9% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	125, 470, 000円
	用途	共同住宅・車庫	前所有者	株式会社青山メインランド
建物	構造・ 階層	SRC 14F		
	延床面積	5, 282. 41 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成17年8月17日		

該当事項はありません。

### その他

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成17年9月12日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-21 物件名称: HF 明大前レジデンス

5 . Ke-21	1071十2145	ロロッス所レンテンハ		
産の種類	不動産		取得価格	1,070,000,000円
分	レジデンス、都心	<sub>2</sub> レジデンス	取得日	平成18年3月31日
リア	第一投資エリア	(東京23区)	信託受託者	_
住居表示	東京都世田谷区羽	根木一丁目27番7号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
地番	東京都世田谷区羽	月根木一丁目1674番117	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	•
地積	485. 01 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	平成23年12月9日
建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	324,000,000円 (注3)
容積率 (注2)	300%	150%	PML	6.0% (注4)
所有形態	所有権	•	長期修繕費(15年以内)	47, 210, 000円
用途	共同住宅		前所有者	平和不動産株式会社
構造・ 階層	RC 8F			
延床面積	1, 374. 87 m <sup>2</sup>		1	
建築時期	平成17年6月28日		1	
	産の種類 カファー 住居番 ボール ・	産の種類 不動産     レジデンス、都心 リア 第一投資エリア 住居表示 東京都世田谷区3 地番 東京都世田谷区3 所有形態 所有権 地積 485.01㎡ 用途地域 近隣商業地域 建厳率 (注1) 容積率 (注2) 300% 所有形態 所有権 用途 共同住宅 構造・ R C 8 F 延床面積 1,374.87㎡	室の種類 不動産 レジデンス、都心レジデンス リア 第一投資エリア(東京23区) 住居表示 東京都世田谷区羽根木一丁目27番7号 地番 東京都世田谷区羽根木一丁目1674番117 所有形態 所有権 地積 485.01㎡ 用途地域 第一種低層住居専用地域 建厳率 (注1) 80% 60% 容積率 (注2) 300% 150% 所有形態 所有権 用途 共同住宅 構造・ RC 8 F 延床面積 1,374.87㎡	<ul> <li>年の種類 不動産 取得価格</li> <li>レジデンス、都心レジデンス 取得日</li> <li>カー投資エリア(東京23区) 信託受託者</li> <li>住居表示 東京都世田谷区羽根木一丁目27番 7 号 PM会社</li> <li>地番 東京都世田谷区羽根木一丁目1674番117 マスターリース会社</li> <li>所有形態 所有権 建物状況調査報告書の概要</li> <li>地積 485.01㎡ 調査機関</li> <li>用途地域 近隣商業地域 第一種低層住居専用地域 調査時点</li> <li>建廠率 (注 1)</li> <li>容積率 (注 2)</li> <li>所有権 長期修繕費(15年以内)</li> <li>所有形態 所有権 長期修繕費</li> <li>展C 8 F</li> <li>延床面積 1,374.87㎡</li> </ul>

# 特記事項

該当事項はありません。

- (注1) 不動産の建厳率は、角地加算により、近隣商業地域については90%、第一種低層住居専用地域については70%に緩和されており、建 厳率の加重平均は86.08%となります。
- (注2) 両地域の容積率の加重平均は、270.61%となります。
- (注3)株式会社東京建築検査機構作成の平成18年3月14日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-22 物件名称: HF日本橋レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1, 130, 000, 000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成18年6月23日
投資工!	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区日本橋小網町9番5号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
別住地	地番	東京都中央区日本橋小網町9番10	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	222. 40 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月7日
土地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	366,000,000円 (注3)
	容積率 (注2)	600%	PML	3.3% (注4)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	46,060,000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社エイチワン
建物	構造・ 階層	RC 13F		
	延床面積	1, 546. 01 m²		
	建築時期	平成17年5月18日		

### 特記事項

- 1. 信託建物の建築以前に信託土地上に存在していた建物(以下本項目において「既存建物」といいます。)の地下1階の床及び壁部分に存在した物質からシアン及び鉛が検出されましたが、当該物質が付着した箇所につき撤去及びはつり取り並びに信託土地外への搬出等がなされています。株式会社東京建築検査機構作成の平成18年6月2日付建物状況調査報告書によれば、①上記処理後に行われた既存建物地下1階床及び地下2階湧水の検査によれば、シアン及び鉛が検出されていないこと、②中央開発株式会社作成の平成16年11月付土壌調査報告書において、土壌溶出量、含有量調査を実施したが、シアン及び鉛についての土壌汚染はないと報告されていることから、信託土地に土壌汚染が存在する可能性は極めて低いと判断されています。
- 2. 下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和幅が縮小されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 信託不動産は、建築当時、建築時の人形町・浜町河岸地区地区計画に位置しており、基準容積率が692.79%まで緩和されていましたが、平成18年4月に当該容積率緩和規定が改正されたため、現在の基準容積率は600%です。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成18年6月2日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-23 物件名称: HF上石神井レジデンス

産の種類	不動産		取得価格	950,000,000円
投資区分 レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成18年6月30日	
リア	第一投資エリア(東	[京23区)	信託受託者	_
住居表示	東京都練馬区上石神	井三丁目34番12号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
地番	東京都練馬区上石神	井三丁目531番9	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
地積	536. 09 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	平成23年12月2日
建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	427,000,000円 (注2)
容積率	300%	300%	PML	6.2% (注3)
所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	59, 940, 000円
用途	共同住宅・店舗		前所有者	シーズクリエイト株式会社
構造・ 階層	RC 8F			
延床面積	1, 676. 83 m²			
建築時期	平成18年5月23日			
	ア 住居表示 地番 所有形態 地積 用途・率 (注 1) 容積 形態 用途・ 階層 構造・ 階層 延床面積	プラインス、都心レア       第一投資エリア(東 第一投資エリア(東 東京都練馬区上石神 東京都練馬区上石神 所有形態 所有権       地積     536.09㎡       用途地域     近隣商業地域       建蔽率 (注1)     80%       容積率     300%       所有形態     所有権       用途     共同住宅・店舗       構造・ 階層     R C 8 F       延床面積     1,676.83㎡	レジデンス、都心レジデンス       ア 第一投資エリア (東京23区)       住居表示 東京都練馬区上石神井三丁目34番12号       地番 東京都練馬区上石神井三丁目531番 9       所有形態 所有権       地積 536.09㎡       用途地域 近隣商業地域 第一種住居地域       建蔽率 (注 1)     60%       容積率 300%     300%       所有形態 所有権       用途 共同住宅・店舗       構造・ 階層     R C 8 F       延床面積 1,676.83㎡	プロションス、都心レジデンス       取得日         ア 第一投資エリア (東京23区)       信託受託者         住居表示 東京都練馬区上石神井三丁目34番12号       PM会社         地番 東京都練馬区上石神井三丁目531番9       マスターリース会社         所有形態 所有権       建物状況調査報告書の概要         地積 536.09㎡       調査機関         用途地域 近隣商業地域 第一種住居地域 調査時点       調査時点         建蔵率 (注 1)       80%       再調達価格         容積率 300%       300%       PML         所有形態 所有権 長期修繕費 (15年以内)       自動所有者         構造・ 階層 保C 8 F       下       市所有者         延床面積 1,676.83㎡       1,676.83㎡

### 特記事項

本件土地は練馬大泉石神井付近土地区画整理事業区域に該当し、原則として堅固な建物を建築することができませんが、練馬区により当該事業の施行に支障がないと判断されたため、本件建物は条件付で建築が許可されました。

- (注1) 不動産のうち近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されており、建蔽率の加重平均は 79.77%となります。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成18年6月13日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-24 物件名称: HF 錦糸町レジデンス

特定資產	産の種類	不動産	取得価格	1, 100, 000, 000円	
投資区分	<del>ं</del> ने	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年3月29日	
投資工!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	_	
所在地	住居表示	東京都墨田区江東橋二丁目10番2号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
別在地	地番	東京都墨田区江東橋二丁目9番11、9番19	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット	
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	256. 23 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月13日	
그녀	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	367, 400, 000円 (注2)	
	容積率	600%	PML	10.1% (注3)	
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	47, 350, 000円	
	用途	共同住宅・駐輪場	前所有者	アルタイル・インベストメント有限会社	
建物	構造・ 階層	R C 11 F			
	延床面積	1, 571. 87 m <sup>2</sup>			
	建築時期	平成17年3月3日			

該当事項はありません。

#### その他

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社プロパティ・リスク・ソリューション作成の平成19年3月9日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-25 物件名称: HF銀座レジデンスEAST

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	5,940,000,000円	
投資区分	資区分 レジデンス、都心レジデンス 取得日 平成19年5月31日		平成19年5月31日		
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社	
=c+ ub	住居表示	東京都中央区築地七丁目7番8号	PM会社	株式会社長谷エライブネット	
所在地	地番	東京都中央区築地七丁目6番2他13筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット	
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	•	
	地積	822. 01 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月19日	
그녀	建蔽率	80%	再調達価格	1,477,000,000円 (注2)	
	容積率 (注1)	500%	PML	5.7% (注3)	
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	143, 030, 000円	
	用途	共同住宅	前所有者	恵比寿ホールディング特定目的会社	
建物	構造・ 階層	SRC 13F1B			
	延床面積	6, 387. 67 m²			
	建築時期	平成17年3月11日			

### 特記事項

- 1. 南西側隣地の建物の一部及び水道管が信託土地に越境しています。また、同南西側隣地所有の水道・ガスメーター検針、配管の修理及び 清掃のために、境界より後退してフェンス等を設置しています。本件については、越境及び土地の利用に関する覚書が締結されていま す。
- 2. 下記(注1)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和幅が縮小されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。

- (注1) 信託建物の建築時の街並み誘導型地区計画(築地地区地区計画)により、基準容積率が1.4倍(700%)まで緩和されていましたが、 平成16年4月に当該容積率緩和規定が改正されたため、現在の基準容積率は600%です。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-26 物件名称: HF新横浜レジデンス

特定資産の種類		不動産	取得価格	3, 350, 000, 000円
投資区分	<del>}</del>	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリ	J ア	第二投資エリア (神奈川県)	信託受託者	_
	住居表示	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番6号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
所在地	地番	神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目7番6他 2筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	805. 00 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月7日
1.76	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	1,157,000,000円 (注2)
	容積率	800%	PML	13.2% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	121,650,000円
	用途	共同住宅	前所有者	汐留ホールディング特定目的会社
建物	構造・ 階層	R C 10 F		
	延床面積	5, 415. 20 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成18年9月11日		

### 該当事項はありません。

### その他

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-29 物件名称: HF 白山レジデンス

特定資産の種類 不動産		取得価格	2, 350, 000, 000円		
投資区分 レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成19年5月31日		
投資エリ	Jア	第一投資エリア (東京	23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都文京区向丘一丁	目 7 番12号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
別在地	地番	東京都文京区向丘一丁	目52番1他4筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	1, 390. 68 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	平成23年12月15日
土地	建蔽率	80%	60%	再調達価格	859,000,000円 (注3)
	(注1)	00 /0	00 70	17 的 注   四个	000,000,00011 (11.0)
	容積率	400%	300%	PML	4.4% (注4)
	(注2)	·	00070		1. 1/0 (LL 4)
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	92, 780, 000円
	用途	共同住宅・車庫		前所有者	原宿ホールディング特定目的会社
建物	構造・	SRC·RC 11F1	D		
建物	階層	SKC·KC IIF I	D		
	延床面積	3, 998. 98 m²	·		
	建築時期	平成12年1月31日			
41	_				

### 特記事項

### 該当事項はありません。

- (注1) 不動産のうち近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建厳率が100%に緩和されており、建厳率の加重平均は 78.91%となります。
- (注2) 本物件の容積率の加重平均は、329.71%となります。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-30 物件名称: HF馬込レジデンス

特定資産の種類		不動産	取得価格	1,630,000,000円
投資区分	<del>ं</del>	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成19年5月31日
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都大田区東馬込一丁目38番8号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
別往地	地番	東京都大田区東馬込一丁目23番3他4筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	2, 357. 97 m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	平成23年12月9日
	建蔽率	50%	再調達価格	774,000,000円 (注1)
	容積率	100%	PML	4.6% (注2)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	70, 980, 000円
	用途	共同住宅・車庫	前所有者	原宿ホールディング特定目的会社
建物	構造・ 階層	RC 3F1B		
	延床面積	3, 566. 18 m²		
	建築時期	平成13年8月29日		

該当事項はありません。

その他

- (注1) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

### 物件番号: Re-31 物件名称: HF学芸大学レジデンスⅡ

MH H 4 - 170 - 171 - 171 - 172						
特定資產	産の種類	つ種類 不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,650,000,000円	
投資区分	投資区分レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成19年6月29日		
投資エリ	Jア	第一投資エリア(東京	23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都目黒区中町一丁	目40番7号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
別住地	地番	東京都目黒区中町一丁	目985番15	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット	
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要		
	地積	847.14㎡ (注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構	
	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	平成23年12月21日	
土地	建蔽率 (注2)	80%	60%	再調達価格	412,000,000円 (注4)	
	容積率 (注3)	300%	200%	PML	14.6% (注5)	
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	48, 940, 000円	
	用途	共同住宅		前所有者	有限会社三鷹プロパティーズ	
建物	構造・ 階層	RC 5F				
	延床面積	1, 863. 67 m <sup>2</sup>		7		
	建築時期	平成17年1月27日				

### 特記事項

南側隣地から信託土地へ門柱の一部及び建物の一部が越境しています。本件については、越境に関する確認書が締結されています。

- (注1) 信託土地の西側一部 (42.05㎡) はセットバック部分であり、建築物の敷地面積には算入できません。
- (注2) 建蔽率の加重平均は70.19%となります。
- (注3) 両地域の容積率の加重平均は、250.95%となります。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成19年5月10日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注5) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-33 物件名称: HF亀戸レジデンス

性完容	産の種類	不動産	取得価格	1,050,000,000円
117-210- 1-771				
	投資区分 レジデンス、都心レジデンス 取得日 平成20年2月2		平成20年2月29日	
投資工!	リア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	_
所在地	住居表示	東京都江東区亀戸二丁目36番13号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
7月1工地	地番	東京都江東区亀戸二丁目36番3他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	246. 34 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成23年12月13日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	423,000,000円 (注2)
	容積率	600%	PML	7.6% (注3)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	40,800,000円
	用途	共同住宅 店舗	前所有者	有限会社セイン及び株式会社ホームネット
建物	構造・ 階層	RC 13F		
	延床面積	1, 782. 74 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成20年1月24日	7	

### 該当事項はありません。

### その他

- (注1) 不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2) 株式会社東京建築検査機構作成の平成20年2月18日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注3) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

#### 物件番号: Re-34 物件名称: HF田無レジデンス

特定資產	特定資産の種類 不動産		取得価格	911,000,000円	
投資区分	投資区分 レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成20年6月12日	
投資エリ	Jア	第二投資エリア(東	京都)	信託受託者	_
==+- 114	住居表示	東京都西東京市田無	町六丁目5番23号	PM会社	株式会社長谷エライブネット
所在地	地番	東京都西東京市田無	町六丁目1676番1他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	1, 639. 65 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	近隣商業地域	第一種住居地域	調査時点	平成23年12月2日
1.46	建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	670,000,000円 (注3)
	容積率	200%	200%	PML	8.6% (注4)
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	100, 390, 000円
	用途	共同住宅 車庫(注	2)	前所有者	有限会社ウォーターウェイ
建物	構造・ 階層	RC 6F(注2)			•
	延床面積	3,414.75㎡ (注2)			
	建築時期	平成元年3月15日		1	

# 特記事項

- 本件土地から南側通路へフェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。
   西側隣地から本件土地へ建物軒樋の一部及び土間タイルの一部が越境しています。建物軒樋の一部については、越境に関する覚書が締結 されており、土間タイルの一部については、越境に関する覚書等は締結されていません。

- (注1) 建蔽率の加重平均は71.28%となります。
- (注2) 登記簿上、以下の2棟の建物(①共同住宅及び②車庫)が存在します。
  - ①共同住宅 (主たる建物) 共同住宅:RC 6F 3,198.74㎡、(附属建物) ポンプ室:RC 1F 5.52㎡ ②車庫 RC 1F 210.49㎡

延床面積は、①及び②の合計を記載しています。なお、①及び②の他、登記対象とならない増築部分(駐輪場: 27.62m2及びゴミ置 場:6.66㎡) があります。

- (注3)株式会社東京建築検査機構作成の平成20年1月17日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。
- (注4) 株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月30日付地震リスクPML診断報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-35 物件名称: HF 芝公園レジデンス

特定資產	特定資産の種類 不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	836, 000, 000円	
投資区分		レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京	23区)	信託受託者	三菱UF J 信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区芝三丁目14	番15号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
別在地	地番	東京都港区芝三丁目27	番 1	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	311. 02 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	近隣商業地域	調査時点	平成22年7月21日
1.76	建蔽率	80%	80%	再調達価格	355,000,000円
	容積率(注)	600% • 500%	400%	PML	7.8%
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	39,000,000円
	用途	共同住宅・機械室・物	置	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
建物	構造・ 階層	SRC 12F1B			
	延床面積	1, 362. 79 m²			
	建築時期	平成15年8月8日			

該当事項はありません。

その併

(注) 信託不動産の容積率は、西側道路境界から30mまでが600%、北側道路境界から20mまでが500%、それ以外の部分が400%となっています。

# 物件番号:Re-36 物件名称:HF三田レジデンス

MH H 2 + 170 00 MH H 11 - 121 = 12 + 4 > 1 + 1						
特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,080,000,000円		
投資区分	投資区分レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成22年10月1日		
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		
所在地	住居表示	東京都港区三田三丁目3番6号	PM会社	株式会社長谷エライブネット		
別仕地	地番	東京都港区三田三丁目20番1	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット		
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要			
	地積	303. 10 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構		
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月21日		
	建蔽率	80%	再調達価格	422,000,000円		
	容積率	500%	PML	2.6%		
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	48, 100, 000円		
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー		
建物	構造・ 階層	SRC 13F				
	延床面積	1, 705. 22 m <sup>2</sup>				
	建築時期	平成16年3月4日				

# 特記事項

東側公道について、都市計画道路(補助14号線。計画幅員15m、現在の接道面から4m強後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。

### その他

該当事項はありません。

物件番号: Re-37 物件名称: HF高輪レジデンス

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	749,000,000円
投資区分	<del>ं</del> ने	レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	第一投資エリア	(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都港区三田	四丁目17番22号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別往地	地番	東京都港区三田	四丁目602番3他1筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	432. 36 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	近隣商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	平成22年7月22日
	建蔽率	80%	60%	再調達価格	301,000,000円
	容積率	300%	300%	PML	1.5%
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	34, 130, 000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社クリード
建物	構造・ 階層	RC 7F1B			
	延床面積	1,176.06㎡ (注	)		
	建築時期	平成15年2月25	F		

- 1. 北西側特別区道について、都市計画道路(補助14号線。計画幅員15m、現在の接道面から約3.8m後退。)が計画決定されており、当該 事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。
- 2. 信託土地北西側敷地に東京都下水道局の公共下水道汚水升が設置されています。本件については、私有地使用承諾にて承諾されていま す。
- 3. 信託不動産と南側隣地及び東側隣地との境界線上にブロック塀が存在しています。本件については、一部の隣地所有者において、資産 区分・管理区分に関する覚書等は締結されていません。
- 4. 上記ブロック塀の先端及び建物の基礎部分が南側道路に越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていませ

### その他

(注) 延床面積に附属建物 (ゴミ置場:RC 1F 2.7㎡) が含まれます。

### 物件番号: Re-38 物件名称: ラ・レジダンス・ド・白金台

の種類 📗	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	730,000,000円
- 13/4			平成22年10月1日
P	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
住居表示	東京都港区白金台五丁目18番8号	PM会社	東急住宅リース株式会社
地番	東京都港区白金台五丁目22番3	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
所有形態	所有権 (敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
地積	344. 25 m² (注 1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月22日
建蔽率	80%	再調達価格	281,000,000円 (注4)
容積率	500%	PML	3.3%
所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	45,580,000円 (注5)
用途	居宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
構造・ 階層	SRC 15F		
延床面積	1,180.73㎡ (注3)		
建築時期	平成16年2月6日		
) 作	字 主电报 表示 电相 表示 电相 基 经 看 在 地	レジデンス、都心レジデンス ア 第一投資エリア(東京23区) 主居表示 東京都港区白金台五丁目18番8号 地番 東京都港区白金台五丁目22番3 所有形態 所有権 (敷地権) 地積 344.25㎡ (注1) 用途地域 商業地域 豊厳率 80% 容積率 500% 所有形態 区分所有権 (注2) 用途 居宅 構造・ SRC 15F 皆層 UKR 1,180.73㎡ (注3)	レジデンス、都心レジデンス     取得日       ア 第一投資エリア(東京23区)     信託受託者       主居表示     東京都港区白金台五丁目18番8号     PM会社       地番     東京都港区白金台五丁目22番3     マスターリース会社       所有形態     所有権(敷地権)     建物状況調査報告書の概要       地積     344.25㎡(注1)     調査機関       用途地域     調査時点       書廠率     80%     再調達価格       を積率     500%     PML       所有形態     区分所有権(注2)     長期修繕費(15年以内)       用途     居宅     前所有者       進済     SRC 15 F       近床面積     1,180.73㎡(注3)

### 特記事項

信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。

- (注1) 敷地全体の面積を記載しています。
- (注2) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が 1 棟の建物のうち72.35% (専有面積割合) を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め4名です。
- (注3)延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注4) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注5) 1棟の建物全体の長期修繕費を記載しています。

物件番号: Re-39 物件名称: HF銀座レジデンスEASTⅡ

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,460,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリア		第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新富一丁目6番10号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
	地番	東京都中央区新富一丁目6番2	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
土地	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	368. 35 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月27日
	建蔽率	80%	再調達価格	523, 000, 000円
	容積率	600%	PML	6.9%
	(注2)			
建物	所有形態	区分所有権(注1)	長期修繕費(15年以内)	74, 260, 000円
	用途	居宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
	構造・ 階層	RC 12F		
	延床面積	2, 334. 73 m²		
	建築時期	平成11年2月4日		

信託不動産から北側隣地へ侵入防止用フェンスの一部が越境しています。また、同北側隣地上の建物に設置された衛星用アンテナ等が信託 不動産上空を越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。

#### その他

- (注1) 信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。
- (注2) 信託不動産は、建築当時、中央区街並み誘導型地区計画(京橋地区)に指定され、基準容積率が840%に緩和されていました。現在は、当該緩和規定の適用外となり、容積率限度は600%ですが、信託不動産はこれも満たしています。

### 物件番号: Re-40 物件名称: HF八丁堀レジデンスⅡ

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,890,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリア		第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新川二丁目7番11号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
	地番	東京都中央区新川二丁目214番1他1筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
土地	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	427.32㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月28日
	建蔽率	80%	再調達価格	750,000,000円
	容積率 (注2)	500%	PML	6.0%
建物	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	79, 570, 000円
	用途	居宅	前所有者	有限会社リーステム・パートナーズ
	構造・ 階層	SRC 13F		,
	延床面積	3, 351. 26 m²		
	建築時期	平成14年1月30日		_
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

# 特記事項

- 1. 東側隣地のダクト等、北東側隣地の室外機等及び南側隣地のプラスチックパネル(塀)等が信託不動産に越境しています。本件については、それぞれ越境に関する合意書が締結されています。
- 2. 下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和幅が縮小されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわゆる既存不適格建物となっています。

- (注1)敷地面積には、私道部分の面積(約12㎡)が含まれています。
- (注 2) 信託不動産は、街並み誘導型地区計画区域 (新川・茅場町街区) に位置しており、建築当時の基準容積率は700%でしたが、平成16 年4月に当該容積率緩和規定が改正されたため、現在の基準容積率は600%です。
- (注3) 信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有持分の100%を保有しています。

物件番号: Re-41 物件名称: HF八丁堀レジデンスⅢ

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	793, 000, 000円
投資区分	<del>ं</del> ने	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区新川二丁目17番8号	PM会社	日本ハウズイング株式会社
別在地	地番	東京都中央区新川二丁目102番84他7筆	マスターリース会社	日本ハウズイング株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	203.98㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月28日
1.46	建蔽率	80%	再調達価格	421,000,000円
	容積率 (注2)	700%	PML	3. 2%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	44, 880, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
建物	構造・ 階層	SRC 15F		
	延床面積	1, 756. 88 m²		
	建築時期	平成16年1月30日		

下記(注2)の通り、信託建物の竣工後に容積率の緩和幅が縮小されたため、同建物の容積率は基準容積率を上回っており、同建物はいわ ゆる既存不適格建物となっています。

#### その他

- (注1) 敷地面積には、私道部分の面積(約16.71m²) が含まれています。
- (注2) 信託不動産は、街並み誘導型地区計画区域 (新川・茅場町街区) に位置しており、建築当時の基準容積率は886.6%でしたが、平成 16年4月に当該容積率緩和規定が改正されたため、現在の基準容積率は約793%です。

#### 物件番号: Re-42 物件名称: HF銀座レジデンス

特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	944,000,000円
投資区分	<del>ं</del>	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中央区銀座一丁目20番6号	PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント 株式会社
別任地	地番	東京都中央区銀座一丁目207番13他1筆	マスターリース会社	アール・エー・アセット・マネジメント 株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	175.16㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月27日
1.46	建蔽率	80%	再調達価格	296, 000, 000円
	容積率 (注2)	800%	PML	3.0%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	44, 280, 000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	株式会社クリード
建物	構造・ 階層	SRC 13F		
	延床面積	1, 375. 97 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成16年7月22日		

#### 特記事項

- 1. 信託不動産の北西側私道部分にマンホール部分を有する私設下水道管が設置されています。但し、信託建物は、当該施設下水道管を使用していません。また、当該施設下水道管の埋設に関する経緯、所有者、管理者等については不明です。
- 2. 信託土地上に新たに建物を建築する際には、信託建物の建築後改正の下記(注2)記載の地区計画により、信託建物の建築時には適用のなかった制限を受けます。

- (注1)敷地面積には、私道部分の面積(約21.46㎡)が含まれています。
- (注2) 信託不動産は、用途別容積型地区計画及び街並み誘導型地区計画 (中央区銀座地区B地区) の適用地域に位置しており、建築時においては、基準容積率は825%に緩和されていました。現在の基準容積率は800%ですが、信託不動産はこれも満たしています。

物件番号:Re-43 物件名称:HF駒沢公園レジデンスTOWER

			•		
特定資產	産の種類	不動産を信託財	産とする信託受益権	取得価格	6,520,000,000円
投資区分	<del>ं</del> ने	レジデンス、都	心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	第一投資エリア	(東京23区)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都世田谷区	駒沢二丁目7番1号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別住地	地番	東京都世田谷区	駒沢二丁目976番1他13筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権(敷地権	)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	2,425.44㎡ (注	1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	平成22年7月1日
1.76	建蔽率	80%	60%	再調達価格	2,524,000,000円
	容積率 (注2)	500%	200%	PML	2.7%
	所有形態	区分所有権(注	3)	長期修繕費(15年以内)	269, 590, 000円
	用途	居宅・店舗		前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー
建物	構造・ 階層	RC 30F1B			
	延床面積	11, 468. 94 m²			
	建築時期	平成13年1月12	F		

信託不動産の北西側私道部分に隣地の所有者が利用する上水道管を敷設するための承諾がなされています。

#### その他

- (注1) 敷地面積には、私道部分の面積(約98.32m²) が含まれています。
- (注2) 両地域の容積率の加重平均は、356.42%となります。
- (注3) 信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。

## 物件番号:Re-44 物件名称:HF梅田レジデンスTOWER

	別目は 3.1c 日 初日有物・111 梅田 V V V V I OW E R					
特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,920,000,000円		
投資区分	<del>;</del> }	レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日		
投資エリ	リア	地方投資エリア (大阪府)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		
所在地	住居表示	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目3番6号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース		
別仕地	地番	大阪府大阪市北区曽根崎一丁目65番1	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース		
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要			
	地積	631.79㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構		
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月21日		
	建蔽率	80%	再調達価格	1,561,000,000円		
	容積率	800%	PML	6.2%		
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	142, 230, 000円		
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	有限会社シングルレジデンス・エー		
建物	構造・ 階層	RC·SRC 25F1B				
	延床面積	7,105.00㎡ (注2)				
	建築時期	平成15年8月29日				

#### 特記事項

- 1. 信託不動産の西側隣地からブロック塀の倒壊を防ぐための工作物の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する 確約書が締結されています。
- 2. 信託建物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱に基づき43台分の駐車場が 必要ですが、大阪市長との確認に基づき32台分のみの駐車場を設置しています。

- (注1)敷地面積には、私道部分の面積(約7.32㎡)が含まれています。
- (注2) 延床面積に附属建物(駐車場:S 1F 39.69㎡) が含まれます。

物件番号: Re-45 物件名称: HF中之島レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	453,000,000円
投資区分	<del>}</del>	レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	地方投資エリア (大阪府)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	大阪府大阪市北区中之島三丁目5番19号	PM会社	株式会社長谷工ライブネット
別住地	地番	大阪府大阪市北区中之島三丁目38番1他1筆	マスターリース会社	株式会社長谷工ライブネット
	所有形態	所有権 (敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	375. 95 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月22日
1.16	建蔽率	80%	再調達価格	360,000,000円
	容積率 (注1)	600%	PML	8.6%
	所有形態	区分所有権(注2)	長期修繕費(15年以内)	49, 480, 000円
	用途	居宅	前所有者	有限会社リーステム・パートナーズ
建物	構造・ 階層	RC 10F		
	延床面積	1, 486. 57 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成13年6月1日		

- 1. 信託不動産東部に現存する通路について、近隣の通路利用者との間で通路確保に関する覚書を締結しており、将来にわたり当該通路を確保することとなっています。
- 2. 上記近隣の通路利用者が使用する排水管、ガス管及びこれらに付随する排水升が信託不動産内を通過しています。本件については、覚書が締結されています。
- 3. 信託建物は、大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱に基づき、13台分の駐車場が必要ですが、大阪市長との確認に基づき6台分の みの駐車場を設置しています。

#### その他

- (注1) 信託不動産の容積率は、前面道路幅員による規制により360%に制限されています。
- (注2) 信託建物は区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。

## 物件番号: Re-46 物件名称: HF阿波座レジデンス

特定資産	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	577, 000, 000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	地方投資エリア (大阪府)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
=c + 114	住居表示	大阪府大阪市西区立売堀四丁目6番12号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	大阪府大阪市西区立売堀四丁目29番1	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	296. 88 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月21日
	建蔽率	80%	再調達価格	463, 000, 000円
	容積率	600%	PML	6.0%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	47, 760, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社ダーウィン
建物	構造・ 階層	SRC·RC 10F		
	延床面積	1, 999. 88 m²		
	建築時期	平成14年3月6日		
11 to 10 to 10	建築時期			

## 特記事項

- 1. 信託不動産から東側隣地へ侵入防止フェンスの一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 信託不動産から南西道路側に側溝の一部及び北側障壁の一部が越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。
- 3. 信託建物は、建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱に基づき16台分の駐車場が必要ですが、大阪市長との確認に基づき2台分のみの駐車場を設置しています。

#### その他

該当事項はありません。

物件番号: Re-47 物件名称: HF丸の内レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	624, 000, 000円
投資区分	<del>}</del>	レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	地方投資エリア(愛知県)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市西区幅下二丁目11番21号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別任地	地番	愛知県名古屋市西区幅下二丁目1112番他1筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	545. 08 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月6日
	建蔽率	80%	再調達価格	478, 000, 000円
	容積率	400%	PML	16.5%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	55, 140, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	有限会社シングルレジデンス・インベス トメント
建物	構造・ 階層	RC 10F		
	延床面積	2, 284. 30 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成16年2月16日		

信託建物は、名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例における駐車台数を確保していませんが、これを確保するために、近隣の駐車場貸主との間で駐車場を優先的に借り受けるための合意をしています。

その他

該当事項はありません。

#### 物件番号: Re-48 物件名称: HF平尾レジデンス

19711 EE 1	7 . Ne 10	物件和称・III 十尾レンテンパ		
特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,780,000,000円
投資区分	ने	レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	地方投資エリア (福岡県)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
	住居表示	福岡県福岡市南区那の川二丁目4番32号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	福岡県福岡市南区那の川二丁目 4 号23番他 4 筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	•
	地積	1, 599. 97 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月13日
	建蔽率	80%	再調達価格	1,549,000,000円
	容積率	400%	PML	3.4%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	155, 080, 000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	有限会社エヌ・シー・アール・アイ・ワ ン
建物	構造・ 階層	SRC 15F		
	延床面積	6, 476. 24 m²		
	建築時期	平成15年3月6日		

### 特記事項

- 1. 南東側隣地から雨樋の一部が信託不動産上空を越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。
- 2. 南東側隣地からU字溝の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書等は締結されていません。
- 3. 北側道路について、都市計画道路(3.2.11別府香椎線。計画幅員25m、現在の接道面から2.5m後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。
- 4. 信託建物は、福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例における駐車台数を確保していませんが、これを確保するために、近隣の駐車場貸主との間で駐車場を優先的に借り受けるための合意をしています。

## その他

該当事項はありません。

物件番号: Re-49 物件名称: HF河原町二条レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	534,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	地方投資エリア(京都府)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	京都府京都市中京区寺町通二条下る榎木町 84番地(注1)	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別任地	地番	京都府京都市中京区寺町通二条下る榎木町84 番	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	206. 84 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月7日
1.46	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	296, 000, 000円
	容積率	600%	PML	6.5%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	41,560,000円
	用途	共同住宅・事務所	前所有者	株式会社ダーウィン
建物	構造・ 階層	RC 11F		
	延床面積	1, 547. 19 m²		
	建築時期	平成17年2月15日		

該当事項はありません。

#### その併

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。

#### 物件番号: Re-52 物件名称: HF天神東レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	502,000,000円
投資区分	分	レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	地方投資エリア (福岡県)	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
=r +- ub	住居表示	福岡県福岡市博多区古門戸町7番4号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	福岡県福岡市博多区古門戸町139番	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	•
	地積	429. 63 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月13日
1.46	建蔽率	80%	再調達価格	482,000,000円
	容積率(注)	500% • 400%	PML	5. 3%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	51, 980, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社ウェルホールディングス
建物	構造・ 階層	R C 12 F		
	延床面積	2, 283. 63 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成17年8月22日		

## 特記事項

信託建物は、福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例及び福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例における駐車台数を確保していませんが、これを確保するために、近隣の駐車場貸主との間で駐車場を優先的に借り受けるための合意をしています。

#### その他

(注) 容積率は、東側道路境界から30mまでの部分が500%、30mを超える部分が400%であり、両地域の容積率の加重平均は、約475.73%となります。

物件番号: Re-53 物件名称: HF四条河原町レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,820,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	Jア	地方投資エリア (京都府)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
t	住居表示	京都府京都市下京区寺町通綾小路下る中之町 560番地(注1)	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	京都府京都市下京区寺町通綾小路下る中之町 563番他3筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	863. 39 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月7日
土地	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	1,099,000,000円
	容積率 (注2)	700% • 400%	PML	5. 5%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	76, 240, 000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	株式会社ダイマルヤ
建物	構造・ 階層	RC 13F		
	延床面積	5, 217. 41 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成19年3月7日		

下記(注3)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。

#### その他

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 容積率は、東側道路境界線から30mまでの部分が700% (但し、前面道路幅員により495%に制限されています。)、それ以外の部分が400%となっており、両地域の容積率の加重平均は484.12%となります。また、信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。
- (注3) 京都市において、京都市市街地景観条例が平成19年9月より改正されていますが、信託不動産は当該条例改正の施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。

## 物件番号: Re-54 物件名称: ラ・レジダンス・ド・千駄木

MALE OF THE STATE						
特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	820,000,000円		
投資区分	ने	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日		
投資エリ	J ア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		
所在地	住居表示	東京都文京区千駄木二丁目23番3号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース		
別在地	地番	東京都文京区千駄木二丁目256番24他1筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース		
	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要			
	地積	269.15㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構		
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月2日		
工地	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	272,000,000円 (注5)		
	容積率	600%	PML	4.4%		
	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	49,870,000円 (注6)		
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社フィンチ		
建物	構造・ 階層	RC·S 12F				
	延床面積	1,307.91㎡ (注4)				
	建築時期	平成18年2月24日				

#### 特記事項

- 1. 信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。
- 2. 東側公道について、都市計画道路(補助94号、計画幅員20m、現在の接道面から約2m後退。)が計画決定されており、当該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。

- (注1) 敷地全体の面積を記載しています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち73.74% (専有面積割合)を保有しています。なお、登記簿上の区分所有者の総数は信託受託者を含め5名です。
- (注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注5) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注6) 1棟の建物全体の長期修繕費を記載しています。

物件番号: Re-55 物件名称: HF千駄木レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	870,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都文京区千駄木二丁目6番6号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別在地	地番	東京都文京区千駄木二丁目113番9	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権(敷地権)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	249.06 m² (注 1 )	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月2日
LE	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	342,000,000円 (注5)
	容積率	600%	PML	9. 2%
	所有形態	区分所有権(注3)	長期修繕費(15年以内)	42,570,000円 (注6)
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社フィンチ
建物	構造・ 階層	R C 10 F		
	延床面積	1,667.29㎡ (注4)		
	建築時期	平成18年2月24日		

信託建物は区分所有建物であり、管理規約が存在します。

#### その他

- (注1) 敷地全体の面積を記載しています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 信託建物は区分所有建物であり、信託受託者が1棟の建物のうち95.03% (専有面積割合) を保有しています。なお、登記簿上の区 分所有者の総数は信託受託者を含め2名です。
- (注4) 延床面積については、1棟の建物の延床面積に上記専有面積割合を乗じて算出した値を記載しています。
- (注5) 建物状況調査報告書記載の1棟の建物の再調達価格に上記専有面積割合を乗じ、百万円未満を四捨五入した値を記載しています。
- (注6) 1棟の建物全体の長期修繕費を記載しています。

## 物件番号: Re-56 物件名称: HF駒沢公園レジデンス

特定資產	特定資産の種類 不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	615,000,000円	
投資区分		レジデンス、都心	レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	第一投資エリア()	東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
= 다 수는 보다	住居表示	東京都世田谷区駒港	沢四丁目11番2号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	東京都世田谷区駒港	沢四丁目157番10	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	709. 54 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	平成22年7月1日
土地	建蔽率 (注)	80%	50%	再調達価格	244,000,000円
	容積率(注)	300%	100%	PML	4.3%
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	30,610,000円
	用途	共同住宅		前所有者	藤和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	RC 3F			
	延床面積	1, 124. 69 m²		1	
	建築時期	平成18年7月21日		1	
44 30 35 7				7	

### 特記事項

北側隣地の保安器の一部及び東側隣地のブロック積の一部等が信託不動産に越境しています。本件については、それぞれの所有者との間で越境に関する確認書を締結しています。

#### その他

(注)近隣商業地域の容積率は、前面道路幅員による規制により240%に制限されており、両地域の容積率の加重平均は133.84%、建蔽率の加重平均は67.25%となります。

物件番号: Re-57 物件名称: HF武蔵小山レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	842,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資工!	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都品川区小山四丁目8番6号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別土地	地番	東京都品川区小山四丁目21番5	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	455.93 m² (注 1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	近隣商業地域	調査時点	平成22年7月14日
7.46	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	297, 000, 000円
	容積率	300%	PML	6.3%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	35, 490, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	東南インテックス株式会社
建物	構造・ 階層	RC 8F		
	延床面積	1, 495. 61 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成18年11月9日		

該当事項はありません。

その併

- (注1)敷地面積には、私道部分の面積(約48.28㎡)が含まれています。
- (注2) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。

## 物件番号: Re-58 物件名称: HF国分寺レジデンス

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	839,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	第二投資エリア (東京都)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都国分寺市南町三丁目18番7号	PM会社	日本ハウズイング株式会社
別任地	地番	東京都国分寺市南町三丁目2700番100他3筆	マスターリース会社	日本ハウズイング株式会社
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	257. 06 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月2日
1.46	建蔽率 (注)	80%	再調達価格	295, 000, 000円
	容積率	500%	PML	6.3%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	42,640,000円
	用途	共同住宅 事務所	前所有者	株式会社藤和ハウス
建物	構造・ 階層	RC 11F		
	延床面積	1, 295. 58 m²		
	建築時期	平成18年1月23日		

#### 特記事項

該当事項はありません。

その併

(注) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。

物件番号: Re-59 物件名称: HF久屋大通レジデンス

特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,080,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資工!	Jア	地方投資エリア(愛知県)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	愛知県名古屋市東区泉一丁目12番1号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別土地	地番	愛知県名古屋市東区泉一丁目1201番	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	362. 02 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月6日
그녀	建蔽率 (注)	80%	再調達価格	737,000,000円
	容積率	800%	PML	9.3%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	68, 740, 000円
	用途	共同住宅 店舗 自転車置場	前所有者	株式会社インボイスRM
建物	構造・ 階層	RC 13F1B		
	延床面積	3, 633. 19 m²		
	建築時期	平成18年3月9日		
特記事項	頁			_
該出車T	百一ちります	L /		

該当事項はありません。

その他

(注) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。

#### 物件番号: Re-60 物件名称: HF烏丸鞍馬口レジデンス

	WITH O THE SECOND PORT OF THE MANAGEMENT OF THE SECOND PORT OF THE SEC					
特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	572,000,000円		
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日		
投資エリ	Jア	地方投資エリア (京都府)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		
===+10	住居表示	京都府京都市上京区上御霊前通烏丸東入上御霊前町411番地1(注1)	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース		
所在地	地番	京都府京都市上京区上御霊前通烏丸東入上御霊前町411番1	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース		
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	_		
	地積	471.10㎡ (注2)	調査機関	株式会社東京建築検査機構		
土地	用途地域	近隣商業地域	調査時点	平成22年7月7日		
1.76	建蔽率 (注3)	80%	再調達価格	292, 000, 000円		
	容積率	300%	PML	9.9%		
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	30,710,000円		
建物	用途	共同住宅 店舗	前所有者	大丸屋住宅株式会社		
	構造・ 階層	RC 6F				
	延床面積	1, 362. 90 m <sup>2</sup>				
	建築時期	平成19年3月20日				
44 20 40	-			· ·		

### 特記事項

該当事項はありません。

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。 (注2) 敷地面積には、私道部分の面積(約19.50㎡)が含まれています。 (注3) 信託不動産の建蔽率は、角地加算により90%に緩和されています。

物件番号: Re-61 物件名称: HF西新宿レジデンスWEST

特定咨询	金の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,990,000,000円
特定資産の種類 投資区分				
	-	レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資工	リア	第一投資エリア(東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都新宿区西新宿八丁目8番20号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
7月1工地	地番	東京都新宿区西新宿八丁目157番11他2筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	575.67㎡ (注1)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月6日
上地	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	685,000,000円
	容積率	500%	PML	4.6%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	69, 530, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	合同会社西新宿エイト
建物	構造・ 階層	RC 12F		
	延床面積	2, 979. 31 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成18年3月31日		_

該当事項はありません。

#### その他

- (注1)敷地面積には、私道部分の面積(約31.64m³)が含まれています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。

## 物件番号: Re-62 物件名称: HF西新宿レジデンスEAST

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1, 170, 000, 000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリア		第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
= 드 수도 되나	住居表示	東京都新宿区西新宿八丁目7番11号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	東京都新宿区西新宿八丁目157番3他2筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	347.29 m² (注 1 )	調査機関	株式会社東京建築検査機構
_L_+U1	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月6日
土地	建蔽率 (注2)	80%	再調達価格	417,000,000円
	容積率	500%	PML	3.5%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	46, 390, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	合同会社西新宿エイト
建物	構造・ 階層	RC 13F		
	延床面積	1, 787. 97 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成18年3月31日		

#### 特記事項

該当事項はありません。

- (注1) 敷地面積には、私道部分の面積(約15.78m²) が含まれています。
- (注2) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。

物件番号: Re-63 物件名称: HF 東新宿レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1, 360, 000, 000円	
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日	
投資エリア		第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社	
所在地	住居表示	東京都新宿区大久保二丁目2番8号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース	
別任地	地番	東京都新宿区大久保二丁目9番3	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース	
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要		
	地積	313. 96 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構	
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月6日	
	建蔽率	80%	再調達価格	475,000,000円	
	容積率	600%	PML	2.6%	
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	50, 690, 000円	
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM	
建物	構造・ 階層	RC 13F			
	延床面積	2, 233. 42 m²			
	建築時期	平成19年3月8日			
特記事項					
該当事項はありません。					
その他					
該当事項	頁はありませ	けん。			

## 物件番号: Re-64 物件名称: HF東心斎橋レジデンス

性学次至	生の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	566,000,000円
特定資産の種類				
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	地方投資エリア (大阪府)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目4番20号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別在地	地番	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目4番1	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	343. 80 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月21日
土地	建蔽率	000/	<b>三洲</b> 法/F/A	970 000 000 H
	(注)	80%	再調達価格	270,000,000円
	容積率	0000/	DMI	10.00/
	(注)	800%	PML	10.3%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	31,840,000円
	用途	共同住宅・店舗・駐輪場	前所有者	株式会社インボイスRM
7-5, 4.6.	構造・	D.C. O.D.		
建物	階層	RC 9F		
	延床面積	1, 295. 71 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成18年9月15日		
41	•	•		-

## 特記事項

- 1. 東側隣地及び南側隣地のブロック塀の基礎が信託不動産に越境しています。本件については、それぞれ越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 信託建物は、大阪市共同住宅の駐車施設に関する指導要綱に基づき10台分の駐車場が必要ですが、大阪市長との確認に基づき3台分の みの駐車場を設置しています。

#### その他

(注) 信託不動産の容積率は、前面道路幅員による規制により360%に制限されています。また、信託不動産は、商業地域、かつ防火地域内 の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。

物件番号: Re-65 物件名称: HF北四番丁レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	809,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資工!	リア	地方投資エリア (宮城県)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目6番62号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所任地	地番	宮城県仙台市青葉区木町通二丁目166番3	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	475. 70 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成27年2月5日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	590,000,000円 (注2)
	容積率	500%	PML	1.0%(注2)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	69,030,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
建物	構造・ 階層	RC 11F		
	延床面積	2, 834. 54 m²		
	建築時期	平成19年1月15日		

- 1. 東側隣地及び南側隣地のブロック塀の基礎の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 東側道路について、都市計画道路(主要地方道仙台泉線。計画幅員27m、現在の接道面から約2.8m後退。)が計画決定されており、当 該事業が施行され、対象土地の一部が当該道路用地として供された場合には、信託建物は、既存不適格となります。

#### その他

- (注1) 信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建厳率が100%に緩和されています。
- (注2)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。

## 物件番号: Re-66 物件名称: HF愛宕橋レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	684,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリア		地方投資エリア(宮城県)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市若林区土樋260番地1 (注1)	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別任地	地番	宮城県仙台市若林区土樋260番1	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
所有形態		所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	717. 53 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	近隣商業地域	調査時点	平成27年2月6日
	建蔽率	80%	再調達価格	577,000,000円 (注2)
	容積率	300%	PML	1.0% (注2)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	69, 220, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
建物	構造・ 階層	R C 13 F		
	延床面積	2, 381. 24 m²		
	建築時期	平成19年1月15日	]	

## 特記事項

## 該当事項はありません。

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。

物件番号: Re-67 物件名称: HF九大病院前レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	426,000,000円				
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日				
投資エリ	J ア	地方投資エリア (福岡県)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社				
所在地	住居表示	福岡県福岡市博多区千代四丁目30番8号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース				
別在地	地番	福岡県福岡市博多区千代四丁目9番1	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース				
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要					
	地積	400. 00 m <sup>2</sup>	調査機関	株式会社東京建築検査機構				
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月14日				
	建蔽率	80%	再調達価格	365,000,000円				
	容積率	400%	PML	1.0%				
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	44, 110, 000円				
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	株式会社ウェルホールディングス				
建物	構造・	RC 13F						
Æ-103	階層	101	<u></u>					
	延床面積	1, 650. 19 m²						
	建築時期	平成19年1月30日						
特記事項	特記事項							
該当事項はありません。								
その他								
該当事項	頁はありませ	たん。	·					

## 物件番号: Re-68 物件名称: HF浅草橋レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	771,000,000円
投資区分		レジデンス、都心レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	リア	第一投資エリア (東京23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都台東区柳橋二丁目19番7号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所任地	地番	東京都台東区柳橋二丁目6番41他1筆	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	267. 42 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月13日
土地	建蔽率	80%	<b>再</b> 調法 <b>任</b> 牧	224 000 000 H
	(注1)	80%	再調達価格	334,000,000円
	容積率	500%	PML	6.3%
	(注1)	300 %	PML	0.3%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	36,770,000円
	用途	共同住宅	前所有者	株式会社インボイスRM
建物	構造・	RC 14F		
建物	階層	KC 14F		
	延床面積	1, 341. 38 m²		
	建築時期	平成18年9月28日		

#### 特記事項

- 1. 東側隣地のコンクリートブロック塀の基礎等の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。
- 2. 下記(注2)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。

- (注1) 信託不動産の容積率は、前面道路幅員による規制により480%に制限されています。また、信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔵率が100%に緩和されています。
- (注2) 台東区において、集合住宅の建築及び管理に関する条例が平成17年7月より施行されていますが、信託不動産は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。

物件番号: Re-69 物件名称: HF一番町レジデンス

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	834,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成22年10月1日
投資工	J ア	地方投資エリア(宮城県)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番7号	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
別住地	地番	宮城県仙台市青葉区一番町二丁目1番4	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	398. 14 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成27年2月5日
工地	建蔽率 (注1)	80%	再調達価格	570,000,000円 (注2)
	容積率	600%	PML	1.1% (注2)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	67, 080, 000円
	用途	共同住宅・店舗	前所有者	株式会社インボイスRM
建物	構造・ 階層	R C 12 F		
	延床面積	2, 404. 41 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成19年2月21日		

該当事項はありません。

## その他

- (注1) 信託建物は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注2)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。

#### 物件番号: Re-70 物件名称: HF東中野レジデンス

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	942,000,000円
投資区分	投資区分 レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成22年10月1日	
投資エリ	Jア	第一投資エリア(	東京23区)	信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都中野区東中野	野二丁目19番4号	PM会社	日本ハウズイング株式会社
別在地	地番	東京都中野区東中野	野二丁目8番8	マスターリース会社	日本ハウズイング株式会社
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	538.53㎡(注1)		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種低層住居専用地域	調査時点	平成22年7月2日
土地	建蔽率 (注2)	80%	60%	再調達価格	351,000,000円
	容積率 (注2)	400%	150%	PML	3.0%
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	38, 240, 000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社ウィルレイズ・コーポレーション
建物	構造・ 階層	RC 11F			
	延床面積	1, 705. 22 m <sup>2</sup>		]	
	建築時期	平成19年2月28日		]	

## 特記事項

南東側隣地の擁壁の一部が信託不動産に、信託不動産の擁壁の一部が南西側隣地に越境しています。本件については、それぞれ越境に関する確認書が締結されています。

- (注1)敷地面積には、私道部分の面積(約2.07m<sup>2</sup>)が含まれています。
- (注 2) 容積率は東側都道「山手通り」の拡幅計画線から30m以内は400%、それ以外の部分が150%となっており、両地域の加重平均は251.61%、建蔽率の加重平均は76.24%となります。

物件番号: Re-72 物件名称: HF早稲田レジデンス

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	2,090,000,000円
投資区分			取得日	平成22年10月1日	
投資エリ	リア	第一投資エリア	(東京23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
=r-+- ub	住居表示	東京都新宿区弁尹	<b>三町23番地9 (注1)</b>	PM会社	株式会社長谷エライブネット
所在地	地番	東京都新宿区弁尹	三町23番 9	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	820. 34 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第一種中高層住居専用地域	調査時点	平成22年7月7日
土地	建蔽率 (注2)	80%	60%	再調達価格	783, 000, 000円
	容積率 (注2)	400%	300%	PML	4.0%
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	75, 230, 000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社クレアスアセット
建物	構造・ 階層	RC 15F			
	延床面積	3, 440. 06 m <sup>2</sup>			
	建築時期	平成19年5月18日	1		

下記(注3)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。

#### その他

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 信託不動産の容積率は、東側「外苑東通り」(環状3号線)の計画線から30m以内は400%、それ以降の部分が300%となっており、 両地域の加重平均は387.15%、建蔽率の加重平均は97.43%となります。また、信託不動産のうち近隣商業地域、かつ、防火地域内 の耐火建築物の敷地は、建蔽率が100%に緩和されています。
- (注3) 新宿区において平成18年3月より建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区変更が施行されていますが、信託不動産は当該条例 施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定めら れた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。

#### 物件番号: Re-73 物件名称: HF早稲田レジデンスⅡ

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	872,000,000円
投資区分	投資区分 レジデンス、都心レジデンス		取得日	平成22年10月1日	
投資エリ	リア	第一投資エリア(東京	(23区)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
블로 수는 보다	住居表示	東京都新宿区弁天町23	3番地10(注1)	PM会社	株式会社長谷エライブネット
所在地	地番	東京都新宿区弁天町2:	3番10	マスターリース会社	株式会社長谷エライブネット
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	•
	地積	319. 83 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	商業地域	近隣商業地域	調査時点	平成22年7月7日
土地	建蔽率 (注2)	80%	80%	再調達価格	311,000,000円
	容積率 (注2)	500%	400%	PML	3.6%
	所有形態	所有権	•	長期修繕費(15年以内)	41, 160, 000円
	用途	共同住宅		前所有者	株式会社クレアスアセット
建物	構造・ 階層	RC 14F			
	延床面積	1, 356. 68 m²		7	
	建築時期	平成19年5月18日		7	
44	T				

## 特記事項

下記(注3)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 信託不動産の容積率は、「外苑東通り」(環状3号線)の計画線と早稲田通りの角きり線より30mまで500%、それ以降の部分が400%となっており、両地域の加重平均は415.52%となります。また、信託不動産のうち商業地域及び近隣商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物の敷地は、建厳率が100%に緩和されています。
- (注3) 新宿区において平成18年3月より建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区変更が施行されていますが、信託不動産は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。

物件番号: Re-74 物件名称: HF若松河田レジデンス

<b>唐宁</b> 次3	産の種類	不動産を侵託財産しま	ス合乳瓜光佐	取得価格	1, 158, 000, 000円
投資区分	分	レジデンス、都心レジ	デンス	取得日	平成25年9月13日
投資工!	リア	第一投資エリア(東京	[23区]	信託受託者	みずほ信託銀行株式会社
所在地	住居表示	東京都新宿区余丁町9	番4号	PM会社	東急住宅リース株式会社
別往地	地番	東京都新宿区余丁町10	9番 2	マスターリース会社	東急住宅リース株式会社
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	•
	地積	412. 42 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
	用途地域	近隣商業地域	第1種住居地域	調査時点	平成25年7月29日
土地	建蔽率 (注1)	80%	60%	再調達価格	421,000,000円
	容積率 (注1)	400%	300%	PML	5.0%
	所有形態	所有権		長期修繕費(15年以内)	45, 290, 000円
	用途	共同住宅		前所有者	合同会社マイレージワン
建物	構造・ 階層	RC 12F			
	延床面積	1, 858. 51 m²			
	建築時期	平成16年2月19日	_		

- 1. 南西側私道に設置されている門柱の一部及び北東側隣地のコンクリートたたきの一部が信託不動産に越境しています。また、信託不動産のコンクリート敷の一部が南東側道路に越境しています。本件については、いずれも越境に関する覚書等は締結されていません。
- 2. 下記(注2)の通り、信託不動産は現行の建築基準法に定められた基準を満たしていない、いわゆる既存不適格建物です。

#### その他

- (注1) 信託不動産の建蔽率及び容積率は、それぞれ北西側都市計画道路計画線から30mまでの区域が80%及び400%、30mを超える区域が60%及び300%であり、両区域のそれぞれの加重平均は、95.25%及び384.17%となります。
- (注2) 新宿区において平成18年3月より建築物の絶対高さ制限を定めるための高度地区変更が施行されていますが、本物件は当該条例施行前に確認申請等がなされているため、当該条例の規制対象外となっています。よって、本物件は現行の建築基準法に定められた基準を満たしておらず、いわゆる既存不適格建物となっています。

#### 物件番号: Re-75 物件名称: HF仙台レジデンスEAST

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,630,000,000円
投資区分		レジデンス、地方レジデンス	取得日	平成26年12月4日
投資エリ	J ア	地方投資エリア(宮城県)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
能大地	住居表示	宮城県仙台市宮城野区元寺小路222番地(注 1)	PM会社	株式会社アパマンショップサブリース
所在地	地番	宮城県仙台市宮城野区元寺小路222番他8筆 (注2)	マスターリース会社	株式会社アパマンショップサブリース
	所有形態	使用収益権、所有権(共有)(注3)	建物状況調査報告書の概要	
	地積	1,149.53㎡ (注3)	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成26年9月10日
	建蔽率	80%	再調達価格	995, 000, 000円
	容積率	400%	PML	1.8%
	所有形態	区分所有権(注4)	長期修繕費(15年以内)	115, 970, 000円
	用途	共同住宅	前所有者	平和不動産株式会社
建物	構造・ 階層	R C 12F		
	延床面積	5, 662. 45 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成20年7月23日		

#### 特記事項

- 1. 本件土地は、施行者を仙台市とする仙塩広域都市計画事業仙台駅東第二土地区画整理事業(以下「本件事業」といいます。)の施行地区内にあり、本件土地のうち、本件建物の敷地となる部分(以下「本件敷地部分」といいます。)は本件事業の施行者から仮換地の指定及び使用収益開始日の通知を受けています。換地処分は、平成27年9月に行われる予定となっており、従前地の所有権と引換えに本件敷地部分の所有権を取得する予定です。また、換地処分の際に、本件敷地部分の境界については、最終的に確定されるとともに、受託者は清算金を徴収される予定です。
- 2. 本件土地は、本件敷地部分と飛び地(以下「本件飛び地」といいます。)で構成されています。本件飛び地は、従前私道として扱われていましたが、仮換地は指定されておらず、換地処分後は公道として扱われる予定であり、受託者には清算金が交付される予定です。

- (注1) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。
- (注2) 本件敷地部分は仮換地の指定を受けていますが、所在地には従前地の登記簿上の所在を記載しています。
- (注3) 本件敷地部分の地積は仮換地指定証明書記載の概算値に基づくものであり、多少増減する可能性があります。また、本件飛び地の所有形態は共有です。本件飛び地の土地の地積は、429.75㎡(共有持分3.85%)であり、地積の欄には本件飛び地の土地の地積に共有持分を乗じて算出した値と本件敷地部分の地積を合計した値を記載しています。
- (注4) 本件建物は区分所有建物ですが、信託受託者はその区分所有部分の100%を保有しています。

物件番号: Ho-01 物件名称: スーパーホテル大阪・天王寺

特定資產	産の種類	不動産を信託財産とする信託受益権		取得価格	1,080,000,000円
投資区分	投資区分 ホテル、地方ホテル		取得日	平成22年10月1日	
投資エリ	リア	地方投資エリア(大阪	府)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
	住居表示	大阪府大阪市天王寺区	逢阪二丁目3番3号	PM会社	株式会社スーパーホテル
所在地	也		マスターリース会社	株式会社スーパーホテル	
	所有形態	所有権		建物状況調査報告書の概要	
	地積	490. 65 m²		調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	第二種住居地域	調査時点	平成22年7月22日
1.76	建蔽率	80%	80%	再調達価格	543,000,000円
	容積率(注)	600%	400%	PML	12.9%
	所有形態	所有権	•	長期修繕費(15年以内)	65, 850, 000円
	用途	ホテル		前所有者	有限会社ビーナス・プロパティー
建物	構造・ 階層	RC 9F			
	延床面積	2, 486. 39 m²			
	建築時期	平成16年1月9日			

南側隣地の雨水パイプ及び北側隣地の雨水パイプ等が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する覚書が締結されています。

## その他

(注) 両地域の容積率の加重平均は510.15%となります。

## 物件番号: Ho-02 物件名称: スーパーホテル京都・烏丸五条

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	900,000,000円
投資区分		ホテル、地方ホテル	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	Jア	地方投資エリア (京都府)	信託受託者	三井住友信託銀行株式会社
크C-ナ-Uh	住居表示	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町 396番地3 (注)	PM会社	株式会社スーパーホテル
所在地	地番	京都府京都市下京区烏丸通五条下る大阪町 396番3	マスターリース会社	株式会社スーパーホテル
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	337. 23 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月8日
	建蔽率	80%	再調達価格	438,000,000円
	容積率	600%	PML	8.7%
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	50, 220, 000円
	用途	ホテル	前所有者	有限会社ビーナス・プロパティー
建物	構造・ 階層	R C 10 F		
	延床面積	2, 144. 02 m²		
	建築時期	平成16年1月19日	1	

## 特記事項

北側隣地からガス管の一部が信託不動産に越境しています。本件については、越境に関する承諾書が締結されています。

#### その他

(注) 住居表示が実施されていないため、登記簿上の建物所在地を記載しています。

物件番号: Ho-03 物件名称: スーパーホテルさいたま・大宮

特定資産の種類		不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1,050,000,000円			
投資区分		ホテル、都心ホテル	取得日	平成22年10月1日			
投資エリ	リア	第二投資エリア (埼玉県)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社			
所在地	住居表示	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目12番 6号	PM会社	株式会社スーパーホテル			
	地番	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目12番6	マスターリース会社	株式会社スーパーホテル			
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要				
	地積	597. 25 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構			
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成22年7月15日			
1.45	建蔽率 (注)	80%	再調達価格	669, 000, 000円			
	容積率	500%	PML	3.8%			
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	70,720,000円			
	用途	ホテル	前所有者	株式会社スーパーホテル			
建物	構造・ 階層	RC 10F					
	延床面積	2, 946. 55 m²					
	建築時期	平成18年7月11日					
特記事項	特記事項						
************************************							

該当事項はありません。

その他

(注)信託不動産は、商業地域、かつ、防火地域内の耐火建築物であるため、建蔽率が100%に緩和されています。

## 物件番号:Ho-04 物件名称:スーパーホテル仙台・広瀬通り

特定資產	雀の種類	不動産を信託財産とする信託受益権	取得価格	1, 150, 000, 000円
投資区分	<del>ं</del>	ホテル、地方ホテル	取得日	平成22年10月1日
投資エリ	J ア	地方投資エリア(宮城県)	信託受託者	あおぞら信託銀行株式会社
所在地	住居表示	宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番23号	PM会社	株式会社スーパーホテル
別土地	地番	宮城県仙台市青葉区中央二丁目9番12	マスターリース会社	株式会社スーパーホテル
	所有形態	所有権	建物状況調査報告書の概要	
	地積	549. 10 m²	調査機関	株式会社東京建築検査機構
土地	用途地域	商業地域	調査時点	平成27年2月5日
	建蔽率	80%	再調達価格	697,000,000円 (注)
	容積率	600%	PML	1.0% (注)
	所有形態	所有権	長期修繕費(15年以内)	79, 820, 000円
	用途	ホテル	前所有者	株式会社スーパーホテル
建物	構造・ 階層	RC 10F		
	延床面積	3, 251. 77 m <sup>2</sup>		
	建築時期	平成19年1月23日		
41				<del></del>

特記事項

該当事項はありません。

その他

(注)株式会社東京建築検査機構作成の平成22年9月24日付建物状況調査報告書に基づく数値を記載しています。

損益の状況(単位:千円)

物件番号		0f-01	0f-05	0f-06	0f-07	0f-08
物件名称		HF五反田ビルデ	水天宮平和ビル	HF門前仲町ビル	HF浜松町ビルデ	国際溜池ビル
		ィング		ディング	ィング	
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>建</b> 用规则	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		49, 868	51, 814	91, 297	52, 893	81, 927
貸室賃料・共益	費	45, 299	45, 903	80, 897	47, 447	73, 433
その他収入		4, 568	5, 910	10, 399	5, 446	8, 493
賃貸事業費用		17, 662	18, 273	30, 290	19, 073	24, 502
管理委託費		5, 638	6, 664	10, 827	4, 310	5, 633
公租公課		5, 517	4, 896	5, 975	6, 602	7, 219
水道光熱費		3, 292	5, 515	9, 397	4, 626	6, 456
修繕費		1,786	424	2, 745	2, 628	3, 683
保険料		55	42	80	39	60
信託報酬		1,025	690	900	750	1, 366
その他賃貸事業	費用	347	40	362	115	82
NOI		32, 206	33, 540	61,006	33, 819	57, 425
減価償却費		9, 627	7, 999	16, 681	6, 852	7, 351
賃貸事業損益		22, 578	25, 540	44, 325	26, 967	50, 074

物件番号	0f-09	0f-10	0f-11	0f-12	0f-13
物件名称	グレイスビル泉岳 寺前	HF新横浜ビルデ ィング	日本橋第一ビル	八丁堀SFビル	渋谷AXヒルズ
運用期間 一	: 平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
至	: 平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数	182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入	61, 549	40, 933	58, 482	73, 697	36, 522
貸室賃料・共益費	53, 537	32, 505	49, 858	67, 235	31,033
その他収入	8, 011	8, 427	8, 623	6, 462	5, 489
賃貸事業費用	19, 116	18, 257	17, 960	22, 465	11, 996
管理委託費	4, 858	7, 745	5, 844	7, 834	4, 423
公租公課	2, 291	4, 893	4, 890	8, 229	2,774
水道光熱費	5, 635	4, 935	5, 458	5, 432	2,805
修繕費	478	464	264	687	1, 897
保険料	49	77	63	67	25
信託報酬	699	_	1, 255	_	_
その他賃貸事業費用	5, 104	141	183	213	70
NOI	42, 433	22, 675	40, 522	51, 232	24, 525
減価償却費	6, 747	18, 277	13, 190	8,800	4, 747
賃貸事業損益	35, 686	4, 398	27, 331	42, 432	19, 777

損益の状況 (単位:千円)

以重 2 √ 1 √ 1 ← 1 − 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 / 1 /								
物件番号		0f-14	0f-15	0f-16	0f-17	0f-18		
物件名称		K C A ビル (注)	HF中目黒ビルデ ィング	安和司町ビル	八丁堀MFビル	エムズ原宿		
1	:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日		
運用期間 至	:	平成27年3月9日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日		
運用日数		99日	182日	182日	182日	182日		
賃貸事業収入		17, 404	71, 390	35, 035	32, 260	97, 734		
貸室賃料・共益費		17, 216	58, 971	30, 069	29, 376	89, 891		
その他収入		188	12, 419	4, 965	2, 883	7, 843		
賃貸事業費用		6, 447	25, 224	9, 420	8, 809	17, 660		
管理委託費		2, 727	9, 118	2,949	2, 407	5, 278		
公租公課		3, 556	7,060	2, 147	2, 544	5, 301		
水道光熱費		152	6, 694	3, 405	2, 991	4,872		
修繕費		_	1,960	811	786	730		
保険料		24	78	27	26	29		
信託報酬		_	_	_	_	1, 401		
その他賃貸事業費用	]	△ 12	311	79	53	46		
NOI		10, 956	46, 166	25, 614	23, 451	80, 074		
減価償却費		2, 818	16, 914	8, 789	4, 324	8,747		
賃貸事業損益		8, 137	29, 252	16, 825	19, 126	71, 326		

<sup>(</sup>注) 0f-14 KCAビルは平成27年3月10日付で譲渡しました。運用期間は平成26年12月1日から平成27年3月9日まで (99日) となります。

		<u>'</u>				
物件番号		0f-20	0f-21	0f-22	0f-23	0f-24
#ba [the 57 Ibe		例 <del>杯</del> 户 100	マゴ ソモウナ	HF虎ノ門ビルデ	HF池袋ビルディ	HF湯島ビルディ
物件名称		船橋Faceビル	アデッソ西麻布	ィング	ング	ング
~ 年田畑間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
運用期間	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		111, 244	12,618	38, 596	34, 968	53, 324
貸室賃料・共	<b></b>	105, 824	11,052	34, 254	31, 502	48, 520
その他収入		5, 420	1, 565	4, 341	3, 466	4, 804
賃貸事業費用		33, 947	3,858	9, 914	8, 682	15, 197
管理委託費		17, 806	958	2,898	2, 617	5, 019
公租公課		7,620	766	3, 651	2, 108	2, 494
水道光熱費		8, 435	1,626	2,720	3, 071	3, 316
修繕費		_	98	528	381	233
保険料		75	9	30	26	43
信託報酬		_	391	_	_	_
その他賃貸事業	<b></b>	8	8	84	477	4,091
NOI		77, 297	8,760	28, 682	26, 286	38, 126
減価償却費		20,015	2, 296	4, 349	4, 900	6,810
賃貸事業損益		57, 281	6, 464	24, 332	21, 385	31, 316

損益の状況(単位:千円)

物件番号		0f-25	0f-26	0f-27	0f-28	0f-29
物件名称		茅場町平和ビル	広小路	神戸旧居留地	三田平和ビル	栄ミナミ平和ビル
			アクアプレイス	平和ビル	(底地)	_
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
(年/11/9/16)	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		211, 204	167, 972	135, 036	90, 900	83, 642
貸室賃料・共益領	費	200, 809	131, 313	120, 702	90, 900	72, 501
その他収入		10, 395	36, 658	14, 334	_	11, 141
賃貸事業費用		29, 788	51, 158	51, 208	37, 375	29, 527
管理委託費		8, 768	17,690	21, 274	300	12, 287
公租公課		8, 890	11, 848	11, 331	36, 899	6, 547
水道光熱費		10, 389	15, 600	15, 312	_	9, 295
修繕費		442	2, 596	2,072	_	659
保険料		103	189	166	_	111
信託報酬		1, 148	441	324	176	324
その他賃貸事業領	費用	44	2,792	726		301
NOI		181, 416	116, 813	83, 827	53, 524	54, 114
減価償却費		8, 742	29, 708	20, 966		13, 584
賃貸事業損益	_	172, 674	87, 104	62, 861	53, 524	40, 530

物件番号		0f-30	0f-31	0f-32	0f-33	0f-34
the the to the		HF桜通ビルディ	HF日本橋浜町	HF仙台本町	台和上野ビル	麹町HFビル
物件名称		ング	ビルディング	ビルディング	(注)	(注)
(金田和田	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月4日	平成26年12月4日
運用期間	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	179日	179日
賃貸事業収入		297, 384	82, 882	137, 938	128, 639	61, 473
貸室賃料・共益費	}	260, 859	70, 484	112,040	109, 158	55, 375
その他収入		36, 525	12, 398	25, 898	19, 481	6, 097
賃貸事業費用		156, 781	23, 815	50, 177	37, 800	18, 078
管理委託費		35, 782	8,710	19, 361	13, 755	5, 620
公租公課		15, 584	6,013	10, 151	139	74
水道光熱費		19, 041	7,819	18, 338	9, 406	5, 120
修繕費		9, 411	390	877	12, 346	6, 351
保険料		311	83	158	113	64
信託報酬		339	339	439	322	322
その他賃貸事業費	州	76, 310	459	850	1, 717	524
NOI		140, 602	59, 067	87, 761	90, 838	43, 394
減価償却費		36, 088	9, 380	30, 532	19, 171	5, 323
賃貸事業損益		104, 513	49, 687	57, 228	71, 667	38, 071

<sup>(</sup>注) 0f-33 台和上野ビル及び0f-34 麹町HFビルは平成26年12月4日付で取得しました。運用期間は平成26年12月4日 から平成27年5月31日まで(179日)となります。

損益の状況 (単位:千円)

物件番号		0f-35	Re-03	Re-05	Re-09	Re-11
thm (the b) \$1-		HF九段南ビルデ	HF市川	HF目黒	HF葛西	HF若林公園
物件名称		ィング(注)	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月4日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>)</b>	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		179日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		92, 719	17, 312	19, 448	23, 986	111, 451
貸室賃料·共益費	費	84, 810	17, 280	18, 465	22, 401	103, 467
その他収入		7, 909	32	983	1, 584	7, 983
賃貸事業費用		17, 726	2,831	5, 767	6, 840	22, 103
管理委託費		8, 234	1,064	2, 980	2, 335	8, 339
公租公課		_	722	978	1, 226	6, 434
水道光熱費		5, 699	221	293	286	1, 293
修繕費		2, 180	37	703	2, 021	4, 132
保険料		64	13	15	19	113
信託報酬		332	577	603	603	879
その他賃貸事業費	費用	1, 215	194	193	347	910
NOI		74, 993	14, 480	13, 680	17, 146	89, 347
減価償却費		9, 447	2, 822	3, 693	4, 315	23, 314
賃貸事業損益		65, 545	11,658	9, 987	12,831	66, 032

<sup>(</sup>注) 0f-35 HF九段南ビルディングは平成26年12月4日付で取得しました。運用期間は平成26年12月4日から平成27年5月31日まで(179日)となります。

物件番号		Re-12	Re-14	Re-15	Re-16	Re-17
Han At A The	物件名称		HF南麻布	HF麻布十番	HF学芸大学	HF東神田
物件名称		レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
連用期间	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入	-	44, 096	35, 353	31,633	26, 113	35, 231
貸室賃料・共益費	貴	42, 408	34, 564	30, 427	25, 003	33, 680
その他収入		1, 687	789	1, 205	1, 109	1, 551
賃貸事業費用		14, 084	7, 717	8, 493	7, 479	8, 929
管理委託費		3, 941	3,900	3, 797	3, 029	3, 335
公租公課		2,507	1,919	1,816	1, 361	1, 481
水道光熱費		378	384	253	291	317
修繕費		6, 141	725	1,809	2,067	3, 062
保険料		37	26	26	24	29
信託報酬		655	631	629	548	574
その他賃貸事業費	費用	422	130	162	155	130
NOI		30, 011	27, 636	23, 139	18, 634	26, 301
減価償却費		7, 662	5, 488	8, 920	5, 115	10, 266
賃貸事業損益		22, 349	22, 147	14, 219	13, 518	16, 035

損益の状況(単位:千円)

物件番号		Re-18	Re-19	Re-20	Re-21	Re-22
物件名称		HF東日本橋	HF練馬	HF白金高輪	HF明大前	HF日本橋
物件名称		レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>建</b> 用规則	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入	-	41,007	23, 972	110, 311	27, 782	31, 558
貸室賃料・共益費	費	39, 220	22, 880	105, 798	26, 665	30, 757
その他収入		1, 787	1, 092	4, 512	1, 117	801
賃貸事業費用		8, 581	6, 753	21, 250	7, 151	8, 081
管理委託費		3, 476	2,731	9, 147	3, 530	3, 138
公租公課		1, 990	1, 193	5, 576	1, 490	1, 525
水道光熱費		388	259	1,010	312	463
修繕費		2,064	2,034	4, 237	908	1, 664
保険料		38	22	107	26	29
信託報酬		592	459	_	_	752
その他賃貸事業費	費用	30	52	1, 171	884	508
NOI		32, 426	17, 219	89, 060	20, 631	23, 477
減価償却費		11, 017	6, 465	22, 362	5,026	4, 932
賃貸事業損益		21, 408	10, 754	66, 697	15,604	18, 544

物件番号		Re-23	Re-24	Re-25	Re-26	Re-29
物件名称		HF上石神井 レジデンス	HF錦糸町 レジデンス	HF銀座 レジデンス EAST	HF新横浜 レジデンス	HF白山 レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>建</b> 用期间	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		30, 967	32, 002	129, 158	83, 970	55, 160
貸室賃料・共益	費	29, 903	30, 623	117, 170	76, 615	51, 905
その他収入		1, 063	1, 378	11, 988	7, 354	3, 254
賃貸事業費用		6, 775	7, 114	26, 840	18, 811	12, 581
管理委託費		2, 819	3, 694	10, 905	9, 350	5, 421
公租公課		1, 760	1,410	6, 245	4, 640	3, 679
水道光熱費		372	355	1, 246	441	605
修繕費		1, 271	1, 213	6, 287	3, 312	2,540
保険料		33	29	116	89	66
信託報酬		_	_	1,750	_	_
その他賃貸事業	費用	520	412	289	976	268
NOI		24, 191	24, 887	102, 317	65, 158	42, 579
減価償却費		6, 283	5, 178	26, 948	19, 914	14, 440
賃貸事業損益		17, 907	19, 708	75, 369	45, 244	28, 139

損益の状況 (単位:千円)

物件番号		Re-30	Re-31	Re-33	Re-34	Re-35
	物件名称		HF学芸大学	HF亀戸	HF田無	HF芝公園
物件泊机		レジデンス	レジデンスⅡ	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>建</b> 用朔间	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数	_	182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		43, 262	33, 302	32, 026	31, 305	25, 344
貸室賃料・共益	費	38, 157	31, 185	31, 752	29, 215	24, 308
その他収入		5, 104	2, 117	274	2, 090	1,035
賃貸事業費用		9, 990	7, 286	4,856	8, 929	6, 865
管理委託費		4,673	3, 269	2, 234	4, 097	2, 763
公租公課		3, 140	1,908	1,750	2, 470	1,557
水道光熱費		484	282	402	400	525
修繕費		1, 436	489	37	1, 658	1,033
保険料		58	32	33	50	27
信託報酬		_	1,061	_	_	500
その他賃貸事業	費用	197	241	398	252	457
NOI		33, 271	26, 016	27, 170	22, 376	18, 479
減価償却費		12, 224	6, 546	6,010	9,877	4, 680
賃貸事業損益		21,047	19, 470	21, 159	12, 499	13, 798

物件番号		Re-36	Re-37	Re-38	Re-39	Re-40
that the 友 手上		HF三田	HF高輪	ラ・レジダンス	HF銀座レジデン	HF八丁堀
物件名称		レジデンス	レジデンス	・ド・白金台	スEASTⅡ	レジデンスⅡ
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>上</b>	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入	-	35, 642	23, 525	24, 640	50, 165	62, 164
貸室賃料・共益費	ŧ	34, 718	22, 852	24, 490	48, 194	58, 797
その他収入		923	673	150	1, 971	3, 366
賃貸事業費用		8, 376	6, 865	5, 774	9, 404	21, 426
管理委託費		3, 637	3, 557	2, 955	5, 501	6, 202
公租公課		2, 186	1,406	1, 438	2,048	2,838
水道光熱費		448	35	_	449	754
修繕費		1, 138	1,070	779	720	10, 979
保険料		33	24	67	42	59
信託報酬		500	500	404	457	450
その他賃貸事業費	費用	430	272	130	185	141
NOI		27, 266	16, 659	18, 865	40, 761	40, 737
減価償却費		5, 755	4, 568	2,898	9,033	12, 948
賃貸事業損益		21,510	12, 090	15, 966	31, 728	27, 789

物件番号		Re-41	Re-42	Re-43	Re-44	Re-45
物件名称		H F 八丁堀 レジデンス <b>Ⅲ</b>	HF銀座 レジデンス	H F 駒沢公園 レジデンス T O W E R	HF梅田 レジデンス TOWER	HF中之島 レジデンス
運用期間	自:至:	平成26年12月1日 平成27年5月31日	平成26年12月1日 平成27年5月31日	平成26年12月1日 平成27年5月31日	平成26年12月1日 平成27年5月31日	平成26年12月1日 平成27年5月31日
運用日数	_	182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		28, 614	33, 059	206, 089	80, 047	18, 550
貸室賃料·共益費	費	27, 051	31, 484	195, 666	77, 459	17, 711
その他収入		1, 562	1,574	10, 422	2, 588	838
賃貸事業費用		6, 902	5, 913	52,002	24, 844	13, 521
管理委託費		3, 282	2,842	25, 128	11, 814	2, 465
公租公課		1, 769	1,645	11,013	6, 174	1,280
水道光熱費		394	457	4,012	2, 275	395
修繕費		779	275	8, 335	3, 309	8, 168
保険料		32	24	299	117	27
信託報酬		375	500	581	625	450
その他賃貸事業費	費用	269	167	2, 630	527	733
NO I		21,712	27, 145	154, 087	55, 202	5, 028
減価償却費		6, 919	8, 480	32, 523	22, 300	4, 485
賃貸事業損益		14, 793	18, 664	121, 563	32, 902	542

物件番号		Re-46	Re-47	Re-48	Re-49	Re-52
物件名称		HF阿波座	HF丸の内	HF平尾	HF河原町二条	HF天神東
物件名称		レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>連</b> 用 朔 间	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		24, 090	27, 217	78, 267	20, 220	25, 613
貸室賃料・共益費	7	23, 325	25, 622	73, 199	19, 372	23, 636
その他収入		765	1,594	5, 067	847	1,977
賃貸事業費用		13, 199	10, 191	19, 200	7, 982	7, 597
管理委託費		3, 145	3, 194	8, 287	2, 635	3, 798
公租公課		1, 708	1,687	5, 532	1, 160	1,646
水道光熱費		_	48	1,859	478	809
修繕費		7,602	4, 434	2, 215	2, 972	477
保険料		35	36	115	23	36
信託報酬		451	453	1,000	487	500
その他賃貸事業費	別用	256	336	190	222	328
NOI		10,890	17, 025	59, 066	12, 237	18, 016
減価償却費		6, 523	7, 660	19, 845	3, 577	5, 687
賃貸事業損益		4, 367	9, 365	39, 220	8,660	12, 328

損益の状況 (単位:千円)

物件番号		Re-53	Re-54	Re-55	Re-56	Re-57
Han (H. 夕 手)r	Han lite to the		ラ・レジダンス	HF千駄木	HF駒沢公園	HF武蔵小山
物件名称		レジデンス	・ド・千駄木	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>建</b> 用规制	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入	_	75, 419	29, 085	30, 968	19, 942	32, 769
貸室賃料・共益費	費	67, 929	28, 451	30, 288	19, 078	29, 188
その他収入		7, 489	634	680	864	3, 580
賃貸事業費用		17, 980	5, 170	6, 656	7, 973	7, 097
管理委託費		7, 702	2, 951	3, 696	2, 563	3, 684
公租公課		4, 395	1, 285	1, 542	1, 324	1, 515
水道光熱費		2, 381	_	_	325	270
修繕費		1, 445	280	659	2, 910	643
保険料		85	22	28	19	24
信託報酬		650	600	600	650	650
その他賃貸事業	費用	1, 320	30	130	179	309
NOI		57, 438	23, 915	24, 312	11,969	25, 671
減価償却費		10, 468	3, 134	3, 662	3, 278	3, 227
賃貸事業損益		46, 970	20, 780	20, 649	8,690	22, 443

物件番号		Re-58	Re-59	Re-60	Re-61	Re-62
物件名称		HF国分寺 レジデンス	HF久屋大通 レジデンス	HF烏丸鞍馬口 レジデンス	HF西新宿 レジデンス WEST	HF西新宿 レジデンス EAST
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
上	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		31, 823	45, 399	22, 190	66, 597	39, 716
貸室賃料・共益費	-	30, 287	44, 092	20, 160	63, 863	37, 811
その他収入		1, 535	1, 306	2,030	2, 734	1, 905
賃貸事業費用		6, 653	9, 994	6, 201	15, 535	11, 305
管理委託費		2, 785	3, 498	2,900	8, 575	6, 102
公租公課		1, 546	2, 699	1, 105	3, 077	1, 944
水道光熱費		303	424	574	15	11
修繕費		961	1,979	677	1,841	1, 523
保険料		24	56	23	55	34
信託報酬		600	750	650	750	600
その他賃貸事業費	用	431	586	270	1, 219	1, 088
NOI		25, 169	35, 404	15, 989	51,062	28, 411
減価償却費		3, 950	6, 250	2, 947	7,060	4, 493
賃貸事業損益		21, 218	29, 154	13, 042	44, 001	23, 917

損益の状況 (単位:千円)

物件番号		Re-63	Re-64	Re-65	Re-66	Re-67
物件名称	_	HF東新宿	HF東心斎橋	HF北四番丁	HF愛宕橋	HF九大病院前
物件名称		レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>建</b> 用规制	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		49, 698	21,504	39, 943	34, 305	19, 300
貸室賃料・共益費	費	47, 884	21, 342	38, 436	32, 456	18, 442
その他収入		1, 813	162	1,507	1,849	858
賃貸事業費用		11, 566	4, 938	11, 347	7, 339	6, 320
管理委託費		7, 136	2, 447	4, 057	2, 815	2,768
公租公課		2, 283	1, 219	2, 254	2, 200	1, 375
水道光熱費		11	15	6	6	298
修繕費		1, 365	429	3, 719	1,010	844
保険料		39	21	45	43	28
信託報酬		600	600	600	600	650
その他賃貸事業費	費用	130	205	663	663	356
NOI		38, 131	16, 566	28, 595	26, 965	12, 980
減価償却費		6, 693	2, 674	6, 254	5, 939	3, 756
賃貸事業損益		31, 438	13, 891	22, 341	21,026	9, 223

物件番号		Re-68	Re-69	Re-70	Re-72	Re-73
that the 友 手上		HF浅草橋	HF一番町	HF東中野	HF早稲田	HF早稲田
物件名称		レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンス	レジデンスⅡ
運用期間	自:	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
<b>上</b>	至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数		182日	182日	182日	182日	182日
賃貸事業収入		26, 029	41, 217	30, 894	74, 624	30, 910
貸室賃料・共益費	₽ E	25, 168	39, 232	30, 062	72, 118	30, 189
その他収入		861	1, 984	832	2, 506	721
賃貸事業費用		4, 935	8, 512	6, 253	19, 055	7, 351
管理委託費		2, 403	3, 461	3, 036	11, 264	3, 890
公租公課		1, 302	2, 592	1, 645	3, 346	1, 374
水道光熱費		6	6	366	757	391
修繕費		467	1,410	477	1,616	485
保険料		26	44	28	63	25
信託報酬		600	600	650	850	650
その他賃貸事業費	骨用	130	397	48	1, 156	533
NOI		21, 093	32, 704	24, 640	55, 569	23, 559
減価償却費		3, 331	5, 315	4,077	8,320	3, 478
賃貸事業損益		17, 762	27, 389	20, 563	47, 249	20, 081

損益の状況 (単位:千円)

頂無り状化 (中位・11)	/				
物件番号	Re-74	Re-75	Ho-01	Ho-02	Ho-03
物件名称	HF若松河田 レジデンス	H F 仙台 レジデンス E A S T (注)	スーパーホテル 大阪・天王寺	スーパーホテル 京都・烏丸五条	スーパーホテル さいたま・大宮
自: 運用期間 一	平成26年12月1日	平成26年12月4日	平成26年12月1日	平成26年12月1日	平成26年12月1日
至:	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日	平成27年5月31日
運用日数	182日	179日	182日	182日	182日
賃貸事業収入	36, 069	60, 303	37, 620	31, 182	35, 736
貸室賃料・共益費	33, 539	56, 961	37, 620	31, 182	35, 736
その他収入	2, 530	3, 342		_	
賃貸事業費用	8, 230	8, 633	4, 063	3, 639	4, 962
管理委託費	4, 364	4, 342		_	
公租公課	1,866	2,012	3, 470	3, 055	4, 311
水道光熱費	347	817	_	_	_
修繕費	481	947	_	_	_
保険料	32	58	42	34	50
信託報酬	440	324	550	550	600
その他賃貸事業費用	697	130	_	_	_
NO I	27, 839	51, 669	33, 556	27, 542	30, 773
減価償却費	6, 376	15, 525	6, 853	5, 680	6, 935
賃貸事業損益	21, 462	36, 144	26, 703	21, 861	23, 837

<sup>(</sup>注) Re-75 HF仙台レジデンスEASTは平成26年12月4日付で取得しました。運用期間は平成26年12月4日から平成27年5月31日まで(179日)となります。

物件番号	Ho-04	_
物件名称	スーパーホテル 仙台・広瀬通り	合計
重用期間 自: 至:	平成26年12月1日 平成27年5月31日	平成26年12月1日 平成27年5月31日
運用日数	182日	182日
賃貸事業収入	44, 220	5, 414, 504
貸室賃料・共益費	44, 220	4, 975, 976
その他収入	1	438, 527
賃貸事業費用	6, 526	1, 522, 832
管理委託費	_	556, 222
公租公課	5, 529	360, 622
水道光熱費		237, 898
修繕費	1	188, 239
保険料	54	5, 366
信託報酬	600	47, 513
その他賃貸事業費用	342	126, 969
NOI	37, 693	3, 891, 671
減価償却費	8, 601	898, 194
賃貸事業損益	29, 091	2, 993, 477

## (3) 【運用実績】

## ①【純資産等の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における各計算期間末の本投資法人における純資産等の推移は、以下の通りです。なお、本書の日付の前月末現在及び同日前1年以内における各月末の本投資法人の総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額については、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額(千円)	純資産総額(千円)	1口当たりの 純資産額(円)
第22期計算期間末(平成24年11月30日)	139, 890, 206	71, 035, 560	102, 077
第22朔可异朔间本(十/X24十11月30日)	(138, 804, 607)	(69, 949, 961)	(100, 517)
第23期計算期間末(平成25年5月31日)	146, 857, 802	76, 479, 221	96, 146
第23期间异期间本(十成20十 3 月 31 日)	(145, 553, 269)	(75, 174, 688)	(94, 506)
第24期計算期間末(平成25年11月30日)	146, 791, 558	76, 192, 460	95, 785
第24朔司昇朔间木(十成25十11月50日)	(145, 475, 889)	(74, 876, 790)	(94, 131)
第25期計算期間末(平成26年5月31日)	157, 016, 215	82, 115, 904	93, 160
第20期间异期间本(平成20平 5 月 5 I I I )	(155, 544, 198)	(80, 643, 888)	(91, 490)
第26期計算期間末(平成26年11月30日)	157, 382, 782	82, 033, 814	93, 067
第20期间异期间本(平成20年11月30日)	(155, 881, 678)	(80, 532, 710)	(91, 364)
第97期計算期間士(亚라97年5月91日)	165, 397, 378	87, 508, 346	92, 002
第27期計算期間末(平成27年5月31日)	(163, 740, 480)	(85, 851, 448)	(90, 260)

<sup>(</sup>注) 各計算期間末に分配を行った後の分配落の額を括弧内に記載しています。

また、本投資法人の投資口は、東京証券取引所に平成17年3月8日以降上場されており、同所における計算期間別の市場相場並びに第27期中及び第27期計算期間末後の月別の市場相場は、以下の通りです。

計算期間別最高	回次 決算年月	第22期 平成24年 11月	第23期 平成25年 5月	第24期 平成25年 11月	第25期 平成26年 5月	第26期 平成26年 11月	第27期 平成27年 5月
・最低投資口価	最高 (円)	56, 400	94, 300	79, 800	83, 900	94, 100	104, 600
格及び売買高	最低 (円)	40, 000	53, 100	62, 700	71, 000	82, 400	90,000
	売買高 (口)	153, 007	450, 310	240, 809	308, 902	253, 092	459, 457

第27期中の月別	月別	平成26年 12月	平成27年 1月	平成27年 2月	平成27年 3月	平成27年 4月	平成27年 5月
最高・最低投資口価格及び売買	最高(円)	98, 100	104, 600	98, 800	97, 500	96, 600	97, 900
高	最低 (円)	90, 300	97, 100	94, 400	90, 000	94, 100	93, 500
	売買高 (口)	157, 130	83, 738	62, 153	66, 115	42, 800	47, 521

第27期計算期間	月別	平成27年 6月	平成27年 7月
第27朔訂昇朔同 末後の月別最 高・最低投資口	最高 (円)	96, 700	92, 600
価格及び売買高	最低 (円)	91, 100	83, 500
	売買高 (口)	40, 437	47, 373

<sup>(</sup>注) 最高・最低投資口価格は、東京証券取引所不動産投資信託証券市場の終値によります。

## ②【分配の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における本投資法人の分配の推移は、以下の通りです。

計算期間	分配総額(千円) 1口当たりの分配金	
第22期(平成24年6月1日~平成24年11月30日)	1, 085, 599	1,560
第23期(平成24年12月1日~平成25年5月31日)	1, 304, 533	1,640
第24期(平成25年6月1日~平成25年11月30日)	1, 315, 669	1,654
第25期(平成25年12月1日~平成26年5月31日)	1, 472, 016	1,670
第26期(平成26年6月1日~平成26年11月30日)	1, 501, 104	1,703
第27期(平成26年12月1日~平成27年5月31日)	1, 656, 898	1,742

## ③【自己資本利益率(収益率)の推移】

本書の日付の直近の6計算期間における本投資法人の自己資本利益率の推移は、以下の通りです。

計算期間	自己資本利益率(%)	年換算 (%)	
第22期(平成24年6月1日~平成24年11月30日)	1.5	2.9	
第23期(平成24年12月1日~平成25年5月31日)	1.6	3. 3	
第24期(平成25年6月1日~平成25年11月30日)	1.7	3. 5	
第25期(平成25年12月1日~平成26年5月31日)	1.8	3.7	
第26期(平成26年6月1日~平成26年11月30日)	1.8	3.6	
第27期(平成26年12月1日~平成27年5月31日)	1.3	2. 6	

<sup>(</sup>注) 自己資本利益率は、以下の算式により計算し、小数点第2位を四捨五入しています。

自己資本利益率=当期純利益÷ { (期首純資産額+期末純資産額) ÷ 2 } ×100

(年換算) 自己資本利益率=当期純利益÷ { (期首純資産額+期末純資産額) ÷ 2 } ÷運用日数×365×100

# 第二部【投資法人の詳細情報】

# 第1【投資法人の追加情報】

## 1 【投資法人の沿革】

年月日	事項
平成14年1月28日	設立企画人 (カナル投信株式会社 (現平和不動産アセットマネジメント株式会社)) による投信法第69条第1項に基づく本投資法人の設立に係る届出
平成14年1月31日	投信法第166条に基づく本投資法人の設立の登記、本投資法人の成立
平成14年2月7日	投信法第188条に基づく本投資法人の登録の申請 規約の変更
平成14年3月7日	内閣総理大臣による投信法第187条に基づく本投資法人の登録の実施(登録番号 関東財 務局長第16号)
平成14年5月31日	規約の変更
平成16年1月15日	規約の変更
平成16年6月1日	規約の変更
平成16年9月13日	規約の変更
平成16年10月19日	投資口の併合(5口を1口に併合)
平成16年11月1日	規約の変更
平成16年11月9日	規約の変更
平成17年1月6日	規約の変更
平成17年3月8日	株式会社東京証券取引所不動産投資信託証券市場への投資口の上場
平成17年8月30日	規約の変更
平成19年8月21日	規約の変更
平成21年8月28日	規約の変更
平成22年9月17日	規約の変更
平成22年10月1日	投資口の分割(1口を4口に分割) ジャパン・シングルレジデンス投資法人を吸収合併 クレッシェンド投資法人から平和不動産リート投資法人(現商号)に商号変更
平成23年8月26日	規約の変更
平成25年8月30日	規約の変更

## 2 【役員の状況】

本書の日付現在における役員の状況は、以下の通りです。

役職名	氏名	主要略歴		所有投資口 数(口)
執行役員		昭和52年4月	株式会社日本不動産銀行(現株式会社あおぞら銀行) 入行	
		平成12年6月	同行システム運用部長	
		平成16年8月	あおぞら情報システム株式会社出向、常務執行役員シ	
	東原 正明		ステム運用部長	_
		平成18年7月	株式会社あおぞら銀行復帰、事務部担当部長	
		平成19年6月	同行IT統括部担当部長	
		平成20年4月	あおぞら情報システム株式会社出向、運用部担当部長	
		平成21年12月	本投資法人執行役員(現任)	
		昭和62年4月	弁護士登録	
			柏木総合法律事務所入所	
		平成7年4月	慶應義塾大学法学部講師	
		平成8年4月	柏木総合法律事務所パートナー	
監督役員	福井 琢	平成11年4月	財団法人日本資産流動化研究所証券化利用委員会委員	_
監督仅具	個介	平成16年4月	慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)教授 (現任)(注1)	
		平成17年6月	信越化学工業株式会社社外監査役(現任)	
		平成21年1月	柏木総合法律事務所代表パートナー(現任)	
		平成23年8月	本投資法人監督役員(現任)	
		昭和51年11月	監査法人中央会計事務所入所	
		昭和55年8月	公認会計士登録	
監督役員		昭和61年7月	窪川公認会計士事務所(現四谷パートナーズ会計事務	
			所)開業、代表(現任)	
		昭和62年3月	税理士登録	
		平成元年2月	ソフトバンク株式会社社外監査役 (現任)	
	窪川 秀一	平成15年5月	株式会社カスミ社外監査役(現任)	_
		平成16年6月	株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ社外監査役(現	
			任)	
		平成17年6月	共立印刷株式会社社外監査役 (現任)	
		平成17年10月	リプラス・レジデンシャル投資法人(現日本賃貸住宅	
			投資法人)監督役員	
		平成23年8月	本投資法人監督役員(現任)	

<sup>(</sup>注1) 平成24年4月から平成25年3月までの期間を除きます。

<sup>(</sup>注2) 上記執行役員は平成27年8月30日をもって任期満了となるため、平成27年8月28日に開催予定の投資主総会に、改めて上記執行役員 を選任する議案を提出します。任期は、平成27年8月31日から2年間となります。

<sup>(</sup>注3) 上記監督役員2名は平成27年8月30日をもって任期満了となるため、平成27年8月28日に開催予定の投資主総会に、改めて上記監督 役員2名を選任する議案を提出します。任期は、いずれも平成27年8月31日から2年間となります。

### 3 【その他】

#### (1)役員の変更

執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議によって選任されます(投信法第96条、規約第17条)。

執行役員及び監督役員の任期は、就任日から2年です。但し、補欠として又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします(投信法第99条、第101条、会社法第336条第3項、規約第18条第1項)。補欠の役員(執行役員及び監督役員をいいます。以下本項において同じです。)の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会(当該投資主総会において被補欠者である役員が選任されなかった場合には、被補欠者である役員が選任された直前の投資主総会)において選任された被補欠者である役員の任期が満了する時までとします。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません(規約第18条第2項)。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会において、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります(投信法第104条、第106条)。執行役員又は監督役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主(6ヵ月前より引き続き当該投資口を有するものに限ります。)は、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができます(投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号、投信法施行令第81条)。もっとも、一定の事由がある場合には、役員会は執行役員を解任することができます(投信法第114条第2項)。執行役員及び監督役員が変更されたときは、その日から2週間以内に、その旨を監督官庁に対して届け出る必要があります(投信法第191条第1項、第188条第1項第2号)。

#### (2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

#### a. 規約の変更

規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (5) その他 c. 規約の変更 に関する手続」をご参照下さい。

本投資法人は、平成25年8月30日開催の投資主総会において、規約を変更しました。

## b. 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

## c. 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

#### (3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付前6ヵ月以内において、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重大な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

# 第2【手続等】

1 【申込(販売)手続等】 該当事項はありません。

## 2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません(規約第6条第 1 項)。

本投資法人の投資口は、東京証券取引所に上場されており、同証券取引所を通じて売買することが可能です。また、同証券取引所外で本投資法人の投資口を譲渡することも可能です。なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとされています(規約第6条第2項)。

## 第3【管理及び運営】

- 1【資産管理等の概要】
  - (1) 【資産の評価】
    - a. 投資口1口当たりの純資産額

本投資法人が発行する投資口1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」に記載の決算期毎に、以下の 算式にて算出します。

1口当たり純資産額 = (総資産の資産評価額 - 負債総額) ÷ 発行済投資口の総口数

#### b. 資産の評価額

本投資法人は、資産の評価を、投信法その他の法令(投資法人計算規則を含みます。)に従って行うほか、原則として以下に定める方法及び基準により行うものとします(規約第29条第1項)。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

取得価額から減価償却累計額を控除した価額

(ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記(イ)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

(ハ) 不動産対応証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における最終価格、認可金融商品取引業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買・換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。)を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。但し、優先出資証券については、上記のような市場価格及び合理的に算定された価格がない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

(二) 有価証券

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における最終価格、認可金融商品取引業協会等が公表する最終価格、これらに準じて随時、売買・換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。)を用いるものとします。市場価格がない場合には、合理的に算定された価額により評価するものとします。

(ホ) 金銭債権

取得価額から、貸倒引当金を控除した金額。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額の差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した金額とします。

(へ) デリバティブ取引に係る権利

金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務は、当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))を用います。同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格を用います。金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額が得られれば、その価額とします。公正な評価額を算出することが極めて困難と認められるデリバティブ取引については、取得価額をもって評価します。但し、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により、ヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用できるものとします。また、金融商品に関する会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を満たすものについては、金利スワップの特例処理を適用できるものとします。

(ト) その他の資産

上記に定めのない資産については、一般社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額 又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

- c. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記 b. と異なる方法で評価する場合には、以下のように評価するものとします(規約第29条第2項)。
  - (イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額

#### (ロ) 信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が不動産の場合は上記(イ)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額又は匿名組合出資持分相当額を算定した価額とするものとします。

#### d. 資産評価の基準日

資産評価の基準日は、原則として決算日(毎年5月31日と11月30日)とします。但し、上記 b. (ハ)、(二)及び(へ)に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします(規約第29条第3項)。

#### e. 投資者による照会

貸借対照表を含む計算書類等は決算期毎に作成され(投信法第129条第2項)、役員会により承認された場合に、承認された旨が遅滞なく投資主に対して書面又は電磁的方法にて通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供される(投信法第131条第3項から第5項)ほか、金商法に基づいて決算日後3ヵ月以内に提出される有価証券報告書に記載されます。

また、投資口1口当たりの純資産額は一般社団法人投資信託協会の規則に従って、公表されます。

#### (2) 【保管】

本投資法人の投資口は、振替投資口(振替法第226条第1項)であるため、該当事項はありません。

#### (3) 【存続期間】

本投資法人には存続期間の定めはありません。

#### (4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年6月1日から11月30日まで及び12月1日から翌年5月31日までとします(規約第33条)。

### (5) 【その他】

#### a. 増減資に関する制限

(イ) 発行可能投資口総口数

本投資法人の発行可能投資口総口数は、800万口とします(規約第5条第1項)。

(ロ) 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします(規約第5条第2項)。

(ハ) 最低純資産額

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とします(規約第8条)。

## b. 解散又は償還条件

本投資法人における解散事由は以下の通りです(投信法第143条)。

- (イ) 投資主総会の決議
- (ロ) 合併(合併により本投資法人が消滅する場合に限ります。)
- (ハ) 破産手続開始の決定
- (二) 解散を命ずる裁判
- (ホ) 投信法第187条の登録の取消し

なお、規約には、解散事由に関する定めはありません。

#### c. 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席した投資主総会において、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって可決される必要があります(投信法第140条、第93条の2第2項第3号)。但し、書面による議決権行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなすことにつき、後記「3投資主・投資法人債権者の権利 (1)投資主の権利 a.投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に従ってその旨が開示されるほか、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されま

す。また、変更後の規約は、金商法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

#### d. 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における、当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定は、以下の通りです。

なお、関係法人との契約が変更された場合には、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に従って開示される場合があるほか、かかる契約の変更が、主要な関係法人の異動又は運用に関する基本方針、投資制限若しくは分配方針に関する重要な変更に該当する場合には、金商法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

# (イ) 資産運用会社:平和不動産アセットマネジメント株式会社

資産運用委託契約

	資産運用委託契約の有効期間は、平成22年10月1日から3年間とします。期間満了の6ヵ月
期間	前までに双方いずれからも相手方に対する書面による申出がなされなかったときは、更に3
	年間延長し、以後も同様とします。
	一方から他方当事者に対して6ヵ月前までに書面をもって解約の通知をし、本投資法人は投
	資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、契約を解約する
	ことができます。本投資法人は、資産運用会社が職務上の義務に反し、若しくは職務を怠っ
	たとき、又は、資産の運用に係る業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由がある
解約	ときは、役員会の決議により契約を解約することができます。本投資法人は、資産運用会社
	が金商法に定める金融商品取引業者(金商法に定める投資運用業を行う者であり、かつ宅地
	建物取引業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限りま
	す。) でなくなったとき、投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき又は解
	散したときは、契約を解約しなければなりません。
変更等	当事者間の合意及び法令に従って変更できます。

# (ロ) 資産保管会社: みずほ信託銀行株式会社

資産保管業務委託契約

	資産保管業務委託契約の有効期間は、平成28年5月末日までとします。但し、期間満了の3			
期間	ヵ月前までに当事者のいずれか一方から契約を解除する旨の書面による通知がなされなかっ			
	たときは、期間満了の日の翌日より2年間延長するものとし、以後も同様とします。			
	資産保管業務委託契約は、以下に掲げる事由が生じたときにその効力を失います。			
	① 当事者が書面により契約解除に合意した場合(この場合、合意して指定した日に終了し			
	ます。)。			
	② 当事者のいずれか一方が契約に違反し、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる			
	場合において、相手方が書面にて違反を通告してから30日間以内に違反した当事者が同			
解約	違反を是正しないときにおいて、相手方が解除した場合(但し、当事者の合意のもと、			
	是正期間を伸長することができます。)。			
	③ 当事者のいずれか一方に解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手			
	続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立が			
	あったとき、又は、支払停止、手形交換所における取引停止処分、差押、強制執行若し			
	くは滞納処分を受けたときにおいて、相手方が解除した場合。			
変更等	当事者間で協議の上、関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮して、書面による			
及欠守	当事者間の合意により契約内容を変更できます。			

# (ハ) 投資主名簿等管理人:みずほ信託銀行株式会社

投資主名簿等に関する一般事務委託契約

	投資主名簿等に関する一般事務委託契約の有効期間は、契約締結日(平成20年12月26日)か				
	ら1年間とします。当事者のいずれからも書面による契約解除の通知がなされなかったとき				
期間	は、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後も同様とします。なお、契約				
	解除の通知があったときは、当該通知が相手方に到達した日から3ヵ月経過後最初に開催さ				
	れる投資主総会終結のときに終了します。				
	投資主名簿等に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに終了します。				
	① 当事者間の書面による解除の合意がある場合。この場合、契約は両当事者の合意によっ				
	て指定した日に終了します。				
	② 当事者のいずれか一方が契約に違反し、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる				
	ときに、相手方が書面にてその違反を催告してから30日間以内に違反した当事者が同違				
解約	反を是正しない場合。この場合、契約は30日間の経過後に解除することができるものと				
	します。				
	③ 当事者のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、				
	再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不				
	安定になり、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。この場合、契約は直				
	ちに解除することができるものとします。				
変更等	特段の規定はありません。				

(二)機関運営に関する一般事務受託者:三菱UFJ信託銀行株式会社 機関運営に関する一般事務委託契約

	機関運営に関する一般事務委託契約の有効期間は、契約締結日(平成16年11月9日)の翌日
期間	から平成18年11月30日までとします。期間満了日の3ヵ月前までに当事者のいずれか一方か
	ら書面による申出がなされなかったときは、更に2年間延長するものとし、その後も同様と
	します。
	機関運営に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときにその効力を失いま
	す。
	① 当事者間のいずれか一方が、相手方に対し契約の終了を申し出た場合にあって、当該相
	手方が書面をもってこれを承諾したときは、契約は終了します。
	② 当事者のいずれか一方が契約に定める義務又は債務を履行しないときは、その相手方に
	相当の期限を定めてその履行を催告した上、当該期間内に履行がないときは、契約を解
解約	除することができます。
	③ 当事者のいずれか一方が、以下の各号に掲げる事項に該当したときは、催告その他の手
	続を要せず即時契約を解除することができます。
	<ul><li>解散決議、破産、特別清算、会社整理手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開</li></ul>
	始その他これらに準ずる申立があったとき
	・支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は差押、仮差押、仮処分、強制執行
	若しくは滞納処分を受けたとき
	当事者は、互いに協議の上、投信法その他の関係法令上許容される限り、かつ、これらを遵
変更等	守して、契約の各条項の定めを変更することができます。協議に当たり、本投資法人が役員
及关寸	会による承認手続を経る旨の書面による通知を一般事務受託者に行ったときは、当該変更の
	効力発生時は、当該承認手続の完了時とします。

(ホ) 会計事務等に関する一般事務受託者:税理士法人平成会計社

会計事務等に関する一般事務委託契約

	会計事務等に関する一般事務委託契約の有効期間は、平成16年11月10日(効力発生日)から
期間	平成17年11月30日までとします。期間満了日の3ヵ月前までに当事者のいずれからも文書に
	よる申出がなされなかったときは、更に1年間延長するものとし、その後も同様とします。
	但し、契約期間中に、本投資法人が解散になった場合は、その解散までとします。
	① 会計事務等に関する一般事務委託契約を解約する場合は、いずれか一方の当事者から相
	手方に対し、その3ヵ月前までに文書により通知します。但し、一般事務受託者が契約
	を解約する場合は、本投資法人が法令に基づき本業務の委託を義務付けられていること
	に鑑み、本投資法人が一般事務受託者以外の者との間で本業務の委託に関する契約を締
	結できるまで、会計事務等に関する一般事務委託契約は引き続き効力を有するものとし
	ます。
	② 当事者双方が、書面により契約解除に合意した場合には、契約を解除することができま
格理 VA	す。かかる場合、契約は当事者双方が合意して指定した日に終了します。
解約	③ 当事者双方は、相手方が以下に定める事由の一つにでも該当する場合、当該相手方に対
	する文書による通知により、直ちに契約を解約することができます。
	・契約の各条項に違背し、かつ引き続き契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められ
	た場合
	・破産申立、又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始若しくは特
	別清算開始その他倒産手続開始の申立がなされたとき、手形交換所の取引停止処分が
	生じたとき、又は重要財産に対する差押命令、仮差押命令若しくは仮処分命令がなさ
	れたとき
変更等	契約は、当事者の合意及び法令に従って変更することができるものとします。

# (へ) 特別口座管理機関

① みずほ信託銀行株式会社

特別口座管理に関する一般事務委託契約

	特段の規定はありません。			
期間				
	特別口座管理に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに終了します。			
	① 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、一般事務受託者は、速やかに全			
	ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。但し、当事者			
	間の合意により継続することができるものとします。			
	② 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口が振替機関によ			
	って取り扱われなくなった場合。この場合、一般事務受託者は、速やかに全ての特別口			
	座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに終了します。			
	③ 当事者のいずれか一方が契約に違反し、かつ引き続き契約の履行に重大な支障を及ぼす			
	と認められるときに、相手方が文書にて解約の通知をした場合。この場合、当該通知に			
	おいて指定された日に終了します。指定がない場合は、当該通知の到達日から30日の経			
	過した日に終了します。			
解約	④ 当事者間で事務委託契約が締結されており、当該契約について契約の終了事由又は一般			
	事務受託者が解約権を行使し得る事由が生じたときに、一般事務受託者が契約の解約を			
	本投資法人に文書で通知した場合。この場合、③後段の規定を準用します。但し、当該			
	契約の終了事由が、本投資法人の手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続			
	開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立等により信用状態が著			
	しく不安定になり、契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合、契約は直ちに			
	解約することができます。			
	<ul><li>⑤ 当事者間で事務委託契約が締結されていない場合で、当事者のいずれか一方が④後段の</li></ul>			
	事由に該当した場合。この場合、契約は直ちに解約することができます。			
	(6) 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等が生じたにもかかわらず、当事者間で口			
	座管理事務手数料の変更の協議が整わなかったときに、一般事務受託者が文書にて契約			
	の解約を本投資法人に通知した場合。この場合、③後段の規定を準用します。			
	契約について、法令の変更又は監督官庁及び振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事			
変更等	日が生じた場合は、当事者間で協議の上速やかに変更します。			
	四州土 レに物口は、コ事任间で励識が上述で川州に変更しまり。			

#### ② 三井住友信託銀行株式会社

特別口座管理に関する一般事務委託契約

平成21年1月5日から効力を生じるものとし、契約期間に特段の規定はありません。 特別口座管理に関する一般事務委託契約は、次に掲げる事由が生じたときに失効します。 事別口座の加入者が存在しなくなった場合。この場合、特別口座管理に関する一般事務 委託契約は一般事務受託者が速やかに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完 了したときに失効します。 ② 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行する全ての振替投資口(本投資法人が 合併により消滅する場合は、本投資法人の投資主又は登録投資口質権者に対価として交 付された他の投資法人の振替投資口を含みます。) が振替機関によって取り扱われなく なった場合。この場合、特別口座管理に関する一般事務受託契約は、一般受託者が速や かに全ての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了したときに失効します。 ③ 当事者のいずれか一方が特別口座管理に関する一般事務委託契約に違反し、かつその違 反が引続き特別口座管理に関する一般事務委託契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認 められたときに相手方が文書によって解約の通知をした場合。この場合、特別口座管理 解約 に関する一般事務委託契約は当該通知到達の日から2週間経過後若しくは当該通知にお いて指定された日のいずれか遅い日に終了します。 ④ 本投資法人及び一般事務受託者の間に投資主名簿等管理人委託契約が締結されており、 当該契約について契約の失効事由又は当事者の一方が解約権を行使しうる事由が発生し たときに、当事者の一方が特別口座管理に関する一般事務委託契約の解約を相手方に文 書で通知した場合。この場合における特別口座管理に関する一般事務委託契約の終了日 については上記③の規定を準用します。 ⑤ 経済情勢の変動、口座管理事務の内容の変化等、特別口座管理に関する一般事務委託契 約に定める口座管理手数料により難い事情が生じたにもかかわらず、当事者間で口座管 理事務手数料の変更の協議が整わなかったとき、一般事務受託者が特別口座管理に関す る一般事務委託契約の解約を本投資法人に文書で通知した場合。この場合における特別 口座管理に関する一般事務委託契約の終了日については、上記③の規定を準用します。 契約について、法令の変更又は監督官庁並びに株式会社証券保管振替機構の指示、その他契 変更等 約の変更が必要な事由が生じた場合は、当事者間で協議の上速やかに契約を改定します。

(ト) 会計監査人:有限責任 あずさ監査法人

本投資法人は、有限責任 あずさ監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議によって選任します(規約第34条)。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算日後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該投資主総会において再任されたものとみなします(規約第35条)。

(チ) 特定関係法人、資産運用会社の親会社/業務提携会社:平和不動産株式会社

業務提携に関する協定書

	業務提携に関する協定書の有効期間は、平成22年10月1日から2年間とします。期間満了の			
期間	6ヵ月前までに、当事者のいずれか一方がその相手方に対して、書面による更新拒絶の意思			
	表示をしないときは、更に2年間自動更新されるものとします。			
	業務提携に関する協定書は、当事者のいずれか一方につき、以下の各号に該当する事由が生			
	じた場合、相手方に対して何らの通知催告を要しないで、直ちに解除できるものとします。			
	① 破産申立て又は民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理手続開始若しくは特別			
	清算開始の申立てがあったとき			
解約	② 差押命令、仮差押命令若しくは仮処分命令を受けたとき			
	③ 支払停止、手形交換所の取引停止処分を受けたとき			
	④ 本協定書に違反したとき			
	⑤ 著しく信用を失墜する事実があったとき			
	⑥ 本投資法人と資産運用会社間の運用資産委託契約が終了若しくは解除された場合			
変更等	両当事者によって記名捺印された書面によってのみ、変更又は修正されるものとします。			

#### e. 公告

本投資法人の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とします(規約第4条)。

## 2【利害関係人との取引制限】

#### (1) 法令に基づく制限

#### a. 利害関係人との取引制限

資産運用会社は、法令の定めるところにより、以下の通りその親法人等又は子法人等が関与する行為につき禁止行為が定められています(金商法第44条の3第1項、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。ここで、「親法人等」とは、金融商品取引業者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいい(金商法第31条の4第3項))、「子法人等」とは、金融商品取引業者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます(金商法第31条の4第4項))。

- (イ) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と有価証券の売買その他の取引、店頭デリバティブ取引又は対象資産の売買その他の取引を行うこと(金商法第44条の3第1項第1号、投信法第223条の3第3項、投信法施行令第130条第2項)。
- (ロ) 当該金融商品取引業者との間で金商法第2条第8項各号に掲げる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して信用を供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること(金商法第44条の3第1項第2号、投信法第223条の3第3項)。
- (ハ) 当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資助言業務に関して取引の方針、取引の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした助言を行い、又はその行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金商法第44条の3第1項第3号、投信法第223条の3第3項)。
- (二)(イ)から(ハ)に掲げるもののほか、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして金商業等府令に定める以下の行為その他の行為(金商法第44条の3第1項第4号、金商業等府令第153条、投信法第223条の3第3項、投信法施行規則第267条)。
  - (i) 通常の取引の条件と著しく異なる条件で、当該金融商品取引業者の親法人等又は子法人等と資産 の売買その他の取引を行うこと
  - (ii) 当該金融商品取引業者との間で金融商品取引契約(金商法第34条に定義される「金融商品取引契約」をいいます。以下同じ。)を締結することを条件としてその親法人等又は子法人等がその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていることを知りながら、当該顧客との間で当該金融商品取引契約を締結すること

#### b. 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下本項において同じ。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引に係る事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません(投信法第203条第2項)。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて投信法施行令で定めるところにより、当該資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則で定めるものにより提供することができます(投信法第203条第4項、第5条第2項)。

## c. 利害関係人等との取引の制限

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録 投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との有価証券の取得又は譲渡、有価証券の貸借、不動産の取得 又は譲渡及び不動産の貸借(当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定 めるものを除きます。)が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、あらかじめ、当該登録投資法 人の同意を得なければならず、また、執行役員がかかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなけれ ばなりません(投信法第201条の2)。

# d. 資産の運用の制限

登録投資法人は、①その執行役員又は監督役員、②その資産運用会社、③その執行役員又は監督役員の親族(配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。)、④その資産運用会社の取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で次に掲げる行為(投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。)を行ってはなりません(投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条から第118条)。

- (i) 有価証券の取得又は譲渡
- (ii) 有価証券の貸借
- (iii) 不動産の取得又は譲渡
- (iv) 不動産の貸借
- (v) 宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引
- (vi) 商品の生産、製造、加工、採鉱、採取、製練、精製その他これらに類する行為を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引
- (但し、資産運用会社に、宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること等は認められています (投信法施行令第117条)。)
- (vii) 再生可能エネルギー発電設備の製造、設置その他これらに類するものとして内閣府令で定める行為を自ら行うことに係る取引以外の特定資産に係る取引

#### (2) 本投資法人の自主ルール

#### a. 利害関係者

資産運用会社は、金融商品取引業者等検査マニュアルに基づいて「利益相反行為防止規程」を定め、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に加え、資産運用会社の総株主の議決権の100分の10超の議決権を保有している会社等、かかる会社等がその総株主等の議決権の100分の50超の議決権を保有している会社等並びにこれらの者がその資産の運用・管理に関して助言等を行っている会社等を併せて「利害関係者」と定め、利害関係者との間の利益相反取引を規制しています。

#### b. 利害関係者との取引制限

資産運用会社は、「利益相反行為防止規程」において、利害関係者との取引については、以下の条件をいずれも充たさなければならないものとし、条件を充たすものとして利害関係者との取引が行われた場合には、速やかに本投資法人にその旨を書面で通知し、かつ「情報開示基本方針」に基づいて開示するものとしています。

- (イ) 物件取得に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以下の価格であること
- (ロ) 物件売却に当たっては、独立した鑑定人の鑑定評価額以上の価格であること 但し、価格算定根拠を十分検証し、合理的な理由があると判断した場合は、鑑定評価額未満の売却価格 を設定できる
- (ハ) 物件取得及び売却に係る取引条件(瑕疵担保責任、仲介手数料等)が、一般的な取引と同様であること
- (二) 「利益相反行為防止規程」に定める利益相反行為に該当していないこと
- (ホ) 投資委員会において全会一致で承認されること
- (へ) コンプライアンス委員会において全会一致で承認されること
- (ト) 取締役会において全会一致で承認されること

利害関係者との取引のうち以下の取引については、取締役会で決議を行うに当たり、本投資法人の役員会の事前同意を得なければなりません。

- ・不動産等の取得又は売却において、当該取得価額又は売却価額が、本投資法人の直近の営業期間の末日に おける固定資産の帳簿価額の10%以上であると見込まれる場合
  - なお、同一の利害関係者との間で同時期に複数取引を行う場合は、取得価額又は売却価額を合算した上で 該当性を判断するものとします。
- ・不動産等の貸借において、当該貸借予定日が属する本投資法人の営業期間の開始日から3年以内に開始する各特定営業期間(連続する2営業期間)において、当該貸借による本投資法人の営業収益の増加額が、本投資法人の直近2営業期間の営業収益の合計額の10%以上であると見込まれる場合

但し、①本投資法人に関する運用資産の運用管理又は取得・売却に係る一処理案件当たり500万円未満の費用の支出、及び②修繕に係る一発注案件当たり500万円未満の支出については、審議・決議対象から除外した上で、決算期毎に纏めて速やかに投資委員会、コンプライアンス委員会、取締役会及び本投資法人の役員会へ報告するものとします。

また、資産運用会社は、資産運用会社の利害関係者である平和不動産との間で業務提携に関する協定書を締結しています。資産運用会社は、当該協定書に基づいて、平和不動産から、平和不動産が保有・開発する物件及び仲介物件に係る情報提供その他一定の業務の提供を受けています。資産運用会社及び平和不動産は、両者間の取引が利害関係者取引に該当することを認識し、平和不動産の保有・開発物件を本投資法人に売却する場合には、予め独立した不動産鑑定士から不動産鑑定評価書を取得し、当該鑑定評価額以下で売却する等の条項を設けることにより、利益相反取引を排除する措置を講じています。

#### c. 利害関係者との取引状況等

#### (イ) 当期

## ① 投資対象不動産等の取得

本投資法人は、以下の不動産信託受益権を、資産運用会社の利害関係者である合同会社Herb及び平和不動産から取得しました。なお、平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

(単位:千円)

取得年月日	売主	物件番号	信託不動産の名称	取得価格
	合同会社 Herb	0f-33	台和上野ビル	3, 400, 000
T Door to 10 1 1		0f-34	麹町HFビル	1, 350, 000
平成26年12月4日	亚和 <i>军</i> 科·辛	0f-35	HF九段南ビルディン グ	2, 720, 000
	平和不動産	Re-75	HF仙台レジデンスE AST	1,630,000

② 投資対象不動産等の譲渡 該当事項はありません。

③ PM業務の新規委託その他の新規取引

本投資法人は、新たに以下の保有資産について、資産運用会社の利害関係者である平和不動産にPM業務を委託しました。なお、平和不動産は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。

委託年月日	物件番号	信託不動産の名称	
	0f-33	台和上野ビル	
平成26年12月4日	0f-34	麹町HFビル	
	0f-35	HF九段南ビルディン グ	

また、本投資法人は、平和不動産へPM業務を委託している24物件の保有資産のうち、16物件に係る警備業務について、資産運用会社の利害関係者である平和サービス株式会社に委託しました。平和サービス株式会社は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。なお、警備業務以外のPM業務については、従前と同様、平和不動産に委託しています。

④ 当期中に発生した利害関係者への支払手数料等の項目は、以下の通りです。

(単位:千円)

БΛ	支払手数料の総額 (A)	利害関係者との取引	(D) ( (A)	
区分		支払先	支払金額 (B)	(B) / (A)
管理委託費	556, 222	平和不動産株式会社(注2)	221, 173 (注4)	39.8%
		平和サービス株式会社(注3)	5, 490	1.0%
売買仲介手数料 (注1)	30,000	平和不動産株式会社(注2)	30,000	100.0%
損害保険料	5, 366	平和サービス株式会社(注3)	5, 321	99. 2%

- (注1) 売買仲介手数料は、損益計算書上、不動産等売却損に含めて記載しています。
- (注2) 平和不動産株式会社は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。
- (注3) 平和サービス株式会社は、金商法及び投信法上定義されている利害関係人等に該当します。
- (注4) 上記金額のうち、上記支払先から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。

平和サービス株式会社 120,281千円 平和サービス株式会社以外の第三者 33,409千円

(注5) 上記記載の取引以外に、当期中に利害関係人等へ支払った修繕工事等の支払額は以下の通りです。

平和サービス株式会社 135,717千円 株式会社東京証券会館 124千円

- (ロ) 当期決算日後の平成27年6月1日から本書の日付現在まで
- ① 投資対象不動産等の取得 該当事項はありません。
- ② 投資対象不動産等の譲渡 該当事項はありません。
- ③ PM業務の新規委託その他の新規取引 該当事項はありません。
- ④ 本書の日付現在までに委託した25物件のPM業務等に係る平和不動産への管理委託費の支払が発生しています。

また、平和サービス株式会社への管理委託費、損害保険料及び修繕工事費等の支払が発生しています。

(ハ) 投資対象不動産等の取得の検討過程

投資対象不動産等を取得する場合、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4)投資法人の機構 b.投資法人の運用体制」記載の各組織及び機関により、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1投資法人の概況 (4)投資法人の機構 c.投資運用の意思決定機構」記載の手続に従って、検討・承認を受けることになります。利害関係者に該当する可能性がある者から投資対象不動産等を取得する場合は、各組織及び機関により以下の内容が特に重点的に検討されることになります。

- i 投資委員会
  - ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
  - ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況
- ii コンプライアンス委員会
  - ・当該譲渡人の利害関係者該当性
  - ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
  - ・投資対象不動産等の売買価格の適正性(売買価格が本投資法人から独立した第三者により作成された不動産鑑定評価書に基づく鑑定評価額以下であるか。)
  - ・具体的に締結される契約の諸条件の適法性及び妥当性の確認
- iii 取締役会
  - ・運用ガイドラインに基づく投資対象不動産等の取得基準との適合性
  - ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況
- iv 投資法人の役員会
  - ・利害関係者からの投資対象不動産等取得の承認 (一定の規模以上の取引における事前同意を含みます。)

## (二) PM業務の委託の検討過程

PM業務を委託する場合、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4)投資法人の機構 b.投資法人の運用体制」記載の各組織及び機関により、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1投資法人の概況 (4)投資法人の機構 c.投資運用の意思決定機構」記載の手続に従って、検討・承認を受けることになります。利害関係者に該当する可能性がある者に対してPM業務を委託する場合は、各組織及び機関により以下の内容が特に重点的に検討されることになります。

#### i 投資委員会

- ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

## ii コンプライアンス委員会

- PM業者の利害関係者該当性
- ・PM業者を不当に優先していないこと及び本投資法人に不利な報酬内容になっていないこと
- ・具体的に締結される契約の諸条件の適法性及び妥当性の確認
- ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

#### iii 取締役会

- ・運用ガイドラインに基づくPM業者への委託基準との適合性
- ・利害関係者との取引に関する資産運用会社社内規則の遵守状況

#### iv 投資法人の役員会

・利害関係者へのPM業務委託の承認

## 3 【投資主・投資法人債権者の権利】

#### (1) 投資主の権利

#### a. 投資主総会における議決権

- (イ) 本投資法人の投資主は、保有する投資口数に応じ、投資主総会における議決権を有しています(投信法 第77条第2項第3号、第94条第1項、会社法第308条第1項本文)。投資主総会において決議される事 項は、以下の通りです。
  - i 執行役員、監督役員及び会計監査人の選任(但し、設立の際選任されたものとみなされる者の選任 を除きます。)と解任(投信法第96条、第104条、第106条)
  - ii 資産運用会社との資産運用委託契約の締結及び解約の承認又は同意(投信法第198条第2項、第205条第2項、第206条第1項)
  - ⅲ 投資口の併合(投信法第81条の2第2項、会社法第180条第2項)
  - iv 投資法人の解散(投信法第143条第3号)
  - v 規約の変更(投信法第140条)
  - vi 合併契約の承認(投信法第149条の2第1項、第149条の7第1項、第149条の12第1項)
  - vii その他投信法又は規約で定める事項(投信法第89条)
- (ロ) 投資主の有する議決権の権利行使の手続は、以下の通りです。
  - i 投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、発行済投資口の3分の1以上を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって行います(投信法第93条の2第1項、規約第12条第1項)。
  - ii 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の投資主1名を代理人として、議決権を行使することができます。この場合においては、投資主又は代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面を本投資法人に提出することを要します(投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、第2項、規約第12条第2項)。
  - iii 投資主総会に出席しない投資主は、議決権を行使するための書面(以下「議決権行使書面」といいます。)によって議決権を行使することができます(投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第13条第1項)。
  - iv 本投資法人は、役員会の決議をもって、投資主総会に出席しない投資主が電磁的方法により議決権を行使できる旨を定めることができます。電磁的方法による議決権の行使は、法令に定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令に定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提供して行うものとします(投信法第92条の2第1項、規約第13条第2項)。
  - v 書面によって行使した議決権の数及び電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します(投信法第92条第2項、第92条の2第3項、規約第13条第3項)。
  - vi 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。)について賛成するものとみなします(投信法第93条第1項、規約第14条第1項)。
  - vii 上記viに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議 決権の数に算入します(投信法第93条第3項、規約第14条第2項)。
  - vii 本投資法人は、直前の決算日から3ヵ月以内に投資主総会が開催される場合には、当該決算日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主を、その招集に係る投資主総会において権利を行使することができる投資主とします(投信法第77条の3第2項、規約第15条第1項)。
  - ix 上記viiにかかわらず、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議により、法令に従い予め公告して、一定の日において投資主名簿に記載され又は記録されている投資主又は登録投資口質権者を、その権利を行使することができる投資主又は登録投資口質権者とするものとします(投信法第77条の3第2項から第4項、会社法第124条第2項、第3項、規約第15条第2項)。

## b. その他の共益権

(イ)代表訴訟提起権(投信法第204条第3項、第116条、第119条第3項、会社法第847条第1項、第3項、投信法施行規則第249条)

6ヵ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対し、書面又は電磁的方法をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員、監督役員又は会計監査人の責任を追及する訴えの提起を請求することができ、本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために訴えを提起することができます。

- (口) 投資主総会決議取消訴権等(投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条)
  - 投資主(当該決議の取消により投資主となる者を含みます。)は、①投資主総会の招集の手続又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し、又は著しく不公正なとき、②決議の内容が規約に違反しているとき、又は③決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がなされたときには、決議の日から3ヵ月以内に、訴えをもって当該決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議が存在しないこと又は無効であることの確認を訴えをもって請求することができます。
- (ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権(投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項)

6ヵ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法 令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為に よって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときは、当該執行役員に対 し、当該行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執 行人に対しても同様です。

- (二) 新投資口発行差止請求権(投信法第84条第1項、会社法第210条) 投資主は、投資口の発行が法令又は規約に違反する場合、投資口の発行が著しく不公正な方法により行 われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、募集に係る投 資口の発行をやめることを請求することができます。
- (ホ) 新投資口発行無効訴権(投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号) 投資主は、投資口の発行について重大な法令・規約違反があった場合には、投資口の発行の効力が生じた日から6ヵ月以内に、本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。
- (へ) 合併無効訴権(投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号) 投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、合併の効力が生じた日から6ヵ月以内に、合併 無効の訴えを提起することができます。
- (ト)投資主提案権(投信法第94条第1項、会社法第303条第2項、第305条第1項本文) 発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに、①一定の事項を投資主総会の目的とするべきことを請求することができ、また、②投資主総会の目的である事項につき当該投資主が提出しようとする議案の要領を投資主総会の招集通知に記載し、又は記録することを請求することができます。
- (チ) 投資主総会招集権(投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項) 発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会の招集の通知が発せられない場合には、監督官庁の許可を得て、投資主総会を招集することができます。
- (リ) 検査役選任請求権(投信法第94条第1項、会社法第306条第1項、投信法第110条) 発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会に係る招集の手続及び決議の方法を調査させるため、当該投資主総会に先立ち、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを疑うに足りる事由があるときは、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため、監督官庁に対し、検査役の選任の申立てをすることができます。
- (ヌ) 執行役員・監督役員の解任請求権(投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号) 発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヵ月前から引き続き有する投資主は、執行役員、監督役員又は会計監査人の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、当該役員を解任する旨の議案が投資主総会において否決されたときは、当該投資主総会の日から30日以内に、訴えをもって当該役員の解任を請求することができます。
- (ル)解散請求権(投信法第143条の3)

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で、本投資法人の存立を危うくするときにおいて、やむを得ない事由があるときは、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

- (ヲ) 投資口併合差止請求権(投信法第81条の2第2項、会社法第182条の3) 投資主は、本投資法人の投資口の併合が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受け るおそれがあるときは、本投資法人に対し、当該併合をやめることを請求できます。
- (ワ) 合併差止請求権(投信法第150条、会社法第784条の2、第796条の2、第805条の2) 投資主は、本投資法人の合併が法令又は規約に違反する場合において、投資主が不利益を受けるおそれ があるときは、一定の場合を除き、本投資法人に対し、当該合併をやめることを請求できます。

#### c. 分配金請求権(投信法第77条第2項第1号、第137条第1項)

本投資法人の投資主は、規約及び法令に則り、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、各投資主の有する投資口の口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有しています。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求めることができません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します(振替法第228条、第149条)。

#### d. 残余財産分配請求権(投信法第77条第2項第2号、第158条)

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、各投資主の有する投資口の口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有しています。

#### e. 払戻請求権(規約第6条第1項、第2項)

投資主は、投資口の払戻請求権は有していません。

なお、本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとされています。

#### f. 投資口の処分権(投信法第78条第1項から第3項)

投資主は、投資口を自由に譲渡することができます。

本振替投資口については、投資主は、振替機関等に対して振替の申請を行い、譲渡人の口座から譲受人の口座に本振替投資口の振替(譲受人の口座における保有欄の口数を増加させることをいいます。以下同じ。)が行われることにより、本振替投資口の譲渡を行うことができます(振替法第228条、第140条)。但し、本振替投資口の譲渡は、本振替投資口を取得した者の氏名又は名称及び住所を投資主名簿に記載し、又は記録しなければ、本投資法人に対抗することができません(投信法第79条第1項)。なお、投資主名簿の記載又は記録は、総投資主通知(振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数、基準日等の通知をいいます。)により行われます(振替法第228条、第152条第1項)。また、投資主が、特別口座に記載又は記録されている本振替投資口の譲渡を行う場合は、まず自らが開設した一般口座への振替を行った上で、譲受人の口座に振り替える必要があります。

# g. 投資証券交付請求権及び不所持請求権(投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条、振替法第227条第2項)

投資主は、本投資法人が投資口を発行した日以後、遅滞なく投資証券の交付を受けることができます。また、投資主は、投資証券の不所持を申し出ることもできます。

本振替投資口については、本投資法人は、投資証券を発行することができません(振替法第227条第1項)。 但し、投資主は、振替機関が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が振替機関によって取り扱われなくなったときは、本投資法人に対し、投資証券の発行を請求することができます。

#### h. 帳簿等閲覧請求権(投信法第128条の3第1項)

投資主は、本投資法人の営業時間内は、いつでも、会計帳簿又はこれに関する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。但し、この請求は、理由を明らかにしてしなければなりません。

# i. 少数投資主権の行使手続(振替法第228条、第154条)

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることになります。従って、少数投資主権を行使しようとする投資主は、振替機関が個別投資主通知(振替機関が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じ。)を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

# j. 合併時における反対投資主の投資口買取請求権(投信法第149条の3第1項、第149条の8第1項、第149条の 13第1項)

本投資法人が合併する場合において、合併契約承認のための投資主総会に先立って当該合併に反対する旨を 本投資法人に通知し、かつ、当該投資主総会において当該合併に反対した投資主は、本投資法人に対し、自 己の有する投資口を公正な価格で買い取ることを請求することができます。

# (2) 投資法人債権者の権利

本投資法人の、発行済未償還投資法人債はありません。

# 第4【関係法人の状況】

- 1【資産運用会社の概況】
  - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
    - a. 名称

平和不動産アセットマネジメント株式会社

# b. 資本金の額

本書の日付現在 295,575,000円

## c. 事業の内容

- (イ) 投資運用業
- (ロ) 特定投資運用行為に係る業務
- (ハ) 第二種金融商品取引業(注)
- (二) 投資助言・代理業(注)
- (ホ) 投資法人の設立企画人の業務
- (へ) 投資法人の一般事務受託者の業務
- (卜) 宅地建物取引業
- (チ) 不動産に関する投資顧問業務及び取引一任代理等の業務
- (リ) その他前各号に附帯関連する一切の業務
- (注) 金商法に基づく登録を取得しておらず、第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業を行うには、金融商品取引業の変更登録 が必要となります。

## d. 会社の沿革

年月日	事項
平成12年3月24日	株式会社クレッシェンド設立
平成13年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許取得(東京都知事(1)第79529号)
平成13年5月24日	株式会社クレッシェンドからカナル投信株式会社に商号変更
平成13年7月3日	宅地建物取引業法第50条の2に基づく取引一任代理等の認可取得(国土交通大臣認可第8 号)
平成13年7月24日	不動産投資顧問業登録規程第6条第3項に基づく総合不動産投資顧問業の登録取得(国土交通大臣総合-000011号)(注1)
平成13年9月14日	旧投信法第6条に基づく投資法人資産運用業の認可取得(内閣総理大臣第12号)
平成13年9月14日	旧投信法第34条の10第2項に基づく特定資産に係る投資に関する投資助言業務についての兼 業届出(注2)
平成14年4月19日	社団法人投資信託協会(現一般社団法人投資信託協会)に入会
平成18年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新(東京都知事(2)第79529号)
平成19年9月30日	証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)附則第159条に基づく金融商品 取引業のみなし登録取得(関東財務局長(金商)第316号)
平成21年10月19日	平和不動産株式会社の完全子会社となる
平成22年7月1日	カナル投信株式会社から平和不動産アセットマネジメント株式会社(現商号)に商号変更
平成22年10月1日	ジャパン・シングルレジデンス・アセットマネジメント株式会社を吸収合併
平成23年3月23日	宅地建物取引業者としての宅地建物取引業法第3条に基づく免許更新(東京都知事(3)第79529号)

<sup>(</sup>注1)総合不動産投資顧問業については、登録未更新に伴い平成18年7月25日以降未登録となっています。

<sup>(</sup>注2) 特定資産に係る投資に関する投資助言業務については、金商法上の投資助言・代理業の登録を取得していないため行っていません。

#### e. 株式の総数 (本書の日付現在)

- (イ)発行可能株式総数16,440株
- (ロ)発行済株式の総数4,968株

#### f. 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は、以下の通りです。

(イ) 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

	第15期 (平成26年3月31日現在)	第16期 (平成27年 3 月31日現在)
総資産(千円)	1, 425, 856	1, 526, 048
総負債(千円)	314, 525	277, 124
純資産(千円)	1, 111, 331	1, 248, 924

#### (ロ) 最近の事業年度における損益の概況

	第15期 (自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)	第16期 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)
営業収益 (千円)	928, 306	990, 555
経常利益 (千円)	375, 891	449, 612
当期純利益(千円)	195, 153	267, 203

## g. その他

## (イ) 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって選任します(会社法 第329条、第341条、資産運用会社の定款(以下本項において「定款」といいます。)第17条第1項、第 2項)。取締役の選任については、累積投票によりません(会社法第342条第1項、定款第17条第3 項)。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の 終結のときまで、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結のときまでです(会社法第332条、第336条、定款第18条第1項)。但し、増員により、 又は任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満 了すべきときまでとし、補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきとき までとします(会社法第332条第1項、第336条第1項、第3項、定款第18条第2項、第3項)。資産運 用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、監督官庁へ2週間以内に届け出ます(金商 法第31条第1項、第29条の2第1項第3号)。また、資産運用会社の取締役又は執行役は、他の会社の 取締役、会計参与(会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員)、監査役若しくは執行役 に就任した場合(他の会社の取締役、会計参与、監査役又は執行役が金融商品取引業者の取締役又は執 行役を兼ねることとなった場合を含みます。) 又は他の会社の取締役、会計参与、監査役若しくは執行 役を退任した場合には、金商業等府令第31条の定めるところにより、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣 に届け出なければなりません(金商法第31条の4第1項)。

# (ロ) 定款の変更

資産運用会社の定款を変更するためには、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う決議が必要です(会社法第309条第2項第11号、第466条)。本書の日付現在において、資産運用会社の定款の変更は予定されていません。

(ハ) 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 本書の日付現在において、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想され る事実はありません。

# (2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4)投資法人の機構」をご参照下さい。

# (3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式数に対する 所有株式数の比率(%)
平和不動産株式会社	東京都中央区日本橋兜町1番10号	4, 968	100.00
	4, 968	100.00	

# (4) 【役員の状況】

平成27年6月26日付で取締役業務企画本部長兼業務管理部長冨安祐司が退任したことに伴い、同日付で、常務取締役であった山中智が常務取締役投資運用本部長に、取締投資運用本部長兼不動産投資部長であった平野正則が取締役業務企画本部長兼業務管理部長に就任しています。また、同日付で、監査役(非常勤)谷口昌巳及び監査役(非常勤)松永和夫が退任したことに伴い、新たに加藤尚人が監査役(非常勤)に就任しています。本書の日付現在における役員の状況は、以下の通りです。

役職名		· 名	17,20,201-4-17	員の状況は、以下の通りです。 主要略歴	所有株式数 (株)
			四和51年4月	平和不動産株式会社入社	(1117)
			平成14年7月	一十八十	
			平成19年4月	同社でルディング事業部長	
代表取締役	市川	烙山	平成19年4月	同社にルティンテザ末部段   同社総務部部長	_
社長	111/11	生正	一个成22年1万	ウナル投信株式会社(現平和不動産アセットマネジメン	
				ト株式会社)出向、代表取締役社長	
			平成22年4月	同社転籍(現任)	
			昭和53年4月	住友生命保険相互会社入社	
			平成13年5月	   日本ビルファンドマネジメント株式会社出向、取締役運	
				営本部長	
			平成18年4月	   住友生命保険相互会社復帰、不動産部担当部長	
NATION AND A			平成19年1月	   株式会社ニューシティコーポレーション執行役員上席副	
常務取締役	.1.+	/cn		   社長	
投資運用本	山中	智	平成20年9月	ラサールインベストメントアドバイザーズ株式会社代表	_
部長				取締役社長	
			平成22年5月	カナル投信株式会社(現平和不動産アセットマネジメン	
				ト株式会社) 顧問	
			平成22年10月	同社常務取締役	
			平成27年6月	同社常務取締役投資運用本部長 (現任)	
			平成3年4月	平和不動産株式会社入社	
			平成15年4月	同社ビルディング事業部課長	
			平成19年4月	同社ビルディング事業部次長	
			平成22年6月	同社賃貸事業本部ビル開発グループリーダー	
取締役			平成23年6月	同社賃貸事業本部ビルリーシンググループリーダー	
業務企画本	平野	正則	平成24年6月	同社総務企画本部企画財務グループ部長	_
部長兼業務	1 . 3			平和不動産アセットマネジメント株式会社出向、取締役	
管理部長				投資運用本部長兼不動産投資部長	
			平成25年6月	平和不動産株式会社総務企画本部総務グループ付	
			平成26年6月	同社企画総務部付(現任)	
			平成27年6月	平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役業務企	
			昭和56年4月	画本部長兼業務管理部長(現任)   東京証券取引所入所	
			平成16年6月	株式会社東京証券取引所総務部長	
			平成10年6月	同社財務部長	
			平成19年8月	株式会社東京証券取引所グループ財務部長	
			平成21年6月	同社執行役財務部長	
			平成25年1月	株式会社日本取引所グループ執行役財務部長	
取締役			平成25年6月	株式会社東京証券取引所執行役員	
(非常勤)	岩崎	範郎	平成26年6月	平和不動産株式会社常務執行役員	_
				平和サービス株式会社取締役(非常勤)(現任)	
				平和ヘルスケア株式会社取締役(非常勤)(現任)	
				株式会社東京証券会館取締役(非常勤)	
				平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役(非常	
				勤)(現任)	
			平成27年6月	平和不動産株式会社取締役常務執行役員(現任)	

役職名	氏名		主要略歴	所有株式数 (株)
取締役(非常勤)	中尾 友治	昭和62年4月 平成18年7月 平成21年6月 平成21年10月 平成23年8月 平成25年6月 平成26年6月	東京証券取引所入所 日本駐車場開発株式会社入社、管理本部長 株式会社ホリプロ社外監査役 日本駐車場開発株式会社取締役総務本部長 平和不動産株式会社入社、総務企画本部企画財務グループ部長 同社総務企画本部企画財務グループリーダー 同社執行役員企画総務部長 平和ヘルスケア株式会社取締役(非常勤)(現任) 平和不動産アセットマネジメント株式会社取締役(非常 勤)(現任) 平和不動産株式会社執行役員(現任)	_
監査役(非常勤)	加藤 尚人	昭和54年4月 平成22年6月 平成26年6月 平成27年6月	平和不動産株式会社入社 同社総務本部総務グループ部長 同社企画総務部部長 同社監査役(現任) 平和サービス株式会社監査役(非常勤)(現任) 平和ヘルスケア株式会社監査役(非常勤)(現任) 平和不動産アセットマネジメント株式会社監査役(非常 勤)(現任)	_

## (5) 【事業の内容及び営業の概況】

## a. 事業の内容

資産運用会社は、投信法上の資産運用会社として投資運用業を行っています。

## b. 営業の概況

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用を行う投資法人又は運用の指図を行う投資法人は、本投資法人のみです。

## c. 資産運用会社としての業務

- (イ) 規約並びに規約に定める資産運用の対象及び方針に従い、運用資産の管理及び運用を行うこと
- (ロ) 本投資法人のために投資口の追加発行、資金の借入れ等を含む資金調達を行うこと
- (ハ) 運用資産を資産運用会社の資産を含む他の資産と合同せず、単独で管理及び運用すること
- (二) 運用資産の運用状況について、法令の定めるところに従い本投資法人に対して定期的に報告すること
- (ホ)運用資産の年度運用計画を1年毎に年初に、及び期中運用計画(仮期中運用計画を含みます。)をその 都度、本投資法人に対して提出すること
- (へ)上記(ホ)に定めるもののほか、本投資法人から運用資産の運用状況に関し報告を求められたときには、 正当な理由がない限りその指示に従い報告を行うこと

# d. 資本関係

本書の日付現在、資産運用会社は、本投資法人の投資口を3,334口保有しています。

- 2 【その他の関係法人の概況】
  - A 資産保管会社(投信法第208条第1項関係)
    - (1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】
      - a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月31日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 【関係業務の概要】

資産保管会社としての業務

- a. 本投資法人が保有する資産に関して、それぞれの資産に係る権利行使をする際に必要とする当該資産に係る 権利を証する書類その他の書類の保管
- b. 本投資法人名義の預金口座の入出金記録及び資金振替
- c. 本投資法人名義の預金口座に係る印章の保管
- d. 保管品に係る投信法に基づく法定帳簿の作成、保存
- e. その他 a. から d. に付随する業務

## (3)【資本関係】

該当事項はありません。

- B 投資主名簿等管理人(投信法第117条第2号、第3号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第1号、第3号関係)
- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月31日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 投資主名簿の作成、管理及び備置きに関する事務
- b. 募集投資口の発行に関する事務
- c. 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書面の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務
- d. 投信法第137条に定める分配金の計算及びその支払のための手続に関する事務
- e. 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払に関する事務
- f. 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行に関する事務
- g. 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務
- h. 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務
- i. 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務
- i. 総投資主通知等の受理に関する事務
- k. 一般事務受託会社が管理する本投資法人の発行総口数及び振替機関より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合
- 1. 本投資法人の情報提供請求権(振替法第277条に定める請求をいいます。)の行使に係る取次ぎに関する事務
- m. 振替機関からの個別投資主通知(振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。)の本投資法人への取次ぎに関する事務
- n. a. からm. に掲げる委託事務に係る印紙税等の代理納付
- o. a. からn. に掲げる委託事務に付随する事務
- p. a. からo. に掲げる事務のほか、当事者間で協議の上定める事務

## (3)資本関係

該当事項はありません。

- C 機関運営に関する一般事務受託者(投信法第117条第4号関係)
- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月31日現在 324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 本投資法人の投資主総会の運営に関する事務
- b. 本投資法人の役員会の運営に関する事務

#### (3) 資本関係

該当事項はありません。

- D 会計事務等に関する一般事務受託者(投信法第117条第5号、第6号、投信法施行規則第169条第2項第6号、第7号関係)
- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - a. 名称

税理士法人平成会計社

b. 資本金の額

該当事項はありません。

c. 事業の内容

税理士法(昭和26年法律第237号、その後の改正を含みます。)に基づき税務に関する業務を営むとともに、 会計事務等に関する業務を営んでいます。

# (2) 関係業務の概要

一般事務受託者としての業務

- a. 投信法第211条第1項に規定される「帳簿書類」の作成(但し、該当する勘定がない場合を除きます。)に関する事項
- b. 決算整理作業、「貸借対照表」、「損益計算書」、「投資主資本等変動計算書」、「注記表」、「金銭の分配に係る計算書」及びその「附属明細書」の作成(四半期決算における作成業務を含みます。)に関する事項
- c. 「償却資産申告書」、「事業所税申告書」、「勘定科目内訳書」、「法人税申告書」、「消費税申告書」及び「法人住民税事業税申告書」作成業務に関する事項
- d. 委託業務に係る事項につき、その他法令上必要と認められる書類、資料等の作成補助等

# (3) 資本関係

該当事項はありません。

- E 特別口座管理機関(投信法第117条第2号関係)
- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月31日現在 247,369百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 関係業務の概要

- 一般事務受託者としての業務
- a. 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置きに関する事務
- b. 総投資主報告に関する事務
- c. 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務
- d. 振替機関からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の振替機関に対する情報提供請求に関す る事務
- e. 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録、及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は 記録に関する事務
- f. 特別口座の開設及び廃止に関する事務
- g. 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の振替機関への届出に関する事務
- h. 特別口座の加入者本人及び登録投資口質権者のために開設された他の口座並びに本投資法人の口座への振替 手続に関する事務
- i. 振替法第133条第2項に定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務
- j. 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- k. 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
- 1. a. からk. に掲げるもののほか、加入者等(投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じ。)による請求に関する事務
- m. a. から1. に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に 関する事務
- n. 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- o. 投資口の併合又は分割に関する事務
- p. a. からo. に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び当事者間で協議の上定める事務

#### (3) 資本関係

該当事項はありません。

#### F 特別口座管理機関(投信法第117条第2号関係)

- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - a. 名称
    - 三井住友信託銀行株式会社
  - b. 資本金の額
    - 平成27年3月31日現在 342,037百万円
  - c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

# (2) 関係業務の概要

- 一般事務受託者としての業務
- a. 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事項
- b. 総投資主報告に関する事項
- c. 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事項
- d. 保管振替機構からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の保管振替機構に対する情報提供請求に関する事項
- e. 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事項
- f. 特別口座の開設及び廃止に関する事項
- g. 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の保管振替機構への通知及び届出に 関する事項
- h. 特別口座の加入者本人のために開設された他の口座への振替手続に関する事項
- i. 振替法で定める取得者等のための特別口座開設等請求に関する事項
- i. 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事項
- k. 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求 (保管振替機構を通じて請求されるものを含みます。) に関する事項
- 1. a. からk. に掲げるもののほか、加入者等(投資主、登録投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じ。)による請求に関する事項

- m. a. から1. に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に 関する事項
- n. 加入者等からの照会に対する応答に関する事項
- o. 投資口の併合又は分割に関する事項
- p. a. から o. に掲げる事項のほか、振替制度の運営に関する事項及び契約当事者が協議の上定める事項

## (3) 資本関係

該当事項はありません。

# G 特定関係法人(資産運用会社の親会社)

- (1) 名称、資本金の額及び事業の内容
  - a. 名称

平和不動産株式会社

b. 資本金の額

平成27年3月31日現在 21,492百万円

c. 事業の内容

賃貸、不動産開発、住宅分譲 他

# (2) 関係業務の概要

関係業務の概要については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (3)投資法人の仕組み b.本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容」をご参照下さい。

## (3)資本関係

平成27年5月31日現在、本投資法人の投資口135,845口(発行済投資口の総口数の14.28%)を保有しています。

# 第5【投資法人の経理状況】

# 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。)及び同規則第2条の規定により、投資法人計算規則に基づいて作成しています。

## 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間(平成26年12月1日から平成27年5月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けています。

## 連結財務諸表について

本投資法人には子会社がないため、連結財務諸表は作成していません。

# 1【財務諸表】

# (1)【貸借対照表】

		(単位:十円)
	第26期 (平成26年11月30日)	第27期 (平成27年5月31日)
<b>音産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	6, 472, 394	6, 073, 141
信託現金及び信託預金	5, 726, 641	6, 278, 912
営業未収入金	103, 949	88, 270
前払費用	250, 304	229, 357
未収消費税等	_	144, 390
その他	7, 051	5, 672
貸倒引当金	△387	△21:
流動資産合計	12, 559, 953	12, 819, 53
固定資産		
有形固定資産		
建物	12, 153, 844	11, 896, 779
減価償却累計額	$\triangle 2,975,396$	△3, 093, 419
建物(純額)	9, 178, 448	8, 803, 35
構築物	71, 302	71, 19
減価償却累計額	△30, 617	$\triangle 32,524$
構築物(純額)	40, 685	38, 66
機械及び装置	235, 299	240, 65
減価償却累計額	△115, 818	$\triangle 122, 47$
機械及び装置(純額)	119, 481	118, 18
工具、器具及び備品		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
エ兵、奋兵及び順中 減価償却累計額	124, 226	130, 02
	△60, 939	△67, 81
工具、器具及び備品(純額)	63, 286	62, 20
土地	27, 452, 042	25, 945, 33
信託建物	41, 050, 370	44, 550, 96
減価償却累計額	△6, 153, 977	△6, 787, 49
信託建物(純額)	34, 896, 392	37, 763, 47
信託構築物	288, 274	295, 21
減価償却累計額	△50, 616	△56, 31
信託構築物(純額)	237, 657	238, 90
信託機械及び装置	377, 681	413, 23
減価償却累計額	△127, 437	△145, 56
信託機械及び装置(純額)	250, 244	267, 66
信託工具、器具及び備品	627, 365	676, 38
減価償却累計額	△344 <b>,</b> 116	△381, 34
信託工具、器具及び備品(純額)	283, 249	295, 03
信託土地	67, 315, 435	73, 240, 00
有形固定資産合計	139, 836, 924	146, 772, 82
無形固定資産		, ,
借地権	715, 719	715, 71
信託借地権	3, 315, 665	3, 315, 66
その他	2, 485	1, 30
無形固定資產合計	4, 033, 871	4, 032, 680
示//·四凡具/生日日	4, 000, 011	4, 032, 00

接受その他の資産			(単位:下円)		
接資名価証券 143,061 1,000,083 差入保証金 10,016 10,016 1月期計数用 434,040 339,492 デリバティブ債権 134,898 102,397 その他 195,396 207,556 投資その他の資産合計 144,788,209 152,525,060 機延資産合計 34,619 52,780 機延資産合計 34,619 52,780 機延資産合計 34,619 52,780 資産合計 157,382,782 165,397,378 資産合計 34,619 52,780 対策的負債 34,620,000 11,620,000 北本政費用 668,496 664,768 大私消費債等 97,748		第26期 (平成26年11月30日)	第27期 (平成27年5月31日)		
差入保証金 10,016 139,492 399,492 7リバティブ債権 134,898 102,397 その他 195,396 207,566 投資その他の資産合計 917,413 1,719,546 周定資産合計 917,413 1,719,546 周定資産合計 144,788,29 152,525,660 縁延資産 34,619 52,780 資産合計 34,619 52,780 資産合計 157,382,782 165,397,378 負債の部 757,452 165,397,378 負債の部 757,452 165,397,378 自債の部 757,452 165,397,378 自債の部 757,452 165,397,378 自債の部 757,452 165,397,378 145,161 1620,000 11,6	投資その他の資産				
長期前払費用     434,040     399,492       デリバティブ債権     134,898     102,397       その他     195,396     207,556       投資その他の資産合計     917,413     1,719,546       固定資産合計     144,788,209     152,525,060       練歴資産会計     34,619     52,780       養産合計     34,619     52,780       資産合計     34,619     52,780       資産会計     34,619     52,780       資産会計     34,619     52,780       資産会計     34,619     52,780       資産会計     479,937       自力の資金     10,620,000     11,620,000       未払費用等     658,496     694,768       未払費用等     97,748        中の金倉     779,315     856,028       表の金倉     779,315     856,028       表の金倉     779,315     856,028       表の金倉     779,315     856,028       表の金倉     779,315     856,028 <td <="" colspan="2" td=""><td>投資有価証券</td><td>143, 061</td><td>1,000,083</td></td>	<td>投資有価証券</td> <td>143, 061</td> <td>1,000,083</td>		投資有価証券	143, 061	1,000,083
デリバティブ債権       134,898       102,397         その他       195,996       207,556         投資での他の資産合計       917,413       1,719,546         固定資産合計       144,788,209       152,525,060         練運資産       場別資産会計       34,619       52,780         資産合計       34,619       52,780         資産合計       157,382,782       165,397,378         負債の部       事業未払金       615,028       479,937         1年内返済予定の長期借入金       10,620,000       11,620,000         未払費用       658,496       694,768         未払費用       658,496       694,768         未払費機等       97,748       -         での他       8,284       8,567         流動負債計       12,778,872       13,659,302         長期借入金       58,391,700       59,691,700         預り敷金及び保証金       922,620       904,062         信託預り敷金及び保証金       3,132,314       3,501,369         デリバティブ債務       123,460       132,598         固定負債計       75,348,968       77,889,03         製資主資本       70,527,819       76,372,303         制資金計       70,527,819       76,372,303         制資金額       70,527,819       76,372,303 <tr< td=""><td>差入保証金</td><td>10, 016</td><td>10, 016</td></tr<>	差入保証金	10, 016	10, 016		
その他の資産合計         195,396         207,566           投資その他の資産合計         917,413         1,719,546           健産資産合計         144,788,209         152,52,600           練歴資産         34,619         52,780           投資口交付費         34,619         52,780           資産合計         157,382,782         165,397,378           賃債の部         2         165,397,378           賃債の部         2         2           1 年内返済予定の長期借入金         615,028         479,937           1 年内返済予定の長期借入金         10,620,000         11,620,000           未払費用         658,496         694,768           未、批消費税等         97,748            市受金         779,915         856,028           その他         8,284         8,567           流動債合計         12,778,872         13,659,302           歴史債債         922,620         904,062           長期借入金         58,391,700         59,691,700           預り敷金及び保証金         3,132,314         3,501,369           デリバティブ債務         123,460         132,598           固定負債合計         62,570,095         64,229,729           食債合計         70,527,819         76,372,303           製資主資金         70,527,819 <td>長期前払費用</td> <td>434, 040</td> <td>399, 492</td>	長期前払費用	434, 040	399, 492		
投資その他の資産合計	デリバティブ債権	134, 898	102, 397		
間定資産合計	その他	195, 396	207, 556		
機延資産分け費 34,619 52,780 漁延資産合計 34,619 52,780 資産合計 157,382,782 165,397,378 負債の部 75,780 165,397,378 日債の部 75,200 1157,382,782 165,397,378 日産業長を 615,028 479,937 14円内返済予定の長期借入金 10,620,000 11,620,000 12,620 11,650,000 12,620 11,650,000 12,598 11,23,460 132,598 112,477,47 (6,62 12,572,47 (6,62 12,572,47 (6,62 12,572,47 (6,62 12,572,47 (6,62 12,572,47 (6,62 12,572,47 (6,62 12,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,47 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,598,77 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,598,77 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,598,77 (6,62 11,581,631 12,598 (6,572,598,78 (6,572,598,77 (6,652 11,581,631 12,598 (6,572,598,77 (6,652 11,581,631 12,598 (6,572,598,77 (6,652 11,581,631 12,598 (6,572,598,79 (6,572,598,79 (6,572,598,79 (6,572,598,79 (6,572,598,79 (6,572,598,79 (6	投資その他の資産合計	917, 413	1, 719, 546		
接近音座合計 34,619 52,780 繰延音座合計 34,619 52,780 資産合計 157,382,782 165,397,378 負債の部  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	固定資産合計	144, 788, 209	152, 525, 060		
繰延資産合計34,61952,780資産合計157,382,782165,397,378負債の部大額負債営業未払金615,028479,9371年内返済予定の長期借入金10,620,00011,620,000未払費用658,496694,768未払消費税等97,748前受金779,315856,028その他8,2848,567添動負債合計12,778,87213,659,302固定負債******長期借入金58,391,70059,691,700預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金3,132,3143,501,369デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部投資主資本70,527,81976,372,303現余金出資総額70,527,81976,372,303現余金出資総額70,527,81976,372,303現余金出資総介金7,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剩余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等△464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640経経へ少ジ債益△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計242,87,508,346	繰延資産				
資産合計157,382,782165,397,378負債の部ご素料金615,028479,9371年内返済予定の長期借入金10,620,00011,620,000未払費用658,496694,768未払消費税等97,748-前受金779,315856,028その他8,2848,567流動負債合計12,778,87213,659,302固定負債-58,391,70059,691,700預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金3,132,3143,501,369デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部投資主資本1出資総和 則余金合計7,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△) 則余金合計4,564,3004,175,031剩余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等△464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640	投資口交付費	34, 619	52, 780		
(	繰延資産合計	34, 619	52, 780		
対象性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性性	資産合計	157, 382, 782	165, 397, 378		
営業未払金615,028479,9371年内返済予定の長期借入金10,620,00011,620,000未払費用658,496694,768未払消費税等97,748前受金779,315856,028その他8,2848,567流動負債合計12,778,87213,659,302固定負債長期借入金58,391,70059,691,700預り敷金及び保証金922,620994,062信託預り敷金及び保証金3,132,3143,501,369デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部大資主資本出資総額70,527,81976,372,303剩余金出資剩余金7,406,6527,406,652当期未处分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剩余金合計82,498,77187,953,987評価・換算音額等繰延へッジ損益△464,957△445,640純資産合計純資産合計経過経過経過経過銀行日本日本日本日本日本日本日本日本 <td>負債の部</td> <td></td> <td></td>	負債の部				
1年内返済予定の長期借入金       10,620,000       11,620,000         未払費用       658,496       694,768         未払消費税等       97,748       -         前受金       779,315       856,028         その他       8,284       8,567         流動負債合計       12,778,872       13,659,302         固定負債       -       -         長期借入金       58,391,700       59,691,700         預り敷金及び保証金       922,620       904,062         信託預り敷金及び保証金       922,620       904,062         信託預り敷金及び保証金       123,460       132,598         固定負債合計       62,570,095       64,229,729         負債合計       75,348,968       77,889,032         純資産の部       20       7,406,652       7,406,652         出資総額       70,527,819       76,372,303         剩余金       7,406,652       7,406,652       31,534,303         利金会計       11,970,952       11,581,633         投資主資本合計       82,498,771       87,953,987         評価・換算差額等       △464,957       △445,640         純資産合計       △464,957       △445,640         純資産合計       ※2,87,508,346	流動負債				
未払費用658,496694,768未払消費税等97,748-前受金779,315856,028その他8,2848,567流動負債合計12,778,87213,659,302固定負債長期借入金58,391,70059,691,700預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部投資主資本1出資総額70,527,81976,372,303剩余金11資総額7,406,6527,406,652当期未处分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031投資主資本合計11,970,95211,581,681投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・検算差額等公464,957△445,640練延へッジ損益△464,957△445,640純資産合計公464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640	営業未払金	615, 028	479, 937		
未払消費税等       97,748       一         前受金       779,315       856,028         その他       8,284       8,567         流動負債合計       12,778,872       13,659,302         固定負債	1年内返済予定の長期借入金	10, 620, 000	11, 620, 000		
前受金 その他779,315 8,284856,028 8,567流動負債合計12,778,87213,659,302固定負債***********************************	未払費用	658, 496	694, 768		
その他8,2848,567流動負債合計12,778,87213,659,302固定負債長期借入金58,391,70059,691,700預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金3,132,3143,501,369デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部大資主資本123,4607,406,652出資網余金7,406,6527,406,6523,372,303剩余金11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等2464,957△445,640練延へッジ損益△464,957△445,640純資産合計△464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計282,033,814*287,508,346	未払消費税等	97, 748	-		
流動負債合計12,778,87213,659,302固定負債長期借入金58,391,70059,691,700預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金3,132,3143,501,369デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部大資主資本123,460132,598出資総額70,527,81976,372,303剩余金13,659,40213,659,402当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剩余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等2464,957△445,640純価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計2464,957△445,640純資産合計282,033,814*287,508,346	前受金	779, 315	856, 028		
日定負債   長期借入金	その他	8, 284			
長期借入金58, 391, 70059, 691, 700預り敷金及び保証金922, 620904, 062信託預り敷金及び保証金3, 132, 3143, 501, 369デリバティブ債務123, 460132, 598固定負債合計62, 570, 09564, 229, 729負債合計75, 348, 96877, 889, 032純資産の部22出資総額70, 527, 81976, 372, 303剩余金7, 406, 6527, 406, 652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4, 564, 3004, 175, 031剩余金合計11, 970, 95211, 581, 683投資主資本合計82, 498, 77187, 953, 987評価・換算差額等△464, 957△445, 640純値へッジ損益△464, 957△445, 640純資産合計△464, 957△445, 640純資産合計※2, 87, 508, 346	流動負債合計	12, 778, 872	13, 659, 302		
預り敷金及び保証金922,620904,062信託預り敷金及び保証金3,132,3143,501,369デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部70,527,81976,372,303剰余金出資剰余金7,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剰余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等△464,957△445,640純質産合計△464,957△445,640純資産合計※2,87,303,814※2,87,508,346					
信託預り敷金及び保証金 3, 132, 314 3, 501, 369 デリバティブ債務 123, 460 132, 598 固定負債合計 62, 570, 095 64, 229, 729 負債合計 75, 348, 968 77, 889, 032 純資産の部 投資主資本 日資総額 70, 527, 819 76, 372, 303 剰余金 7, 406, 652 7, 406, 652	長期借入金	58, 391, 700			
デリバティブ債務123,460132,598固定負債合計62,570,09564,229,729負債合計75,348,96877,889,032純資産の部投資主資本出資総額70,527,81976,372,303剰余金出資剰余金7,406,6527,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剰余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等2464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計※2,82,033,814※2,87,508,346		922, 620			
固定負債合計					
負債合計75,348,96877,889,032純資産の部 投資主資本 出資総額 剰余金70,527,81976,372,303制定 当期未処分利益又は当期未処理損失(△) 利金合計 投資主資本合計 評価・換算差額等 経延へッジ損益 経延へッジ損益 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計 経済を合計  会額 <td></td> <td>123, 460</td> <td></td>		123, 460			
純資産の部 投資主資本投資主資本出資総額 剰余金70,527,81976,372,303判案金7,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剩余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等※2,464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計※2,82,033,814※2,87,508,346	<del>-</del>	62, 570, 095	64, 229, 729		
投資主資本 出資総額 70,527,819 76,372,303 剰余金 出資剰余金 7,406,652 7,406,652 当期未処分利益又は当期未処理損失(△) 4,564,300 4,175,031 剰余金合計 11,970,952 11,581,683 投資主資本合計 82,498,771 87,953,987 評価・換算差額等 繰延ヘッジ損益 △464,957 △445,640 評価・換算差額等合計 △464,957 △445,640 純資産合計 ※2 82,033,814 ※2 87,508,346		75, 348, 968	77, 889, 032		
出資総額 70,527,819 76,372,303 利余金 出資剰余金 7,406,652 7,406,652 3月,406,652 3月,406,400 3月,406,					
剰余金7,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剰余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等人464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計※2 82,033,814※2 87,508,346					
出資剰余金7,406,6527,406,652当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剰余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等人464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計※2 82,033,814※2 87,508,346		70, 527, 819	76, 372, 303		
当期未処分利益又は当期未処理損失(△)4,564,3004,175,031剰余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等人464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計※2 82,033,814※2 87,508,346					
剰余金合計11,970,95211,581,683投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等金464,957△445,640評価・換算差額等合計△464,957△445,640純資産合計※2 82,033,814※2 87,508,346					
投資主資本合計82,498,77187,953,987評価・換算差額等公464,957公445,640評価・換算差額等合計公464,957公445,640純資産合計※2 82,033,814※2 87,508,346	—				

		(十四:113)
	第26期 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)	第27期 (自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)
営業収益		
賃貸事業収入	<b>%</b> 1 <b>4</b> , 650, 423	<b>*</b> 1 <b>4</b> , 975, 976
その他賃貸事業収入	<b>%</b> 1 395, 900	<b>*</b> 1 438, 527
匿名組合分配金	6, 395	1,031
営業収益合計	5, 052, 718	5, 415, 535
営業費用		
賃貸事業費用	<b>%</b> 1 2, 269, 925	<b>*</b> 1 2, 421, 026
不動産等売却損	_	<b>*</b> 2 559, 833
資産運用報酬	455, 872	486, 101
資産保管手数料	19, 346	19, 347
一般事務委託手数料	39, 575	41, 953
役員報酬	8,006	8, 006
会計監査人報酬	9, 664	9, 660
その他営業費用	101, 572	108, 968
営業費用合計	2, 903, 964	3, 654, 898
営業利益	2, 148, 754	1, 760, 636
営業外収益		
受取利息	818	1, 145
未払分配金戻入	817	623
その他	2, 243	1, 762
営業外収益合計	3, 880	3, 530
営業外費用		
支払利息	501, 843	497, 969
融資関連費用	134, 377	130, 536
投資口交付費償却	11, 834	17, 834
その他	2, 316	5, 387
営業外費用合計	650, 372	651, 727
経常利益	1, 502, 261	1, 112, 439
税引前当期純利益	1, 502, 261	1, 112, 439
法人税、住民税及び事業税	605	605
法人税等合計	605	605
当期純利益	1, 501, 656	1, 111, 834
前期繰越利益	3, 062, 643	3, 063, 196
当期未処分利益又は当期未処理損失 (△)	4, 564, 300	4, 175, 031

# (3) 【投資主資本等変動計算書】

第26期(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

					(十四・111)	
		投資主資本				
			剰余金			
	出資総額	出資剰余金	当期未処分利 益又は当期未 処理損失 (△)	剰余金合計	投資主資本合計	
当期首残高	70, 527, 819	7, 406, 652	4, 534, 660	11, 941, 312	82, 469, 131	
当期変動額						
剰余金の配当			△1, 472, 016	△1, 472, 016	△1, 472, 016	
当期純利益			1, 501, 656	1, 501, 656	1, 501, 656	
投資主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	-	_	29, 640	29, 640	29, 640	
当期末残高	70, 527, 819	7, 406, 652	4, 564, 300	11, 970, 952	82, 498, 771	

	評価・換	算差額等	
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計	純資産合計
当期首残高	△353, 226	△353, 226	82, 115, 904
当期変動額			
剰余金の配当			△1, 472, 016
当期純利益			1, 501, 656
投資主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	△111, 730	△111, 730	△111, 730
当期変動額合計	△111, 730	△111, 730	△82, 090
当期末残高	△464, 957	△464, 957	82, 033, 814

					(単位・1円)	
	投資主資本					
			剰余金			
	出資総額	出資剰余金	当期未処分利 益又は当期未 処理損失 (△)	剰余金合計	投資主資本合計	
当期首残高	70, 527, 819	7, 406, 652	4, 564, 300	11, 970, 952	82, 498, 771	
当期変動額						
新投資口の発行	5, 844, 484				5, 844, 484	
剰余金の配当			△1, 501, 104	△1, 501, 104	△1, 501, 104	
当期純利益			1, 111, 834	1, 111, 834	1, 111, 834	
投資主資本以外の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	5, 844, 484	_	△389, 269	△389, 269	5, 455, 215	
当期末残高	76, 372, 303	7, 406, 652	4, 175, 031	11, 581, 683	87, 953, 987	

	評価・換	算差額等		
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差 額等合計	純資産合計	
当期首残高	△464, 957	△464, 957	82, 033, 814	
当期変動額				
新投資口の発行			5, 844, 484	
剰余金の配当			△1, 501, 104	
当期純利益			1, 111, 834	
投資主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	19, 317	19, 317	19, 317	
当期変動額合計	19, 317	19, 317	5, 474, 532	
当期末残高	△445, 640	△445, 640	87, 508, 346	

	第26期 自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日	第27期 自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日
I 当期未処分利益	4, 564, 300, 558	4, 175, 031, 234
Ⅱ 分配金の額	1, 501, 104, 241	1, 656, 898, 074
(投資口1口当たり分配金の額)	(1, 703)	(1,742)
Ⅲ 次期繰越利益	3, 063, 196, 317	2, 518, 133, 160
分配金の額の算出方法	規約第32条第1項に定める方針に基づき、分配金の額は当期未処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期純利益の範囲内で発行済投資口の総口数881,447口の整数倍の最大値となる1,501,104,241円を利益分配金として分配することとしました。なお、規約第32条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行っていません。	規約第32条第1項に定める方針に基づき、分配金の額は当期未処分利益の金額を限度とし、かつ租税特別措置法第67条の15に規定されている「配当可能利益の額」の90%に相当する金額を超えるものとしています。かかる方針により、当期純利益1,111,834,917円に前期繰越利益から545,063,157円を充当し、1,656,898,074円を利益分配金として分配することとしました。なお、規約第32条第2項に定める利益を超えた金銭の分配は行っていません。

		(単位:十円)
	第26期 自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日	第27期 自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1, 502, 261	1, 112, 439
減価償却費	838, 593	898, 194
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△78	△174
投資口交付費償却	11, 834	17, 834
受取利息	△818	$\triangle 1, 145$
支払利息	501, 843	497, 969
営業未収入金の増減額(△は増加)	△2, 289	14, 928
未収消費税等の増減額(△は増加)	210, 729	△144, 396
未払消費税等の増減額(△は減少)	97, 748	△97, 748
長期前払費用の増減額(△は増加)	64, 683	34, 547
営業未払金の増減額 (△は減少)	80, 589	△25, 498
未払費用の増減額(△は減少)	14, 096	33, 551
前受金の増減額(△は減少)	△28, 630	76, 713
預り金の増減額(△は減少)	△2,020	245
有形固定資産の売却による減少額	<del>-</del>	1, 724, 674
その他	9, 828	16, 725
小計	3, 298, 371	4, 158, 859
- 利息の受取額	818	1,086
利息の支払額	$\triangle 443,783$	△432, 646
法人税等の支払額	$\triangle 1,251$	
営業活動によるキャッシュ・フロー	2, 854, 154	3, 727, 254
投資活動によるキャッシュ・フロー	, ,	, ,
定期預金の預入による支出	$\triangle 2,000,000$	△500, 000
有形固定資産の取得による支出	△85, 013	△76, 921
信託有形固定資産の取得による支出	△213, 245	$\triangle 9,621,303$
預り敷金及び保証金の受入による収入	139, 879	73, 013
預り敷金及び保証金の返還による支出	△165, 968	△79, 514
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	89, 319	490, 394
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	$\triangle 71,535$	△107, 311
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の払戻によ る収入	71, 535	107, 311
信託預り敷金及び保証金対応信託預金の預入によ る支出	△89, 319	△490, 394
投資有価証券の償還による収入	_	140,000
 投資活動によるキャッシュ・フロー	△2, 324, 348	$\triangle 10,064,725$
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	5, 731, 000	8, 300, 000
長期借入金の返済による支出	$\triangle 5,731,000$	$\triangle 6,000,000$
投資口の発行による収入	<del>-</del>	5, 844, 484
投資口交付費の支出		△35, 995
分配金の支払額	$\triangle 1, 472, 315$	△1, 501, 000
財務活動によるキャッシュ・フロー	$\triangle 1, 472, 315$	6, 607, 488
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△942, 508	270, 017
現金及び現金同等物の期首残高	8, 009, 229	7, 066, 721
現金及び現金同等物の期末残高	*1 7, 066, 721	*1 7, 336, 738
元亚汉〇党亚巴守彻○州不须回	%1 1, 000, 721	%1 1, 550, 156

# (6) 【注記表】

(継続企業の前提に関する注記) 該当事項はありません。

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な会計方針に係る事項に関			
1. 資産の評価基準及び評価方	有価証券		
法	その他有価証券		
	時価のあるもの		
	期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。		
	評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算		
	出しています。		
2. 固定資産の減価償却の方法	①有形固定資産(信託財産を含みます。)		
	定額法を採用しています。		
	なお、主たる有形固定資産の耐用年数は、以下の通りです。		
	建物 2~64年		
	構築物 4~62年		
	機械及び装置 3~15年		
	工具、器具及び備品 2~18年		
	②無形固定資産		
	定額法を採用しています。		
	③長期前払費用		
	定額法を採用しています。		
3. 繰延資産の処理方法	投資口交付費		
	3年間で定額法により償却しています。		
4. 引当金の計上基準	貸倒引当金		
	債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について個別の回収可		
	能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。		
5. 収益及び費用の計上基準	固定資産税等の処理方法		
	保有する不動産等に係る固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、		
	賦課決定された税額のうち当期に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する		
	方法を採用しています。		
	なお、不動産等の取得に伴い、精算金として譲渡人に支払った初年度の固定資産		
	税等相当額については、費用に計上せず、当該不動産等の取得原価に算入してい		
	ます。不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、前期はなく、当期		
	は5,005千円です。		
6. ヘッジ会計の方法	①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法		
	繰延ヘッジ処理によっています。		
	②ヘッジ手段とヘッジ対象		
	ヘッジ手段 金利スワップ取引、金利キャップ取引		
	ヘッジ対象 借入金金利		
	③ヘッジ方針		
	本投資法人は、財務方針に基づき規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリ		
	バティブ取引を行っています。		
	④ヘッジの有効性評価の方法		
	ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段のキャッシュ・フロー		
	変動の累計とを比較し、両者の変動額の比率を検証することにより、ヘッジの有		
	効性を評価しています。		
L			

信託受益権に関する会計処 理方法

7. 不動産等を信託財産とする | 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権については、信託財産内の全ての資 産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対 照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。

> なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目について は、貸借対照表において区分掲記することとしています。

- (1) 信託現金及び信託預金
- (2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土 地、信託借地権
- (3) 信託預り敷金及び保証金
- 8. キャッシュ・フロー計算書 における資金の範囲

手許現金及び信託現金、随時引出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能 であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以 内に償還期限の到来する短期投資からなります。

9. その他財務諸表作成のため 消費税等の会計処理 の基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。但し、固定資産 に係る控除対象外消費税は、個々の資産の取得原価に算入しています。

# (貸借対照表に関する注記)

# 1. コミットメントライン契約

不動産等売却損

		第26期 (平成26年11)		第27 (平成27年 5	
コミットメントラ	イン契約の総額		6,000,000千円		6,000,000千月
昔入残高			_		-
差引			6,000,000千円		6,000,000千日
※2. 投信	去第67条第4項に定める最低	<b>氐純資産額</b>			
	第26期 (平成26年11月30日)	第27期 (平成27年 5 月31日)			
		50,000千円			50,000千月
(損益計算書に関	する注記) 産賃貸事業損益の内訳(単位	ケ. <b>エ</b> 冊)			
※ 1. 个别	生貝貝尹来頂盆の門式(早位			hele a =	
		第26期 自 平成26年		第27期 自 平成26年12月1日	
		至 平成26年			€5月31日
A. 不動	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
賃貸	事業収入				
賃料」	<b>以入</b>	4, 092, 855		4, 358, 416	
共益	費収入	557, 567	4,650,423	617, 559	4, 975, 97
その	他賃貸事業収入				
駐車	揚収入	118,002		131, 840	
付帯」	<b>反益</b>	269, 099		294, 627	
解約	韋約金収入	1, 123		3, 251	
雑収	<del>-</del>	7,674	395, 900	8,807	438, 52
	動産賃貸事業収益合計		5, 046, 323		5, 414, 50
	<b>産賃貸事業費用</b>				
	事業費用				
	委託費	534, 423		556, 222	
公租?		358, 550		360, 622	
	光熱費	230, 298		237, 898	
修繕		144, 385		188, 239	
保険		4, 955		5, 366	
信託	<sup>我們</sup> 賞却費	46, 307 838, 593		47, 513 898, 194	
	也賃貸事業費用	112, 411		126, 969	
	世員事来負加 動産賃貸事業費用合計	112, 411	2, 269, 925	120, 303	2, 421, 02
	金賃貸事業損益 金賃貸事業損益		2,200,020		2, 121, 02
	-B)		2, 776, 397		2, 993, 47
(A	— Б)		2, 110, 391		2, 993, 47
	産等売却損の内訳(単位:🖯				
第27期	](自 平成26年12月1日	至 平成27年5月31	目)		
	4 KCAビル				
	]産等売却収入		1, 200, 000		
不動	」産等売却原価	1, 727, 015			
	他売却費用	32, 818	1, 759, 833		

559, 833

# (投資主資本等変動計算書に関する注記)

# 1. 発行可能投資口総口数及び発行済投資口の総口数

	第26期 自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日	第27期 自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日
発行可能投資口総口数	8, 000, 000 □	8, 000, 000 □
発行済投資口の総口数	881, 447 □	951, 147 □

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記)

# ※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	第26期 自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日	第27期 自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日
現金及び預金	6, 472, 394千円	6,073,141千円
信託現金及び信託預金	5,726,641千円	6,278,912千円
信託預り敷金及び保証金対応信託預金(注)	△3, 132, 314千円	△3,515,398千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△2,000,000千円	$\triangle 2,500,000$ 千円
投資有価証券(MMF)	_	1,000,083千円
現金及び現金同等物	7,066,721千円	7,336,738千円

<sup>(</sup>注) テナントから預かっている敷金及び保証金の返還のために留保されている信託預金です。

該当事項はありません。

<sup>(</sup>リース取引に関する注記)

#### (金融商品に関する注記)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人では、新たな投資対象不動産等の取得に当たっては、銀行借入れ、投資法人債の発行、投資口の発行等による資金調達を行います。デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクのヘッジ等を目的として利用し、投機的な取引は行いません。余資運用に関しては、有価証券及び金銭債権に投資することもできますが、積極的には投資を行っていません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

借入金の資金使途は、主に物件の取得又は既往の借入れのリファイナンスです。これらは満期・償還時の流動性リスクに晒されていますが、本投資法人では、資産運用会社が資金繰計画を作成することにより管理するとともに、手元資金の確保、借入れ・償還期限の分散化、借入先金融機関の多様化、コミットメント型タームローン契約の締結等により当該リスクを限定しています。変動金利の借入金は、金利の上昇リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引、金利キャップ取引)を利用し、当該リスクを限定しています。デリバティブ取引の執行・管理については、リスク管理規程に従い、資産運用会社の助言に基づき行っており、また、デリバティブ取引の利用に当たっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

預り敷金及び保証金はテナントからの預り金であり、退去による流動性リスクに晒されています。当該リスクに関しては、原則として返還に支障がない範囲の金額を留保することによりリスクを限定しています。 投資有価証券はMMFであり、安全性と流動性の高い金融商品です。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件を用いた場合、当該価額が異なる場合もありえます。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年11月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません((注2)をご参照下さい。)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6, 472, 394	6, 472, 394	_
(2) 信託現金及び信託預金	5, 726, 641	5, 726, 641	_
(3) 投資有価証券	_	_	_
資産合計	12, 199, 035	12, 199, 035	_
(4) 1年内返済予定の長期借入金	10, 620, 000	10, 620, 000	_
(5)長期借入金	58, 391, 700	58, 739, 012	347, 312
負債合計	69, 011, 700	69, 359, 012	347, 312
(6) デリバティブ取引*	17, 196	17, 196	_

\*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( )で示しています。

平成27年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていません((注2)をご参照下さい。)。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	6, 073, 141	6, 073, 141	_
(2) 信託現金及び信託預金	6, 278, 912	6, 278, 912	-
(3) 投資有価証券	1, 000, 083	1, 000, 083	-
資産合計	13, 352, 136	13, 352, 136	_
(4) 1年内返済予定の長期借入金	11, 620, 000	11, 666, 955	46, 955
(5)長期借入金	59, 691, 700	59, 929, 469	237, 769
負債合計	71, 311, 700	71, 596, 424	284, 724
(6) デリバティブ取引*	(25, 278)	(25, 278)	_

\*デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については ( )で示しています。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

- (1) 現金及び預金並びに(2) 信託現金及び信託預金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
- (3) 投資有価証券

MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

- (4) 1年内返済予定の長期借入金及び(5) 長期借入金 長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似して いると考えられるため、当該帳簿価額によっています。また、固定金利によるものの時価については、元利金の 合計額を残存期間に対応した同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっ ています。
- (6) デリバティブ取引 後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	第26期 (平成26年11月30日)	第27期 (平成27年 5 月31日)		
投資有価証券 * 1	143, 061			
預り敷金及び保証金*2	922, 620	904, 062		
信託預り敷金及び保証金*2	3, 132, 314	3, 501, 369		
合計	4, 197, 996	4, 405, 431		

- \*1 投資有価証券に関しては市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。
- \*2 賃貸物件における賃借人から預託されている預り敷金及び保証金並びに信託預り敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、賃借人の入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的にキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしていません。

## (注3) 金銭債権の決算日 (平成26年11月30日) 後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
現金及び預金	6, 472, 394	_	_	_	_	_
信託現金及び信託預金	5, 726, 641	_	_	_	_	_
合計	12, 199, 035	_	_	_	_	_

## 金銭債権の決算日(平成27年5月31日)後の償還予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超 4年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
現金及び預金	6, 073, 141	_	_	_	_	_
信託現金及び信託預金	6, 278, 912	_	_	_	_	_
合計	12, 352, 053	_	_	_	_	_

## (注4)長期借入金及びその他の有利子負債の決算日(平成26年11月30日)後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
1年内返済予定の長期 借入金	10, 620, 000		-	_	_	
長期借入金	_	12, 857, 000	13, 895, 000	3, 900, 000	6, 831, 000	20, 908, 700
合計	10, 620, 000	12, 857, 000	13, 895, 000	3, 900, 000	6, 831, 000	20, 908, 700

## 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日(平成27年5月31日)後の返済予定額

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5年超
1年内返済予定の長期 借入金	11,620,000	ı	1	_		_
長期借入金	_	10, 122, 000	14, 830, 000	5, 331, 000	9, 570, 000	19, 838, 700
合計	11, 620, 000	10, 122, 000	14, 830, 000	5, 331, 000	9, 570, 000	19, 838, 700

## (有価証券に関する注記)

第26期(平成26年11月30日)

匿名組合出資持分(貸借対照表計上額143,061千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

第27期 (平成27年5月31日)

MMF (貸借対照表計上額1,000,083千円) は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、取得価額をもって貸借対照表計上額としています。

## (デリバティブ取引に関する注記)

① ヘッジ会計が適用されていないもの 第26期(平成26年11月30日) 該当するものはありません。

> 第27期(平成27年5月31日) 該当するものはありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

第26期(平成26年11月30日)

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

(単位:千円)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価	
- ペック云前の万伝	1里族	土はベグン対象	大小100 寸	うち1年超	h <del>八</del> 川川	
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	13, 338, 700	13, 338, 700	△123, 460*	
	金利キャップ取引	長期借入金	34, 457, 000	28, 137, 000	140, 656*	
	47, 795, 700	41, 475, 700	17, 196			

<sup>\*</sup> 取引先金融機関から提示された価格で評価しています。

第27期(平成27年5月31日)

ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次の通りです。

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等		時価	
・ハック云前の万伝	(里)(	主はペック対象	关羽领守	うち1年超	h4J.JIII	
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	18, 269, 700	18, 269, 700	△130, 778*	
	金利キャップ取引	長期借入金	33, 957, 000	25, 137, 000	105, 500*	
	52, 226, 700	43, 406, 700	△25, 278			

<sup>\*</sup> 取引先金融機関から提示された価格で評価しています。

## (退職給付に関する注記)

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

## (税効果会計に関する注記)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	第26期 (平成26年11月30日)	第27期 (平成27年 5 月31日)
繰延税金資産 (流動)		
繰延ヘッジ損益	158,829千円	143,986千円
繰延税金資産(流動)小計	158,829千円	143,986千円
評価性引当金	△158,829千円	△143,986千円
繰延税金資産(流動)合計	_	_
繰延税金資産(流動)の純額	_	-
繰延税金資産 (固定)		
合併時受入評価差額	2,808,663千円	2,640,760千円
合併時受入繰越欠損金	79, 214千円	74,924千円
繰越欠損金	2,043,439千円	1,932,772千円
繰延税金資産(固定)小計	4,931,316千円	4,648,457千円
評価性引当金	△4,931,316千円	△4,648,457千円
繰延税金資産 (固定) 合計	<del>-</del>	_
繰延税金資産(固定)の純額	_	_

# 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第26期 (平成26年11月30日)	第27期 (平成27年5月31日)	
法定実効税率	34. 16%	34. 15%	
(調整)			
支払分配金の損金算入額	△33. 03%	△32. 65%	
評価性引当金の増減	△1. 13%	△1. 50%	
その他	0.04%	0.05%	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.04%	0.05%	

## (持分法損益等に関する注記)

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要投資主等

第26期(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

会社等の一大大は、シルダム	議決権等の 事業の 所有		関連当事者との関係		時引の	取引金額		期末残高			
種類	名称	所在地	は出資金 (千円)	内容	所有 (被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の 関係	取引の 内容	(千円) (注1)	科目	(千円) (注1)
主要投資主	平和不動 産株式会 社	東京都中央区	21, 492, 822	不動産業	被所有 直接15.4% 間接 0.4%	なし	不動産管 理業務の 委託	管理委託 費 (注3)	200, 665	営業未払金	38, 471

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。
- (注2) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。
- (注3) 上記金額のうち、平和不動産株式会社から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。

平和サービス株式会社 101,597千円 平和サービス株式会社以外の第三者 42,164千円

第27期(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)

	会社等の 安本金又 事業の		者との関係	取引の	取引金額		期末残高				
種類	名称	所在地	は出資金 (千円)	内容	(被所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の 関係	内容	(千円) (注1)	科目	(千円) (注1)
								管理委託 費 (注3)	221, 173	営業未払金	44, 895
主要投資主(法人)	平和不動 産株式会 社	東京都中央区	21, 492, 822	不動産業	被所有 直接14.3% 間接 0.4%	なし	不動産管 理業務の 委託	不動産信 託受益権 の購入 (注4)	4, 351, 950	I	-
								売買仲介 手数料	30,000	-	_

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。
- (注2) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。
- (注3) 上記金額のうち、平和不動産株式会社から建物管理委託料として支払われた金額は以下の通りです。

平和サービス株式会社 120,281千円

平和サービス株式会社以外の第三者 33,409千円

- (注4) 上記記載の不動産信託受益権の購入は、HF九段南ビルディング及びHF仙台レジデンスEASTに係るもので、取引金額には売買契約書等に記載された売買価格のほかに、売主との精算に係る固定資産税及び都市計画税相当額を含みますが、その他の取得に係る諸費用は含んでいません。
  - 2. 関連会社等

第26期(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日) 該当事項はありません。

第27期(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日) 該当事項はありません。

## 3. 兄弟会社等

第26期(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

	会社等の		資本金又	事業の	議決権等の 所有	関連当事	関連当事者との関係		取引金額		期末残高
種類	名称 (注1)	所在地	は出資金 (千円)	内容	(被所有)割合	役員の 兼任等	事業上の 関係	・ 取引の 内容	(千円) (注2)	科目	(千円) (注2)
平和サービス株式	平和サービス株式			不動産管	なし	なし	不動産管 理業務の 委託	損害保険料	4, 889	_	_
主要投資主(法人)が	主要投資主 会社 (法人) が		理業	修繕工事 等				68, 049	営業未払 金	42, 527	
議決権の過半数を所有している会社の子会社	平和不動 産アセッ トマネジ メント株 式会社	東京都中央区	295, 575	投資運用業	被所有 直接 0.4%	なし	資産運用 業務の委 託	資産運用 報酬の支 払	455, 872	未払費用	492, 342
を含む。)	株式会社 東京証券 会館		100, 000	不動産業	なし	なし	貸会議室 の賃借	貸会議室 代の支払	130	_	_

- (注1) 主要投資主(法人)である平和不動産株式会社が議決権の100%を直接保有しています。
- (注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。
- (注3) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。

第27期(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)

	会社等の		資本金又	事業の	議決権等の 所有	関連当事	者との関係	取引の	取引金額		期末残高
種類	名称 (注1)	所在地	は出資金 (千円)	内容		役員の 兼任等	事業上の 関係	内容	(千円) (注2)	科目	(千円) (注2)
								管理委託 費	5, 490	営業未払金	1, 092
→ m 111/m →	平和サー ビス株式 会社     134,000     不動産管 理業     なし     なし	なし	なし	なし	不動産管 理業務の 委託	損害保険料	5, 321		_		
主要投資主 (法人)が 議決権の過								修繕工事 等	135, 717	営業未払 金	64, 250
半数を所有 している会 社(当該会 社の子会社 を含む。)	平和不動 産アセネジ トマネト株 式会社	東京都中央区	295, 575	投資運用業	被所有 直接 0.4%	なし	資産運用 業務の委 託	資産運用 報酬の支 払	531, 101 (注4)	未払費用	524, 990
	株式会社 東京証券 会館		100, 000	不動産業	なし	なし	貸会議室 の賃借	貸会議室 代の支払	124	_	_

- (注1) 主要投資主(法人)である平和不動産株式会社が議決権の100%を直接保有しています。
- (注2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれていませんが、期末残高には含まれています。
- (注3) 取引条件については、市場の実勢に基づいて決定しています。
- (注4) 資産運用報酬額には、個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬45,000千円が含まれています。
  - 4. 役員及び個人主要投資主等

第26期(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日) 該当事項はありません。

第27期(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日) 該当事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

該当事項はありません。

#### (賃貸等不動産に関する注記)

本投資法人では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として、賃貸オフィスビル、賃貸住宅等を保有しています。これらの賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次の通りです。

(単位:千円)

用途			自至	第26期 平成26年6月1日 平成26年11月30日	自至	第27期 平成26年12月1日 平成27年5月31日
	貸借	対照表計上額				
		期首残高		144, 197, 843		143, 868, 309
賃貸等不動産		期中増減額		△329, 533		6, 935, 902
		期末残高		143, 868, 309		150, 804, 212
	期末	時価		145, 176, 000		156, 910, 000

- (注1) 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額です。
- (注2) 期中増減額のうち、前期の主な減少額は減価償却費(838,593千円)によるものです。当期の主な増加額は台和上野ビル他3件の取得(9,209,103千円)によるものであり、主な減少額はKCAビルの売却(1,724,674千円)によるものです。
- (注3) 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による鑑定評価額に基づく金額を記載しています。

なお、賃貸等不動産に関する賃貸損益については、前記(損益計算書に関する注記)をご参照下さい。

#### (セグメント情報等に関する注記)

「セグメント情報〕

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しています。

#### [関連情報]

第26期(自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

- 2. 地域毎の情報
  - (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高が全て損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

#### 第27期(自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

- 2. 地域毎の情報
  - (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を 省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高が全て損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

## (1口当たり情報に関する注記)

	第26期 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)	第27期 (自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)
1口当たり純資産額	93, 067円	92,002円
1 口当たり当期純利益金額	1,703円	1, 169円

(注1) 1口当たり当期純利益金額は、当期純利益金額を期中平均投資口数で除することにより算定しています。 また、潜在投資口調整後1口当たり当期純利益金額については、潜在投資口がないため記載していません。

(注2) 1口当たり当期純利益金額の算定上の基礎は以下の通りです。

	第26期 (自 平成26年6月1日 至 平成26年11月30日)	第27期 (自 平成26年12月1日 至 平成27年5月31日)
当期純利益金額 (千円)	1, 501, 656	1, 111, 834
普通投資主に帰属しない金額 (千円)	_	_
普通投資口に係る当期純利益金額 (千円)	1, 501, 656	1, 111, 834
期中平均投資口数 (口)	881, 447	950, 729

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

## (7) 【附属明細表】

- ① 有価証券明細表
- (1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:千円)

種類	銘柄	券面総額	帳簿価額	未収利息	前払経 過利子	評価額 (注)	評価損益	備考
MMF	JPモルガ ン円建てキ ャッシュ・ リクイ・ファ ンド		1, 000, 083	_	_	1, 000, 083	_	_
合 計	_	1,000,083	1, 000, 083	_	_	1, 000, 083	_	_

<sup>(</sup>注)評価額は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

## ② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

豆八	<b></b>	契約額等	時価(注2)	
区分	<b>種類</b>		うち1年超	时间 (往2)
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	18, 269, 700	18, 269, 700	△130, 778
川場の収りレスクトック収り	金利キャップ取引	33, 957, 000	25, 137, 000	105, 500
승카		52, 226, 700	43, 406, 700	△25, 278

<sup>(</sup>注1) 金利スワップ取引及び金利キャップ取引の残高表示は、想定元本に基づいて表示しています。

<sup>(</sup>注2) 取引先金融機関から提示された価格で評価しています。

(単位:千円)

	資産の種類	当期首残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末残高	当期末 減価償却 累計額	当期 償却額	差引当期 末残高	摘要
	建物	12, 153, 844	26, 229	283, 294	11, 896, 779	3, 093, 419	185, 601	8, 803, 359	
	構築物	71, 302	-	111	71, 191	32, 524	2, 018	38, 666	
	機械及び装置	235, 299	8, 220	2, 867	240, 651	122, 470	7, 279	118, 180	
	工具、器具及び備品	124, 226	6, 095	300	130, 022	67, 817	7, 168	62, 204	
有形	土地	27, 452, 042	-	1, 506, 707	25, 945, 334	-	-	25, 945, 334	
固定	信託建物	41, 050, 370	3, 505, 332	4, 738	44, 550, 964	6, 787, 492	634, 739	37, 763, 471	
資産	信託構築物	288, 274	6, 943	-	295, 217	56, 316	5, 700	238, 900	
	信託機械及び装置	377, 681	35, 549	-	413, 231	145, 566	18, 129	267, 664	
	信託工具、器具及び備品	627, 365	49, 606	590	676, 381	381, 342	37, 555	295, 039	
	信託土地	67, 315, 435	5, 924, 568	-	73, 240, 003	I	-	73, 240, 003	
	小計	149, 695, 842	9, 562, 545	1, 798, 611	157, 459, 776	10, 686, 950	898, 194	146, 772, 826	
無形	借地権	715, 719	1	_	715, 719	-	-	715, 719	
固定	信託借地権	3, 315, 665	-	-	3, 315, 665	1	-	3, 315, 665	
資産	小計	4, 031, 385	1	-	4, 031, 385	1	-	4, 031, 385	
	合計	153, 727, 227	9, 562, 545	1, 798, 611	161, 491, 162	10, 686, 950	898, 194	150, 804, 212	

<sup>(</sup>注1) 千円未満を切り捨てて記載しています。

## 1. 信託建物等の増加

物件名	金額
0f-33 台和上野ビル	1,283,487千円
0f-34 麹町HFビル	300, 253千円
0f-35 HF九段南ビルディング	548, 352千円
Re-75 HF仙台レジデンスEAST	1, 152, 440千円
ii.	+ 3,284,534千円

## 2. 信託土地の増加

物件名	金額
0f-33 台和上野ビル	2, 136, 895千円
Of-34 麹町HFビル	1,060,547千円
Of-35 HF九段南ビルディング	2, 188, 846千円
Re-75 HF仙台レジデンスEAST	538, 279千円
計	5,924,568千円

## 3. 建物等の減少

物件名	金額
0f-14 K C A ビル	286, 574千円
計	286, 574千円

## 4. 土地の減少

物件名	金額
0f-14 K C A ビル	1,506,707千円
計	1,506,707千円

<sup>(</sup>注2) 当期増減額の主要な内訳は以下のとおりです。

- ④ その他特定資産の明細表 該当事項はありません。
- ⑤ 投資法人債明細表 該当事項はありません。

## ⑥ 借入金明細表

								(4-17	.: 十円)
	区 分 借 入 先	当期首残高	当 期 増 加 額	当 期減少額	当 期 末 残 高	平均利率 (%) (注1)	返済期限	使 途	摘要
	オリックス銀行株式会社	480, 000	_	480,000	_	1.12282 (注2)	平成27年5月31日 (注5)		
	株式会社三井住友銀行	760, 000	_	760,000	_		平成27年5月31日		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	760, 000	_	760,000	_	0. 78076	(注5)		
	株式会社三井住友銀行	200, 000	_	200,000	_				
	株式会社あおぞら銀行	200, 000	_	200,000	_	1			
	株式会社りそな銀行	700, 000	_	700,000	_	]	平成27年5月31日		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	700, 000	_	700,000	_	0. 40576	(注5)		
	株式会社新生銀行	200, 000	_	200,000	_	1			
	株式会社みずほ銀行	800,000	-	800,000	_	1			
1年内	株式会社あおぞら銀行	940, 000	_	_	940, 000				
返済予 定の長	株式会社三井住友銀行	940, 000	_	_	940, 000	2. 07258	平成27年10月31日	(注7)	無保証無保証
期借入	株式会社りそな銀行	940, 000	_	-	940, 000	(注2)	(注6)		
金	株式会社三井住友銀行	1, 500, 000	_	_	1,500,000	1. 22946	平成27年10月30日		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1, 500, 000	_	_	1,500,000	(注2)	(注4)		
	株式会社あおぞら銀行	_	1, 000, 000	_	1,000,000				
	株式会社りそな銀行	_	650, 000	_	650,000	]	平成28年5月31日		
	株式会社三井住友銀行	_	650, 000		650, 000	2. 14200	(注4)		
	三井住友信託銀行株式会社	_	1, 000, 000	_	1,000,000				
	株式会社三井住友銀行	_	750, 000		750, 000				
	株式会社あおぞら銀行	_	1, 000, 000		1,000,000	1. 22946	平成28年5月31日 (注4)		
	株式会社りそな銀行	_	750, 000	_	750, 000	(注2) (注4)			
	小計	10, 620, 000	5, 800, 000	4, 800, 000	11,620,000		!		
	株式会社あおぞら銀行	1, 000, 000	_	1,000,000	_				
	株式会社りそな銀行	1, 000, 000	_	1,000,000	_	2. 14200	平成28年5月31日		
	株式会社三井住友銀行	1,000,000	_	1,000,000	_	2.11200	(注4)		
	三井住友信託銀行株式会社	1, 000, 000	_	1,000,000	_			1 (注7) 1	
	株式会社三井住友銀行	2, 525, 000	_	_	2, 525, 000	1. 37946	平成28年10月31日		
長期借入金	株式会社あおぞら銀行	2, 500, 000	_	_	2, 500, 000	(注2)	(注4)		無担保
	株式会社りそな銀行	832, 000	_	_	832, 000				無保証
	株式会社あおぞら銀行	5, 130, 000	_	_	5, 130, 000	1.89206	平成29年10月31日		
	株式会社りそな銀行	1, 000, 000	_	_	1,000,000	(注4)			
	株式会社三井住友銀行	1, 000, 000	_	1, 000, 000	_	1 000 12	W-00/F = 00:0		
	株式会社あおぞら銀行	1,000,000	_	1,000,000	_	1.22946 平成28年5月31日 (注2) (注4)			
	株式会社りそな銀行	1, 000, 000	_	1,000,000	_				

	区分	当期首	当期	当期	当期末	平均利率 (%)	返済期限	使 途	摘要
	借入先	残高	増加額	減少額	残高	(注1)	2 17 79 14	K Æ	JIEJ X
	株式会社三井住友銀行	1,000,000		-	1,000,000	1 07046 75-400/51	T-400E10F01F		
	株式会社あおぞら銀行	1,000,000	_	_	1,000,000	1.37946 (注2)	平成29年10月31日 (注4)		
	株式会社りそな銀行	1, 500, 000	_	_	1, 500, 000				
	株式会社三井住友銀行	895, 000	_	_	895, 000	1 00746	1		
	株式会社りそな銀行	915, 000	-	-	915, 000	1.03746 (注2)			
	株式会社新生銀行	485, 000	_	_	485, 000				
	株式会社三井住友銀行	1, 000, 000	_	_	1, 000, 000				
	株式会社あおぞら銀行	900, 000	-	-	900, 000	1. 13746	平成30年5月31日		
	株式会社りそな銀行	1,000,000	1	-	1,000,000	(注2)	(注4)		
	三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	-	-	1, 000, 000				
	株式会社三井住友銀行	1, 000, 000	_	_	1, 000, 000				
	株式会社あおぞら銀行	1, 000, 000	_	_	1, 000, 000	1. 27946	平成31年10月31日 (注4)		
	株式会社りそな銀行	1,000,000	_	_	1,000,000	(注2)			
	株式会社新生銀行	500, 000	_	_	500,000				
	株式会社三井住友銀行	3, 070, 000	_	_	3, 070, 000		平成32年3月31日 (注4)	(注7)	
	株式会社りそな銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1.07946 (注2)			
	みずほ信託銀行株式会社	2,000,000	-	-	2,000,000	(任2)			
長期 借入金	みずほ信託銀行株式会社	1, 230, 000	-	-	1, 230, 000	1. 20000	平成32年10月30日 (注4)		無担保無保証
	野村信託銀行株式会社	985, 000	_	_	985, 000		平成29年5月31日		
	三菱UFJ信託銀行株式会社	985, 000		_	985, 000	0.60531	(注4)		
	株式会社三井住友銀行	900, 000		_	900,000				
	株式会社あおぞら銀行	1,000,000	_	_	1,000,000		平成32年10月31日		
	株式会社りそな銀行	900, 000	_	_	900, 000	1. 20000	(注4)		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1, 700, 000	_	_	1, 700, 000				
	株式会社日本政策投資銀行	1, 000, 000	I	ı	1, 000, 000	1. 46168	平成33年5月31日 (注4)		
	株式会社三井住友銀行	631, 700	_	_	631, 700				
	株式会社あおぞら銀行	623, 700	_	_	623, 700				
	株式会社りそな銀行	313, 000	-	-	313, 000		平成33年5月31日		
	株式会社三菱東京UFJ銀行	425, 000	1	-	425, 000	1. 16000	(注4)		
	みずほ信託銀行株式会社	1, 786, 700	-		1, 786, 700				
	三井住友信託銀行株式会社	928, 600		_	928, 600				
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,000,000	-	-	1,000,000	1. 20000	平成33年10月31日 (注4)	-	
	オリックス銀行株式会社	800, 000	_	_	800,000	0.75000	平成31年5月31日 (注4)		

	区 分	当 期 首 残 高	当期増加額	当期減少額	当期末	平均利率(%)	返済期限	使 途	摘要	
	借 入 先 株式会社三井住友銀行	100,000		_	100,000	(注1)	(注1)			
					· ·					
	農林中央金庫	1, 477, 000	_	_	1, 477, 000	0. 60818	平成31年5月31日 (注4)			
	株式会社福岡銀行 損害保険ジャパン日本興亜株	485, 000	_	_	485, 000					
	式会社	469, 000	_	_	469, 000					
	株式会社三井住友銀行	400,000	_	_	400,000					
	株式会社あおぞら銀行	500,000	_	_	500, 000	1. 13640	平成34年10月31日			
	みずほ信託銀行株式会社	1,000,000	_	_	1,000,000	1.13040	(注4)			
	株式会社福岡銀行	500,000	_	_	500,000					
	株式会社三井住友銀行	_	500,000	_	500,000					
	三井住友信託銀行株式会社	_	200, 000	_	200,000	0. 48071				
	株式会社福岡銀行	_	200, 000	_	200,000		平成30年5月31日 (注4)			
	三菱UFJ信託銀行株式会社	_	200, 000	_	200, 000					
	株式会社七十七銀行	_	200, 000	_	200, 000					
	株式会社三井住友銀行	_	400, 000	_	400,000		平成30年10月31日 (注4)	(注7)	無担保	
長期	株式会社あおぞら銀行	_	100,000	_	100,000				無保証	
借入金	三井住友信託銀行株式会社	_	200, 000	_	200, 000	0. 53071				
	株式会社福岡銀行	_	200, 000	_	200,000	0.55071				
	三菱UFJ信託銀行株式会社	_	200, 000	_	200, 000					
	株式会社七十七銀行	_	200, 000	_	200, 000					
	株式会社日本政策投資銀行	_	900, 000	_	900, 000	1. 24348	平成34年10月31日 (注4)			
	株式会社三井住友銀行	_	500, 000	_	500,000	0. 48000	平成31年5月31日			
	株式会社あおぞら銀行	_	200, 000	_	200, 000	0. 10000	(注4)			
	オリックス銀行株式会社	_	480, 000	_	480, 000	0. 73000	平成33年10月31日 (注4)			
	株式会社三井住友銀行	_	460, 000	_	460,000					
	株式会社りそな銀行	_	700, 000	_	700, 000					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	_	1, 460, 000	_	1, 460, 000	0.88000	平成35年5月31日 (注4)			
	株式会社新生銀行	_	200, 000	_	200, 000					
	株式会社みずほ銀行	_	800,000	_	800,000					
	小計	58, 391, 700	8, 300, 000	7,000,000	59, 691, 700					
	合計	69, 011, 700	14, 100, 000	11,800,000	71, 311, 700					

<sup>(</sup>注1) 平均利率は、期中の加重平均を記載しています。なお、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、平均利率にその効果を勘案して記載しています。

- (注2) 金利上昇リスクを回避する目的で金利キャップを購入しています。
- (注3) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年ごとの返済予定額は下記のとおりです。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
長期借入金 (千円)	10, 122, 000	14, 830, 000	5, 331, 000	9, 570, 000

<sup>(</sup>注4) 元本返済期限に一括返済する予定です。

- (注5) 最終の返済期限に返済しています。
- (注6) 約定返済分についてはすでに全額返済しており、残額である当期末残高を最終の返済期限に返済する予定です。
- (注7) 資金の使途は、いずれも不動産信託受益権若しくは不動産の取得資金又は有利子負債の借換資金です。

# 2 【投資法人の現況】

# 【純資産額計算書】

(平成27年5月31日現在)

I	資産総額	165, 397, 378, 906円
П	負債総額	77, 889, 032, 073円
Ш	純資産総額 (I – II)	87, 508, 346, 833円
IV	発行済投資口の総口数	951, 147 □
V	1口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	92,002円

<sup>(</sup>注) 1口当たり純資産額は、記載未満の桁数を切り捨てて表示しています。

## 第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	発行口数	買戻し 口数	発行済投資 口の総口数
第22期(平成24年6月1日~平成24年11月30日)	_	_	_	695, 897 □
第99世 (東京4年19日1日 - 東京5年5日91日)	平成24年12月11日	(注2)90,500口	_	786, 397 □
第23期(平成24年12月1日~平成25年5月31日)	平成25年1月9日	(注3)9,050口	_	795, 447 □
第24期(平成25年6月1日~平成25年11月30日)	_	_	_	795, 447 □
第25期(平成25年12月1日~平成26年5月31日)	平成25年12月16日	(注4)81,900口	_	877, 347 □
第25期(平成25年12月1日~平成26年5月31日)	平成26年1月15日	(注5)4,100口		881, 447 □
第26期(平成26年6月1日~平成26年11月30日)	_	_		881, 447 □
第27期(平成26年12月1日~平成27年5月31日)	平成26年12月1日	(注6)66,400口	_	947, 847 □
第27期(平成26年12月1日~平成27年5月31日)	平成26年12月24日	(注7)3,300口		951, 147 □

- (注1) 本邦外における販売又は買戻しの実績はありません。
- (注2) 1 口当たり発行価格54,600円(発行価額52,640円)にて、3個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行(公募)を行いました。
- (注3) 1 口当たり発行価額52,640円にて、(注2)の公募による追加発行に伴い、SMBC日興証券株式会社を割当先とする新投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。
- (注4) 1 口当たり発行価格70,785円 (発行価額68,316円) にて、3 個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行(公募) を行いました。
- (注5) 1 口当たり発行価額68,316円にて、(注4)の公募による追加発行に伴い、SMBC日興証券株式会社を割当先とする新投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。
- (注6) 1 口当たり発行価格86,790円 (発行価額83,852円) にて、4 個の不動産信託受益権取得資金の調達を目的とする投資口の追加発行(公募) を行いました。
- (注7) 1 口当たり発行価額83,852円にて、(注6)の公募による追加発行に伴い、SMBC日興証券株式会社を割当先とする新投資口の追加発行(第三者割当)を行いました。

# 第7【参考情報】

当計算期間の開始日から、本有価証券報告書提出日までの間に以下の書類を関東財務局長に提出しました。

平成27年2月25日 有価証券報告書 第26期(自平成26年6月1日 至平成26年11月30日)

平成27年2月25日 訂正発行登録書

#### 独立監査人の監査報告書

平成27年8月26日

平和不動産リート投資法人 役員会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 羽太 典明 印

業務執行社員

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久野 佳樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている平和不動産リート投資法人の平成26年12月1日から平成27年5月31日までの第27期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、平和不動産リート投資法人の平成27年5月31日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本投資法人(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。